

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の
一部を改正する省令案等に対する意見募集結果

2025年3月11日

総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報流通適正化推進室

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集で寄せられた意見

○ 意見募集期間:2024年12月20日(金)~2025年1月23日(木)

○ 意見提出数:417件 ※意見提出数は、意見提出者数としています。

(五十音順、敬称略)

	意見提出者		意見提出者
1	明日香村住民課	15	一般社団法人日本音楽制作者連盟
2	阿南市人権・男女共同参画課	16	一般社団法人日本民間放送連盟
3	綾川町住民生活課	17	一般社団法人山口県人権啓発センター
4	綾部市市民環境部人権啓発推進室人権推進課	18	臼杵市部落差別解消推進・人権啓発課
5	安堵町人権・同和問題啓発活動推進本部	19	X Corp.Japan 株式会社
6	伊賀地区差別撤廃連協	20	NPO 法人人権センターながの
7	一般財団法人大阪府人権協会	21	エンターテイメント表現の自由の会
8	一般財団法人部落解放・人権研究所「ネットと部落差別」	22	大分県下人権・同和対策連絡協議会
9	一般社団法人クリエイターエコノミー協会	23	大分県市町村職員共済組合事務局職員労働組合
10	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会	24	大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課
11	一般社団法人新経済連盟	25	大分市人権・同和対策課
12	一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構	26	大分市人権啓発センター
13	一般社団法人日本インタラクティブ広告協会	27	大分市人権同和対策課旭町文化センター
14	一般社団法人日本音楽事業者協会	28	大阪市水道労働組合

(五十音順、敬称略)

	意見提出者		意見提出者
29	大阪同和・人権問題企業連絡会	47	観音寺市
30	大阪府	48	北九州市同和教育研究協議会
31	大阪府教職員組合	49	北九州人権フォーラム 21
32	大淀町役場人権住民保険課人権施策推進室	50	京都市文化市民局共生社会推進室
33	海南市総務部市民交流課	51	京都府人権啓発推進室
34	香川県香川郡直島町	52	京都府福知山市
35	香川県善通寺市	53	グーグル合同会社
36	香川県総務部人権・同和政策課	54	玖珠町人権確立・部落差別解消推進課
37	香川県仲多度郡琴平町企画防災課人権同和室	55	国東市人権啓発・部落差別解消推進課
38	香芝市市民協働課	56	黒滝村役場住民生活課
39	橿原市企画戦略部人権政策課	57	高知県職員連合労働組合
40	葛城市市民生活部人権政策課	58	高知市
41	河南町住民部人権男女共同社会室	59	国鉄労働組合高崎地方本部
42	カバー株式会社	60	御所市
43	株式会社 CBC テレビ	61	埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課
44	株式会社 TBS テレビ	62	埼玉県人権教育研究協議会
45	上北山村住民課	63	埼玉県人権啓発企業連絡会
46	川西町住民保険課	64	埼玉県杉戸町人権・男女共同参画推進課

	意見提出者		意見提出者
65	佐伯市福祉保健企画課	83	中部日本放送株式会社
66	佐賀部落解放研究所事務局	84	津久見市人権尊重・部落差別解消推進室
67	佐久市	85	天川村
68	さぬき市	86	同和問題・解決(部落解放)・人権政策確立要求千早赤阪村実行委員会
69	三郷町	87	同和問題・人権政策確立茨木実行委員会
70	自治労愛知県本部	88	同和問題解決(部落解放)・人権政策確立要求大阪狭山実行委員会
71	自治労高知県本部	89	同和問題解決(部落解放)・人権政策確立要求河南町実行委員会
72	自治労社会保険関係労働組合連合	90	同和問題解決(部落解放)・人権政策確立要求河内長野実行委員会
73	自治労兵庫県本部	91	同和問題解決(部落解放)・人権政策確立要求太子実行委員会
74	新宮市	92	十津川村
75	新発田市	93	土庄町住民環境課
76	スマートニュース株式会社	94	長野県須坂市
77	全労働省労働組合大阪職安支部	95	奈良県生駒市人権施策課
78	曾爾村教育委員会	96	奈良県広陵町
79	高取町人権・同和問題啓発推進本部	97	奈良県五條市すこやか市民部人権施策課
80	高山村	98	奈良県磯城郡田原本町
81	立川市職員労働組合	99	奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会
82	多度津町	100	奈良県地域創造部人権施策課

	意見提出者		意見提出者
101	奈良県吉野郡川上村役場住民課	119	部落解放同盟神奈川県連合会伊勢原支部
102	新潟県人権・同和センター	120	部落解放同盟神奈川県連合会川崎支部
103	野迫川村役場住民課	121	部落解放同盟神奈川県連合会秦野支部
104	東かがわ市	122	部落解放同盟神奈川県連合会横須賀支部
105	東吉野村人権・同和問題啓発活動推進本部	123	部落解放共闘福岡県民会議
106	日出町住民生活課人権尊重・部落差別解消推進室	124	部落解放同盟京都市協議会
107	日田市市民環境部人権・部落差別解消推進課	125	部落解放同盟京都府連合会
108	広川町役場	126	部落解放同盟京都府連合会福知山地区協議会
109	福岡人権・同和教育研究協議会	127	部落解放同盟黒原本町支部
110	部落解放群馬県民共闘会議	128	部落解放同盟高知市連絡協議会
111	部落解放同盟朝倉地区協議会	129	部落解放同盟埼玉県連合会
112	部落解放同盟大阪府連合会生江支部	130	部落解放同盟埼玉県連合会大里郡市協議会
113	部落解放同盟大阪府連合会向野支部	131	部落解放同盟佐賀県連合会
114	部落解放同盟小倉地区協議会	132	部落解放同盟佐賀県連合会伊万里支部
115	部落解放同盟小郡市連絡協議会	133	部落解放同盟佐賀県連合会相知支部
116	部落解放同盟小千谷支部	134	部落解放同盟佐賀県連合会鹿島支部
117	部落解放同盟小布施町協議会	135	部落解放同盟佐賀県連合会北波多支部
118	部落解放同盟神奈川県連合会	136	部落解放同盟佐久市協議会

	意見提出者		意見提出者
137	部落解放同盟島根県連合会	155	部落解放同盟奈良県連合会横井支部
138	部落解放同盟上越支部	156	部落解放同盟新潟県連合会
139	部落解放同盟新発田住吉支部	157	部落解放同盟兵庫県連合会伊丹支部
140	部落解放同盟須高地区協議会	158	部落解放同盟兵庫県連合会前坂支部
141	部落解放同盟須坂市協議会	159	部落解放同盟広島県連合会
142	部落解放同盟関川支部	160	部落解放同盟福岡県連合会
143	部落解放同盟筑後地区協議会	161	部落解放同盟群馬県連合会
144	部落解放同盟筑後地区協議会上北島支部	162	部落解放同盟三木市支部連絡協議会
145	部落解放同盟筑後地区協議会久留米市連絡協議会	163	部落解放同盟湯ノ沢支部
146	部落解放同盟智頭町協議会	164	部落解放同盟和歌山県連合会
147	部落解放同盟中央本部	165	部落解放同盟大阪府民共闘会議
148	部落解放同盟徳島県連合会	166	豊後大野市人権・部落差別解消推進課
149	部落解放同盟鳥取県連合会	167	豊後高田市人権啓発・部落差別解消推進課
150	部落解放同盟鳥取市協議会	168	別府市共生社会実現・部落差別解消推進課
151	部落解放同盟中条支部	169	三重県環境生活部人権課
152	部落解放同盟長野県連合会	170	三木市教職員組合
153	部落解放同盟奈良県連合会	171	三郷市総務部人権・男女共同参画課
154	部落解放同盟奈良県連合会東之阪支部	172	三豊市

	意見提出者
173	村上市
174	大和郡山市
175	大和高田市市民生活部人権施策課
176	LINE ヤフー株式会社
177	和歌山県
178	和歌山県有田郡湯浅町
179	和歌山県教育庁教育総務局人権教育推進課
180	和歌山県串本町住民課
181	和歌山県子ども会連絡協議会
182	新宮市教育委員会生涯学習課
183	和歌山県田辺市人権推進課
184	和歌山県橋本市
185	和歌山県広川町教育委員会
186	和歌山県和歌山市人権同和施策課
	弁護士（7件）
	個人（221件）
	※公表を希望しない団体からの意見が3件

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見及びこれに対する考え方(案)

※寄せられた意見を類型化した上で、主な意見を掲載しています。

1. 総論	
意見 1-1 インターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模特定電気通信役務提供者に対し、対応の迅速化および運用状況の透明化に係る措置を義務づけることに賛同	考え方 1-1
<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模特定電気通信役務提供者に対し、対応の迅速化および運用状況の透明化に係る措置を義務づけることに賛同します。 ・ 本省令改正およびガイドライン制定の趣旨と制度が広く国民に周知されるとともに、法および省令に基づき、総務省において実効性のある措置が行われることが必要です。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>本省令案及びガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット上の違法・有害情報の拡散は、国民の生活に重大な影響を与えるものであり、対処するための制度を整備したうえで確実に実行していくことが必要です。プラットフォーム事業者には、自社のサービスに組み込まれた拡散促進機能、レコメンデーション機能、ターゲティング広告機能、こうした機能を支えるアルゴリズムによって違法・有害情報が流通・拡散する影響とリスクを自ら適切に把握した上で、一定の責任を果たすことが期待されます。インターネット上の違法・有害情報への対処、その拡散による被害の早期回復のために、大規模特定電気通信役務提供者に対して対応の迅速化および運用状況の透明化に係る措置を義務づけることは重要な意義があり、賛同します。 <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>	<p>本省令案及びガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>大規模特定電気通信役務提供者に対し、対応の迅速化と運用状況の透明化に係る措置を義務づけることに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】</p>	
<p>今回の法律施行により、部落差別をはじめとする差別書き込みや誹謗中傷等が一掃され、苦しい思いをする</p>	

<p>被害者が出ないことを期待するとともに、法律の実効性が発揮されることを願っています。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 1-2 違法アップロード対策について、積極的な協力を促す施策を推進すべき</p>	<p>考え方 1-2</p>
<p>・ 違法アップロード対策にかかる権利者側の人的・経済的負担は大きく、大規模特定電気通信役務提供者について、▽法的責任範囲の再検討、▽違法アップロード対策へのさらなる対応義務(削除対応をさらに迅速化すること、明らかに違法なコンテンツがアップロードされた場合は権利者からの削除要請を待たずに削除すること、違法アップローダーの再アップロード防止を強化すること、そもそもユーザーが違法なアップロードやその利用を行わないようプラットフォーム事業者自身が取り組む、等)を課す一など、積極的な協力を促す施策を推進することを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>頂いた御意見については、関係省庁とも連携しつつ、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>・ 放送コンテンツにおける違法アップロード対策のために放送事業者が担っている人的・経済的な負担は大きいため、大規模特定電気通信役務提供者について、※削除の対応を迅速化する・※明らかな違法コンテンツがアップロードされた場合、削除要請を待たずに自主的に削除する・※違法アップロードの再アップロード防止を強化するなど、行政からより積極的な対応を促すことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>	
<p>放送局にとって自社制作コンテンツは貴重な財産であり、違法アップロード動画の拡大や、公式アカウントと見間違えるような偽アカウントを生成した上での違法アップロード動画の配信は、機会損失に繋がりがかねません。また、違法アップロード動画や偽アカウントの監視、削除申請はローカル放送局にとっては負担も大きく、その存在に気づくことが出来ないケースもあると考えます。申出への対応体制の整備等、申出をする側の努力ありきの対応策を整備するだけでなく、プラットフォーム事業者自らが取り組む対策の強化(再アップロード防止策の徹底等)を推進する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】</p>	
<p>意見 1-3 不服申立てを行える制度の導入を検討すべき</p>	<p>考え方 1-3</p>
<p>・ 被侵害者がプラットフォーム事業者の対応に疑義がある際には、不服申し立てを行える制度の導入を検討する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

<p>・ プラットフォーム事業者の対応に対して被侵害者が疑義がある場合に、不服申し立てを行うことができる制度の導入も、検討するべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>	
<p>意見 1-4 施行後も本法令に基づく規制の合理性を担保し続けられるよう、規制対象となる事業者との対話を継続して行なっていくべき</p>	<p>考え方 1-4</p>
<p>本法令が事業者を求めるコンテンツモデレーションは、その手法や製品の仕様のイノベーションにより絶えず進化し、対処すべき問題の多様性も相まって、極めて流動的な分野です。また、今後の実務運用を行っていく過程でさまざまな知見を得ることも期待できます。それらを踏まえ、施行後も本法令に基づく規制の合理性を担保し続けられるよう、規制対象となる事業者との対話を継続して行なっていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 1-5 大規模なプラットフォーム事業者がこの法律を遵守するよう、毅然とした態度で執行していただきたい</p>	<p>考え方 1-5</p>
<p>本法は、プロ責法の時と比べ、罰則規定があることが評価できます。また、権利侵害情報に対する削除対応が迅速となるよう、14日以内に削除を申し出た者に削除するか否か、その理由を通知しなければならないことが書かれており、この点が素晴らしいと思います。FacebookやX、ティックトック等の、海外情報プラットフォーム事業者に対しても、この法律を遵守するよう、強い取り組みをお願いしたいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本省令案及び本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>本法においては、権利侵害情報に対する削除対応の迅速化として、「一定期間内(14日)に削除を申し出た者に削除するか否か、その理由を通知しなければならない」と明記されているが、この「一定期間」が大規模プラットフォーム事業者に遵守され、迅速な対応がなされるよう、毅然とした態度で執行していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>本法においては、権利侵害情報に対する削除対応の迅速化として、「一定期間内(14日)に削除を申し出た者に削除するか否か、その理由を通知しなければならない」と明記されていますが、この「一定期間」が大規模プラットフォーム事業者に遵守され、迅速な対応がなされるよう、毅然とした態度で執行されますことをお願いいたします。</p> <p>本法律の施行により、悪質な差別書込みや誹謗中傷が一掃され、被害者が出ない明るく健全なインターネット環境が整備されますことを期待しております。</p>	

<p style="text-align: right;">【個人】</p> <p>本法律におきましては、権利侵害情報に対する削除対応の迅速化として、「一定期間内(14日)に削除を申し出た者に削除するか否か、その理由を通知しなければならない」と明記されておりますが、この「一定期間」が大規模プラットフォーム事業者に遵守され、迅速な対応がなされるよう、毅然とした態度で執行していただくことを要望いたします。</p> <p>本法が施行されることにより、悪質な差別書き込みや誹謗中傷が一掃され、被害者が出ない健全なインターネット環境が整備されますことを期待しております。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 1-6 中小プラットフォームやウェブ管理者も適用対象に含めるべき</p>	<p>考え方 1-6</p>
<p>この法律の対象は、大規模プラットフォーム事業者であり、中小のプラットフォーム事業者やWEB管理者等は法の対象外となっていると思います。また、削除基準がプラットフォーム事業者によって異なるので、法施行後は運用状況の集約や検証をしっかりと行ってほしいと考えます。</p> <p>また、将来的には共通した削除基準を作成し、中小プラットフォーム事業者を含む通信業界全体で共有されるようにしていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>■中小のプラットフォーム事業者への対応</p> <p>インターネット上での誹謗中傷や不当な差別的言動などの権利侵害は、プラットフォームの規模に関わらず発生する問題であることから、中小のプラットフォーム事業者においても、権利侵害への適切な対応が行われるよう、明記してください。</p> <p>本法案に関する衆議院及び参議院の附帯決議において、中小のプラットフォーム事業者等においても、投稿による権利侵害への対応が自主的・積極的に行われるよう、必要な施策を講じることとされています。</p> <p style="text-align: right;">【大阪府】</p>	
<p>法律の施行による大規模プラットフォーム事業者の権利侵害情報等の措置の実施状況及びインターネット上の誹謗中傷等の違法有害情報の流通状況等を勘案し、現行法で対象外となっている中小プラットフォーム事業者等への適用及びガイドラインについても必要な見直しを行うこと。</p> <p>被侵害者が特定できない、あるいは被侵害者が多数となる、様々な事情から被侵害者個人が削除申出をできない場合も想定されるため、被侵害者の利害関係人や関係する団体からの削除申出に対しても受け付け</p>	

対応すること。

【埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課】

本法の対象は、大規模プラットフォーム事業者であり、中小のプラットフォーム事業者やWEB管理者等は法の対象外となっております。また、削除基準につきましても、プラットフォーム事業者ごとに大きく異なってくるが見込まれます。

つきましては、法施行後は運用状況の集約及び検証を行い、将来的には共通した削除基準や規律が、中小プラットフォーム事業者を含む通信業界全体で共有されるよう対策を講じていただければ幸いです。

また、本法においては、権利侵害情報に対する削除対応の迅速化として、「一定期間内(14日)に削除を申し出た者に削除するか否か、その理由を通知しなければならない」と明記されておりますが、この「一定期間」が大規模プラットフォーム事業者に遵守され、迅速な対応がなされるよう、毅然とした態度で執行されますことをお願い申し上げます。

本法律の施行により、悪質な差別書込みや誹謗中傷が一掃され、被害者が出ない明るく健全なインターネット環境が整備されますことを期待しております。

【大分市人権啓発センター】

情報流通プラットフォーム対処法が対象とする事業者は、大規模プラットフォーム事業者であるため、中小のプラットフォーム事業者やWEB管理者等は法の対象外となっている。

また、削除基準の内容がそれぞれのプラットフォーム事業者によって異なることから、法施行後は運用状況の集約及び検証を行い、将来的には共通した削除基準や規律が、中小プラットフォーム事業者を含む通信業界全体で共有されるよう努めていただきたい。

【玖珠町人権確立・部落差別解消推進課】

本法律では、中小規模の情報流通プラットフォーム事業者が対象となっていないこと。法施行までに全ての大規模情報流通プラットフォーム事業者において、削除基準に「識別情報の摘示」「賤称語」などの権利侵害情報が盛り込まれるかなどの課題が残っていると考えます。

全ての情報流通プラットフォーム事業者において、「識別情報の摘示」をはじめとした権利侵害情報が削除基準に盛り込まれるよう要望します。

【日出町住民生活課人権尊重・部落差別解消推進室】

インターネット上の投稿には様々なものがありますが、中には個人の尊厳を著しく傷つける人権侵害行為とさ

れるものも多く投稿されています。障がいのある方に対するもの、特定の国や地域の方に対するもの、性的少数者に対するもの、被差別部落に対するものなど様々なものがありますが、決して許されるべきものではありません。法律の施行を機に、悪質な差別投稿や誹謗中傷のない、あらゆる差別が解消された社会となることを期待しています。

法律では、被侵害者から削除の申し出があった場合、調査の結果に基づき削除するか否かを判断し、14日以内の総務省令で定める期間内に通知しなければならないとされています。権利侵害情報に対する削除対応の迅速化のため定められているものであり、被害の拡大を抑えるためにも必要なものでありますので、事業者がこれを遵守するよう通知や指導等を的確に行っていただくよう強く要望します。

また、大規模事業者を対象としたもので中小事業者は対象外となっていること、削除基準も事業者によって異なり対応もまちまちであることから、通信業界全体としての統一的な対応がとられない恐れがあります。法施行後の運用状況の検証等を確実に実施し、中小の事業者を含む通信業界全体での取り組みとなるよう対応していただきたいと考えます。

【津久見市人権尊重・部落差別解消推進室】

根拠のない部落差別問題は、今を生きる私たちの社会に残り続けています。近年はインターネットによる人権侵害事象があふれており、とりわけ「全国部落調査復刻版出版事件」については出自をアウティングする悪質なものです。2024年6月に出された裁判判決にのっとり、同和地区に関する識別情報などその他部落差別につながるような書き込みの送信を防止しなければならないと考えます。また、本法の対象についてですが、対象外となっている中小プラットフォーム事業者やウェブ管理者についても対象となるようよろしくお願いいたします。

次に、本法においては、権利侵害情報に対する削除対応の迅速化として、「一定期間内(14日)に削除を申し出た者に削除するか否か、その理由を通知しなければならない」と明記されていますが、この「一定期間」が大規模プラットフォーム事業者に遵守され、迅速な対応がなされますよう、毅然とした態度で執行して下さることを切に願っております。

さらに、先日アメリカにおいてメタ社がファクトチェックを廃止するという衝撃的な発表がありましたことに強い懸念を抱いております。これにより、真偽不明の情報がさらにあふれ、次々と拡散してしまう恐れを危惧します。今後とも、情報流通の適正化をめざして効果的な対策を進めてくださるとありがたく存じます。

本法律の施行により、悪質極まりない差別書き込みで苦しく辛い思いをし、人権侵害される人が出ないように、誰にとっても健全なインターネット環境が整備されることを大いに期待しております。どうぞよろしくお願ひします。

【個人】

意見 1—7 事業者が積極的に対応できるよう、関係機関との連携や協議を盛り込み、取り組みを促進すべき

考え方 1—7

権利侵害の問題について、個人や団体、当事者・支援者なども含めた市民社会が、この解決に向けて活動してきた。法務省や総務省、地方自治体なども、市民社会に寄り添い、事態の打開のために取り組みをすすめた。プラットフォーム事業者も、できる限りの対応で、解決に挑んでいる。あらゆる主体が権利侵害情報をなくすために努力している。市民社会、行政、事業者のだけれども、ネットでの権利侵害を無くすことができるよう、願っているはずだ。皆、同じ思いで、健全な社会建設のために取り組んでいる。

だが、法的な取り決めなしに、根本的な解決は難しく、情報流通プラットフォーム対処法ができた。(2)のガイドライン案で侵害情報調査専門員を「弁護士等の法律専門家」とすること、第26条ガイドライン案で「個別法の規定で差止請求が認められる場合」など示され、このような具体的な取り決めがあれば、事業者も発信防止措置が取りやすくなる。個人の権利侵害には、効果が期待されるころだ。これまでの取り組みを支持し、さらに強化・発展させるために協力する立場で、今回示されたすべての案に賛同する。そのうえで意見したい。

差別など「悪意ある情報」の課題で言えば、これまではその解決のために裁判がおこなわれ、被害回復での判断がなされたが、時間的・経済的な負担が大きかった。今後、憲法や国際人権法、個人人権法などをもとにして、事業者で配置される侵害情報調査専門員が、最終的な判断をすることとなる。この点では、(3)の第26条に関するガイドライン案では、「条理上の義務があると認められる場合」があると根拠づけ、事業者が送信防止措置を果たすべきだと示している。

この法律の付帯決議では第三者機関を設け、判断について事業者を助ける仕組みの必要性が示された。差別の課題は一律な基準を設けて線引きして対処することは難しい。ケースによっては、侵害情報調査専門員が「より詳しく事情を知りたい」と希望することもあるだろう。今、第三者機関はできていないため、当事者団体のほか、当事者支援の専門家や当事者に近い学識経験者、当事者に寄り添った対応をする行政など、当事者を中心に置きながら活動する各種機関への相談を、ケースごとに実施する必要がある。事情をよく知る相談先の紹介があれば、判断に困った侵害情報調査専門員も、安心して支援をうけることができる。

頂いた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

例えば、(2)のガイドライン案では、各事業者の侵害情報調査専門員がどのように判断するかで、事業者間での対処が違ってくる。特に、地域性のある部落差別の課題では「何が部落の地名にあたるのか」、地元でしか判断できない場合もある。地元の都道府県などとの対話・相談など、産官学民の各種機関で連携して乗り越えることができないか、模索するべきだ。「識別情報の摘示」の削除を求め、当事者も地元行政なども経験を積んできた。事業者と関係機関との対話で、相互理解が可能となるはずだ。

総務省はその点で、事業者と関係機関の間をとりもつなど調整するべきだ。これを国の役割として省令やガイドラインに盛り込むことを求めたい。実際に判断をおこない、発信防止措置を実施する事業者を、市民や行政等で支えなければ、侵害情報への対処はすすまない。被害の回復の第一歩は、まざれもなく侵害情報の送信防止措置である。事業者がこれを実施しやすくするために、対話しながら取り組みをすすめ、事例を積み上げて実効性を高めなければならない。

今後は、課題を乗り越えていく運用のプロセスが重要となってくる。工夫には際限がない。各々で知恵を出しあって、できる対策を順次、講じていき、ネットでのあらゆる権利侵害の課題を解消していくべきだ。事業者が積極的に対応できるよう、関係機関との連携や協議を盛り込み、取り組みを促進させる省令・ガイドラインとなっているか、今一度、再考されたい。

【部落解放同盟京都府連合会】

2. 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

2-1. 第1条(用語)

意見 2-1-1 特定の単語や表現をキーワードとして送信防止措置を実施する場合、「人工知能関連技術」に含まれるのか

考え方 2-1-1

「人工知能関連技術」とは、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会(第2回)資料2-2-1p.15第4号関連にいう「自動化手段」と同義でしょうか。

特定の単語や表現をキーワードとして送信防止措置を実施する場合、「人工知能関連技術」に含まれるのか明らかではなく、ガイドラインにおいて解説いただきたく存じます。

【LINEヤフー株式会社】

施行規則第2条第3号に定義する「人工知能関連技術」は、AIを意味するものです。よって、「特定の単語や表現をキーワードとして送信防止措置を実施する場合」に、AIを用いている場合には、「人工知能関連技術」を用いた送信防止措置に該当するものと考えます。

御意見を踏まえ、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン」9ページ目に上記旨を追記します。

2-2. 第8条(大規模特定電気通信役務提供者の指定)

意見 2-2-1 大規模特定電気通信役務提供者の指定に当たり、適当な要件が規定されている

考え方 2-2-1

「大規模特定電気通信役務提供者」の指定については、サービスの利用規模の実態を踏まえて指定される必要がある。そして、サービスの利用規模については、当該サービスのアクセス数を基準とするのが妥当と考えられることから、発信者に「準ずる者」について、閲覧のみしている利用者についても対象とすることに賛成する。

「平均月間発信者数」の算定における閾値の設定については、我が国で現に誹謗中傷等の被害が報告されている主要なプラットフォームが対象とされる必要がある。この点で、「1000万」という閾値は、我が国で現に誹謗中傷等の被害が報告されている主要なプラットフォームが対象になるものといえ、諸外国における国際

本省令案に対する賛同の御意見として承ります。
なお、「平均月間発信者数」は、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン(案)」2ページに記載のとおり、平均月間アクティブユーザ数を意味するものです。

大規模特定電気通信役務提供者の指定に当たっては、欧

<p>基準とも整合するものであることから賛成する。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本音楽事業者協会】</p>	<p>州等の諸外国における動向等を踏まえ、平均月間アクティブユーザ数を要件として採用しています。</p>
<p>権利侵害情報の流通実態に鑑み、大規模特定電気通信役務提供者事業者の指定対象から、不特定者間の交流を目的とするサービスであって他のサービスに付随して提供されるものではないサービスを除くことに賛成である。</p> <p style="text-align: center;">【スマートニュース株式会社】</p> <p>欧州のデジタルサービス法においても、VLOPsとして指定されるのは、4500万人（欧州域内の人口の約1割）以上の利用者があるプラットフォームである。したがって、日本においては、平均月間利用者数1000万人で線を引くことが適切であると考えます。</p> <p>また、平均月間延べ発信者数についても、閾値が高すぎると、必要な者を指定することができず、閾値が低すぎると、閾値を設けた意味がなくなってしまう。したがって、施行に当たっては、現時点でのデジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会における議論を踏まえ、平均月間投稿数200万件で線を引くことが適切であると考えます。なお、インターネット上の違法・有害情報の流通状況は随時変動するものであることから、この閾値については、今後の動向等を踏まえ、適時適切に見直すことをご検討いただきたい。</p> <p>その他の要件についても、法第20条以下の規定が違法・有害情報への対策を目的としたものであることや、「大規模」特定電気通信役務提供者のみを指定対象としていること等の立法趣旨を踏まえれば、適当な要件が規定されていると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【弁護士】</p>	<p>本省令案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、施行規則(案)第8条第6項第2号では、「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものであって前号の特定電気通信役務に専ら付随的に提供されるもの」と規定されています。</p> <p>本省令案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>権利侵害情報が流通した場合の被害の大きさや表現の自由に与える影響を考慮すると、相当程度の規模以上の者に限定すべきであるところ、第3項において平均月間発信者数の閾値を1000万とすることは、電気通信事業法の媒介相当電気通信役務の例などを踏まえると、妥当なものであると考えられる。</p> <p style="text-align: center;">【弁護士】</p> <p>権利侵害情報が流通した場合の被害の大きさや表現の自由に与える影響を考慮すると、相当程度の規模以上の者に限定すべきである。平均延べ発信者数については電子掲示板等のケースを念頭に置いたものであると考えられるところ、第5項は施行時の閾値の設定としては妥当なものであると思われるが、電子掲示板の利用状況等の実態はSNS等と比べると十分に明らかになっていないものと思われることから、施行後の状況も</p>	<p>本省令案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>本省令案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>

<p>踏まえて今後適時に見直しを行うことが適切である。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<p>各種ウェブサービスのコメント欄において権利侵害が発生することも十分に考えられることから、施行後の状況等も踏まえつつ、将来的には見直しを行うことも考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の発信から受信に至るまでの流通に伴う権利侵害が重大なものになり得る特定電気通信役務を対象を限定するという観点からは、「大規模特定電気通信役務」該当性に関する閾値は、「平均月間発信者数」及び「平均月間延べ発信者数」ともに、施行当初の数値設定としては適当。 ・ もっとも、人口動態や社会における特定電気通信役務の利用状況等に依存する数値であることから、施行後も継続的に見直しを行うことが重要。 <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> <p>本省令案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 2-2-2 想定している事業者・サービスが当初の想定以上に広がることは厳に避けるべきであり、規制対象に関する要件・規定については、立法事実を照らし、慎重に議論の上、対象事業者を限定すべき</p>	<p>考え方 2-2-2</p>
<p>「交流」の定義とは何か明確にすべきである。</p> <p>「交流」の定義次第では、不特定の利用者間の交流を主たる目的としたサービスの提供事業者の対象範囲が、「プラットフォームサービスに関する研究会」や「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」の議論で想定している事業者・サービス以外に規制対象となる可能性がある。</p> <p>想定している事業者・サービスが当初の想定以上に広がることは厳に避けるべきであり、規制対象に関する要件・規定については、立法事実を照らし、慎重に議論の上、対象事業者を限定すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 2-2-3 「交流を主たる目的とする」の解釈を明らかにされたい</p>	<p>考え方 2-2-3</p>
<p>「交流」を明確に定義するとともに、「交流を主たる目的とする」の解釈を明らかにするため、下記の解釈で相違ない旨を明確にしていきたいと考えます。具体的には、「交流」は「異なる地域や組織などの間で、人やモノなどがたがいに行き来すること。」(旺文社国語辞典[第十一版])と定義されていることを踏まえると、本規定における「交流を主たる目的とする」は、不特定多数の利用者がメッセージや情報を相互にやり取りすると理解されますので、投稿する者及び閲覧する者がメッセージや情報を相互にやり取りすることを主たる目的とせず、投稿された文章や動画等を専ら閲覧に供することを目的とするサービスについては、第8条第6項第1</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>あわせて、考え方2-2-4における回答も御参照ください。</p>

<p>号に該当し、付随的にコメント機能やいわゆる「いいね」機能が提供されている場合、当該機能は同第2号に該当するとの解釈でよい旨を明確にしていきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】</p>	
<p>意見 2-2-4 「専ら付随的に提供される」の解釈を明らかにされたい</p>	<p>考え方 2-2-4</p>
<p>「媒介相当電気通信役務」(電通法164条2項5号)の付随性要件に関する「主として不特定の利用者間の交流を目的としたもの(当該電気通信役務以外の電気通信役務に付随的に提供されるものを除く。)」(同法施行規則59条の3第5項)との違いについては法文上必ずしも明らかでないように思われます。</p> <p>この点について、事業者の予見可能性を確保する観点から、特に「専ら」の解釈も含め、両者の相違についてガイドラインにおいて解説いただきたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【LINEヤフー株式会社】</p>	<p>一般的には、交流そのものを主たる目的とするサービスは、交流に伴って権利侵害情報やその拡散が生じやすいことから、大規模特定電気通信役務提供者の義務の対象となります。</p> <p>他方、例えば、ECサイト等のコメント欄等については、主たるサービスはあくまでECサイトであってそれらに専ら付随的に提供されるものです。</p> <p>このような「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでない」サービスに「専ら付随的に提供されるもの」については、交流そのものを主たる目的とするサービスと比較して、権利侵害が発生する蓋然性の高さや被害の深刻度合いの観点から、現時点では対象外としています。</p> <p>御意見を踏まえ、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン」2ページ目に上記旨を追記します。</p>
<p>意見 2-2-5 プリマサイト等が「特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信」と位置付けられることは適当でない</p>	<p>考え方 2-2-5</p>
<p>省令案では「特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信」について「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでないもの」と規定しており、ガイドライン案では「ECサイト」等が例示として掲げられている。</p> <p>しかしながら、ECサイトのうち、いわゆるプリマサイトにおいては、著作権やパブリシティ権等を侵害するアイコンや違法商品等が多数出品されている。最近ではAIやディープフェイクを悪用した商品なども出回り、権利侵害</p>	<p>一般的には、交流そのものを主たる目的とするサービスは、交流に伴って権利侵害情報やその拡散が生じやすいことから、大規模特定電気通信役務提供者の義務の対象となります。</p> <p>他方、例えば、ECサイト等のコメント欄等については、主たる</p>

<p>が蔓延した無法地帯となっており、社会問題となっている。</p> <p>これらのフリマサイト等が「特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信」と位置付けられることは相当ではなく、省令案には反対である。</p> <p>参考) https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241214/k10014665821000.html</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本音楽事業者協会】</p>	<p>サービスはあくまでECサイトであってそれらに専ら付随的に提供されるものです。</p> <p>このような「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでない」サービスに「専ら付随的に提供されるもの」については、交流そのものを主たる目的とするサービスと比較して、権利侵害が発生する蓋然性の高さや被害の深刻度合いの観点から、現時点では対象外としています。</p> <p>頂いた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 2-2-6 大規模特定電気通信役務提供者として指定されたプラットフォーム事業者は、広く国民に周知されるべき</p>	<p>考え方 2-2-6</p>
<p>・ 大規模特定電気通信役務提供者として指定されたプラットフォーム事業者は、広く国民に周知されるよう、総務省において適切な対応が必要です。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 2-2-7 「利用した者」から日本国外にある者を除く必要性は低い</p>	<p>考え方 2-2-7</p>
<p>情報拡散による被害の拡大との意味では、日本国外からの閲覧であっても、日本国内と変わらないため、法第二十条第一項第一号イの総務省令で定める者として、「利用した者」から日本国外にある者を除く必要性が低いと考える。</p> <p style="text-align: right;">【カバー株式会社】</p>	<p>本改正法は、我が国における権利侵害情報等の流通による被害に対処するため、大規模特定電気通信役務提供者に対して一定の措置を義務付けるものです。</p> <p>頂いた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 2-2-8 より多くのプラットフォーム事業者が対象となるよう、基準を見直されたい</p>	<p>考え方 2-2-7</p>
<p>(1)</p> <p>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の第八条3で大規模特定電気通信役務提供者に指定する基準を「法第二十条第一項第一号イの総務省令で定める数は、全ての種類の特定電気通信役務について、一千万とする。」と定めているが、より多くのプラットフォーム事業者が対象となるよう、基準を見直されたい。</p> <p style="text-align: right;">【和歌山市人権同和施策課】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>

2-3. 第13条(被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表)

意見 2-3-1 最低条件を省令で定めた上で、具体的な受付方法についてはガイドラインにおいて柔軟に対応する趣旨であると考えられ、妥当

考え方 2-3-1

被侵害者からの申出を受け付ける方法について、日本語による申出を行うことができるものでなければならぬという最低条件を省令で定めた上で、具体的な受付方法については、ガイドラインにおいて柔軟に対応する趣旨であると考えられ、妥当である。

本省令案に対する賛同の御意見として承ります。

【一般社団法人日本音楽事業者協会】

2-4. 第14条(侵害情報調査専門員の数)

意見 2-4-1 大規模特定電気通信役務ごとに1人という数字は、施行当初の数値設定としては適当

考え方 2-4-1

大規模特定電気通信役務ごとに1人の専門員を選任させることは、現時点においては合理的であると思料する。なお、複数の大規模特定電気通信役務を提供する大規模特定電気通信役務提供者については、適切な調査を行わせる観点から、役務ごとに異なる専門員が選任されることが適当であると思料する。

本省令案に対する賛同の御意見として承ります。

インターネット上の違法・有害情報の流通状況は、時代によって大きく変化するため、総務省におかれては、今後、本省令の施行状況を踏まえて、専門員の人数についても適時適切に見直しを行うことを検討していただきたい。

また、頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。

【弁護士】

法律上、専門員の位置づけは一定期間内の対応結果の通知義務(法25条1項)の例外事由として定められているに過ぎないことから、大規模特定電気通信役務提供者の過大な負担となることを避ける観点からも、法施行段階における最低限の設置人数としては1名とすることに賛成する。ただし、施行後の運用状況をみながら適時に見直しを行うことが望ましい。

なお、将来的には、施行状況を踏まえつつ、大規模特定電気通信役務提供者における体制整備としての専門員の役割について法令等において定めることや、専門調査員の設置に限らない体制整備の在り方についても検討することが望ましいと考えられる。例えば、施行規則案においては、専門員の訓練や日本語を理解する

<p>モデレーターの数や訓練内容が公表事項とされているが、これらについて公表事項とするだけでなく、体制整備義務の一環として位置づけることも考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模特定電気通信役務ごとに1人という数字は、施行当初の数値設定としては適当。 ・ なお、現在の案の文言を素直に解釈すると、届出さえ個別に行えば、複数の大規模特定電気通信役務を通じて専門員を1人だけ選任する(各大規模特定電気通信役務に係る専門員の選任届出書に同一人物の氏名を記載する)ということも可能なように読めるが、選任理由さえ届出書に明確に記載されていればそのような選任の仕方も認められると理解して良いか。 <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>本省令案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、御意見を踏まえ、趣旨を明確化する観点から、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン」4ページ目において、「なお、複数の大規模特定電気通信役務を提供している場合、各役務について同一の個人を選任することは認められず、役務の数に応じて、異なる個人を選任するものとする。」と追記します。</p>
<p>意見 2-4-2 「侵害情報調査専門員」については、柔軟な運用が可能である旨を明確にされたい</p>	<p>考え方 2-4-2</p>
<p>「侵害情報調査専門員」については、その目的に照らして実効的に機能することが重要であることから、実効性が担保されることを前提に、専任であること及び被雇用者であることは必須ではなく、媒体間及び他業務との兼任が認められるとともに、対処を要する分野が多岐に亘ることも踏まえ、法人への委託を可とするなど、柔軟な運用が可能である旨を明確にさせていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】</p>	<p>「侵害情報調査専門員」については、「専門員」との規定ぶり、仮に法人とした場合の同法人内での利益相反の可能性から、自然人の選任を求めることが適当と考えます。</p> <p>また、頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 2-4-3 責任ある調査体制が確立できるよう、将来的には規模に応じて侵害情報調査専門員の最低人数を拡充することも含めて検討すべき</p>	<p>考え方 2-4-3</p>
<p>省令案では、侵害情報調査専門員の人数について、大規模特定電気通信役務の種別について、大規模特定電気通信役務ごとに1人とすると定めているが、大規模プラットフォームにおける調査ニーズに十分に対応できる人数であるかについては些か疑問がある。</p> <p>侵害情報調査専門員は、責任者の位置付けがされているものと思われ、実際上の調査実行部隊は別途存在していることが想定されているように思われる。</p> <p>しかしながら、誹謗中傷等の権利侵害の判断については、弁護士等の法律専門家や、日本の文化・慣習等に習熟する有識者など、多角的な観点から判断が求められる事案もあると想定されることから、侵害情報調査</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>

<p>専門員についても複数人の合議体で検討する体制も考えられるところである。</p> <p>そこで、今後の実務の運用状況を見ながら、責任ある調査体制が確立できるよう、将来的には規模に応じて侵害情報調査専門員の最低人数を拡充することも含めて検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本音楽事業者協会】</p>	
<p>意見 2-4-4 専門員の数については、役務の内容や規模等に応じた人員数が必要</p>	<p>考え方 2-4-4</p>
<p>■役務の規模等に応じた専門員の配置</p> <p>侵害情報調査専門員について、役務の内容や規模等に応じて、複数名を配置することとしてください。</p> <p>平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数にかかわらず、役務ごとに1人という要件については、役務の内容や規模などによっては不十分である可能性があります。また、専門員の要件として、ガイドラインでは弁護士などの法律の専門家、あるいは日本の風俗や社会問題に詳しい者とされていますが、双方の要件を1人の専門員で満たすことは通常、困難です。したがって、専門員の数については、役務の内容や規模等に応じた人員数が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【大阪府】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>2-5. 第15条(侵害情報調査専門員の選任及び変更の届出)</p>	
<p>意見 2-5-1 専門員の選任理由についても届出を求めることは適当</p>	<p>考え方 2-5-1</p>
<p>インターネット上の違法・有害情報の分野に精通した弁護士は限られており、我が国の文化的・社会的背景に明るい者についても知識経験の度合いは、個人によって差があると思われる。したがって、できる限りにおいて専門員の適格性を担保する観点から、専門員の選任理由についても届出を求めることは適切であると考え</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>本省令案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>専門員に調査を行わせることが申出者に対する一定期間内の対応結果の通知義務(法25条1項)の例外事由に該当することを踏まえると、専門員の適格性の確保は重要である。かかる観点から、専門員の情報や選任理由の届出を求めることは適切である。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<p>・ 改正法は、侵害情報調査専門員について「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害</p>	<p>本省令案に対する賛同の御意見として承ります。</p>

<p>への対処に関して十分な知識経験を有する者」であることを求めており、この要件充足性を担保するためには、最低限、要件充足性について大規模特定電気通信役務提供者に説明を求めることが必要と考えられる。その観点から、届出事由に選任理由が含まれていることは適当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、専門員の選任を大規模特定電気通信役務ごととする(第14条)以上、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害への対処に関して十分な知識経験を有する」か否かは役務ごとに判断されるべき事項と言える。したがって、特に複数の大規模特定電気通信役務を提供する者においては、各役務に関して選任する専門員について、単に一般的にインターネット上の権利侵害に詳しいというだけでなく、各役務に特有の権利侵害への対処に関して十分な知識経験を有することを選任理由として説明すべきと考えられるが、そのような、選任理由として具体的に説明すべき内容をガイドライン等で一定程度明らかにすることも検討すべきではないか。 <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>また、頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<h2>2-6. 第16条(申出者に対する通知)</h2>	
<p>意見 2-6-1 「十四日以内の総務省令で定める期間内」を「7日以内」とすることは適当</p>	<p>考え方 2-6-1</p>
<p>申出者に対する調査結果の通知については、できる限り早期にされることが望ましい。省令案で定められた「7日」は、大規模プラットフォーム提供者の調査期間として妥当なものと考えられる。</p> <p>大規模プラットフォーム提供者としては、7日間で応答が可能な人的物的体制を整備すべきであるといえる。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本音楽事業者協会】</p>	<p>本省令案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第二十五条第一項の総務省令で定める期間を七日とすることに賛成します。そのうえで、侵害情報送信防止措置の申出者に対する大規模特定電気通信役務提供者の通知は、必ずしも七日を待たず、迅速に行われることが必要です。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応の迅速化という観点から、侵害情報送信防止措置の申出者に対する大規模特定電気通信役務提供者からの通知は、7日を必ずしも待つことなく迅速に通知されることが重要です。 <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>	
<p>プラットフォームサービスに関する研究会の第三次とりまとめ11頁において、「一週間程度とすることが適当で</p>	

ある」とのとりまとめがされていたことを踏まえれば、法第25条第1項の一定の期間を7日とすることは適当であると考えます。

また、その理由として、三菱総合研究所によるアンケート結果によれば、「あなたが深刻な誹謗中傷等を含む権利侵害(名誉毀損、プライバシー侵害、著作権侵害等)の被害に遭った場合に、事業者による対応(投稿の削除、アカウントの削除等)が行われるまでの期間は、何日までなら許容できますか。」との設問に対し、1週間より長い期間では許容できないとする人が8割強(83.1%)であったことや、「楽天チュッパチャプス事件(知財高判平成24年2月14日判タ1404号217頁)において、訴状の送達により商標権侵害の事実を知ったときから8日間での削除は合理的な期間内での是正であると判断された」ことなども挙げられており、いずれも説得力のある論拠であると考えます。

なお、施行規則案第16条は、「いかなる投稿であっても、必ず7日間じっくり考えなければならない」という趣旨ではないであろうから、事業者においては、7日を待たずに対応することが可能なのであれば、7日を待たず速やかに対応を行うことが適切であると考えます。

【弁護士】

対応結果の通知義務(法25条1項)の期間を一週間とすることは、「プラットフォームサービスに関する研究会 第三次とりまとめ」で示された提言に沿うものであり、裁判例等を踏まえれば合理的な期間である。

【弁護士】

・ 裁判例(インターネットショッピングモールの運営者が同モール上での商標権侵害の事実を知ったときから8日以内に是正したことについて「合理的期間内」と判示した知財高判平成24年2月14日判タ1404号217頁等)やアンケート結果を踏まえると、7日という通知期間は適当。

【弁護士】

意見1:省令において通知期間を7日としたことは、誹謗中傷等対策WGにおいて実施されたアンケート結果や、インターネット上での被害の拡散が迅速・甚大であることから、妥当な期間であると考えます。この期限が守られるように必要な指導・監督をお願いします。

【大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課】

権利侵害情報に対する削除対応の迅速化という部分で、「一定期間内に削除を申し出た者に削除するか否か、その理由を通知しなければならない」とあるが、この「一定期間」について、誹謗中傷されている方にとっては、1分・1秒でも早く削除してほしいという気持ちがあると思います。この点について申請してから1週間程度で

<p>何らかの対応をしていただけるよう望みます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 2-6-2 「十四日以内の総務省令で定める期間内」を「14日以内」とすべき</p> <p>7日ではなく14日とすべきである。</p> <p>申出を受けてから7日で判断して回答しなければならないとするのは、期間が短すぎ、事業者の負担が過大であるし、拙速な判断を招きかねない。動画など、サービス内容によっては判断に時間がかかる場合があるが、そうした事業者は(28条の公表との関係で)対応が不十分との不当な評価をされかねないことも懸念される。申出から7日では、プロ責法3条2項2号による免責も使えず、法律の定めとも矛盾している。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>考え方 2-6-2</p> <p>第25条は、全ての申出に対して7日以内の対応を義務付けるものではなく、第25条第2項各号に該当する場合には、遅滞なく申出者に通知すれば足りることとされております。</p> <p>また、「法律の定めと矛盾している」の意味するところが明らかではありませんが、情報流通プラットフォーム対処法第3条第2項第2号は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限に当たって必要となる発信者への削除同意照会期間を7日と規定するものです。他方、第25条第1項の「総務省令で定める期間内」は、被侵害者の申出を受け付けてから判断・通知するまでの期間を規定するものであり、両者は異なるものであって、矛盾はないものと考えます。</p>
<p>意見 2-6-3 「十四日以内の総務省令で定める期間内」については、「プラットフォームサービスに関する研究会 第三次とりまとめ」の「一週間程度」に囚われることなく、改めて事業者側からも実務・実態を聴取した上で、慎重に検討すべき</p>	<p>考え方 2-6-3</p>
<p>「七日」とする根拠として、「プラットフォームサービスに関する研究会 第三次とりまとめ」に記載「「一定の期間」の具体的な日数については、アンケート結果によれば、プラットフォーム事業者による不対応が一週間より長い期間続いた場合に許容できないとする人の割合が8割超に上ること、誹謗中傷等の権利侵害について事業者が認識した事案においては実務上一週間程度での削除が合理的であると考えられること等を踏まえれば、一週間程度とすることが適当」の部分を参考にしていると推測するが、これのみを基に期間を設定することは適当ではない。</p> <p>「実務上一週間程度での削除が合理的」としているが、「情報流通プラットフォーム対処法第26条に関するガイドライン案」にも記載のあるチュッパチャプス事件(知財高判平成 24 年 2 月 14 日判タ 1404 号 217 頁)</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>

<p>では、8日間での削除が合理的な期間内での対応と判断された一方で、これを超えた場合に直ちに不合理であるとの評価を受けるかどうかは必ずしも明らかではないと認識しており、あくまで参考に過ぎない。</p> <p>大規模特定電気通信役務提供者向けの規定だとしても、送信防止措置や発信者情報の開示請求において、それ以外の事業者にも影響しうることも踏まえ、「七日」という日数について「プラットフォームサービスに関する研究会 第三次とりまとめ」の「一週間程度」に囚われることなく、改めて事業者側からも実務・実態を聴取した上で、慎重に検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	
<p>意見 2-6-4 「十四日以内の総務省令で定める期間内」を「5日以内」とすべき</p>	<p>考え方 2-6-4</p>
<p>「大規模特定電気通信役務提供者は、申出を受けた日から14日以内の総務省令で定める期間内に、申出者に対し、侵害情報送信防止措置を講じた場合にはその旨、侵害情報 送信防止措置を講じなかった場合には講じなかった旨及びその理由を通知しなければならない。」とされているが、当該期間は5日間とすべきである。</p> <p>大規模なプラットフォームにおいては、またたくまに情報が拡散されるとともに、情報が飽きられるスピードも早く、情報の削除や訂正についても可及的速やかに行われる必要がある。特に、名誉毀損情報等の拡散がされているような場合には、情報が拡散され始めたタイミングでの削除対応がなされなければ、被侵害者の権利侵害は拡大する一方、その被害を回復は不可能となってしまう。</p> <p>侵害情報を含む情報流通により利益を得ているプラットフォームマーとしては、侵害情報の流通阻止に最大限のコストをかけて対応すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本音楽制作者連盟】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>2-7. 第17条(送信防止措置の実施に関する基準等の公表)</p>	
<p>意見 2-7-1 送信防止措置実施基準の変更等について、適用の14日前までに公表を求めることは適当</p>	<p>考え方 2-7-1</p>
<p>法第26条第1項が送信防止措置実施基準の策定を求める趣旨は、大規模プラットフォーム事業者からサービスの利用者に対して、いかなる投稿について削除等を行い、いかなる投稿について削除等を行わないかを明らかにする(説明する)ものであると思われる。したがって、せっかく送信防止措置実施基準を策定しても、利用者がその基準を見る機会もないまま、いきなり送信防止措置実施基準の適用が開始されてしまつては、規</p>	<p>本省令案に対する賛同の御意見として承ります。</p>

<p>定の趣旨を没却する事態となりかねない。同項柱書が「この場合において、当該基準は、当該送信防止措置を講ずる日の総務省令で定める一定の期間前までに公表されていなければならない。」と規定する趣旨は、まさに、送信防止措置の実施に先立ち事前に利用者に伝えておくという透明化の趣旨を貫徹する点にあると思われる。したがって、「一定の期間前まで」の具体的日数については、実質的な見地から、事前に利用者に周知できたといえる日数を定める必要があると考える。</p> <p>この点、利用者への制定改廃等の周知が必要になる類似の分野として、利用規約をはじめとする定型約款が挙げられる。定型約款の実務においては、その制定改廃が行われる際の事前公表期間は、多少のばらつきはあれども、平均すると概ね14日程度であり、これは、14日程度の期間があれば利用者に対して定型約款の改訂内容等が周知されるであろうという実務的事情に依拠しているものと推察される。このような定型約款に関する実務を踏まえれば、送信防止措置実施基準の変更等について、適用の14日前までに公表を求めることは適当であると考ええる。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<p>送信防止措置の実施基準の事前周知期間を2週間とすることは、一般的な約款の平均的な周知期間等を踏まえたものであり、妥当なものだと考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<p>・ 送信防止措置の実施に関する基準は、当該基準に従って送信防止措置を実施した大規模特定電気通信役務提供者を免責するものであるという点で、大規模特定電気通信役務提供者と利用者との間の契約条件を定めた利用規約に類似した性質を有すると言い得るところ、(利用規約の多くが該当すると考えられる)定型約款を不利益変更する場合の一般的な周知期間を踏まえると、14日という事前通知期間は適当。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<p>意見 2-7-2 送信防止措置実施基準の変更を14日前に発表することは現実的ではない</p>	<p>考え方 2-7-2</p>
<p>プラットフォームは、利用者のニーズとサービスに応じて柔軟でなければなりません。そして、ポリシーも現実世界の出来事とオンラインでの行動の変化に応じて更新される必要があります。そのことから、変更を14日前に発表することは現実的ではありません。これらの事項は、プラットフォームの裁量に委ねるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【X Corp.Japan株式会社】</p>	<p>法第26条は、発信者の表現の自由への配慮から、削除対象となる情報について、原則として一定期間の事前周知を義務付けるものです。</p> <p>他方、御指摘の緊急の必要性に鑑み、法第26条第1項第3号及び同条第3項において、「送信防止措置の実施に関</p>

	する基準」の策定・公表を行わずとも送信防止措置を実施することができる場合と、実施した後に当該基準への反映を求める旨が規定されています。
意見 2-7-3 送信防止措置の実施を必要的に前置させることは、実務的にも透明性の確保の手段としても必ずしも合理的とはいえない	考え方 2-7-3
<p>削除基準等において明示されていない事項について緊急の必要がある場合、大規模特定電気通信事業者は、法26条1項3号に基づき対象となる投稿について送信防止措置を実施した上で、事後的に同条3項に基づき速やかに削除基準等を変更することになります。この点に関し、同条3項により削除基準等を変更する場合には、同条1項の「一定の期間前(すなわち14日)」までの公表に係る規律は適用されないものと理解しております。</p> <p>他方で、類似投稿の抑止という観点からは、同条1項3号に基づく送信防止措置を実施する前にあらかじめ削除基準等を変更したほうが効果的である場合もあり得るところ、現行の法・省令案の規定によれば、いったん問題投稿について送信防止措置を講じない限り、14日の周知期間を短縮することは認められないこととなります。このように送信防止措置の実施を必要的に前置させることは、実務的にも透明性の確保の手段としても必ずしも合理的とはいえないのではないのでしょうか。</p> <p>このため、手段の均衡を確保する観点から、省令案17条において「緊急の必要により送信防止措置を講ずる場合であって、当該送信防止措置を講ずる情報の種類が、通常予測することができないものであるため、当該基準における送信防止措置の対象として明示されていないとき(法26条1項3号参照)」には「速やかに(同条3項参照)」周知を行えばよいとすべきではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【LINEヤフー株式会社】</p>	<p>法第26条は、発信者の表現の自由への配慮から、削除対象となる情報について、原則として一定期間の事前周知を義務付けるものです。</p> <p>他方、御指摘の緊急の必要性に鑑み、法第26条第1項第3号及び同条第3項において、「送信防止措置の実施に関する基準」の策定・公表を行わずとも送信防止措置を実施することができる場合と、実施した後に当該基準への反映を求める旨が規定されています。</p> <p>省令において、「緊急の必要により送信防止措置を講ずる場合であって、当該送信防止措置を講ずる情報の種類が、通常予測することができないものであるため、当該基準における送信防止措置の対象として明示されていないとき」には「速やかに」送信防止措置の実施に関する基準を策定・公表すればよいとすることは、法の授權範囲を逸脱するものであり、不適当と考えます。</p>
2-8. 第18条(措置の実施状況等の公表)	
意見 2-8-1 第18条第1項について、大規模特定電気通信役務提供者による措置の実施状況等の公表を毎年度末日から2か月以内に行うべきものとするは適当	考え方 2-8-1
大規模プラットフォーム提供者による対応状況については、毎年度経過後できる限り早期の段階で公表されることが望ましい。大規模プラットフォーム提供者としても、月次で集計をするなど定期的な集計をすれば、年次	本省令案に対する賛同の御意見として承ります。

<p>報告についても過度な負担が生じるとも考え難い。</p> <p>省令案では毎年度経過後2か月とされており、大規模プラットフォーム提供者の事務負担にも十分配慮された期間が設定されており、妥当である。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本音楽事業者協会】</p>	
<p>また、実施状況の公表は、各年度終了後2か月程度を目途に行われるべきである。</p> <p>プラットフォームにおける権利侵害に対して厳しい対応を行うのか否かは、当該プラットフォームを利用する利用者にとって重要な事項であり、実施状況を踏まえた上で、当該プラットフォームの利用を継続するか否かの判断を迅速に行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本音楽制作者連盟】</p>	
<p>違法・有害情報対策の分野に限らず、およそ報告書は、提出期限が明確に定められていなければ、提出が遅滞する傾向にある。よって、提出期限は、明確に定める必要があると思料する。その上で、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律においても、年度の末日から2ヶ月以内の報告書提出が求められている(同法施行規則第13条第1項)ことからすれば、情報流通プラットフォーム対処法においても「毎公表年度経過後二月以内」と規定することは適切であると思料する。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<p>インターネット上のサービスを展開する者が対象となることから、各号の要件は適切なものであると考えられる。</p> <p>また、措置の実施状況の公表時期を事業年度経過後二か月以内とすることについては、他の法令の例(特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律9条1項、施行規則13条1項)などを踏まえると妥当なものであると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<p>・ 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性に関する法律に基づく特定デジタルプラットフォーム提供者による報告書の提出が、毎年度末日から2か月以内に行うべきものとされていること(同法9条1項、同法施行規則13条1項)との平仄に鑑みれば、大規模特定電気通信役務提供者による措置の実施状況等の公表も毎年度末日から2か月以内に行うべきものとされていることは適当。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<p>意見 2-8-2 第18条第2項～第7項は、公表項目として適切</p>	<p>考え方 2-8-2</p>
<p>・ 施行規則第十八条で定めた項目はいずれも適切と考えます。そのうえで、法第二十八条に基づき、大規</p>	<p>本省令案に対する賛同の御意見として承ります。</p>

模特定電気通信役務提供者が確実に公表することが必要です。必要な場合は、法第二十九条、法第三十条、法第三十五条、法第三十七条に基づき、総務省が適切に報告の徴収や勧告及び命令、罰則の執行を行うことが必要です。

【一般社団法人日本民間放送連盟】

2024年まで開催されてきたプラットフォームサービスに関する研究会においては、プラットフォーム事業者に対するモニタリングが実施されてきたが、多くの項目について公表が行われてこなかった経緯がある。このような経緯を踏まえれば、法第28条において規定されている公表義務については、公表項目を明確化する必要がある。したがって、施行規則案第18条第2項～第7項の規定に列記されているとおり、個々の項目について公表義務が存在することを明確に規定した本省令案は適当であると考えます。

また、各論の観点から、公表を求める項目についても、プラットフォームサービスに関する研究会の議論の経緯を含む情報流通プラットフォーム対処法の立案過程や、議員修正によって追加された法第28条第4号及び第5号の趣旨を踏まえたものとなっており、網羅的かつ過不足なく列挙されているといえる。

なお、上述のモニタリングの経緯等の背景事情が情報流通プラットフォーム対処法の立案過程においても斟酌されていると考えられることからすれば、施行規則案第18条第2項～第7項の規定は、いずれも、立法者の意思を実現すべく、法による授権の範囲内において、法第28条各号によって規定された事項を詳細に説明し、具現化するものであり、実施省令として適法かつ適切であると思料する。

法第28条第4号及び第5号は、情報流通プラットフォーム対処法案の法案審議の際に、議員修正によって追加された号である。施行規則案第18条第5項は、議員修正によって追加された法第28条第4号及び第5号の趣旨を踏まえ、必要な公表項目が網羅的かつ過不足なく列挙されていると思料する。

法第28条第4号及び第5号は、情報流通プラットフォーム対処法案の法案審議の際に、議員修正によって追加された号である。そして、かかる議員修正を行う際に、修正案を提出した議員からは「送信防止措置の実施状況について自己評価を行う際に、何をどのように評価すべきか事業者自身が十分に理解することができるよう、評価の手法や指標の設定について総務省令やガイドラインにおいて明らかにされることを想定しております。」との答弁があった(第213回国会 参議院総務委員会 令和6年5月9日)。本省令案は、このような立法者の意思を踏まえて評価の基準を具体的に定めるものであると思われ、立法趣旨を踏まえた実施省令として適当であると思料する。

各論の観点から見ても、「自ら行った評価」(第28条第5号)については、かかる評価を実施することが法律上

本省令案に対する賛同の御意見として承ります。

また、御意見を踏まえ、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン」8ページ目において、「なお、法第28条及び施行規則第18条は、公表義務及び公表項目を規定するものである。よって、法第28条第4号から第6号までに基づく公表事項のうち、大規模特定電気通信役務提供者として実施していない事項については、実施していない旨を公表するものとする。」と追記します。

の義務付けられているわけではない。もちろん、かかる評価は、実施されることが好ましいとは思われるが、法律上の義務でない以上、かかる評価を実施していないのであれば、施行規則案第18条第6項各号に沿って、その旨を公表すれば足りるものと思料する。

【弁護士】

第18条第2項から第7項において詳細な公表事項が定められているが、詳細な公表事項を法令において定めておくことにより、大規模特定電気通信役務提供者間の公表内容の比較検討が行いやすくなることや、海外事業者の対応促進が期待できると考えられる。

第6項の自己評価項目については、大規模特定電気通信役務提供者間の公表内容の比較検討が行いやすくなることや、事業者の対応促進の観点から、評価項目を法令上明確にしておくことは適切であると考えられる。

また、各公表事項については、基本的にプラットフォームサービスに関する研究会等における議論を踏まえたものであると考えられ、妥当なものである。

なお、5項20号の専門調査員の訓練、同項21号の日本語を理解する者の数及び訓練の内容、7項の評価基準が公表事項とされているが、訓練の実施や評価基準の策定は義務付けられていないと考えられることから、公表事項はこれらの「有無及び内容」として、これらの措置を実施しない場合にはその旨を公表すべきことを明らかにすべきではないか。

【弁護士】

・ 第2項から第7項までの規定は、法第28条第1号から第6号までに掲げる事項を具体化した事項として、詳細な項目を列挙しているが、法案の閣議決定に至るまでの政府設置有識者会議等における議論の内容(「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」によるヒアリングにおいて、特に国外事業者の一部で質問への回答期限を過ぎ、かつ、質問に対する直接的な回答がなかった事例や、日本国内の状況を踏まえた取組に関する明確な回答がなかった事例が見られたこと、事業者団体による行動規範の策定に関する議論が白紙となり中断されていること等)や国会における審議の過程(議員修正により追加された法第28条第5号に掲げる事項に関し、提案した議員から、自己評価の手法や指標の設定について総務省令やガイドラインにおいて明らかにされることを想定しているとの発言があったこと

等)を踏まえると、いずれも立法者意思を忠実に反映したものと評価できる。

- ・ 特に、「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」が「コンテンツモデレーションに関する透明性の確保を通じた過不足ない実施の確保」の一環として具体化に向けた検討を提言した、「日本語や日本の社会・文化・法令を理解する者の配置状況に関する情報」や「情報伝送PF事業者によるコンテンツモデレーションの実施要否等の判断プロセスにAIを含む自動的手段が用いられる場合における当該手段の実効性に関する情報」の公表(同検討会とりまとめ91頁)、あるいは行政機関によるコンテンツモデレーションの申出・申請の状況の公表(同93頁)が、第5項第5号、第6号、第10号、第11号、第13号、第15号、第17号、第19号、第21号等において明確に定められていることは適当。
- ・ 第5項第12号から第19号までに定める「不服申立て」は、そもそも受け付けていない大規模特定電気通信役務提供者も存在する可能性があるところ、そのような大規模特定電気通信役務提供者においては、「不服申立ては受け付けていない」旨を公表すれば足りると理解して良いか。同様に、第5項第21号の「訓練」や、第6項の「評価」は、実施が法律上義務付けられているものではないため、実施していない大規模特定電気通信役務提供者も存在する可能性があるところ、そのような大規模特定電気通信役務提供者においては、「実施していない」旨を公表すれば足りると理解して良いか。仮にこれらの理解が正しければ、透明性確保という観点から必要な範囲の事項が公表事項として定められていると評価できる。

【弁護士】

意見 2-8-3 大規模特定電気通信事業者が必ずしも実施するとは限らない行為について、①当該行為をコンテンツモデレーションの仕組みとして採用していない場合に当該仕組みの採用を義務付けるものではないこと、②その場合の公表事項としては、例えば措置等の件数をゼロ件と公表するのではなく当該仕組みを採用していない旨を記載すれば良い旨をガイドラインにおいて明確化すべき

考え方 2-8-3

本条各項に規定されている公表項目は、大規模特定電気通信役務提供者の運営状況を透明化し、送信防止措置の実施状況等が過不足ないものとなっているかどうかについて広く社会の評価に委ねる上で必要な限度において定められているものと理解しております。

他方で、大規模特定電気通信役務提供者により提供される役務の目的や種類、役務提供の態様は多種多様である上に、今後の情報通信技術の進化による新たなコンテンツモデレーション手法の出現等の可能性も考えられます。これらの点を踏まえると、これら公表項目については、行政裁量により過度に硬直的な解釈を行うのではなく、必要に応じ十分な説明が行われることを条件としつつ、事業者が事業実態に応じた合理的な

法第28条の運用の在り方について、賛同の御意見として承ります。

また、御意見を踏まえ、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン」8ページ目において、「なお、法第28条及び施行規則第18条は、公表義務及び公表項目を規定するもので

<p>解釈を行う余地を広く認めるべきであると考えております。また、今後、事業者の取組の評価を行っていく中では、各項目の定義、データを用いて検証しようとしている内容、代替手段の有無等についても検証を行い、個々の項目の必要性についてエビデンスに欠けるものについては定期的に見直しを行うべきと考えます。</p> <p>上記の意見を踏まえ、本条の運用の在り方について貴省としての見解を示していただきたく存じます。</p> <p>なお、本条各項の規定の大半は、個別作用法上の委任根拠を持たず国家行政組織法第12条第1項を根拠として発出される、いわゆる執行命令(実施省令)として定められているところ、各規定のうちには、大規模特定電気通信事業者が必ずしも実施するとは限らない行為(例えば利用者からの送信防止措置の申出の受付、措置に対する不服申立て等)について件数の公表が求められているものがございます。</p> <p>これらの事項については、自主的取組として実施している事業者も少なくないものの、あくまで法28条各号に規定する公表事項の細目として定められているものであり、①当該行為をコンテンツモデレーションの仕組みとして採用していない場合に当該仕組みの採用を義務付けるものではないこと、②その場合の公表事項としては、例えば措置等の件数をゼロ件と公表するのではなく当該仕組みを採用していない旨を記載すれば良い旨をガイドラインにおいて明確化していただきたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【LINEヤフー株式会社】</p>	<p>ある。よって、法第28条第4号から第6号までに基づく公表事項のうち、大規模特定電気通信役務提供者として実施していない事項については、実施していない旨を公表するものとする。」と追記します。</p>
<p>意見 2-8-4 施行規則(案)第18条第4項第1号について、通知等の措置件数ではなく送信防止措置の実施件数を公表させることとすべき</p>	<p>考え方 2-8-4</p>
<p>本号では、送信防止措置の実施状況について通知等の措置を講じた件数を公表させることとしていますが、デジタルサービス法やサンタクララ原則など海外の事例においては、本法の送信防止措置の件数に相当する削除件数を公表させるものとされていると理解しております。</p> <p>この点に関し、送信防止措置の実施件数と通知等の措置を講じた件数にずれが生じる場面としては、主として法27条2号の「正当な理由」に該当する場合が想定されるところ、ガイドラインにおいてこれに該当する場合としては、ストーカーによる二次被害の恐れがある場合などであり、限定的に解釈すべき旨が述べられています。</p> <p>しかしながら、これらの事例も違法・有害な投稿であることに変わりがなく、プラットフォームにおける違法・有害情報の流通状況や事業者の対処の状況を明らかにするという本法の趣旨に鑑みても、あえて除外する理由はないように思われます。国際的な潮流に適合させる上でも、通知等の措置件数ではなく送信防止措置の実施件数を公表させることとすべきではないでしょうか。</p>	<p>法第27条は、大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じた際に、発信者に対して通知等の措置を講ずるよう義務付けるものです。当該義務の履行状況を把握する観点から、送信防止措置の実施件数ではなく、通知等の件数の公表を求めることが適当と考えます。</p>

【LINEヤフー株式会社】	
<p>意見 2-8-5 施行規則(案)第18条第4項第1号「(送信防止措置の種別…に応じて区分されたものであること)」について、通知等の措置件数ではなく送信防止措置の実施件数を公表させることとすべき</p>	考え方 2-8-5
<p>送信防止措置の種別としては、「役務提供停止措置」及び「役務提供停止措置を除く送信防止措置」の2種類という理解で良いか、文言からは直ちに明らかでないことからガイドラインにおいて明確化いただきたく存じます。</p> <p style="text-align: center;">【LINEヤフー株式会社】</p>	<p>「送信防止措置」については、法第2条第9号において、「侵害情報送信防止措置その他の特定電気通信による情報の送信を防止する措置(当該情報の送信を防止するとともに、当該情報の発信者に対する特定電気通信役務の提供を停止する措置(第二十六条第二項第二号において「役務提供停止措置」という。)を含む。)をいう。」と定義されております。</p>
<p>意見 2-8-6 施行規則(案)第18条第5項第2号及び第3号について、①利用者からの通報は、送信防止措置の申出ではなく、送信防止措置の基準に該当すると思料する旨の通報であること、②単一の投稿に対して異なる通報理由により複数の利用者から通報が行われることもあることを考慮すべき</p>	考え方 2-8-6
<p>当社の場合、被侵害者からの送信防止措置の申出のほか、利用者からの通報も受け付けていますが、利用者からの通報は、送信防止措置の申出ではなく、送信防止措置の基準に該当すると思料する旨の通報です。仮にこのような通報を報告対象とする趣旨であれば、「送信防止措置の申出」ではなく、「送信防止措置等の申出」と修正いただき、ガイドラインにおいて報告対象を明確化していただきたく存じます。(太字部分追記)</p> <p>なお、当社においては、通報理由の選択肢は利用者が選びやすいよう簡易なものを設定しており、送信防止措置の基準と同一ではありません。</p> <p>そして、送信防止措置の要否は、事業者ごとの送信防止措置の基準該当性の判断に委ねられるべきですので、事業者は通報理由に拘束されず、通報理由と異なる理由での送信防止措置が実施されることもあり得るところです。</p> <p>また、単一の投稿に対して異なる通報理由により複数の利用者から通報が行われることもありますが、このような場合に当該投稿に対して措置を実施したときには、措置件数は1件とカウントされることとなる一方で、申出理由が複数存在することとなり、申出理由別に区分して集計することは困難です。</p> <p>以上を踏まえ、3号において、少なくとも1件以上の通報があった投稿に対し送信防止措置を講じた件数及び</p>	<p>御意見を踏まえ、施行規則(案)第18条第5項第2号を削除し、第3号を「利用者からの通報を受けて、送信防止措置(役務提供停止措置を除く。以下本号から第七号まで、第九号及び第十一号から第十四号までにおいて同じ。)を講じた件数及び講じなかった件数(送信防止措置を講じた理由又は講じなかった理由の別に応じて区分されたものであること。)」と修正した上で、以下号番号を繰り上げます。</p>

<p>講じなかった件数を措置の理由別に公表させることとすべきではないでしょうか。</p> <p>なお、上記に関しては当社サービスの運営実態を踏まえた意見ですが、事業者によって個々の事情が異なることが想定されるため、ガイドラインにおいて考え方や適切な例をいくつか挙げていただくなど、事業者ごとに柔軟な対応が可能となるよう配慮いただきたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【LINEヤフー株式会社】</p>	
<p>意見 2-8-7 施行規則(案)第18条第5項第7号について、仮処分事件の場合、決定中に裁判所の判断理由が示されない場合も多く、「決定があった理由」別に集計することは原則として困難</p>	<p>考え方 2-8-7</p>
<p>「決定」には、判決も含むという解釈でよいでしょうか。</p> <p>仮処分事件の場合、決定中に裁判所の判断理由が示されない場合も多く、「決定があった理由」別に集計することは原則として困難です。</p> <p>他方、仮処分事件であっても、申立書から債権者の主張する被侵害権利は確認可能であり、債権者の主張する被侵害権利別であれば集計は可能であると考えております。ただし、債権者が複数の権利を主張する場合、債権者によって人格権侵害・名誉権侵害といった分類の粒度のバラつきが生じる場合、裁判手続の途中で申立理由が変更される場合などもありますので、本号の「理由」に関しては事業者が申立書の記載を基に合理的に推測・分類したものであれば良いこととし、その旨をガイドラインにおいて明確化していただきたく存じます。</p> <p>また、決定や判決に対して上訴する場合も想定されますが、そのような場合はまだ結論が確定したものではないため、「決定があった件数」に含まれないことをガイドラインにおいて明確化していただきたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【LINEヤフー株式会社】</p>	<p>御意見を踏まえ、施行規則第18条第5項第6号において、「裁判所から送信防止措置を講ずるよう判決又は決定があった件数(申立てがあった理由の別に応じて区分されたものであること。)」と修正します。</p> <p>あわせて、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン」9ページ目において、「判決及び決定については、確定した件数のみを対象とする。また、「(申立てがあった理由の別に応じて区分されたものであること。)」について、申立て理由が複数ある場合には、最も合理的な申立て理由を選択すれば足りる。」と追記します。</p>
<p>意見 2-8-8 施行規則(案)第18条第5項第10号及び第11号について、AIの関与の度合いは様々であるから、それを用いて送信防止措置等を講じた件数を公表させる実益はないのではないか</p>	<p>考え方 2-8-8</p>
<p>「人工知能関連技術を用いて」の意味が不明確である。たとえ人が判断していても、問題となりうる箇所をAIにピックアップしてもらうなど、AI技術を活用して効率化を図ることは通常行われると考えられるが、そうした場合も含むものか。そうだとすれば、AIの関与の度合いは様々であるから、それを用いて送信防止措置等を講じた件数を公表させる実益はないのではないか。</p> <p>AI技術のみを用いて(人が関与しないで)送信防止措置等を講じた場合に限定すべきであり、条文上もそのことが明確になるようにすべきではないか。</p>	<p>「人工知能関連技術」は、AIを意味するものです。例えば、「特定の単語や表現をキーワードとして送信防止措置を実施する場合」に、AIを用いている場合には、「人工知能関連技術」を用いた送信防止措置に該当するものと考えます。</p> <p>また、特定電気通信役務提供者による送信防止措置の判断にAIが介在する場面が増加している中で、送信防止措</p>

	<p>【弁護士】</p> <p>置におけるAIの活用状況及びその正確性に係る定量的数値の公表を求めることは、利用者の表現の自由の確保及び各者における運用状況の透明化の観点から、実益が大きいものと考えます。</p>
<p>意見 2-8-9 施行規則(案)第18条第5項第20号及び第21号について、日本語を理解するコンテンツモデレーターの数や訓練内容等を開示するのは極めて重要</p>	<p>考え方 2-8-9</p>
<p>大規模特定電気通信役務提供者に送信防止措置に関わる毎年の実施状況を公表させることは、コンテンツモデレーションが実質的に機能しているかを判断するための重要な義務である。</p> <p>海外のプラットフォームが対象になることから、日本語を理解するコンテンツモデレーターの数や訓練内容等を開示するのは極めて重要なポイントであると思われる。</p> <p>また、大規模特定電気通信役務提供者が適切な判断を行っているか、事後的に検証可能とするために、削除しないという判断をした理由については、当該判断が侵害情報調査専門員の判断を経たものであるのかも含めて公表されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本音楽制作者連盟】</p>	<p>本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>日本における投稿について送信防止措置を講ずるかどうかを検討するにあたっては、投稿の表面的な意味内容のみならず、その投稿の趣旨や背景を理解した上で(すなわち、日本の文化的・社会的背景を踏まえて)送信防止措置を講ずるかどうかを検討する必要がある。このような見地からすれば、「選任した専門員の専門性及び当該者に対する訓練の内容」(施行規則案第18条第5項第20号)及び「送信防止措置を講ずるかどうかを検討する者のうち日本語を理解する者の数及び当該者に対する訓練の内容」(同項第21号)は特に重要な公表項目であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>本省令案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>意見 2-8-10 省令案に規定されている項目以外の項目についても、公表対象とすべき</p>	<p>考え方 2-8-10</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定電気通信における侵害情報(コンテンツ)の流通により大規模特定電気通信役務提供者や当該情報の発信者等が収入を得ていた場合には、当該収入についても公表の対象とすべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定電気通信における侵害情報をコンテンツとして流通させることによって収入を得ていた場合、当該収入についても公表の対象とするべきだと考えます。 	<p>頂いた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

<p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p> <p>・ 今後、「送信防止措置」の定義に当たらないコンテンツモデレーション(収益化の停止、表示順位の低下等)の実施状況や、平時と区別した災害発生時等におけるコンテンツモデレーションの実施状況についても、公表義務の対象に含めることを検討していくべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<p>意見 2-8-11 施行規則(案)第18条第6項について、民産学官のマルチステークホルダーにおいて公表内容を精査・評価し、継続的な改善を促すことがより重要</p>	<p>考え方 2-8-11</p>
<p>・ 第6項の「評価」(及びその基準)については、これを実施した大規模特定電気通信役務提供者において公表させるだけでなく、民産学官のマルチステークホルダーにおいて公表内容を精査・評価し、継続的な改善を促すことがより重要。今後、そのような場の設置・運用について総務省を中心に検討を進めることを期待。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 2-8-12 公表項目について、今後の実務運用の状況を踏まえて、将来的には公表対象の更なる充実・拡充も含めて検討すべき</p>	<p>考え方 2-8-12</p>
<p>公表すべき項目についても異論はないが、今後の実務運用の状況を踏まえて、将来的には公表対象の更なる充実・拡充も含めて検討するべきである。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本音楽事業者協会】</p>	<p>本省令案に対する賛同の御意見として承ります。 また、頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>

3. 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン案

3-1. 総論

意見 3-1-1 規制の必要性や事業者の負担のバランスを考慮して、侵害情報送信防止措置の運用には柔軟性が維持されるべき

考え方 3-1-1

【規制の必要性や事業者の負担のバランスを考慮して、侵害情報送信防止措置の運用には柔軟性が維持されるべき】

頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)における事前評価(同法第5条第2項第4号)においても考慮事項とされているように、行政機関が施策を講じる際には、規制対象者の負担を含む規制による効果と負担を考慮すべきである(規制の政策評価の実施に関するガイドラインⅡ3(2))。

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律において、大規模特定電気通信事業者には、申出に応じた侵害情報送信防止措置を講じたとき、及び講じなかったときの通知(同法第25条第1項)等の事務的な負担が生じるものと思われる。たしかに、権利侵害対策は必要である一方で、上記のような対応を求める際に、例えば、虚偽ないし汎用的な申し出が含まれてくる可能性やその判断に要するコストも当然に規定されるべきである。

大規模特定電気通信事業者が上記のような運用コストを省力化するために機械的な対応等を行った結果、表現の自由に対する過度な制約となることも十分に考えられることからすれば、そのような状況を法の改正や運用で作るのは避けるべきである。

以上を考慮すれば、大規模特定電気通信事業者に求める侵害情報送信防止措置の運用には柔軟性が維持されるべきである。

【弁護士】

意見 3-1-2 指定される事業者以外の事業者へも十分周知すべき

考え方 3-1-2

意見4: 被侵害者への迅速かつ適切な対応や侵害情報の抑止など、インターネット上の健全な情報流通環境の構築につなげるため、ガイドラインに準じた取組を行うよう、同法で指定される事業者以外の事業者へも十

頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。

<p>分周知してください。</p> <p style="text-align: right;">【大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課】</p>	
<h3>3-2. 大規模特定電気通信役務の該当性(I 1)</h3>	
<p>意見 3-2-1 大規模特定電気通信役務提供者の対象範囲を拡大すべき</p>	<p>考え方 3-2-1</p>
<p>本法の「大規模特定電気通信役務提供者」の該当性は、利用者数や規模に基づく基準で判断されるため、被侵害者に深刻な被害を与えるような投稿が放置され、誹謗中傷の温床として深刻な問題となっている一部の匿名掲示板等が対策の対象となっておらず、今後、そうした特定電気通信役務提供者を対象としていくことも検討すべきである。そのためには、たとえば、ある程度緩やかな規模の基準を超えるPFを対象に、まずは、裁判で違法性が認められた件数や通報に基づいて削除した件数の報告を求め、そのうえで、個人情報の暴露や極端な暴言・差別的発言など、明らかに公共性や公益性が欠け、真実性を考慮するまでもなく違法性が認められる誹謗中傷の件数が非常に多い事業者については、一定の規制の対象とすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人クリエイターエコノミー協会】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<h3>3-3. 「これに準ずる者として総務省令で定める者」(第20条第1項第1号イ)(I (1))</h3>	
<p>意見 3-3-1 「利用した者」に「リポスト」、「シェア」、「いいね」等のリアクションをした者に加えて、閲覧しているのみの者を含むものとする」ことについて賛成</p>	<p>考え方 3-3-1</p>
<p>該当箇所について、賛成である。</p> <p>対象となる投稿を閲覧する者が多くなることや、当該閲覧数が表示されること等によって、被害者の社会的評価が低下し、被害が拡大することが予想されるため、「利用した者」について、閲覧しているのみの者を含むことは妥当であるものとする。</p> <p>なお、利用者による閲覧等については、異なる端末から実施されることも想定される。特にログインを要さず利用できるプラットフォームについては、「当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となった者」と推定することができず、厳密に重複を除いた算出が難しい場合が考えられる。当該推定が難しい場合であれば、被害の拡大を防止する観点から、異なる者によって閲覧等がなされたものとしてカウントされるべきであるとする。</p>	<p>本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、「平均月間発信者数」は、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対応に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン(案)」2ページに記載のとおり、平均月間アクティブユーザ数を意味するものです。</p> <p>大規模特定電気通信役務提供者の指定に当たっては、欧州等の諸外国における動向等を踏まえ、平均月間アクティブユーザ数を要件として採用しています。</p>

【カバー株式会社】	
<p>意見 3-3-2 「平均月間延べ発信者数」の定義に該当するサービスに対して、相応の準備期間が十分に確保できるよう配慮願いたい</p>	<p>考え方 3-3-2</p>
<p>本ガイドライン案において、施行規則第8条第1項に規定する「利用した者」の定義が示されたところ、従前から示されていた「平均月間発信者数」に加え、これまで貴省の検討会の議論や報告書等では示されていなかった「平均月間延べ発信者数」が新たに示されています。</p> <p>「平均月間発信者数」では大規模特定電気通信役務に該当しないサービスも、「平均月間延べ発信者数」では該当することが想定されます。</p> <p>新たに示された「平均月間延べ発信者数」の定義に該当するサービスにおいては、今後、法の規律への対応準備を開始する必要があるところ、システム改修や専門調査員の確保・育成など、相応の準備期間が必要であり、その期間が十分に確保できるよう配慮願います。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】</p>	<p>「平均月間延べ発信者数」は、「プラットフォームサービスに関する研究会 第三次とりまとめ」(令和6年2月公表)第1部第3章(1)において、「アクティブユーザ数や投稿数といった複数の指標を並列的に用いて捕捉することが適当である。」と提言されたことを受けて、「投稿数」に該当するものとして、法第20条第1項第1号ロに規定されたものです。</p>
<p>意見 3-3-3 「発信者数」の算出に当たっては、ログインユーザー数を基礎とすべき</p>	<p>考え方 3-3-3</p>
<p>発信者数については、発信するためにログインを求め、ログインユーザー単位で数えることにより、人単位に近い数を算出できるのに対し、閲覧者数は、ログインユーザーに限定しないのであれば、1人あたり、さまざまな端末ごとにカウントされることで、大量の重複が発生してしまい、適切な算出ができない。したがって、算出にあたっては、重複をなるべく排するため、ログインユーザー数を基礎とすべきである。また、被侵害者に深刻な被害を与えるような投稿は優先的に対策されるべきであるが、現在の基準では、そのような誹謗中傷の温床となっている特定電気通信役務提供者が規制の対象となりにくく、別途の基準も検討すべきである。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人クリエイターエコノミー協会】</p>	<p>「平均月間発信者数」は、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対応に関する法律」における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン(案)2ページに記載のとおり、平均月間アクティブユーザ数を意味するものです。</p> <p>大規模特定電気通信役務提供者の指定に当たっては、欧州等の諸外国における動向等を踏まえ、平均月間アクティブユーザ数を要件として採用しています。</p> <p>頂いた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>発信者数については、発信するためにユーザーに対してログインを求めることで、ログインユーザー単位で数えることにより、人単位に近い数を算出できるのに対し、閲覧者数は、ログインユーザーに限定しないのであれば、1人あたり、さまざまな端末ごとにカウントされることで大量の重複が発生してしまい、適切に算出ができな</p>	

<p>いと考えます。</p> <p>したがって、閲覧者数を算出の基礎とすべきでなく、万一算出の基礎とするのであれば、重複をなるべく排するため、ログインユーザー数を基礎とすべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】</p>	
<p>意見 3-3-4 「発信者数」の算出に当たっては、ユニークユーザー数を基礎とすべき</p> <p>法第20条における大規模特定電気通信役務提供者に指定される要件として、単なる閲覧を含む月間利用者数1000万と規定されている点について、昨年11月21日の第2回会合資料2-2-1スライド6に「少なくとも1割程度の国民に利用されることを目安として、1,000万という数字を閾値として設定。」と記載されていることを踏まえ、単一の利用者が複数回の閲覧を行った場合であっても1と計算されるものであり、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン案における閲覧数とは、いわゆるユニークユーザー数を指すとの解釈でよい旨を明確にさせていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】</p>	<p>考え方 3-3-4</p> <p>「平均月間発信者数」は、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン(案)」2ページに記載のとおり、平均月間アクティブユーザー数を意味するものです。</p> <p>大規模特定電気通信役務提供者の指定に当たっては、欧州等の諸外国における動向等を踏まえ、平均月間アクティブユーザー数を要件として採用しています。</p>
<p>3-4. 「権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務として総務省令で定めるもの」(第20条第1項第3号)(I (2))</p>	
<p>意見 3-4-1 法の規律の対象となるサービスなのか否かの判断に資するよう、より具体的に、ガイドラインに例示すべき</p> <p>本ガイドライン案において、「権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務として総務省令で定めるもの」の具体例が示されていますが、サービスの形態は多種多様であり、①「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでないもの」及び、②「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものであって前号の特定電気通信役務に専ら付随的に提供されるもの」として例示された類型だけでは、例えば、①については口コミ情報の交換と利用予約のどちらが主たる目的であるか明確でないもの、②についてはライブ配信サービスのコメント機能やチャット機能など、判断が難しいケースが出てくるのが想定されます。</p> <p>法の規律の対象となるサービスなのか否か、事業者自身の判断に資するよう、より具体的に、ガイドラインに例示していただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】</p>	<p>考え方 3-4-1</p> <p>一般的には、交流そのものを主たる目的とするサービスは、交流に伴って権利侵害情報やその拡散が生じやすいことから、大規模特定電気通信役務提供者の義務の対象となります。</p> <p>他方、例えば、ECサイト等のコメント欄等については、主たるサービスはあくまでECサイトであってそれらに専ら付随的に提供されるものです。</p> <p>このような「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでない」サービスに「専ら付随的に提供されるもの」につい</p>

	<p>ては、交流そのものを主たる目的とするサービスと比較して、権利侵害が発生する蓋然性の高さや被害の深刻度合いの観点から、現時点では対象外としています。</p> <p>御意見を踏まえ、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン」2ページ目に上記旨を追記します。</p>
<p>意見 3-4-2 一次目的が利用者間の交流を主たる目的としたものでない場合又は不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものであって前号の特定電気通信役務に専ら付随的に提供される場合であっても、実態に沿って判断すべき</p>	<p>考え方 3-4-2</p>
<p>①「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでないもの」②「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものであって前号の特定電気通信役務に専ら付随的に提供されるもの」として例示列挙されたものであっても、実質的にはSNSや掲示板と同等の使用法をされる場合がある。そのため、一次目的が利用者間の交流を主たる目的としたものでない場合又は不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものであって前号の特定電気通信役務に専ら付随的に提供される場合であっても、実態に沿って判断すべきであり、一律で「権利侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務」に含めるべきではなく、限定的に解釈すべきである。例えば、動画投稿・ストリーミング配信を行うことができるサイトにおいて、投稿・配信されたコンテンツ、チャット欄、コメント欄等において、権利侵害が発生するおそれが少ないとはいえないものが含まれる場合も存在する。ガイドラインにおいて例示として列挙されていないことから、このようなサイトは①又は②に該当しない想定であるものとするが、いずれにせよ①及び②については、限定的に解釈されるべきであるとする。</p> <p style="text-align: right;">【カバー株式会社】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、一般的には、「動画投稿・ストリーミング配信を行うことができるサイト」は、「不特定の利用者間の交流を主たる目的とした」特定電気通信役務に該当するものと考えます。</p>
<p>意見 3-4-3 「権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務として総務省令で定めるもの」には、動画投稿サイトやライブ配信サイトは含まれないという理解でよいか</p>	<p>考え方 3-4-3</p>
<p>「権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務として総務省令で定めるもの」には、動画投稿サイトやライブ配信サイトは含まれないという理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人クリエイターエコノミー協会】</p>	<p>一般的には、「動画投稿サイトやライブ配信サイト」は、「不特定の利用者間の交流を主たる目的とした」特定電気通信役務に該当し、「権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務として総務省令で定めるもの」には含ま</p>

	れないものと考えます。
意見 3-4-4 ①「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでないもの」の例示にあるECサイトには、フリマサイト等の個人間取引のサイトも含まれるという認識でよいか。	考え方 3-4-4
①「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでないもの」の例示にあるECサイトには、フリマサイト等の個人間取引のサイトも含まれるという認識でよいか。 【一般社団法人新経済連盟】	一般的には、「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでないもの」には、いわゆるフリマサイト等の個人間取引のサイトも含まれるものと考えます。
意見 3-4-5 ニュース配信サイトのコメント機能の提供は「前号の専ら付随的に提供されるもの」に該当するか	考え方 3-4-5
施行規則(案)第8条6項2号の記載として、「前号の専ら付随的に提供されるもの」とあるが、「前号の専ら付随的に提供されるもの」の判断基準は何か。ニュース配信サイトのコメント機能の提供は該当するか。 【スマートニュース株式会社】	一般的には、交流そのものを主たる目的とするサービスは、交流に伴って権利侵害情報やその拡散が生じやすいことから、大規模特定電気通信役務提供者の義務の対象となります。 他方、例えば、ECサイト等のコメント欄等については、主たるサービスはあくまでECサイトであってそれらに専ら付随的に提供されるものです。 このような「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでない」サービスに「専ら付随的に提供されるもの」については、交流そのものを主たる目的とするサービスと比較して、権利侵害が発生する蓋然性の高さや被害の深刻度合いの観点から、現時点では対象外としています。 「ニュース配信サイトのコメント機能」が施行規則(案)第8条第6項第2号に規定する「前号の特定電気通信役務に専ら付随的に提供されるもの」に該当するかどうかは、各サービスの提供実態に応じて、個別具体的に判断されるものと考えます。
意見 3-4-6 フリマサイト等が「特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信」と位置付けられることは適当ではない	考え方 3-4-6

<p>「特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信」について、ガイドライン案では「ECサイト」等が例示として掲げられている。</p> <p>しかしながら、ECサイトのうち、いわゆるフリマサイトにおいては、著作権やパブリシティ権等を侵害するアイコンや違法商品等が多数出品されている。最近ではAIやディープフェイクを悪用した商品なども出回り、権利侵害が蔓延した無法地帯となっており、社会問題となっている。</p> <p>これらのフリマサイト等が「特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信」と位置付けられることは相当ではなく、ガイドライン案には反対である。</p> <p>参考) https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241214/k10014665821000.html</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本音楽事業者協会】</p>	<p>一般的には、交流そのものを主たる目的とするサービスは、交流に伴って権利侵害情報やその拡散が生じやすいことから、大規模特定電気通信役務提供者の義務の対象となります。</p> <p>他方、例えば、ECサイト等のコメント欄等については、主たるサービスはあくまでECサイトであってそれらに専ら付随的に提供されるものです。</p> <p>このような「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでない」サービスに「専ら付随的に提供されるもの」については、交流そのものを主たる目的とするサービスと比較して、権利侵害が発生する蓋然性の高さや被害の深刻度合いの観点から、現時点では対象外としています。</p> <p>頂いた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 3-4-7 「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものではないもの」という規定によって、本来は大規模特定電気通信役務提供者に該当するものが指定解除となることがないよう、ガイドライン等において明確化されたい</p>	<p>考え方 3-4-7</p>
<p>・ 「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでないもの」という規定が規制の「抜け道」となることを危惧します。例えば、ガイドライン案で例示されている機能等を付与した場合等に、大規模特定電気通信役務提供者に該当していた者が指定解除とならないガイドラインを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>・ 「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものではないもの」という規定によって、本来は大規模特定電気通信役務提供者に該当するものが指定解除となることがないよう、ガイドライン等において明確に規定することを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>	

3-5. 被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表(第22条)関係(Ⅱ 1)

意見 3-5-1 ガイドラインの記載内容に賛成	考え方 3-5-1
<p>被害申出を受け付ける方法について、具体的な内容がガイドラインとして例示されており、賛成する。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本音楽事業者協会】</p>	<p>本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>申出フォームについては、利用者に過重な負担を課すもののほかに、申出フォームの申請過程で発生したエラーについての問い合わせができず、申出を断念せざるを得ないものも一部にあり、そうした点についても今後改善すべきことも踏まえ、利用者からの意見を踏まえて申出方法の在り方を不断に見直していくことに賛成する。</p> <p>また、以下のような事例について、ガイドライン案に挙げられていない負担を課すものであること具体例として追加することを検討されたい。</p> <p>ア) 申請フォームに入力する際に発生したエラーについて、問い合わせができない</p> <p>イ) 繰り返し同一の書類の提出を求める</p> <p>ウ) 過剰な本人確認を求める</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人クリエイターエコノミー協会】</p>	<p>本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>申出は、実務的にはウェブフォームによって行われることになる。ウェブの技術やスタンダードが時代によって移り変わっていくことからすれば、「利用者からの意見を踏まえ、申出方法の在り方を不断に見直していく」ことは適当である。</p> <p>その上で、ア)～オ)の例示については、いずれも、申出を行おうとする者の障壁を取り払う観点から重要である。</p> <p>とりわけ、「ウ)アカウント非保有者であっても申出を行うことができること」を盛り込む必要性は高い。誹謗中傷等の被害を受けた者は、当該サービスの利用者登録をしているとは限らない(むしろ、「その場にはいない者」こそ、攻撃の標的となりやすく、誹謗中傷等の被害を受けるおそれがある)。よって、当該プラットフォームを利用しているか否かにかかわらず削除申出を行えるようにすることは重要である。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>「申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと」の具体例として挙げられたア)からオ)の事項</p>	

は、被害者による申出を容易にし、もって削除等の措置の迅速化を図る観点からはいずれも非常に重要な要素であり、大規模特定電気通信役務提供者においてはいずれの要素をも充たす窓口の設置を実施すべきである。

また、ア)からオ)の要素に限らず大規模特定電気通信役務提供者における自主的な取組として利用者視点に立った改善を行うことが重要であり、「利用者からの意見を踏まえ申出方法の在り方を普段に見直していくことが求められる」と記載することに賛成する。

【弁護士】

- ・ 法第22条第2項第2号の「申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと」として、「アカウント非保有者であっても申出を行うことができること」との具体例が挙げられているところ、SNS等のプラットフォーム上の情報流通による権利侵害は、被侵害者が当該プラットフォームにアカウントを保有している否かとは無関係に存在し得、かつ、むしろアカウントを保有していない被侵害者の方が、当該プラットフォーム上で対抗言論を展開し得ないため権利侵害への対抗手段が限定されており、権利侵害の程度が大きくなり得ると言えるので、アカウントの有無にかかわらず削除申出を行うことができることは極めて重要。
- ・ 一方、「申出を行ったことを理由として、申出以後のサービス利用に当たって不利益を受けないこと」との具体例も挙げられているところ、一般論としてはこれも重要であるが、大規模特定電気通信役務提供者の負担を考慮すると、例えば一度却下された申出と同一内容の申出や明らかに理由のない申出を大量に行うなどの濫用的な申出について、大規模特定電気通信役務提供者がアカウント停止等の対抗措置を講じることまでは妨げられないことを明記すべきではないか。

【弁護士】

(1)本法においては、権利侵害情報に対する削除対応の迅速化として、「一定期間内(14日)に削除を申し出た者に削除するか否か、その理由を通知しなければならない」と明記されておりますが、この「一定期間」が大規模プラットフォーム事業者に遵守され、迅速な対応がなされるよう、毅然とした態度で執行していただきたく存じます。

(2)被害者からの申出において、「アカウント非保有者であっても申出を行うことができる」ことを評価したいです。削除手続きの迅速化に繋がることから、権利侵害情報の拡散抑止に一定の効果があると思います。

本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。
また、頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。

(3)本法律の施行により、悪質な差別書込みや誹謗中傷が一掃され、被害者が出ないようにすることを期待しています。(削除への実効性が発揮できることを願っています)

【大分市人権同和対策課旭町文化センター】

情プラ法の成立は、ネット上に氾濫する人権侵害と見なされる情報や書き込み、またそれらの行為を抑制する大きな転機となることが期待されます。

特に、「一定期間内(14日)に削除を申し出た者に削除するか否か、その理由を通知しなければならない」と明記されており、このことは権利侵害情報に対する削除対応の迅速化が図られることとなります。ただし、この「一定期間」が遵守されない(緩慢な対応)状態を許容することは避けるべきであり、本法の肝として毅然とした態度による執行を切望いたします。

また、「アカウント非保有者であっても申出を行うことができる」ことは大きな前進であると受け止めています。いわゆる「泣き寝入り」に終始せざるを得なかった状況から抜け出す措置が図られたことは、権利侵害情報の拡散抑止に効果をもたらすものであると認識しています。

本法の施行により、悪質な差別書込みや誹謗中傷が一掃され、健全なネット環境のもとに社会活動や経済活動が推進されることを期待します。

【日田市市民環境部人権・部落差別解消推進課】

意見 3-5-2 被侵害者からの申出は容易に行うことができる必要性がある

被侵害者からの申出は容易に行うことができる必要性がある。

現状、あるプラットフォームにおいては、特定の投稿を表示した上で、当該投稿からのリンクにより申告する以外に、特定の情報が権利侵害情報である旨を申告することができない場合がある。

そのようなシステムが採用されていれば、いわゆる「鍵アカ」といわれる、特定のフォロワー等にしか表示されない投稿により権利侵害がなされた場合には、当該投稿の存在をしった被侵害者は、当該投稿について申告をする手段がなくなってしまうという状況がある。

URLの特定がなくても、アカウント名や表示内容からは投稿自体の特定が可能であることからすれば、プラットフォームは、被侵害者がアクセスできない投稿についても削除申告ができるような仕組みを整える義務を負うべきである。

また、侵害情報が流通しているプラットフォームのアカウントの非保有者であっても申告ができることは重要である。多数の情報流通プラットフォームが存在している現代においては、その全てにおいて削除申請に必要なア

考え方 3-5-2

本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。

また、頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。

<p>アカウントを取得せよというのは現実的ではない。また、アカウントの取得にあたっては、電話番号の登録が必要であるなどの制限もあり、被侵害者における迅速な申立てを阻害している。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本音楽制作者連盟】</p>	
<p>意見 3-5-3 申出者のプライバシー等の侵害や過度な負担が生じないよう、更なる具体例を追記すべき</p>	<p>考え方 3-5-3</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行規則第十三条と同様に「被侵害者が日本語による申出を行うことができるものでなければならない」旨を本ガイドラインにおいても明記するよう要望します。 ・ デジタルミレニアム著作権保護法(DMCA)に基づく申請上、すでに申出者のプライバシー等の侵害や過度な負担等が生じています。特に以下の3点について、本法の運用ではこのような侵害や過度な負担が生じないよう、本ガイドライン等において明記するよう要望します。 <ul style="list-style-type: none"> ①「申出者のプライバシー等の権利・利益の侵害を生じさせない形で」との記載がありますが、著作権等の侵害の場合、すでにDMCAに基づく申請上、個人名での申請とされているため、悪質なあるいは組織立った違法動画投稿者等に申出者の名前が明かされ身体・名誉・プライバシー等を害される危険性があると考えます。 ②権利者は数多くの侵害者に対応しなければならないにも関わらず、現状は、権利者側に一定の立証責任の負荷を負わせる申出形式が採られており、申出の際に大規模特定電気通信役務提供者へ多くの情報を提供しなければならないことが既に過重な負担であり、大きな問題だと考えます。 ③「申出を行おうとする者に過度な負担を課するものでないこと」との記載がありますが、発信者が申出に対する異議申し立てを行った場合に、大規模特定電気通信役務提供者が、申出者に対して対抗要件に訴訟提起を求める等の条件を設定することは過度な負担にあたる考えます。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 申出者にとってプライバシー侵害や過度な負担が生じることのないよう、ガイドライン等において明確に規定するよう要望します。権利者は、多くの侵害事例に対応しなければならないにもかかわらず、現状では権利者側に一定の立証責任を負わせるような申出の形式が採られていることは、大きな課題であると考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>	<p>「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン」3ページ目にて、「申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと」の具体例を明記しています。</p> <p>また、頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>

<p>意見 3-5-4 基本的にはプラットフォームの裁量に委ねるべき</p> <p>あくまで例として記載いただいておりますが、内容によってはプラットフォームに過度な負担となったり、また悪用されるリスクとなることも考えられます。よって、基本的にはプラットフォームの裁量に委ねるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【X Corp.Japan株式会社】</p>	<p>考え方 3-5-4</p> <p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<h3>3-6. 侵害情報調査専門員(第24条)関係(II 2)</h3>	
<p>意見 3-6-1 侵害情報調査専門員の要件として、「弁護士等の法律専門家や日本の風俗・社会問題に十分な知識経験を有する者」等を求めることは適当</p>	<p>考え方 3-6-1</p>
<p>一部のプラットフォームでは、権利者が著作権などを侵害していることを主張・立証しているにもかかわらず、独自の基準で削除対応されないことを確認しており、適切な判断基準で削除対応が行われるよう、侵害情報調査専門員に我が国の法令や文化的・社会的背景に明るい人材であるとの要件を定めることに賛成する。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人クリエイターエコノミー協会】</p>	<p>本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>大規模特定電気通信役務提供者において、侵害情報調査専門員を選任することは、プラットフォームにおける情報流通を適正にするためには必要不可欠な手段である。</p> <p>侵害情報調査専門員がプラットフォームにおいて、責任ある判断を繰り返し行っていくことが、コンテンツモデレーションを行う他の職員の権利侵害に対する認識が向上することが期待され、結果として適切な情報流通に大きく資するものと思われる。</p> <p>侵害情報について法的な視点からの判断が必要である以上、法的な素養は不可欠である。また、プラットフォームとしては情報の流通制限に対して積極的ではないことが想定される一方で、侵害情報調査専門員はそれに反しある意味超然として調査や法的な意見を述べる必要がある。</p> <p>したがって、コンテンツモデレーションを適切なものとするためには、弁護士を中心とする法的専門家やそれに準じる者を侵害情報調査専門員とする必要があると思われる。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本音楽制作者連盟】</p>	
<p>・ 権利侵害への対処に関して十分な知識経験を有する者から選任することに賛同します。しかし、大規模特定電気通信役務提供者が選任した専門員が同提供者に有利な判断をする可能性を否定できないため、第三者の立場を堅持できる専門員が選任されることが必要と考えます。</p>	<p>本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>

<p style="text-align: center;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	
<p>法第23条の調査を行うに際しては、投稿の表面的な意味内容のみならず、その投稿の趣旨や背景を理解した上で侵害情報送信防止措置を講ずるかどうかを判断する必要がある。加えて、違法・有害情報が含まれる投稿は、ネットスラングや隠語なども含まれている点にも留意する必要がある。しかしながら、特に外国事業者においては、日本の文化的・社会的背景を踏まえ、投稿の趣旨・背景を理解した上でコンテンツモデレーションが行われているとは思えない対応が見られたことも事実である。したがって、「弁護士等の法律専門家や日本の風俗・社会問題に十分な知識経験を有する者」を専門員として選任させることは適当である。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>プラットフォームサービスに関する研究会における議論等を踏まえると、特に海外事業者において日本の文化的・社会的な背景を踏まえた対応が十分に行われてきたかについては疑義があることから、大規模特定電気通信役務提供者においては、日本の文化・社会的な背景や日本の法律を踏まえた判断が可能な体制が確保されていること等が重要であると考えられる。そこで、専門員が「サービスの特性を十分に理解するとともに、我が国の法令や文化的・社会的背景に明るい人材である必要がある」との記載について賛成する。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵害情報調査専門員として選任すべき人材の具体例として、「法令の知識又は文化的・社会的背景の理解の観点から、弁護士等の法律専門家や日本の風俗・社会問題に十分な知識経験を有する者」が挙げられているところ、特に国外事業者において、日本語による、あるいは日本の文化的・社会的背景を前提として初めて理解し得るような誹謗中傷・差別問題等に対する対応が不十分であるという実態が指摘されていることを踏まえると、要件として適当。 ・ ただし、必ずしも充足性を第三者が明確に判断し得る要件ではないことから、大規模特定電気通信役務提供者において、こうした要件を充足することについて説明責任を果たすことがより重要。その観点からは、総務省令案の第15条第2項第3号において専門員の選任届出書に選任理由を記載しなければならないとされていることや、第18条第5項第20号において専門員の専門性及び当該者に対する訓練の内容を公表しなければならないとされていることが重要であり、これらの総務省令案が求める記載・公表内容について、ガイドラインにおいて具体化することも検討すべきではないか。 <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 3-6-2 「(自然人に限る。)」との記載は適当</p>	<p>考え方 3-6-2</p>

<p>法第24条は、「申出に係る侵害情報の流通によって当該被侵害者の権利が不当に侵害されているかどうか」についての調査のうち「専門的な知識経験を必要とするもの」を適正に行わせることを目的としている。仮に法人が専門員となることを許した場合、法人の役員や構成員は変動し得るため、上述の見地から調査を行うに足りる知識経験を有していない者が役員や構成員として就任する可能性もある。加えて、ダミー会社が専門員に選任されるような事態は、あってはならない。したがって、専門員として選任できる者が自然人に限られるとすることは適当であると考え。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>また、専門員として選任されるべき人材として弁護士等の法律専門家等が挙げられている点は適切だと考えられるところ、弁護士等の法律専門家においても専門分化が進んでおり、弁護士等であれば誰でもインターネット上の権利侵害について適切な判断・対応が可能になるわけではないことから、個別に適切な人材の選任が行われることを確保する観点から自然人に限定することも適切であると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<p>意見 3-6-3 「(自然人に限る。)」との限定は削除すべき</p>	<p>考え方 3-6-3</p>
<p>「侵害情報調査専門員」については、その目的に照らして実効的に機能することが重要であり、対応を要する分野が多岐に亘ることから、法人への委託を可とすることが不可欠であり、「(自然人に限る。)」との限定は削除すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】</p>	<p>「侵害情報調査専門員」については、「専門員」との規定ぶり、仮に法人とした場合の同法人内での利益相反の可能性から、自然人の選任を求めることが適当と考えます。</p>
<p>意見 3-6-4 侵害情報調査専門員に求める人材要件を、より具体的に記載すべき</p>	<p>考え方 3-6-4</p>
<p>侵害情報調査専門員に求める人材要件を、より具体的に記載する必要があると考える。</p> <p>第24条「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害への対応に関して十分な知識経験を有する者」とは、どの程度の専門知識をもちあわせることが適当と考えるか。また、「日本の風俗・社会問題に十分な知識を有する者」とは、具体的にどのような人材を指すのか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>日本の文化的・社会的背景を踏まえた対応がなされるよう、大規模特定電気通信役務提供者が提供するサービス特性を十分に踏まえつつ、個別具体の事情に則して、適切な人選が行われることが適当と考えます。</p>
<p>意見 3-6-5 侵害情報調査専門員の要件として差別問題に係る見識を有することを明記すべき</p>	<p>考え方 3-6-5</p>
<p>■専門員の要件(差別問題を明記)</p> <p>侵害情報調査専門員の要件として差別問題に係る見識を有することを明記してください。</p> <p>同ガイドラインの「Ⅲ-3 措置の実施状況等の公表(第28条)関係」では、いわゆるコンテンツモデレーターへ</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>

の訓練の公表について、「日本の風俗・社会に関する問題(差別問題等)」と、差別問題を明確に規定している一方、「Ⅱ-2 侵害情報調査専門員(第24条)関係」では、差別問題を明記していません。対象の問題は双方とも同様であることから、専門員の要件においても、差別問題に精通している旨を明記してください。

■専門員の要件(人権課題や誹謗中傷等に関する知識を有する者を明記)

専門員の要件として、ガイドラインでは日本の風俗や社会問題に詳しい者とされていますが、SNS上では現在も、いわゆる同和地区の識別情報の摘示など、日本固有の課題である同和問題をはじめとする不当な差別的言動や誹謗中傷が多発しています。このため、「同和問題、ヘイトスピーチ、障がい者、性的マイノリティといった種々の人権課題や誹謗中傷等に関する知識を有する者」という要件を明記してください。

【大阪府】

侵害情報調査専門員に対しては、部落差別(同和問題)を適切に判断できることを必須とするよう、本項目において具体的な明示が必要である。

別紙の関連裁判例一覧28ページの①から③にあるとおり、識別情報の摘示を中心とする部落差別の情報が公表されることにより、人格的な利益を侵害するものであることから、部落差別の項目が必要である。

【観音寺市】

侵害情報調査専門員の専任について「日本の風俗・社会問題に十分な知識経験を有する者(自然人に限る。)」とありますが、日本の風俗・社会問題に十分な知識経験を有する者に日本特有の人権問題である「部落差別(同和)問題」についても知識経験を有する者を選任及び研修等を講ずることを必須とすべきであると考えます。

送信防止措置の実施に関する基準は、「できる限り具体的」に定めるとありますが、カテゴリを細分化し、「部落差別(同和)問題」を加えるべきと考えます。対象情報に「被差別部落の識別情報の摘示関係」を明記すべきと考えます。

【綾川町住民生活課】

大規模プラットフォーム事業者には配置が義務付けられる侵害情報調査専門員は、「我が国の法令や文化的・社会的背景に明るい人材である必要がある」とされていますが、その選定にあたっては、部落差別問題をはじめとするあらゆる人権課題について正しい認識・理解を有する人材が配置されるよう努めていただきたい。

また、権利侵害情報に対する削除対応の迅速化として、「一定期間内(14日)に削除を申し出た者に削除するか否か、その理由を通知しなければならない」と明記されていますが、このことを、大規模プラットフォーム事業

者が遵守し、迅速な対応がされるよう、毅然とした態度で執行していただきたい。

【豊後高田市人権啓発・部落差別解消推進課】

意見2: 侵害情報調査専門員として求められる人材像として「我が国の法令や文化的・社会的背景に明るい人材である必要がある。」とありますが、文化的・社会的背景の中には日本固有の人権問題である部落差別問題も含まれるという解釈でよいでしょうか。

【大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課】

専門員の人材について、同和問題の知識を有する者を追加してほしい。

【個人】

私は小学校に勤務しておりますが、子どもたちがSNS上のトラブルに巻き込まれることが多々あります。またHP上に真偽不明の情報や部落差別を助長する内容などが見られる中、アメリカのメタ社はファクトチェックを廃止すると発表しました。子どもたちを含め国民すべての人権が保障されるよう、本法律を徹底するとともに人権問題に精通した情報調査専門員を置くなど、より徹底できるよう見直しをお願いします。

【個人】

大規模プラットフォーム事業者に配置が義務付けられる侵害情報調査専門員においては、我が国の法令や文化的・社会的背景に明るい人材である必要があるとされているが、権利侵害情報の削除に関し適切な判断ができるよう、同和問題(部落差別)をはじめとするあらゆる人権問題に対して正しい認識・理解を有する人材が配置されるよう努めていただきたい。もしくは、同専門員に対して定期的にあらゆる人権問題の研修を実施するなど、人権意識の高揚を図られるよう要望します。

【個人】

・大規模プラットフォーム事業者に配置が義務付けられる侵害情報調査専門員においては、「我が国の法令や文化的・社会的背景に明るい人材である必要がある」とされているが、権利侵害情報の削除に関し適切な判断ができるよう、同和(部落差別)問題をはじめとするあらゆる人権問題に対して正しい認識・理解を有する人材が配置されるよう努めていただきたい。もしくは、同専門員に対して定期的にあらゆる人権問題の研修を実施するなど、人権意識の高揚を図られるよう要望します。

・本法の対象は、大規模プラットフォーム事業者であり、中小のプラットフォーム事業者やweb管理者等は法の対象外となっている。また、削除基準の内容がプラットフォーム事業者によって異なることから、法施行後は運用状況の集約及び検証を行い、将来的には共通した削除基準や規律が、中小プラットフォーム事業者を含

む通信業界全体で共有されるよう努めていただきたい。

・本法においては、権利侵害情報に対する削除対応の迅速化として、「一定期間内(14日)に削除を申し出た者に削除するか否か、その理由を通知しなければならない」と明記されているが、この「一定期間」が大規模プラットフォーム事業者に遵守され、迅速な対応がなされるよう、毅然とした態度で執行していただきたい。

【個人】

大規模プラットフォーム事業者に配置が義務付けられる侵害情報調査専門員については、法令や文化的・社会的背景に明るい人材である必要があるとされているが、権利侵害情報の削除に対して適切な判断ができるよう、同和問題(部落差別)をはじめとするあらゆる人権問題に対して正しい認識・理解をもっている人材が配置される必要がある。そうした人材を配置するとともに、専門員に対しては、定期的に人権問題についての研修を実施するなど、人権意識の高揚が図られるよう要望いたします。

【個人】

3-7. 申出者に対する通知(第25条)関係(II 3)

意見 3-7-1 申出者に対する通知の対象となる申出を明確に特定したうえで、申出者への連絡がなされるべき

考え方 3-7-1

申出者に対する通知において、プラットフォームによっては、どの申出に対する通知なのかの対象の特定がなされずに通知されることがあり、当該プラットフォームに対して複数の申出を行っている場合に、どの申出に対する通知なのかかわからず、かつ、その点について確認する手段が設けられていないため、通知を踏まえた対応ができなくなってしまうことがある。そのため、申出者に対する通知の対象となる申し出を明確に特定したうえで、申出者への連絡がなされるべきである。

頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。

【一般社団法人クリエイターエコノミー協会】

大規模特定電気通信役務提供者が行う「通知」について、対象となる申出を明示し、その対応内容とを紐づけたうえで実施する必要があると考える。現状、事業者によっては、対象となる申出(通報内容)が明示されないまま、措置を講じない旨の通知がなされることがあるが、申出の結果を知るための通知としては、不十分であると考えます。

【カバー株式会社】

<p>意見 3-7-2 被侵害者にクリティカルな侵害をもたらすおそれが高い種類の投稿については、より短期間で対応がなされるべき</p>	<p>考え方 3-7-2</p>
<p>また、申出者に対する通知は、総務省令第16条により、申出を受けた日から7日以内に通知しなければならないと定められているが、たとえば、被侵害者の住所情報が投稿されると、不特定多数の人々に瞬時に拡散され、実際に物理的な危害を加えられるリスクが格段に大きくなる、個人の携帯電話番号が投稿されると、嫌がらせ電話が殺到するといった問題があり、被侵害者にクリティカルな侵害をもたらすおそれが高い種類の投稿については、より短期間で対応がなされるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人クリエイターエコノミー協会】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 3-7-3 侵害情報送信防止措置を講じない理由について、十分な程度の具体性を持った記述がなされなければならないとする点に賛成</p> <p>プラットフォームによっては、削除対応を講じなかった場合の理由が通知されないだけでなく、通知がされても、実質的な理由の手がかりとなるようなことも記述されず、再度の申出を断念せざるを得ないケースが、実際に一定数ある。被侵害者が適切に救済されるためにも、申出者による再度の申出に資する観点から、十分な程度の具体性を持った記述がなされなければならないとする点に賛成する。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人クリエイターエコノミー協会】</p>	<p>考え方 3-7-3</p> <p>本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>意見 3-7-4 権利侵害の明白性の判断を省令で定める7日以内に事業者が判断するのは困難</p> <p>権利侵害の明白性については「侵害情報の流通によって」「権利が侵害されたことが明らかであるとき」と条文上規定されているが、権利侵害の明白性の判断を省令で定める7日以内に事業者が判断するのは困難である。</p> <p>第25条の申出者に対する通知は、判断・措置完了の通知ではなく、その時点での処理状況の通知ということか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>考え方 3-7-4</p> <p>法第20条以下には、権利侵害の明白性に言及した規定はありません。</p> <p>また、法第25条第1項に基づく申出者に対する通知は、同項に規定するとおり、「当該申出を受けた日から十四日以内の総務省令で定める期間内」に、「当該申出に応じて侵害情報送信防止措置を講じたとき」は「その旨」、「当該申出に応じて侵害情報送信防止措置を講じなかったとき」は「その旨及びその理由」を通知しなければならないこととされております。</p>
<p>意見 3-7-5 通知しない「正当な理由」について、不必要にその範囲が広くならないように解釈すべき</p> <p>また、「正当な理由」に関しては、不必要にその範囲が広くならないように解釈する必要がある。例えば、過去</p>	<p>考え方 3-7-5</p> <p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たって</p>

<p>に類似の投稿に対し申出が行われていた場合であっても、投稿によって権利侵害性が異なるため、正当な理由はないものと考えべきである。</p> <p style="text-align: right;">【カバール株式会社】</p>	<p>の参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 3-7-6 「その理由」について、「申出に対する発信者からの異議申し立てを根拠として侵害情報送信防止措置を講じない場合は、申し立て理由の法的根拠や正当性を、侵害情報調査専門員等により十分検討したうえで判断し、申出者に対して防止措置を講じない理由を詳細に通知すること」をガイドラインに追記すべき</p>	<p>考え方 3-7-6</p>
<ul style="list-style-type: none"> 侵害情報送信防止措置を講じなかった場合における「その理由」(法第二十五条第一項第二号)について、「申出に対する発信者からの異議申し立てを根拠として侵害情報送信防止措置を講じない場合は、申し立て理由の法的根拠や正当性を、侵害情報調査専門員等により十分検討したうえで判断し、申出者に対して防止措置を講じない理由を詳細に通知すること」をガイドラインに記載することを要望します。また、申出の形式不備が防止措置を講じない理由とするは安易に認めるべきではなく、これにより申出者の過重な負担にならないような制度とするよう要望します。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 「申出者に過重な負担を課するものではない」という観点から、侵害情報送信防止措置を講じなかった場合における「その理由」について、「申出者に対して防止措置を講じない理由を、明確に通知すること」とガイドラインに規定することを要望します。 申出の形式に関する不備について「防止措置を講じない理由」とすることを、安易に認めるべきではないと考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>	<p>「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン」4ページ目にて、「侵害情報送信防止措置を講じなかった場合における「その理由」(第25条第1項第2号)の粒度については、申出者に通知されるものであることから、なるべく分かりやすく記載されることが望ましい」旨及びその具体例を明記しています。</p> <p>また、頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 3-7-7 「やむを得ない理由」はある程度柔軟に解釈されることが望ましい</p>	<p>考え方 3-7-7</p>
<p>【「やむを得ない理由」はある程度柔軟に解釈されることが望ましい】</p> <p>期限内に通知を行うことができない理由としては、申出者側の事情を含め、種々の理由が考えられるところ、</p>	<p>通知の期限を延長する「やむを得ない理由」については、被害者救済の観点から、限定的に解釈すべきと考えます。</p>

<p>「やむを得ない理由」が被災等によりおよそ大規模特定電気通信事業者が通知をすることが不可能な場合のみに限定されるのは過度に限定的であるため、そのほかにも様々な理由が想定されていると理解している。大規模特定電気通信事業者が侵害情報送信防止措置の運用を硬直的に行うことは、表現の自由の過度な制約になり得るし、申出人にとってもかえって不利益にもなり得る。本ガイドラインはその記載ぶりから硬直ぶりから硬直な運用を求めるものではないと理解しているが、実際の運用においても柔軟性が確保されるよう留意されたい。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 3-7-8 「やむを得ない理由」には、申出内容に十分な根拠が示されていないことも含めるべき</p>	<p>考え方 3-7-8</p>
<p>第25条2項第3条「やむを得ない理由」に、申し出者の申出内容に十分な根拠が示されていないことも含めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>通知の期限を延長する「やむを得ない理由」については、被害者救済の観点から、限定的に解釈すべきと考えます。</p>
<p>3-8. 被侵害者以外の者による削除申出について(II 4)</p>	
<p>意見 3-8-1 「被侵害者以外の者による削除申出についても、法第22条から第25条までの規定に準じて、速やかに対応を行うことが望ましい」との記載をすることは適切</p>	<p>考え方 3-8-1</p>
<p>該当箇所について、賛成である。</p> <p>権利侵害の内容について、第三者から見ても明らかなものも存在しており、権利侵害の拡大防止を図る観点においては、第三者による削除申出についても、速やかに対応するのが望ましいものとする。</p> <p>なお、大規模特定電気通信役務提供者として、被害者本人又は本人の使者・代理人による削除申出について優先的に対応するような運用を行う場合は、合理的であるとする。</p> <p style="text-align: right;">【カバー株式会社】</p>	<p>本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>被侵害者以外の者が削除申出を行うことも考えられ、現に、法務省の人権擁護機関等は削除要請を行っている。プラットフォーム事業者においては、このような要請に対しても迅速に対応されることが望ましい。したがって、「被侵害者以外の者による削除申出についても、法第22条から第25条までの規定に準じて、速やかに対応を行うことが望ましい」との記載をすることは実務の観点から適切であると思料する。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	

法務省の人権擁護機関や警察庁の委託事業であるインターネット・ホットラインセンター等の公的機関等から、プラットフォーム事業者に対して、違法・有害情報の削除要請が行われている。そこで、特にこのような公的機関等からの削除要請を念頭に、被害者以外の者からの削除申出にも速やかな対応が実施されることが望ましいと考えられ、「望ましい」対応という位置づけも含めて妥当な記載である。

【弁護士】

- ・ 「被侵害者以外の者による削除申出についても、第22条から第25条までの規定に準じて、速やかに対応を行うことが望ましい。」との姿勢については、例えば法務省の人権擁護機関やインターネット・ホットライン・センター等、従前から専門的かつ透明性の高い方法で削除申出を行っている実績のある第三者機関が存在し、これらの機関からの申出に対しても迅速に対応することが望ましいと考えられることから、基本的には適当。
- ・ ただし、「被侵害者以外の者」には行政機関を含めあらゆる第三者が該当し得るところ、濫用的な申出によって生じる大規模特定電気通信役務提供者の負担や表現の自由への委縮効果にも配慮が必要。特に行政機関からの申出については、「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」も提言するとおり、前提として、行政機関による恣意的な申出を防止し、透明性・アカウントビリティを確保するとともに、過度な申出に対し発信者やプラットフォーム事業者を救済するための方策を併せて検討することが不可欠であり(同検討会とりまとめ93頁)、その観点からは、総務省令案の第18条第5項第5号及び第6号で大規模特定電気通信役務提供者において公的機関からの要請への対応状況を公表すべきものとされていることが重要。ガイドラインにおいても、例えば、行政機関からの申出が契機となって送信防止措置を講じた場合には、当該送信防止措置に係る発信者に対する通知等の措置(法第27条)の対象として当該行政機関の名称を含めるなど、透明性・アカウントビリティ確保に配慮した措置を併せて講じることを検討すべきことも併記しておくべきではないか。

【弁護士】

部落差別は、被差別部落出身者全体に対するものや、地域全体を差別する行為など、個人に対する差別だけではない。
部落問題に限らず、インターネット上の書き込みは、当事者が被害の状況に気付かない場合もあり、自らが削除の申し出をすることが出来ない事がある。そのため、当事者以外からの削除申請においても、ガイドラインにある通り、当事者同様に対応する必要があることを強く明記していただきたい。

本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。
また、頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。

本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。

【部落解放群馬県民共闘会議】

部落差別は、被差別部落出身者全体に対するものや、地域全体を差別する行為など、個人に対する差別だけではない。

部落問題に限らず、インターネット上の書き込みは、当事者が被害の状況に気付かない場合もあり、自らが削除の申し出をすることが出来ない事がある。そのため、当事者以外からの削除申請においても、ガイドラインにある通り、当事者同様の対応をする必要があることを強く明記していただきたい。

【部落解放同盟群馬県連合会】

意見3：・被侵害者以外の者による削除申出について記載した点は、迅速な被害抑止を可能にする柔軟な対応策と考えます。特に、被侵害者が不特定多数になる事例や、差別を助長するような内容の場合に、被侵害者以外の者による申出ができる仕組みは有効と考えます。

・被侵害者以外の者には人権行政を推進する地方自治体も含まれるという解釈でよいでしょうか。

【大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課】

インターネット上の誹謗中傷は、インターネットに精通していないと本人が被害の状況を把握していても、申請できない場合や、本人が被害の侵害にあっているかわからない場合もあります。そのため、当事者以外からの削除申請についても、ガイドラインにある通り、当事者同様に対応する必要があることを強く明記していただきたい。

【個人】

被害の侵害にあっている人がみずから削除の申し出をすることが出来ない場合や被害の侵害にあっていることを知らない場合もあるため当事者以外からの削除申請においてもガイドラインにある通り、当事者同様に対応する必要があることを強く明記していただきたい。

【個人】

被害の侵害にあっている人が、みずから削除の申し出をすることが出来ない場合もあるため、当事者以外から削除申請においても、ガイドラインにある通り、当事者同様に対応する必要があることを強く明記していただきたい。

【個人】

被害の侵害にあっている人がみずから削除の申し出をすることが出来ない場合や、被害の侵害にあっていることを知らない場合もあるため、当事者以外からの削除申請においてもガイドラインにある通り当事者同様に対

<p>応する必要があることを強く明記していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>この項目は、かなり重要です。部落差別は、被差別部落出身者全体に対するものや、地域全体を差別する行為など、個人に対する差別ではありません。被害の侵害にあっているものが、自から削除の申し出をする事が、出来ない場合や、被害の侵害にあっていることを知らない場合もあるため、当事者以外からの削除申請においても、ガイドラインにある通り、当事者同様に対応する必要があることを強く明記していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>被害の侵害にあっている人が、みずから削除の申し出をすることが出来ない場合や、被害の侵害にあっていることを知らない場合もあるため、当事者以外からの削除申請においても、ガイドラインにある通り当事者同様に対応する必要があることを強く明記していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>この項目はかなり重要です。部落差別は被差別部落出身者全体に対するものや、地域全体を差別する行為など、個人に対する差別ではありません。</p> <p>被害の侵害にあっているものが、自らから削除の申し出をすることが出来ない場合や、被害の侵害にあっていることを知らない場合や被害の侵害にあっていることを知らない場合もあるため、当事者以外からの削除申請においても、ガイドラインにある通り、当事者同様に対応する必要があることを強く明記していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>この項目はかなり重要です。部落差別は被差別部落出身者全体に対するものや、地域全体を差別する行為など、個人に対する差別ではありません</p> <p>被害の侵害にあっているものが、自ら削除の申し出をすることが出来ない場合や被害の侵害にあっていることを知らない場合もあるため、当事者以外からの削除申請においても、ガイドラインにある通り当事者同様に対応する必要があることを強く明記していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 3-8-2 公的機関からの削除要請については、被侵害者からの申出と同様、迅速に対応するようガイドラインに明記すべき</p>	<p>考え方 3-8-2</p>
<p>■公的機関からの削除要請への対応 特に法務省や地方自治体などの公的機関が人権侵害の恐れがあると判断し、削除を申し出た事象について</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>

<p>は、被侵害者からの申出と同様、迅速に対応するよう、ガイドラインに明記してください。</p> <p>ガイドラインでは、「被害者以外からの削除依頼も迅速に対応することが望ましい」とされていますが、同和問題やヘイトスピーチ等、人権問題にかかる不当な差別的言動については、被害者が声を上げにくい状況があり、規模の大きな集団に対する差別的言動では、その構成員が被侵害者に該当するか判断しにくいケースも想定されます。</p> <p>■公的機関向けの申出フォームの設定</p> <p>省令第18条第5項第5号及び第6号では、日本の公的機関からの削除要請に関する公表について規定されています。この点に関して、プラットフォーム事業者が公的機関からの削除要請に適切に対応できるようにするため、被侵害者からの申出を受け付けるフォームとは別に、公的機関専用のフォームを設けることが望ましい旨をガイドラインに明記してください。</p> <p style="text-align: right;">【大阪府】</p>	
<p>意見 3-8-3 被侵害者以外の者による削除申出を認めた場合、大規模特定電気通信役務提供者に過度の負担を強いることにならないか懸念</p>	<p>考え方 3-8-3</p>
<p>被侵害者以外の者による削除申出については、被侵害者による訴訟を阻害することもあること、また、削除基準を満たさない表現に対して大量になされることもしばしばあることから、一律に、速やかな対応が望ましいとするのは適切でない。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人クリエイターエコノミー協会】</p>	<p>本記載は、被害者救済の観点から、被侵害者以外の者による削除申出であっても、権利侵害情報について迅速に対応されることが望ましいという趣旨で記載されているものです。</p> <p>御意見を踏まえ、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン」5ページ目に上記旨を追記します。</p> <p>御指摘のような、大規模特定電気通信役務提供者に過度な負担を強いることにならない等の限度で、第22条から第25条までの規定に準じて、速やかに対応を行うことが期待されます。</p>
<p>被侵害者以外の者による削除申出を認めた場合、特定の投稿記事等の侵害情報についていわゆる炎上状態となった場合に、当該情報について多数の者による削除申出が殺到することが想定され、大規模特定電</p>	<p>本記載は、被害者救済の観点から、被侵害者以外の者による削除申出であっても、権利侵害情報について迅速に対</p>

<p>気通信役務提供者に過度の負担を強いることにならないか懸念をしています(現状の発信者情報開示制度においても、既に一部の特定電気通信役務提供者においては、多数の開示請求への対応を強いられるなどの負担が生じています。)。そのため、「他方、」以下の記載についてはその必要性やこの記載により生じる大規模特定電気通信役務提供者への負担の程度をご考慮の上、ご検討いただければ幸いです。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>応されることが望ましいという趣旨で記載されているものです。</p> <p>御意見を踏まえ、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対応に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン」5ページ目に上記旨を追記します。</p> <p>御指摘のような、大規模特定電気通信役務提供者に過度な負担を強いることにならない限度で、第22条から第25条までの規定に準じて、速やかに対応を行うことが期待されます。</p>
<p>意見 3-8-4 法的な当事者資格がない第三者からの申告に対して、本人確認等の手続もなく、第22条～第25条の規定に準じた対応を行うことは不相当である場合も考えられる</p>	<p>考え方 3-8-4</p>
<p>被侵害者以外の第三者からの窓口に関しては、①削除申出の窓口とするかパトロールのための端緒情報として違反すると思料する旨の通報を募集する窓口とするか、②申出・通報等に当たって申告者本人の連絡先を必須とするかはサービスによって様々であって、端緒情報を広く受け付ける観点から、窓口における入力項目を可能な限り簡略化し申出・通報等のハードルを下げるほうが合理的な場合もあると考えられます。</p> <p>また、権利が侵害されたとする理由の主張やそれを裏付ける証拠等の提出は被侵害者自身でなければ行えない場合も多いこと、「他人の権利が不当に侵害されたと信じるに足りる相当の理由」(法3条2項1号)の存否が明らかでない場合に、同項2号に定める発信者への照会手続を行うにあたっては、本人確認が求められている(一般社団法人テレコムサービス協会「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」第6版38頁)ことを踏まえ、法的な当事者資格がない第三者からの申告に対して、本人確認等の手続もなく、被侵害者本人からの申告に準じて、侵害情報調査専門員による調査や意見照会を実施するなど、22条～25条の規定に準じた対応を行うことは不相当である場合も考えられ、場合によってはかえって発信者の表現の自由に対する萎縮効果へ繋がりがかねないと考えています。</p> <p>これらの点を踏まえ、本記述については削除していただきたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【LINEヤフー株式会社】</p>	<p>本記載は、被害者救済の観点から、被侵害者以外の者による削除申出であっても、権利侵害情報について迅速に対応されることが望ましいという趣旨で記載されているものです。</p> <p>御意見を踏まえ、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対応に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン」5ページ目に上記旨を追記します。</p> <p>御指摘のような、発信者の表現の自由に対する萎縮につながる限度で、第22条から第25条までの規定に準じて、速やかに対応を行うことが期待されます。</p>
<p>意見 3-8-5 被侵害者以外の者による削除申出に対して削除する場合、法第3条第2項第2号の責任</p>	<p>考え方 3-8-5</p>

<p>制限規定は適用されないとの理解で間違いはないか</p> <p>仮に大規模特定電気通信役務提供者が、被侵害者以外の者による削除申出に対して削除する場合、法第3条第2項第2号の免責規定は適用されないと理解していますが、そのような理解でよろしいでしょうか(同号では「自己の権利を侵害されたとする者から」と規定されており、また、木村美穂子=犬飼貴之『特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律』の解説」NBL1274号4頁では「本法律による改正は、従前から規定されているプロバイダ責任制限法3条の規定の内容を何ら変更するものではない」(同13頁)との解説がされています)。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>御理解のとおり、法第3条第2項第2号の規定は、「特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から」侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があった場合に適用されます。</p>
<p>意見 3-8-6 被侵害者以外の者が法的権限なしに削除申出を行うことは不適切</p> <p>プラットフォームが権利侵害を受けたとされる者以外の人物からの削除要請に応じることは不適切です。第22条から25条が適用されるコンテンツの種類は、基本的に被害を受けた個人の特定の個人権に関係しています。第三者が権利侵害を受けた者の代理として要請を提出することができる場合には、この重要な条件を明示的に規定する必要があります。第三者は、法的権限なしに他の人の権利侵害について表明することはできず、また、権利侵害を受けた者から明示的に委任された場合のみに限られます。草案を修正して、第三者の要請は、権利侵害を受けた者の代理として行動するための明確な法的権限(例：委任状)がある場合のみ有効であることを明示的に規定することを推奨します。また、プラットフォームおよび専門家は、要請の正当性と提供された証拠を検証することが許可されなければならない(いかなる措置を講じる前に)し、これにより、彼らが適切な法的権限に従って行動していることを確認することができます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>考え方 3-8-6</p> <p>本記載は、被害者救済の観点から、被侵害者以外の者による削除申出であっても、権利侵害情報について迅速に対応されることが望ましいという趣旨で記載されているものです。</p> <p>御意見を踏まえ、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン」5ページ目に上記旨を追記します。</p>
<p>3-9. 送信防止措置の実施に関する基準等の公表(第26条)関係(Ⅲ 1)</p>	
<p>意見 3-9-1 世間一般で用いられる表現を利用することで、むしろ明確さや具体性を欠き、かえって基準としての不安定さをもたらす場合もある</p> <p>世間一般で用いられる表現＝明確という前提での記載に思われますが、「誹謗中傷」という概念の外縁が明確ではないことから明らかなように、世間一般で用いられる表現を利用することで、むしろ明確さや具体性を欠き、かえって基準としての不安定さをもたらす場合もあります。左記の記載は、かえって分かりにくい記載を</p>	<p>考え方 3-9-1</p> <p>送信防止措置の実施に関する基準の策定・公表に当たっては、全てのサービス利用者が理解することができるよう、誤解のないように記載することが重要と考えます。</p>

<p>推奨するもののようにも読め、ミスリーディングな記載と考えます。</p> <p>どのような言葉を用いるかについては、プラットフォームの特性に応じて各事業者の裁量に委ねられるべきものであり、当社は、YouTubeのコミュニティガイドライン (https://support.google.com/youtube/answer/9288567?hl=ja&sjid=11673004906954741938-AP) </p> <p>で、例示を含め、できるかぎり具体的かつ分かりやすい記載に努めております。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	
<p>意見 3-9-2 削除指針の内容について、主体的な運用の促進と表現の自由の保護とのバランスをどのように取るべきと考えているか</p>	<p>考え方 3-9-2</p>
<p>「プラットフォームサービスに関する第三次とりまとめ」では、削除指針の内容について、「過度に詳細な記載までは求めない」としていたが、他方、本ガイドラインでは「できる限り具体的に」定めるべきである、と記載されている。</p> <p>この点について、詳細な記載を求めることで、社会的に問題とされる投稿であっても、詳細な判断基準を公表することの難しさから、事業者による主体的な運用をしづらくしたり、公表できないことを理由に積極的な対応がなされない事態を招く恐れがある。一方で、コンテンツモデレーションに関する基準が公表されないと、事業者が恣意的に運用して表現の自由を侵害する恐れがある。主体的な運用の促進と表現の自由の保護とのバランスをどのように取るべきと考えているか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>送信防止措置の実施に関する基準の策定・公表に当たっては、全てのサービス利用者が理解することできるよう、世間一般で用いられている表現を用いつつ、誤解のないように記載することが重要と考えます。</p>
<p>意見 3-9-3 被侵害者が利用者・登録者であるか否かや侵害コンテンツの視聴数の多寡にかかわらず、いずれの被侵害者・侵害コンテンツに対しても同等の条件で削除に当たることを明確化すべき</p>	<p>考え方 3-9-3</p>
<ul style="list-style-type: none"> 被侵害者が利用者・登録者であるか否かや侵害コンテンツの視聴数の多寡にかかわらず、いずれの被侵害者・侵害コンテンツに対しても同等の条件で削除に当たることを明確化すべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>「同等の条件で削除に当たる」の意味するところが明らかではありませんが、頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 被侵害者が利用者・登録者であるかどうかや侵害コンテンツの視聴数の多寡にかかわらず、いずれの被侵害者・侵害コンテンツに対しても同等の条件で削除等の措置を講じることを明確化するべきだと考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>	

3-10. 発信者に対する通知等の措置(第27条)関係(Ⅲ 2)

<p>意見 3-10-1 「発信者が容易に知りうる状態に置く」際の掲載方法については、そのこと自体が誹謗中傷を招くことがないよう十分に留意されたい</p>	<p>考え方 3-10-1</p>
<p>「発信者が容易に知りうる状態に置く」際に、広く一般に見ることができる状態にしてしまうと、そのこと自体が誹謗中傷を招くこともあることから、掲載方法については、そのようなことがないよう十分に留意されたい。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人クリエイターエコノミー協会】</p>	<p>必ずしも「発信者が容易に知りうる状態に置く」ことが、誹謗中傷を招くとは限らないものと考えますが、頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 3-10-2 「その理由」の粒度について、「発信者が送信防止措置についての異議申立てをする際の参考となる程度に具体的であり、送信防止措置の実施に関する基準の具体的項目への該当性が示されていることが求められる」とすることに賛成</p>	<p>考え方 3-10-2</p>
<p>該当箇所について、賛成である。例えば、プライバシー権侵害を内容とする場合において、プライバシー権侵害に関する詳細な理由を発信者に通知してしまうと、被害者に関する情報が真実であるということが露呈し、更なる被害を生じさせてしまう可能性が考えられる。かかる観点から、「その理由」の粒度としては、異議申立てをする際の参考となる程度に具体的であれば良いものとする。</p> <p>なお、「Ⅲ2(3)」の例示としてストーカーに関するケースをあげられているように、通知を行うことが二次被害を引き起こすようなことが想定される場合は、そもそも通知がなされないことが許容される「正当な理由」があるものとする。</p> <p style="text-align: right;">【カバー株式会社】</p>	<p>本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>意見 3-10-3 送信防止措置の実施に関する基準の具体的項目への該当性が示されていれば、十分に「異議申し立てをする際の参考となる程度に具体的」であると考え</p>	<p>考え方 3-10-3</p>
<p>送信防止措置を講じた旨の通知に記載する理由(第27条)については、送信防止措置の実施に関する基準の具体的項目への該当性が示されていれば、十分に「異議申し立てをする際の参考となる程度に具体的」であると考えます。</p> <p>そこで、「理由」については、発信者が送信防止措置についての異議申立てをする際の参考となる程度に具体的であることが求められ、例えば送信防止措置の実施に関する基準の具体的項目への該当性が示されて</p>	<p>「発信者が送信防止措置についての異議申立てをする際の参考となる程度に具体的」かどうかは、個別具体の事情に則して判断されるものであり、一般論として、「送信防止措置の実施に関する基準の具体的項目への該当性が示されている」ことのみをもって「発信者が送信防止措置につい</p>

<p>いればこれを満たすと考えられる。」等としていただきたく存じます。(太字部分追記)</p> <p>なお、送信防止措置の実施に関する基準の具体的項目への該当性を超えてより詳細な説明を求める場合、削除基準の潜脱・悪用につながる恐れがあることには留意いただきたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【LINEヤフー株式会社】</p>	<p>での異議申立てをする際の参考となる程度に具体的」とはいえないもの考えます。</p>
<p>意見 3-10-4 発信者に対する通知等の措置を行わない「正当な理由」があるかどうかについては、よりゆるやかに解釈すべき</p>	<p>考え方 3-10-4</p>
<p>削除の通知に関しては、ストーカー以外にもいわゆるアンチ等、故意に名誉権侵害等を行っている者なども想定されるものであり、「限定的」との記載にすると適用される範囲が極端に狭まってしまい、かえって、誹謗中傷を誘発する可能性がある。そのため、「発信者に対する送信防止措置の透明性を確保するという観点も踏まえて解釈すべきである」など、よりゆるやかな記述とすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人クリエイターエコノミー協会】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>削除の通知に関しては、ストーカー以外にもいわゆるアンチ等、故意に名誉権侵害等を行っている者なども想定されるものであり、「限定的」との記載にすると適用される範囲が極端に狭まってしまう可能性があるため、「正当な理由がある蓋然性が認められる場合」などの記載とすべきである。また、申出をしている者がこれらの理由があるかどうかの心当たりがある可能性が高いため、申出者の意向も汲むべきである。</p> <p style="text-align: right;">【カバー株式会社】</p>	
<h3>3-11. 措置の実施状況等の公表(第28条)関係(Ⅲ 3)</h3>	
<p>意見 3-11-1 過度な透明性により、企業秘密の漏洩リスク、ユーザープライバシーやデータ開示法の侵害、さらには悪意ある行為者がサービスプロバイダーによって構築されたシステムを悪用する可能性があるため、開示の範囲・内容については慎重に検討されなければならない</p>	<p>考え方 3-11-1</p>
<p>透明性は、Googleが長年優先してきた事項です。それは、ユーザーが私たちの製品の仕組みを理解し、政府がオンライン上の危害から市民を適切に保護できるようにし、研究者や業界団体が社会に良い変化をもたらすことを支援するためです。</p> <p>しかし、一方で、過度な透明性により、企業秘密の漏洩リスク、ユーザープライバシーやデータ開示法の侵害、さらには悪意ある行為者がサービスプロバイダーによって構築されたシステムを悪用する可能性があるため、</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>

<p>開示の範囲・内容については慎重に検討されなければなりません。</p> <p>左記の1)-4)は特にその検討が必要であり、例えば、送信防止措置の対象となる情報(権利侵害情報、法令違反情報、削除基準に掲げられている情報)を投稿するボットの検出技術などは、その詳細の開示は悪意ある行為者による悪用に繋がりがねません。このように、開示の粒度がハイレベルにならざるを得ない点があることを、ご理解いただきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	
<p>意見 3-11-2 措置の実施状況等の公表について、今後どのような方針に沿って運用をしていく予定か</p> <p>措置の実施状況等の公表を通じ、事業者に対する行政の指導や措置等の裁量が極めて大きくなる懸念が懸念される。</p> <p>事業者の措置の実施状況等の公表に関して、行政による評価や取り組むべき事項、あるべき指針の内容への指摘等を通じて、事業者が策定する指針や取組の内容が実質的に行政の裁量によって決められ、さらには一定の取組が実質的に義務付けられることとなり、送信防止措置の実施に関する基準等に沿った事業者による自主的な取組という趣旨を逸脱する仕組みとなることが懸念される。</p> <p>したがって、当該項目については、上記のような結果につながることはないよう、極めて慎重な対応が必要であるが、今後どのような方針に沿って運用をしていく予定か。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>考え方 3-11-2</p> <p>「懸念」の意味するところが明らかではありませんが、「措置の実施状況等の公表」は法第28条により義務付けられています。</p> <p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 3-11-3 インターネットで公表する旨を本ガイドラインにおいても明記すべき</p> <p>・ 施行規則第十八条と同様にインターネットで公表する旨を本ガイドラインにおいても明記するよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>考え方 3-11-3</p> <p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 3-11-4 誤植</p> <p>一定期間を超えることが許容される場合は第25条第2項第1号～第3号に規定されているという認識ですが、「第25条第2項第1号～第3号」の誤植ということでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【LINEヤフー株式会社】</p> <p>9頁の「第25条第1項～第3項への該当性の適否」とある部分は、「第25条第2項第1号～第3号への該当性の適否」の誤りではないか。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>考え方 3-11-4</p> <p>御意見を踏まえ、「第25条第2項第1号～第3号」に修正します。</p>

4. 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン案

4-1. 総論

意見 4-1-1 本ガイドライン案は、大規模特定電気通信役務提供者による送信防止措置の適切かつ円滑な判断に資するものといえ、賛成

考え方 4-1-1

法26条第1項第2号に定める「法令上の義務」をガイドラインを通じて例示することは、大規模特定電気通信役務提供者による送信防止措置の適切かつ円滑な判断に資するものといえ、賛成する。

なお、ガイドラインの内容については、法令改正や判例の蓄積等を踏まえて、適宜アップデートされる必要がある。

【一般社団法人日本音楽事業者協会】

本ガイドライン案は、全体構成として、まずはどのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確にしつつ(1-1及び2-1)、その上で媒介者であるプラットフォーム事業者に削除義務が生ずる場面を明確化しており(1-2及び2-2)、体系的・構造的観点からしても明快に整理されている。事業者にとっても理解しやすいガイドラインになったと思われ、高く評価することができる。

特に、本ガイドライン案は、違法情報の投稿について一次的に責任を問われるべき発信者を対象としたものではなく、むしろ媒介者であるプラットフォーム事業者を対象としたものであると理解している。このような観点から、1-2及び2-2において、プラットフォーム事業者に「情報の送信を防止する義務が生ずる場合」が明記されていることは、プラットフォーム事業者における対応の必要性に関する理解を促進するものであり、有意義な記載であると考えられる。

【弁護士】

権利侵害情報について、対象となる権利・利益ごとに違法な権利侵害となる基準を整理しており、また、法令違反情報については対象となる情報の明確化を図っている。加えて、権利侵害情報・法令違反情報それぞれについてプラットフォーム事業者が削除義務を負う場合の明確化が試みられており、これらの点において有益なものであると考えられる。

【弁護士】

本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。また、頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。

本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-1で列挙されている権利侵害情報や、2-1で列挙されている違法情報は、これらが大規模特定電気通信役務を通じて流通したからといって、直ちに大規模特定電気通信役務提供者に削除義務が生じるものではなく、あくまで一次的な義務を負うのは発信者と理解している。本ガイドライン案は、その前提のもと、1-2及び2-2において、例外的に大規模特定電気通信役務提供者が削除義務を負い得る場合を説明しているものと理解しており、分かりやすい構成と評価できる。 ・ 本ガイドライン案が列挙している権利侵害情報や違法情報は、大規模特定電気通信役務提供者において送信防止措置の実施に関する基準を公表していなくとも送信防止措置の対象とすることができるものと理解している(法26条第1項第2号)。もともと、一般の発信者において、権利侵害情報や違法情報の該当性について明確な認識を有している場合は多くないと考えられることから、透明性確保の観点からは、大規模特定電気通信役務提供者において、例えば送信防止措置の実施に関する基準の中に本ガイドライン案のURLないしリンクを含めておくといった取組みが望まれるところであり、総務省において、大規模特定電気通信役務提供者の負担にも配慮しつつ、そうした取組みを推奨していくことを期待。 <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。 また、頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>意見5:「私生活の平穏」をはじめ、他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合について、判例が示されており、具体的でわかりやすくなっていると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課】</p>	<p>本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>意見 4-1-2 ガイドラインの構成として、プラットフォームとして削除等の対応を取る必要がある場合について正確な整理である</p>	<p>考え方 4-1-2</p>
<p>法文が「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務(努力義務を除く。)がある場合」の規定にあるとおり、プラットフォームとして削除等の対応を取る必要がある場合は、①法令上違法というのみでは足りず、②プラットフォームに対して法令等において削除義務が課せられる場合に限定されるのが判例・実務という理解です。詳細な記載内容についてはさておき、1-2及び2-2の項目を設けることで、この趣旨が整理されているものと考え、その構成として正確な整理であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>【大規模特定電気通信事業者に侵害情報送信防止措置を講じる義務が生じる場合についてのガイドラインの整理】</p>	

特定電気通信による情報流の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン案は、1-1において、権利侵害の対象となる権利・利益を例示列挙し、1-2において、侵害情報による権利侵害が生じていることを前提に、プラットフォーム事業者に侵害情報送信防止措置を講じる義務が生じる場合について述べられている。

すなわち、1-1と1-2のいずれにも該当する場合に大規模特定電気通信事業者に侵害情報送信防止措置を講じる義務が生じるという説明がなされているが、この点は合理的であり、かつ表現の自由との関係で重要な整理と考える。

また、同ガイドライン案は、2-1において、侵害情報が法令に違反する場合を例示列挙し、2-2において、侵害情報が法令に違反することを前提にプラットフォーム事業者に侵害情報送信防止措置を講じる義務が生じる場合について述べており、上記同様に、2-1と2-2のいずれにも該当する場合に大規模特定電気通信事業者に侵害情報送信防止措置を講じる義務が生じるという説明と理解でき、この点も上記と同様に重要な整理であると考えられる。

【弁護士】

意見 4-1-3 プラットフォーム事業者に法的な削除義務があるものとして書かれているが、いずれの事項も、原則として事業者側に当該情報を削除すべき法的な義務はない

考え方 4-1-3

プラットフォーム事業者に法的な削除義務があるもの(法26条1項2号に該当するもの)として書かれているが、いずれの事項も、原則として事業者側に当該情報を削除すべき法的な義務はない(「2-2」においてプラットフォーム事業者の刑事責任について記載されているが、例外的な場合であり、少なくとも事業者側が刑事責任を問われた例はないと認識している。)

それにもかかわらず、削除義務が原則であるかのようにガイドラインに記載することは、法的根拠に基づかずにプラットフォーム事業者側に削除を実質的に義務付けるに等しく、強く反対する(例えば、規制当局からガイドラインに基づいた削除請求が増加し、事業者側も、規則18条5項5号・6号で件数を公表しなければならないこととの関係で、レピュテーションリスクを恐れて削除に動きやすくなることが懸念される。)

こうした情報の流通は不適切ではあるが、あくまで事業者側の判断に委ねるべきである。法26条との関係では、26条1項2号ではなく、事業者が「自ら定め、公表している基準に従」って削除されるべきものであり、ガイドラインにおいても、こうした情報を、各事業者が定める基準の対象とすることを推奨するにとどめるべきである。

本ガイドライン案の「2-1. 対象情報」では、「インターネット上のSNS、電子掲示板、ウェブサイト等において流通させ、又は、広告することが法令に違反する情報」を例示列挙することとしており、その旨を9ページ目で明記しています。プラットフォーム事業者に法的な削除義務が生じる場合については、「2-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合」において、別途明確化しています。

【弁護士】	
<p>意見 4-1-4 本ガイドラインで求めている基準策定や透明性の確保、適切な対応に関して、具体的に法のどの条項に基づくものであるか、また効力はどのようなものかにつき、明らかにされたい</p> <p>本ガイドラインで求めている基準策定や透明性の確保、適切な対応に関して、具体的に法のどの条項に基づくものであるか、また効力はどのようなものかにつき明確にさせていただきますようお願いいたします</p> <p>本ガイドラインは、「本ガイドラインの目的」に「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(以下「法」という。)第 26 条第1項第2号に定める「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務(努力義務を除く。）」がある場合」を例示すると、以下のとおりである。」と記載されているとおり、法第26条第1項第2号に定める送信防止措置を講じる場合の例示をしたものと理解しております。</p> <p>一方で、「本ガイドラインの目的」においては、「大規模特定電気通信役務提供者におかれては、送信防止措置の実施に関する基準の策定に当たり、以下についても盛り込むこととし、利用者に対して運用状況の透明性を確保するとともに、特定電気通信によって流通させることが他人の権利を侵害し、又は、法令に違反する情報に対して、適切に対応されたい。」として、基準策定においてガイドラインの内容を盛り込むことを求め、また透明性を確保し、適切な対応も求めているところです。</p> <p>このガイドラインが求める対応が法第26条第1項第2号の規定に基づくもの否か、また、同号に基づくものではないとしたら、具体的に法のどの条項に基づくものであるか、またその強制力はどのようなものであるか、及び満たせない場合どのような法的義務が生じてしまうのか、あらかじめ明確にさせていただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】</p>	<p>考え方 4-1-4</p> <p>本ガイドライン案は、法第26条第1項第2号の規定の明確化を図るとともに、一般消費者の利益の保護を含む情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進を図るため、大規模特定電気通信役務提供者に対し、適切な対応を求めるものです。</p> <p>考え方 4-1-5</p>
<p>意見 4-1-5 違法である旨や権利・利益を侵害する旨の判断に当たっては、事業者の判断が最大限尊重される旨を明確にされたい</p> <p>違法である旨や権利・利益を侵害する旨の判断に当たっては、外形的に明らかである場合、権利者からの直接の申出があった場合又は司法判断が確定する等の場合を除き、表現の自由に与える影響を十分に勘案し、事業者の判断が最大限尊重される旨を明確にさせていただきたいと考えます。</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>

<p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】</p>	
<p>意見 4-1-6 違法である旨や権利・利益を侵害する旨の判断を迅速に行うためには、関連事業者や利用者が表示内容や法令等の疑義について円滑かつ容易に確認することができる環境整備が不可欠</p>	<p>考え方 4-1-6</p>
<p>違法である旨や権利・利益を侵害する旨の判断を迅速に行うためには、当該判断を要する内容が多岐にわたることが確実であることを勘案し、関連事業者や利用者が表示内容や法令等の疑義について円滑かつ容易に確認することが出来る環境の整備が不可欠であると考えます。つきましては、総務省がそれらの相談の総合窓口となり、関連省庁との連絡の拠点となっていただくとともに、各法令の所管官庁において容易かつ簡便に照会するための窓口を設置する等、円滑かつ迅速な照会が可能となるよう体制を整備し、広く一般に周知していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】</p>	<p>頂いた御意見については、関係省庁とも連携しつつ、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 4-1-7 ガイドラインをもってしても権利侵害の判断に正確性を求めることには限界があり、侵害情報送信防止措置の運用には柔軟性が維持されるべき</p>	<p>考え方 4-1-7</p>
<p>【ガイドラインをもってしても権利侵害の判断に正確性を求めることには限界があり、侵害情報送信防止措置の運用には柔軟性が維持されるべき】</p> <p>裁判所であっても、個々の事例判断(権利侵害の有無の判断及び法令違反の有無の判断を含む。)は裁判体により大きく異なるのが現実であり、大規模特定電気通信事業者が一貫した正確な判断を行う難易度は極めて高い。</p> <p>したがって、大規模特定電気通信事業者は侵害情報送信防止措置を講じるか否かの判断にあたり、その判断が困難な場合には削除して、削除義務違反のリスクを回避するという過剰削除の問題を生じさせかねない。</p> <p>ガイドラインの意義自体は認められるものの、各種メディアのあり方も問われる社会状況にあって、プラットフォーム事業者に必要な以上に義務違反回避のインセンティブを与えるものであってはならず、表現の自由に対する過度な制約を避けるため、事業者において侵害情報送信防止措置を講じないという自主判断も尊重されるべきである。</p> <p>特に、1-1に列挙された権利・利益のうち、判例において明確に事業者の削除義務を生じさせる根拠とされていないものについては、侵害情報送信防止措置の是非を、少なからず裁判所の判断にゆだねられざるを得ない類のものと思われ、裁判に拠らずして削除するべきという圧力がかかることにより本来削除されるべきでな</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>

<p>い表現も削除されかねず、表現の自由との関係で問題を生ずるおそれがある。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<p>意見 4-1-8 オーバーブロッキングとなることで表現の自由や知る権利が損なわれることのないよう、適切に運用すべき</p>	<p>考え方 4-1-8</p>
<p>・オーバーブロッキングとなることで表現の自由や知る権利が損なわれることのないよう、プラットフォーム事業者がガイドラインの趣旨を正しく理解し、適切に運用することが必要です。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>・ ガイドラインが拡大解釈され過度な削除やアカウントの停止等によって、利用者の表現の自由や知る権利が損なわれることがないよう、プラットフォーム事業者がガイドラインの趣旨を適切に理解することが重要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 4-1-9 ガイドラインの策定という形で、事業者側に権利侵害情報ではない違法情報の削除を求めることは、法の趣旨に明確に反するだけでなく、表現の自由の抑圧に繋がりがねない</p>	<p>考え方 4-1-9</p>
<p>・送信防止措置の実施基準の具体的内容は表現の自由に対する配慮からプラットフォーム事業者の判断に委ねられているにも関わらず、実質的にその内容を行政がプラットフォーム事業者に対して課すものとなっていること</p> <p>ガイドラインでは、</p> <p>＞大規模特定電気通信役務提供者におかれては、送信防止措置の実施に関する基準の策定に当たり、以下についても盛り込むこととし、利用者に対して運用状況の透明性を確保するとともに、特定電気通信によって流通させることが他人の権利を侵害し、又は、法令に違反する情報に対して、適切に対応されたい。</p> <p>と前置きしたうえで、権利侵害情報および違法情報について、送信防止措置の実施に関する基準に盛り込むようプラットフォーム事業者に要求している。しかし、第二十七条第一項はプラットフォーム事業者が第一項第二号について「削除できる」と規定しているのみであり、削除を義務付けるものではない。したがって、あたかも削除が法的義務であるかのように「対応されたい」などと要求する法的権限は総務省にはないはずである。ま</p>	<p>本ガイドライン案は、情報流通プラットフォーム対処法第26条第1項第2号に定める「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務(努力義務を除く。)がある場合」を例示することにより、どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化するとともに、大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置の実施に関する基準を策定する際に盛り込むべき違法情報を例示するものです。</p>

た、総務省自身による「立案担当者解説」において、

＞なお、「どのような情報を削除すべきか」という表現内容に立ち入る判断に行政が関与することは、表現の自由を確保する観点から適切でないため、本法律では、この判断は、引き続きプラットフォーム事業者が自ら行うことを前提とした仕組みとしている。よって、本法律においてプラットフォーム事業者に課す義務の内容は、被害者からの削除申出に対する通知義務や、発信者に対する削除等の通知義務をはじめとした、手続的な義務を中心として構成されている。(https://www.soumu.go.jp/main_content/000961409.pdf)

とあるように、本法は、表現の自由に対する配慮から、あくまでプラットフォーム事業者の手続き義務を定めたものに過ぎず、削除すべき内容をどのように規定するかは本来プラットフォーム側の自主的な判断に委ねられているはずである(各種報道機関の発表においてもそのような側面が強調されていた)。

このことは、

＞この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害等があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めるとともに、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に関し必要な事項を定め、あわせて、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図るための大規模特定電気通信役務提供者の義務について定めるものとする。

とする本法第一条の規定からも明らかである。したがって、どのような情報を削除すべきであるかをプラットフォーム事業者側に事実上強要するガイドラインを適切な立法プロセスを経由せず作成することは、法の趣旨に反するだけでなく、デュープロセスの観点からも問題があるため、そもそも行われるべきではない。仮に行うのであれば、そのようなガイドラインにプラットフォーム事業者が従う法的義務はないことを明確にするべきである。

・違法情報の送信防止措置は本法の目的ではないにも関わらず、その送信防止についてプラットフォーム事業者に要求することはおかしいこと

ガイドラインでは、プラットフォーム事業者が送信防止措置の実施に関する基準に盛り込むべき対象について、権利侵害情報と並んで違法情報を含めているが、しかし違法有害情報については、総務省研究会の最終的な取りまとめ案では、

>(2) 対象とする情報

>誹謗中傷等対策 WG において誹謗中傷等を念頭に議論が進められてきたことを踏まえれば、「第3章 プラットフォーム事業者の対応の迅速化に係る規律」の対象となる情報の範囲には、誹謗中傷等の権利侵害情報を含めることが適当である。

>これに加えて、個別の行政法規(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、職業安定法等)に抵触する違法情報や有害情報を対象に含めることも考えられる。

>もともと、個別の行政法規に抵触する情報については、行政法規については行政機関でなければその適用の可否の判断が困難であるとともに、個別具体的な行政法規の立法過程において保護法益と特定の情報の流通を制限する利益との衡量が図られるべきである。加えて、受信者の属性や文脈によって外延が変化する有害情報については、法律上の定義が困難であること等から、法的な枠組の中で「第3章 プラットフォーム事業者の対応の迅速化に係る規律」の対象として位置付けることは慎重であるべきである。

>これらを踏まえ、「第3章 プラットフォーム事業者の対応の迅速化に係る規律」については、その対象となる情報の範囲を誹謗中傷等の権利侵害情報に限定することが適当である。
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000928312.pdf)

とあるように、権利侵害情報とは異なり、適用可否の判断の困難性及び外延の定義の困難性から、迅速化に係る規律からは除かれることが提言されていた。このような研究会の結論は、上で引用した本法第一条の規定に違法情報が含まれていないことから明らかなように、本法の趣旨に明確に反映されているものである。また、上記「立案担当者解説」では、

＞利用者数や投稿数が多いサービスほど、そのサービスを提供するプラットフォーム事業者の差配が、利用者の表現の自由等に大きな影響をもたらすこととなる。また、被害者にとっても、どのような投稿であれば削除されるのか等が明らかになることで、被害救済の予見性を高めることができる。

＞そのため、大規模特定電気通信役務提供者による恣意的な削除を抑止し、利用者に対して透明性を確保する観点から、削除又はアカウント停止の対象となる情報の種類を「送信防止措置の実施に関する基準」として定め、事前に公表する義務を課すこととしている(新法第26条第1項)。

とあるように、第26条から第28条までの規定はプラットフォーム事業者に対して違法有害情報の拡散を抑止する観点から設けられたものではなく、むしろその全く逆に事業者が専ら自主的に行う違法有害情報の削除について、事業者の恣意的な削除を抑止して、透明性と説明責任を事業者に課す観点から設けられたものに過ぎない。

以上のように、違法情報についてはそもそも法の趣旨として対応が求められていないこと、法における違法有害情報への対応に関する規定は、あくまで事業者の恣意的な削除の抑止および透明性と説明責任の確保という表現の自由の保護を趣旨として設けられていることを考えれば、ガイドラインの策定という形で、事業者側に違法情報の削除を求めることは、法の趣旨に明確に反するものであるだけでなく、むしろ法が抑止しようと試みた表現の自由の抑圧に繋がりがかねないので、絶対にやめるべきである。

いずれにせよ、権利侵害情報・違法情報の削除対応については、本法はあくまでプラットフォーム事業者が「できる(第二十七条第一項)」と規定しているのみであり、したがって裁判所による命令を経ない場合は何らの削除義務(または責務)をプラットフォーム事業者側に課すものではない(それゆえガイドラインにも従う法的義務はない)ことを明確にすべきである。

実質的に自らの望む対応をプラットフォーム事業者に要求しておきながら、そのような法的権限は政府にはないという法の建付けに逃げ込むことで、ガイドラインが齎す責任を避けつつ同時に事実上の対応義務付けの法的効果を達成しようと試みているのであれば、そのような無責任な態度こそが糾弾されるべきである。

【個人】	
<p>意見 4-1-10 「投稿の削除」は、表現の差し止めと同様に、「北方ジャーナル事件」や「石に泳ぐ魚事件」での裁判所の判断に従って、厳格な基準に基づき運用すべき</p>	<p>考え方 4-1-10</p>
<p>ガイドライン(案)の投稿削除の基準に関する運用についてです。</p> <p>「投稿の削除」は「表現の差し止め」と同じ効果があると考えられます。</p> <p>このガイドライン(案)では「表現の差し止め」が裁判所の判断で厳格な基準に基づき運用されているという事実の指摘がなされておらず、表現を安易に規制することを促進する内容となっているように読み取れます。</p> <p>「投稿の削除」についても「表現の差し止め」と同様に、北方ジャーナル事件や石に泳ぐ魚事件での裁判所の判断に従って、厳格な基準に基づいて運用すべきではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>○ガイドラインについて</p> <p>総論</p> <p>ガイドラインのうち、名誉毀損(名誉感情侵害含む。以下同じ。)・プライバシー侵害に対する送信防止措置については、北方ジャーナル事件や石に泳ぐ魚事件のような明白な侵害が認められる場合などの条件を付加するなど厳格な基準でもって運用すべきという内容に変更すべきである。</p> <p>理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ガイドラインの基準が抽象的過ぎるため、事業者に対して裁判官が判決を出す作業と同じ作業を7日以内に要求するものであり、刑事罰による脅迫効果と重なって「疑わしきは罰する」という心理的誘因が生じて、名誉毀損・プライバシー侵害を理由に表現に対する過度な取り締まりを誘発する内容であり、表現の自由に対する侵害の危険がある 2. 投稿削除等の送信防止措置は事実上表現の差し止めと同じ効果を生じさせるこいであるところ、現在の実務において北方ジャーナル事件等のような厳格な基準が採用されていることについてガイドラインで全く言及がないことを踏まえ、ガイドラインを作成した総務省が表現の自由に対する侵害の危険性を軽視する態度をとっている 	

<p>3. 上記で述べた通り、名誉毀損・プライバシー侵害は、事業者が裁判官が7日以内に判決を下すことと同じ作業を求める内容であり過度な負担である</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 4-1-11 プラットフォーム事業者に報告されたコンテンツについての裁定を義務付けることは、過剰な執行に繋がり、自由な表現が抑制されるのではないか</p>	<p>考え方 4-1-11</p>
<p>プラットフォームが報告されたコンテンツについて裁定することを義務付けることは、意図しない望ましくない結果につながる可能性があるかと懸念しています。特に、提案された権利侵害コンテンツのカテゴリ(i)司法制度で通常行われる文脈的な判断を伴う場合、および(ii)実証するためにプラットフォーム外の証拠が必要となる場合において、プラットフォームおよびその指定された専門家が違法なコンテンツについて裁定することの適切性は、次のような問題につながる可能性があります。</p> <p>プラットフォーム間での法律の解釈と適用が一貫性したものではなくなる可能性があります。(例:複数のプラットフォームで共有され、ユーザーによって報告された権利侵害コンテンツが、各プラットフォームによって異なる裁定を受ける可能性があります)</p> <p>過剰な執行により、自由な表現が抑制される可能性があります。プラットフォームは責任回避や運用効率のために過度に警戒し、正当な表現である風刺、公共の利益に係る報道、意見または批判などが意図せずに制限され、オープンな議論における言論の自由に萎縮効果を与える可能性があります。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 4-1-12 送信防止措置の対象となる表現をより明確に記載すべき</p>	<p>考え方 4-1-12</p>
<p>■記載内容の具体化・明確化</p> <p>送信防止措置の対象となる表現をより明確に記載してください。</p> <p>本項目は「2. その他送信防止措置を講ずる法令上の義務(努力義務を除く。)がある場合」と比べて具体性に欠けており、実効性を持たせるためには、送信防止措置の対象となる表現をより明確に記載する必要があると考えます。</p> <p>法務省において「人権侵犯事件調査処理規程」や「インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理要領」等により実施した削除要請等の事例や、公益社団法人商事法務研究会による「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会とりまとめ」等を参考に、それぞれの人権課題ごとに送信防止措置の対象となる具体例を掲載してください。</p>	<p>頂いた御意見については、民間における関係ガイドラインの策定状況を踏まえつつ、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

	【大阪府】	
意見 4-1-13 偽・誤情報への対応についても明記すべき		考え方 4-1-13
<p>■偽・誤情報への対応</p> <p>本法案に関する衆議院及び参議院の附帯決議において、偽・誤情報等、真偽の不確かな情報が社会に悪影響を与えていることに鑑み、必要な施策について早急に検討し、対策を講じることとされていることから、本ガイドラインにおいて、偽・誤情報への対応についても明記してください。</p>		<p>頂いた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
	【大阪府】	
4-2. はじめに		
意見 4-2-1 インターネット上を流通する情報を巡る状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うことに賛成		考え方 4-2-1
<p>「インターネット上を流通する情報を巡る状況の変化等に応じて、適宜見直しを行う」ことが適切であると考えられるため、かかる記載について賛成する。</p> <p>また、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」等、事業者団体等が作成する類似のガイドラインも存在することから、必要に応じて連携や関係の整理等を行うことが望ましいと考えられる。</p>		<p>本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
	【弁護士】	
意見 4-2-2 本ガイドラインにおいて触れられる権利侵害の例示列挙は、大規模プラットフォーム以外にも、発信者情報開示や送信防止措置において活用できるとの理解でよいか		考え方 4-2-2
<p>本ガイドラインにおいて触れられる権利侵害の例示列挙は、第 26 条第 1 項第 2 号のみならず「第二章 損害賠償責任の制限」などに登場する「他人の権利を不当に侵害する(情報の送信)」にも準用して解釈できる、つまり、大規模プラットフォーム以外にも、発信者情報開示や送信防止措置において活用できるとの理解でよいか。</p>		<p>本ガイドライン案は、現行法に則して、どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化するものです。</p>
	【一般社団法人新経済連盟】	
意見 4-2-3 諸外国の法令や日本の地方自治体の条例も対象とすることは本来の法の趣旨に照らして適当ではない		考え方 4-2-3
本ガイドラインの前提として日本の法律の「他人の権利を侵害し、又は、法令に違反する」ものを対象とし適用と		本ガイドライン案は、日本の法令を対象とするものです。

<p>するものとし、諸外国の法令や日本の地方自治体の条例も対象とすることは本来の法の趣旨に照らして適当ではない旨の記載をするべきである。そうでない場合、大規模特定電気通信役務提供者の拡大解釈により知る権利を含む表現の自由が本法の趣旨を超えて脅かされる可能性がある。</p> <p style="text-align: right;">【エンターテインメント表現の自由の会】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の制度運用等に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>あくまでも日本の法律の範疇に留め、本ガイドラインの趣旨を超えて拡大解釈により混乱及び、知る権利を含む表現の自由が脅かされるようなことがないよう、前提として日本の法律の「他人の権利を侵害し、又は、法令に違反する」を対象とし、諸外国の法令や日本の地方自治体の条例も対象とすることは本来の法の趣旨に照らして適当ではない旨の記載をすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>本ガイドラインの前提として日本の法律の「他人の権利を侵害し、又は、法令に違反する」ものを対象とし適用とするものとして「諸外国の法令」や「日本の地方自治体の条例」も対象とすることは本来の法の趣旨に照らして適当ではない旨を明記するべきです。</p> <p>そうしなければ大規模特定電気通信役務提供者の拡大解釈により知る権利を含む表現の自由が本法の趣旨を超えて脅かされる事態になります。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>4-3. 対象となる権利・利益(1-1) ※「1-1-4. 私生活の平穏」を除く。</p>	
<p>意見 4-3-1 いかなる権利であろうと、大規模特定電気通信役務提供者が、他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務を負うのは当然</p>	<p>考え方 4-3-1</p>
<p>対象となる権利については、広範な権利が例示列挙されているが、それがいかなる権利であろうと、他人の権利を不当に侵害する情報を含めた情報を流通させることにより利益を享受している大規模特定電気通信役務提供者においては、他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務を負うのが当然であろうと考えられる。</p> <p>権利の種類・性質によっては、侵害か否かの判断が困難であるケースもあることは当然想定できるが、侵害の判断が困難であることと、それらの情報について送信防止義務を負うか否かについては別次元の問題であ</p>	<p>頂いた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

<p>る。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本音楽制作者連盟】</p>	
<p>意見 4-3-2 「1-1-2 名誉感情」について、具体例を示すなど、事業者が判断できるような材料の提示が必要ではないか</p>	<p>考え方 4-3-2</p>
<p>「社会通念上許される限度を超える」程度がどの程度であり、情報の送信を防止する義務が生じるのか、判例の抜粋以外具体的な例示もないため、特定電気通信役務提供者には判断が難しいのではないか。結果として、削除要請がなされても多くが削除対応されないということになる虞がある。</p> <p>具体例を示すなど、事業者が判断できるような材料の提示が必要ではないか。</p> <p>例えば、ヘイトスピーチ解消法の解釈としてどのような場合が社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるかを法務省が示しているような具体例を示すべきである。</p> <p style="text-align: center;">【三重県環境生活部人権課】</p>	<p>頂いた御意見については、民間における関係ガイドラインの策定状況を踏まえつつ、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 4-3-3 「1-1-6. 氏名権」について、昭和63年最判は「氏名の冒用行為」に関する違法性の判断を示したものではない</p>	<p>考え方 4-3-3</p>
<p>情報流通プラットフォーム対処法第26条に関するガイドライン案(1-1-6「氏名権」)では、「また、人格の混同が生じない場合、各種の事情を総合考慮して、氏名の冒用行為による被害者の精神的苦痛の程度が受忍限度を超えるものといえる場合には、氏名権侵害が成立する(最判昭和63年2月16日民集42巻2号27頁参照)」とされている。しかし、このような評価は、最高裁判所判例の理解として、疑問がある。</p> <p>昭和63年最判は、「しかしながら、氏名を正確に呼称される利益は、氏名を他人に冒用されない権利・利益と異なり、その性質上不法行為法上の利益として必ずしも十分に強固なものとはいえないから、他人に不正確な呼称をされたからといって、直ちに不法行為が成立するというべきではない」と判示したものであり、「氏名の冒用行為」に関する違法性の判断を示したものではない。</p> <p>仮に、昭和63年最判を、「人格の混同が生じない場合」に関する先例と評価する余地があるとしても、昭和63年最判の事案は、氏名の「冒用」行為には該当しないと評価されていることは明白である。</p> <p>そもそも、民法709条において「権利」と「利益」は区別されているところ、昭和63年最判では、「氏名を正確に呼称される利益」が、「氏名を他人に冒用されない権利」(最判平成18年1月20日民集60巻1号137頁)と区別されて、「権利」ではなく「利益」にとどまることが示唆されている(『新注釈民法(15)[第2版]』(有斐閣、2024年)897頁〔竹内努〕も参照)。したがって、昭和63年最判に依拠して「氏名権侵害」の基準を読み取る</p>	<p>御意見を踏まえ、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン」「1-1-6. 氏名権」本文及び関連裁判例における記載内容を修正します。</p>

<p>ことはできない。</p> <p>さらに、ガイドライン案が主張する「各種の事情を総合考慮して、氏名の冒用行為による被害者の精神的苦痛の程度が受忍限度を超えるものといえる場合」との判断基準は、昭和63年最判では示されていないばかりか、法人の名称権に関する前掲平成18年最判と比較しても、総合考慮の根拠を「受忍限度」とする点や、「精神的苦痛の程度」を特別に重視する点で判例法理を逸脱している。</p> <p>以上によれば、冒頭に掲記した部分は、削除するのが相当である。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<p>意見 4-3-4 「1-1-6. 氏名権」について、氏名の冒用について挙げられた判例は、削除義務の根拠になるものではない</p>	<p>考え方 4-3-4</p>
<p>【氏名の冒用について挙げられた判例は、削除義務の根拠になるものではないこと】</p> <p>最判昭和63年2月16日民集42巻2号27頁は、氏名を他人に冒用されない権利が、氏名を正確に故障される利益に比して、不法行為上の利益として十分に強固なものといえることを述べたのみであり、氏名を他人に冒用されない権利を根拠に人格権侵害に基づく削除義務が生じうることは述べていない。</p> <p>したがって、上記判例から削除義務を導くことはできない。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>本ガイドライン案の「1-1. 対象となる権利・利益」では、特定電気通信によって情報を流通させ、又は、広告する行為が他人の権利を侵害する場合を対象に、対象となる権利・利益を例示列挙することとしており、その旨を4ページ目で明記しています。</p> <p>プラットフォーム事業者に法的な削除義務が生じる場合については、「1-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合」において、別途明確化しています。</p>
<p>意見 4-3-5 「1-1-8. 著作権及び著作隣接権」について、「なお、…」以下の裁判例への言及は削除すべき</p>	<p>考え方 4-3-5</p>
<p>「なお、…」以下の裁判例への言及は削除すべきである。</p> <p>①大規模特定電気通信役務提供者は、プラットフォーム上でなされた行為が著作権侵害か否かを判断するのであって、自身の著作権侵害責任について判断することはない。②また、規範的な判断は、条文から明白に導かれるものではないため諸般の事情を考慮して裁判所が行うべきものであり、一民間事業者である大規模特定電気通信役務提供者に委ねるべきものではない。従って、上記裁判例に言及することは不適切である。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>御指摘の裁判例への言及については、大規模特定電気通信役務提供者に自身の著作権侵害を判断させることを意図したものではなく、プラットフォーム上での著作権侵害行為について、大規模特定電気通信役務提供者が主体とみなされる場合があることを明示したものです。</p>
<p>意見 4-3-6 「1-1-8. 著作権及び著作隣接権」について、「二次創作」や「パロディ」を日本における</p>	<p>考え方 4-3-6</p>

<p>運用を特記事項として扱うべき</p>	
<p>① 現在、世界の先進国の多くがベルヌ条約に加盟しているが、その運用実態には差がある。特に「二次創作」や「パロディ」について、日本では運用上広範に認められていると認識している。その「二次創作」や「パロディ」について、本ガイドラインにより流通が困難になると日本文化の維持・発展に影響を及ぼす可能性がある。そのため、海外の大規模特定電気通信役務提供者が参照することのある本ガイドラインにおいては、特にこの2項目を日本における運用を特記事項として扱うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【エンターテインメント表現の自由の会】</p>	<p>頂いた御意見については、関係省庁とも連携しつつ、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>日本では「二次創作」や「パロディ」について、運用上広範に認められていると認識しています。その「二次創作」や「パロディ」について、本ガイドラインにより流通が困難になると日本文化の維持、発展に影響を及ぼす可能性があるため、海外の大規模特定電気通信役務提供者が参照することのある本ガイドラインにおいては、特にこの2項目を日本における運用を特記事項として扱うべきとお伝えします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>現在、世界の先進国の多くがベルヌ条約に加盟しています。しかし、その運用実態には差があります。</p> <p>特に「二次創作」や「パロディ」について日本では運用上広範に認められています。その「二次創作」や「パロディ」について、本ガイドラインで流通が困難になれば日本文化の維持・発展に影響を及ぼします。海外の大規模特定電気通信役務提供者が参照することのある本ガイドラインにおいては、特にこの2項目を日本における運用を特記事項として扱うべきです</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 4-3-7 「1-1-8. 著作権及び著作隣接権」について、権利侵害を受ける可能性のある者である旨の確認を厳格に行うことを記載するべき</p>	<p>考え方 4-3-7</p>
<p>② 日本における著作権法の大部分は親告罪である。本ガイドラインの対象は権利侵害を受ける可能性のある者からの申告に基づくものに限定されると認識しているが、仮に大規模特定電気通信役務提供者による本来の権利侵害を受ける可能性のある者以外からの申請により対処を行った場合、本来の著作権法の趣旨を逸脱して過剰に対応を行うこととなる。よって、本項には、権利侵害を受ける可能性のある者である旨の確認を厳</p>	<p>頂いた御意見については、関係省庁とも連携しつつ、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

<p>格に行うことを記載すべきである。なお、著作権法上、非親告罪である項目については、他の項目と同様の対応でも問題はないと考える。</p> <p style="text-align: right;">【エンターテインメント表現の自由の会】</p>	
<p>仮の話ではありますが、大規模特定電気通信役務提供者によって本来の権利侵害を受ける可能性のある者以外からの申請により対処を行ったことで、本来の著作権法の趣旨を逸脱して過剰に対応を行ってしまう事態を避けるためにも、本項には、本ガイドラインの対象は権利侵害を受ける可能性のある者からの申告に基づくものに限定されることを前提の上、権利侵害を受ける可能性のある者である旨の確認を厳格に行うことを記載すべきであるとお伝えします。</p> <p>なお、著作権法上、非親告罪である項目については、他の項目と同様の対応でも問題はないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>また、日本における著作権法の大部分は親告罪です。本ガイドラインの対象は権利侵害を受ける可能性のある者からの申告に基づくものに限定されると認識しているが、仮に大規模特定電気通信役務提供者による本来の権利侵害を受ける可能性のある者以外からの申請により対処を行った場合は「本来の著作権法の趣旨を逸脱して過剰に対応」を行うこととなります。</p> <p>したがって、本項には、権利侵害を受ける可能性のある者である旨の確認を厳格に行うことを記載すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 4-3-8 著作者人格権についても対象に含まれることを明示的に記載すべき</p>	<p>考え方 4-3-8</p>
<p>本ガイドライン案における「その保護の対象となる著作物について、著作権者が複製や公衆送信などの利用に関する排他的な権利(著作権)を有していることを定めている」との記載では、著作権(財産権)のみが対象となると示されることなるため、著作者人格権についても対象に含まれることを明示的に記載いただくよう求めます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会】</p>	<p>頂いた御意見については、関係省庁とも連携しつつ、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 4-3-9 「1-1-9. 商標権」について、「③指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する商標の使用、又は④指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用」についても業を要件とする場合は、その旨を明示されたい</p>	<p>考え方 4-3-9</p>

<p>プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会作成「プロバイダ責任制限法 商標権関係ガイドライン」においては、「情報の流通による商標権の侵害」の要件について、「①業として商品を譲渡等する者が、②商標権者の商標登録に係る指定商品又はこれに類似する商品について、③商品を譲渡するために商標が付された商品の写真をウェブページ上に掲載する行為、又は登録商標と同一又は類似の商標を(広告等を内容とする情報に付して)ウェブページ上で表示する行為は商標権を侵害していると考えられることとなる。」とされていた点、</p> <p>本ガイドラインにおいては、「①業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が指定商品について登録商標を使用する行為、又は②業として役務を提供し、又は証明する者が指定役務について登録商標を使用する行為」にのみ業の要件が記載されており、「③指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する商標の使用、又は④指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用」については業の要件について触れられていない。③④についても業を要件とする場合は、その旨を明示されたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>御意見を踏まえ、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン」「1-1-9. 商標権」本文における記載内容を修正します。</p>
<p>意見 4-3-10 「1-1-9. 商標権」について、商品や役務に関する広告等において、標章を#(ハッシュタグ)にて使用する行為についても言及されたい</p>	<p>考え方 4-3-10</p>
<p>プラットフォームで広く用いられ、かつ商標権侵害の検討俎上に頻繁にあがるものとして、商品や役務に関する広告等において、標章を#(ハッシュタグ)にて使用する行為についても、先の令和3年9月27日判決(大阪地裁 令和2年(ワ)第8061号)等を踏まえつつ言及していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>頂いた御意見については、関係省庁とも連携しつつ、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 4-3-11 「1-1-9. 商標権」について、「ただし、…」以下の判例への言及は削除すべき</p>	<p>考え方 4-3-11</p>
<p>「ただし、…」以下の判例への言及は削除すべきである。仮に削除しない場合は、以下の通り修正すべきである。</p> <p>「ただし、日本国外においてその国の商標権者等が商標を付した商品を正規代理店以外の第三者が日本国内に輸入し販売する、いわゆる並行輸入の場合には、一定の要件の下、商標権侵害に当たらないものとする最高裁の判例が存在するため(最判平成 15 年2 月 27 日民集 57 卷 2 号 125 頁参照)、当該抗弁事由に関しては、侵害該当性を阻却する理由として考慮すべきである。」</p> <p>商標権侵害に対する抗弁事由については、真正品の並行輸入以外にも存在するところ、何ら限定等つけずに</p>	<p>頂いた御意見については、関係省庁とも連携しつつ、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

<p>上記判例に言及した場合は、大規模特定電気通信役務提供者が商標権侵害の成否を判断するにあたり全ての抗弁事由を考慮すべきと解釈する余地を与えるが、一民間事業者である大規模特定電気通信役務提供者に全ての抗弁事由を考慮して商標権侵害の成否を判断させるのは困難である。従って、当該判例への言及部分は削除すべきである。</p> <p>仮に削除しない場合は、最高裁が定立した要件が明確な真正品の並行輸入の場合にのみ、抗弁事由として考慮するように修正すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	
<p>意見 4-3-12 「1-1-9. 商標権」について、「また、…」以下の裁判例への言及は削除すべき</p>	<p>考え方 4-3-12</p>
<p>「また、…」以下の裁判例への言及は削除すべきである。</p> <p>①大規模特定電気通信役務提供者は、プラットフォーム上でなされた行為が商標権侵害か否かを判断するのであって、自身の商標権侵害責任について判断することはない。②また、規範的な判断は、条文から明白に導かれるものではないため諸般の事情を考慮して裁判所が行うべきものであり、一民間事業者である大規模特定電気通信役務提供者に委ねるべきものではない。従って、上記裁判例に言及することは不適切である。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>御指摘の裁判例への言及については、大規模特定電気通信役務提供者に自身の商標権侵害を判断させることを意図したものではなく、プラットフォーム上での商標権侵害行為について、大規模特定電気通信役務提供者が主体となる場合があることを明示したものです。</p>
<p>意見 4-3-13 「1-1-10. 営業上の利益」について、営業権侵害は、不正競争防止法に違反する場合を除き、広く削除義務の根拠とは認められていない</p>	<p>考え方 4-3-13</p>
<p>【営業権侵害は、不正競争防止法に違反する場合を除き、広く削除義務の根拠とは認められていないこと】</p> <p>営業権の保護については、周知のとおり不正競争防止法という明文が存在する。かかる不正競争防止法違反の事例を除き、営業権侵害を根拠として事業者の削除義務が認められるという見解は一般的とは言えない（例示されている具体例も、不正競争行為に当たると思われるものである。）そうである以上、営業上の利益が一般に送信防止措置義務の根拠となるかのようなガイダンスは避けるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>本ガイドライン案の「1-1. 対象となる権利・利益」では、特定電気通信によって情報を流通させ、又は、広告する行為が他人の権利を侵害する場合を対象に、対象となる権利・利益を例示列挙することとしており、その旨を4ページ目で明記しています。</p> <p>プラットフォーム事業者に法的な削除義務が生じる場合については、「1-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合」において、別途明確化しています。</p>
<p>意見 4-3-14 「1-1-10. 営業上の利益」について、不正競争防止法第2条第1項各号のいずれにも当てはまらない場合でも、営業上の利益を害するものと解せる場合であれば本項の射程となるか</p>	<p>考え方 4-3-14</p>

<p>本項の記載構成についての質問となるが、不正競争防止法第2条第1項各号のいずれにも当てはまらない場合でも、営業上の利益を害するものと解せる場合であれば本項の射程となるとの理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>「本項の射程となる」の意味するところが明らかではありませんが、本ガイドライン案「1-1-10. 営業上の利益」においては、特定電気通信によって情報を流通させ、又は、広告する行為が営業上の利益を侵害する場合は対象としています。</p>
<h4>4-4. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合(1-2)</h4>	
<p>意見 4-4-1 「人格権侵害その他法令の規定に基づく差止請求」(1-2-1)について</p>	<p>考え方 4-4-1</p>
<p>判例法理を踏まえると、妥当な記載であると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>意見 4-4-2 「条理上の義務があると認められる場合」(1-2-2)について</p>	<p>考え方 4-4-2</p>
<p>プロバイダ等の民事上の責任を問う民事訴訟においては、旧プロバイダ責任制限法の制定前から、条理を根拠とするプロバイダ等の作為義務を設定し、その民事責任を認定する判断手法が用いられている(ニフティサーブ事件(東京高判平成13年9月5日判時1786号80頁)等)。そして、その背後には、先行行為、作為の可能性、排他的支配性という要素をいずれもプロバイダ等が満たしているとの考え方が存在すると思われる。本項の記述は、このような約25年間の裁判例等における考え方のエッセンスを抽出した記述となっており、削除義務が生ずる場面のまとめ方として適切であると思料する。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>裁判例(東京高判平成13年9月5日、東京高判平成14年12月25日等)を踏まえると、妥当な記載であると考えられる。今後、裁判例等の蓄積に応じてプラットフォーム事業者が条理上の義務を負う場合の明確化が図られることが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<p>意見 4-4-3 「一定の条件」について触れられていない</p>	<p>考え方 4-4-3</p>
<p>本項はプラットフォーム事業者が作為義務を負うことがあるという前提について述べているものであり、実際に義務を負うか否かは「一定の条件」に拠るものであり、そちらについては本項では触れていないとの理解である。情報流通プラットフォームの分野において既に確立した条件があるわけではなく、個別の事情によって判</p>	<p>御指摘の「一定の条件」については、第2文目「プラットフォーム事業者等が条理上の作為義務を負う根拠としては、(略)」以下で言及しています。</p>

<p>断が異なるはずであるから、「一定の条件」との記載は不適當であり、「一定の条件」を削除した上で、以下の ように修文すべきである。</p> <p>「プラットフォーム事業者等は、権利侵害情報を削除する条理上の作為義務を負っているにも関わらず、当該 作為義務を果たさなかったと判断される場合には、不法行為責任を負い得るものと考えられている。」</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	
<p>意見 4-4-4 海賊版サイトへのリンク情報の投稿についても送信防止措置の対象とすべき</p>	<p>考え方 4-4-4</p>
<p>SNS等においては、著作権侵害コンテンツの海賊版サイトへのリンク情報の投稿が非常に多くみられます。当該 行為は著作権侵害の幫助に該当する場合もあるところ、著作権侵害を助長するものとして、海賊版サイトへの リンク情報の投稿についても送信防止措置の対象とすることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会】</p>	<p>頂いた御意見については、関係省庁とも連携しつつ、今後 の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>4-5. 対象情報(2-1)</p>	
<p>意見 4-5-1 現行法の解釈を拡大すべきではないことから、記載を変更すべき</p>	<p>考え方 4-5-1</p>
<p>本ガイドラインの記載(注釈を含む)を読む限り、実在する児童を描写したといえる程度に<u>同一性の認められな い</u>画像や絵画が製造された場合についても、児童ポルノの定義に該当するように解釈できる。現実には、18歳 未満のアイドルや芸能人を基にした空想上の描写(2条3項3号に該当する)を含むイラスト等は存在すると認 識しているが、これらのイラスト等は現在の児童ポルノ禁止法上の児童ポルノとは認識はしていない。現行法 の解釈を拡大すべきではないことから、記載を変更すべきである。なお、例として記載したイラスト等が本 ガイドライン案上の他の「他人の権利を侵害する行為」に該当する場合、その項に基づいて適切な対処がなさ れることを否定するものではない。</p> <p style="text-align: right;">【エンターテインメント表現の自由の会】</p>	<p>本ガイドライン案は、各個別法の規定内容に則して策定さ れており、これらの規定を拡大解釈するものではありません。</p>
<p>(2)児童ポルノの公然陳列(児童ポルノ禁止法(平成 11 年法律第 52 号)第7条第6項)について</p> <p>絵や音声や文章は児童ポルノではないしそうすべきではない</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>日本の現行法に於ける児童ポルノ禁止法では空想上の描写及びイラストなどの創作物は児童ポルノの対象</p>	

にはなりません。

本ガイドラインではその旨が記載されておらず、実在する児童を描写したといえる程度に同一性の認められない画像や絵画が製造された場合についても、児童ポルノの定義に該当するように解釈できてしまい、同等の扱いとして運用される懸念があります。

現行法の解釈を拡大すべきではない為、現行法に則した文言で表記を変更すべきとお伝えします。

【個人】

該当部分については日本の現行法(児童ポルノ禁止法)を厳格に解釈し、類推解釈・拡大解釈の余地がない文言に変更することを求めます。

例えば、幼く見えるAV女優の出演したアダルトビデオ(同人AVを含める)、漫画等の二次元、生成AIで作られた画像等(データセットに本物の児童ポルノが含まれる場合を除いて)は対象外にすることを明記するべきです。

本ガイドラインの記載(注釈を含む)を読む限り、実在する児童を描写したといえる程度に同一性の認められない画像や絵画が製造された場合についても、児童ポルノの定義に該当するように解釈できます。

実際、18歳未満のアイドルや芸能人を基にした空想上の描写(2条3項3号に該当する)を含むイラスト等は存在すると認識しているが、これらのイラスト等は現在の児童ポルノ禁止法上の児童ポルノ禁止法の対象にはなりません。現行法の解釈を拡大すべきではないことから、記載を変更するべきです。

特に、9Pの「画像等に描写されている対象者の外見(例:陰毛がない、幼児、小学生にしか見えない)から明らかに 18 歳未満と認められる場合」は完全に削除を求めます。

童顔、スレンダー、陰毛の有無で削除対象にするのは「外見差別」を助長します。明らかに人権侵害である上に児童ポルノ禁止法の本来の趣旨を逸脱しています。重ねて、この部分は完全に削除を求めます。

【個人】

意見 4-5-2 「性交等の誘因」において「児童を性交等に誘引する行為」にはなぜ「同性愛行為」が含ま

考え方 4-5-2

れないのか	
<p>9頁</p> <ul style="list-style-type: none"> ＞ 2 児童ポルノに該当すること ＞ 例えば、 ＞ ・ 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為(性交を模して行う手淫、口淫行為、同性愛行為等をいう。以下同じ。)に係る児童の姿態が描写されている画像等 <p>10頁</p> <ul style="list-style-type: none"> ＞ 2 性交等の誘引(出会い系サイト規制法第6条第1号及び第2号関係) ＞ ○ 児童を性交等(性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、他人の性器等を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせることをいい、同性愛行為を含まない)の行為の相手方となるように誘引する行為 <p>とあるが、なぜ前者が同性愛行為を含むのに後者は含まないのか。児童ポルノ法と出会い系サイト規制法にそういった違いはないし、行為である以上はどちらも含めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>出会い系サイト規制法(正式名称は、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(平成15年法律第83号))第6条における「性交等」には、同性愛行為は含まれないと解釈されているものですが、頂いた御意見については、関係省庁とも連携しつつ、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<h4>4-6. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合(2-2)</h4>	
<p>意見 4-6-1 削除義務が生ずる場面のまとめ方として適切</p>	<p>考え方 4-6-1</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「プラットフォーム事業者等が提供するサービスにおいて利用者が犯罪を構成する投稿を行った場合、個別の事情の下では、投稿者による投稿行為について、当該プラットフォーム事業者等に幫助犯が成立することもある」とガイドラインに明記したことは極めて妥当と考えます。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>学説・判例において、不真正不作為犯の成立要件として保障人的地位に基づく作為義務の存在が要求されてきた背景には、一定の不作為だけが作為と同視できるという考え方が存在すると考えられる(山口厚『刑法総論 第3版』(有斐閣、2016年)81頁参照)。本項の記述は、その「一定の不作為」がどのようなものである</p>	<p>本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p>

<p>かを、プラットフォーム事業者の事例に則して具体的に説明する記述となっており、削除義務が生ずる場面のまとめ方として適切であると思料する。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<p>裁判例等を踏まえて刑法上の責任を負う場合の明確化を図るものであると考えられ、妥当な記載であると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<p>意見 4-6-2 「個別の事情」とは、「プラットフォームの設置目的や管理・運営状況、法令違反情報の流通を助長する行為の有無・内容等の諸般の事情」という理解で相違ないか</p> <p>ここでいう「個別の事情」とは、上述の「プラットフォームの設置目的や管理・運営状況、法令違反情報の流通を助長する行為の有無・内容等の諸般の事情」という理解であるが相違ないか。そうでない場合はどのような事情が想定されるかも含め、意図されるところをご教示いただきたい。</p> <p>また、「当該プラットフォーム事業者等に幫助犯が成立することもある」と記載している点について、情報流通プラットフォームの分野において幫助犯の成立に関して判断基準が確立しているわけではない。幫助犯が比較的容易に成立するかのような記載ぶりは、プラットフォーム事業者による過剰な対応を招き、利用者への萎縮効果を含む表現の自由への悪影響を及ぼしかねないことから、以下のように修正すべきである。</p> <p>「また、プラットフォーム事業者等が提供するサービスにおいて利用者が犯罪を構成する投稿を行った場合、当該プラットフォーム事業者の作為または不作為が当該犯罪を幫助したと認められるような個別の事情が存在する場合には、投稿者による投稿行為について、投稿者を正犯とし、当該プラットフォーム事業者等に幫助犯が成立する可能性もある。」</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>考え方 4-6-2</p> <p>犯罪の成否は、個々の事案ごとに、捜査機関が収集した証拠に基づき判断すべき事柄であるので、御指摘の「個別の事情」について、網羅的にお答えすることは困難ですが、御指摘の「プラットフォームの設置目的や管理・運営状況、法令違反情報の流通を助長する行為の有無・内容等」も含まれ得るものと考えます。</p> <p>また、頂いた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 4-6-3 規制法違反が観念し得るからといって、直ちに送信防止措置の義務が生じるとは言いえない</p> <p>【規制法違反が観念し得るからといって、直ちに送信防止措置の義務が生じるとは言いえないこと】</p> <p>大規模特定電気通信事業者が法令違反情報(なお、2-1は、刑事法のみでなく、行政法規と解される法令等も例として挙げている。)が流通していることを認識しつつも放置していた場合であって、当該情報の流通に関与した場合と同視し得るときは、極めて例外的な場合にのみ該当するという理解であるが、具体的にどのような場合が該当するかが明確ではない。プラットフォーム事業者が流通している情報の規制法違反を認定することは通常困難と思われる(例えば、景表法の優良誤認情報などは判断しがたいと思われる。)ことからす</p>	<p>考え方 4-6-3</p> <p>頂いた御意見については、関係省庁とも連携しつつ、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

れば、この要件を充足すると認定されるリスクを回避するために、過剰な削除が行われかねず、表現の自由の観点から好ましくない結果を招くことになる。

また、送信防止措置を講ずる刑事法ないし行政法上の作為義務というものが生じる理由が特に示されていないが、その理論構成についてはより慎重かつ精密な議論が必要である。刑事法ないし行政法は基本的に行為を禁ずるものであり、(違反の責任を問われるというとは別に)作為義務が認められる理由が十分に説明されていないため、運用上の判断に窮するのではないか。さらに、申出人とプラットフォーム事業者との関係はあくまで私法上(民事上)の関係にあると考えられるところ、このような私法上の作為請求権が生じる理由もない。

刑事法や行政法規等の法令違反に基づき事業者に対する削除請求を認めた裁判例は十分に蓄積されておらず、実務上も確立された見解ではない。それに加え、法令上削除義務の不明確な法令違反情報の削除が安易に認められるとすれば、特に行政が法令違反を示唆することにより送信防止措置が促進されるような状況が生じ、検閲類の表現規制となるなどの懸念は大きい。したがって、規制法違反の疑いがある情報の削除については、事業者の判断が尊重されるべきであり、削除が義務付けられるための要件は、さらに慎重かつ精密に議論され、明確化されなければならない。

【弁護士】

4-7. 関連裁判例一覧

意見 4-7-1 削除義務が生ずる場面のまとめ方として適切	考え方 4-7-1
<p>様々な判例が引用されていますが、これらの判例が、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の趣旨・目的とどのように関連するのか、具体的かつ適切に説明されることがなければ、誤解を生じさせるおそれも否定できず、本ガイドラインの参考資料として適切に機能しないように思われます(たとえば、一般的に並行輸入品と商標権に係る関係性についての判決と理解されているフレッドペリー事件(最判平成15年2月27日民集57巻2号125頁)が、なぜ「関連」するのかについては説明が必要に思われます。)</p> <p>また、具体的に権利性が認められたもののみならず、権利性が認められなかったものについても列挙されるこ</p>	<p>関連裁判例については、ガイドライン本文との関係性を明確化すべく、本文における関連記載の直後に搭載判例集を記載しています。</p> <p>また、頂いた御意見については、民間における関係ガイドラインの策定状況を踏まえつつ、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

<p>とが、違法かどうかの判断においては有用ではないかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	
<p>意見 4-7-2 プラットフォーム事業者の削除義務が問題になる場面とは無関係の裁判例が複数含まれている</p>	<p>考え方 4-7-2</p>
<p>【プラットフォーム事業者の削除義務が問題になる場面とは無関係の裁判例について】</p> <p>別紙「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン 関連裁判例一覧」には、不法行為に基づく損害賠償請求において権利侵害の有無を判断した事例等、大規模特定電気通信事業者の削除義務が問題となる場面とは無関係の裁判例が複数含まれている。プラットフォーム事業者の事業に無関係の裁判例の記載により、誤った解釈に基づく運用がなされる可能性も否定できず、より精密な裁判例の選定と説明が求められる。以上を踏まえれば、別紙に記載された裁判例が示した基準を満たした場合に直ちに大規模特定電気通信事業者に送信防止措置義務が認められるわけではないことは注記されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	<p>本ガイドライン案の「1-1. 対象となる権利・利益」及びその関連裁判例では、特定電気通信によって情報を流通させ、又は、広告する行為が他人の権利を侵害する場合を対象に、対象となる権利・利益を例示列挙することとしており、その旨を4ページ目で明記しています。</p> <p>プラットフォーム事業者に法的な削除義務が生じる場合については、「1-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合」において、別途明確化しています。</p>
<h3>4-8. 私生活の平穩(1-1-4)</h3>	
<p>意見 4-8-1 「1-1-4. 私生活の平穩」について、私生活の平穩の侵害について挙げられた判例は、削除義務の根拠となるものではない</p>	<p>考え方 4-8-1</p>
<p>【私生活の平穩の侵害について挙げられた判例は、削除義務の根拠となるものではないこと】</p> <p>最判平成元年12月21日民集43巻12号2252頁は、私生活の平穩の侵害を理由に不法行為に基づく損害賠償請求を認めた判例であり、私生活の平穩の侵害を理由に削除義務を認めた判例ではない。不法行為に基づく損害賠償請求に比して、人格権侵害に基づく削除請求は表現の自由に対する制約が大きいと、上記判例から削除義務を導くことはできない。</p> <p>また、プライバシーとは異なる私生活の平穩がプラットフォームにおける権利侵害に一般的に妥当するものなのかも不明である。仮に私生活の平穩の侵害を根拠に事業者に削除義務が認められる余地があるとしても、上記のとおり、侵害情報の削除は表現の自由に対する制約が大きいものであるから、事後的な損害賠償を超えて、事業者には作為を求める正当な理由となる高度な権利侵害が認められる場合に限られるはずであ</p>	<p>本ガイドライン案の「1-1. 対象となる権利・利益」では、特定電気通信によって情報を流通させ、又は、広告する行為が他人の権利を侵害する場合を対象に、対象となる権利・利益を例示列挙することとしており、その旨を4ページ目で明記しています。</p> <p>プラットフォーム事業者に法的な削除義務が生じる場合については、「1-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合」において、別途明確化しています。</p>

<p>る。</p> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>	
<p>意見 4-8-2 ガイドライン案には基本的に賛同しつつ、部落差別に係る事案は識別情報の摘示に限られないので、その他の表現についても削除の対象と整理される等の措置の検討を行うべき</p>	<p>考え方 4-8-2</p>
<p>ガイドライン案では、東京高裁の判決(2023年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持した上で、以下の意見を述べさせていただきます。</p> <p>①同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散する恐れがあるので、すべて削除の対象とすることをお願いいたします。</p> <p>②同和地区出身者であることを示す情報は、部落差別を助長拡散するものと成り得るので、すべてを削除の対象とすることをお願いいたします。</p> <p>③同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報は、部落差別を助長拡散することにつながっていくものと成り得るので、すべてを削除の対象とすることをお願いいたします。</p> <p>④同和地区の土地建物の忌避につながる情報は、部落差別を助長拡散することにつながっていくものと成り得るので、すべてを削除の対象とすることをお願いいたします。</p> <p>⑤同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、重大な人権侵害であり、同和地区住民に対し甚大な被害を与えることになり、このような情報すべてを削除の対象とするようお願いいたします。</p> <p>⑥情報流通プラットフォーム対処法第26条(削除基準)の趣旨は、あくまでも部落差別の助長拡散を防止し、同和地区住民を人権侵害から守ることを目的とすることを踏まえ、その運用を図っていただくことをお願いいたします。</p> <p>⑦法律の運用に当たって、日本国民の基本的人権の一つである「思想・良心の自由」、「表現の自由」を侵すものであってはならないことは、申し上げるまでもありません。</p> <p style="text-align: right;">【埼玉県人権教育研究協議会】</p>	<p>本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、頂いた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>本文5ページ「1-1-4. 私生活の平穏」について ガイドライン案本文27、28ページ 関連裁判例より 私たちは「部落差別が私生活の平穏を侵害するもの」と受け止めて頂いたことを積極的に評価し、ガイドライン案に関して基本的に賛同します。</p>	

インターネット上で野放しとなっている被差別部落の所在地情報や、被差別部落の人々に対する偏見・偽情報などが流布されることは、偏見や差別意識を増長する行為です。

多くの被差別部落出身者は、自分の出自を隠している人も多く、これまでも自分の出身が周りの人に気付かれるのではないかと不安を抱えて生活しています。インターネットの急速な普及により、ネットリテラシー教育が追いついていない現状の中、示現舎などの過剰な行為は、地域の人たちをより不安にし、平穏な生活を侵害します。

ガイドライン案をふまえて、被差別部落や被差別部落地区出身者に対する偏見等の情報の流布や、被差別部落の特定、部落差別につながる情報が削除の対象になるよう働きかけていただきたい。

本文7ページ「1-1-10 営業上の利益」について

行政への情報開示請求により得た情報をインターネット上に公開している人がいます。

情報開示制度は国民や市民の知る権利を保障したものではありません、情報開示請求をした人がその情報をそのままインターネットに発信する行為までは想定していない内容となっています。民間団体や個人が提出した資料も、行政機関に提出すると公文書として扱われ、開示請求の対象となります。

開示された情報は、インターネットに流通し、部落差別の偏見と合わせてさらなる偏見をあおります。そういった情報も削除の対象としていただきたい。

【部落解放群馬県民共闘会議】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題（識別情報の摘示）だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【部落解放同盟朝倉地区協議会】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが

積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが、「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して、今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。

検討していただきたい。

【部落解放同盟小千谷支部】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして削除の対象とされたい。

【部落解放同盟小布施町協議会】

ガイドライン案では、「全国部落調査」復刻版出版事件裁判での東京高等裁判所の判決(2023年6月28日、

2024年12月4日、最高裁が上告を棄却し確定)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

- ① 「〇〇が同和地区である」などと同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、教育集会所や隣保館など風景の動画や写真の情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。
- ② 「この同和地区は〇〇姓と〇〇姓が多い」として同和地区出身者であることを示す個人宅の表札や商店名・会社名、墓の墓碑銘情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。
- ③ 「この同和地区は〇〇姓が多い」など同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。
- ④ 「ここは同和地区なので、土地や建物の取引はやめた方が良い」など同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。
- ⑤ 「〇〇は同和地区出身者だから出ていけ」など同和地区住民の排除や差別を呼びかける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるので、すべてを削除の対象としていただきたい。
- ⑥ 多くの市町村において差別情報モニタリング事業が行われており、①～⑤の情報が掲載された場合、地域住民の人権を守る立場から個人に代わって市町村など公共団体が削除申請出来るようにしていただきたい。
- ⑦ 当面は、大手のプラットフォーム事業者となっているが、中小事業者や自前のサイトでも①～⑤に該当する悪質なものは法の適用対象にするようにしていただきたい。

【部落解放同盟埼玉県連合会大里郡市協議会】

- ① 対象となる権利・利益について「私生活の平穏」としているが、「差別されない権利」あるいは「人格権」とされたい。
- ② それは、東京高裁判決令和5年6月28日の判例に基づいて憲法(13条・14条)に添うものであると考える。
- ③ 部落差別は「私生活」に止まらず、歴史的にも社会的にも・制度的にも社会生活上においても人格的な利益を侵害するものであるからである。

④ 佐久市でもネット上で数十件に上る同和地区が晒される事案が発生し、削除要請をしたがいまだに掲載されている。早急に削除されるよう、具体的な取り組みを強く望むとともに、当事者を含めた「協議機関」を設置するなかで、ガイドラインをさらに実行あるものとして補強していくことを要望する。

【部落解放同盟佐久市協議会】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが、「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して、今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。

検討していただきたい。

【部落解放同盟上越支部】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や

同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが、「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して、今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。

検討していただきたい。

【部落解放同盟新発田住吉支部】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」に変えたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「○○(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許されないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して、今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等を踏まえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。

是非検討されたい。

【部落解放同盟須高地区協議会】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題（識別情報の摘示）だけではない。

「同和地区（被差別部落）」や「被差別部落出身」など特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【部落解放同盟須坂市協議会】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■（個人名）は童話関係者（あるいは「B民」）」といった「暴露」や、同和地区（被差別部落）や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが、「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針（ガイドライン）を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して、今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。

検討していただきたい。

【部落解放同盟関川支部】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが、「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して、今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。

検討していただきたい。

【部落解放同盟中条支部】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べます。

インターネットやSNSページ番号上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止め

をかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【部落解放同盟長野県連合会】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが、「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して、今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。

検討していただきたい。

【部落解放同盟新潟県連合会】

本文5ページ 「1-1-4、私生活の平穩」について

本文27, 28ページ 関連裁判例より

私たちは「部落差別が私生活の平穩を侵害するもの」と受け止めて頂いたことを積極的に評価し、ガイドライン案に関して基本的に賛同します。

インターネット上で野放しとなっている被差別部落の所在地情報や、被差別部落の人々に対する偏見・偽情報などが流布されることは、偏見や差別意識を増長する行為です。

多くの被差別部落出身者は、自分の出自を隠している人も多く、これまでも自分の出身が周りの人かに気付かれるのではないかと不安を抱えて生活しています。インターネットの急速な普及により、ネットリテラシー教育が追い付いていない現状の中、示現舎などの過剰な行為は、地域の人たちをより不安にし、平穏な生活を侵害します。

ガイドライン案をふまえて、被差別部落や被差別部落地区出身者に対する偏見等の情報の流布や、被差別部落の特定、部落差別につながる情報が削除の対象になるよう働きかけていただきたい。

本文7ページ 「1-1-10、営業の上の利益」について

行政への情報開示請求により得た情報をインターネット上に公開している人がいます。

情報開示制度は国民や市民の知る権利を保障したものではありません、情報開示請求をした人がその情報をそのままインターネットに発信する行為までは想定していない内容となっています。民間団体や個人が提出した資料も、行政機関に提出すると公文書として扱われ、開示請求の対象となります。

開示された情報は、インターネットに流通し、部落差別の偏見と合わせてさらなる偏見をあおります。そういった情報も削除の対象をしていただきたい。

【部落解放同盟群馬県連合会】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という言葉に「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが、「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。

私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。

検討していただきたい。

【部落解放同盟湯ノ沢支部】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。

私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。ぜひ検討されたい。

【部落解放同盟大阪府連合会生江支部】

関連裁判例(27、28ページ)が例示され、私たちは「部落差別が私生活の平穩を侵害するもの」とうけとめていただいたことを積極的に評価し、ガイドライン案に関して基本的に賛同するものである。ガイドライン案をふまえ、意見を述べる。

「●●で起こった事件の犯人は、同和地区(被差別部落)出身者らしい」などと、事実か否かが判明しないまま流布される、部落差別問題に係る情報も削除の対象とされたい。

ガイドラインとして公表されることにより、大規模プラットフォーム事業者をはじめとした「権利侵害情報の削除」が積極的に推進され、「部落差別＝私生活の平穩の侵害」や「冤罪」につながる情報に対する削除等の対応が深化し、インターネット上の部落差別が一刻も早くなくなることを強く望むものである。

【三木市教職員組合】

ガイドライン案に賛同し、SNS上で放置されている部落差別について、具体的な削除の取り組みが積極的に推進されることを強く要望いたします。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていますが、例えば、わざと同和という文言を「童話」に変換、部落民を「B民」、被差別部落を「B地区」と表記、さらには、改良住宅(改住)を「怪獣」とするなど、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報とわかるもの。具体的には「○○(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、改良住宅がたくさん立ち並ぶ地区名を晒しながら、「▲▲(地区名)は、怪獣博物館だ」など、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布し、地域を特定する行為などは、確定判決となった、「差別されない権利」に反し、私生活の平穩を疎外する行為です。

「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないというのが私たちの立場です。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えています。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望いたします。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待しております。少なくとも、法整備がなされた、部落、本邦外出身者、アイヌ、LGBTQなど、被差別の対象となりうる、それぞれ共通の属

性を持つマイノリティ集団への差別、人権侵害を許さないために、本ガイドラインが一個人を対象としたものではなく、上記の集団にも適用されるよう、情報の蓄積、削除基準の厳格化をぜひ検討していただきたい。

本ガイドラインが、インターネット上からの差別・人権侵害をなくする第一歩になることを期待申し上げ、ご意見とします。

【部落解放同盟高知市連絡協議会】

ガイドライン案を支持・賛同した上で意見をのべたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報だけでなく、「被差別部落に多い名字」や「被差別部落の出身芸能人」等も顔写真を付しての投稿が多く出まわっている状況である。特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別表現の情報が、面白おかしく流通することにより、偏見や差別意識を増長させると共に、このような部落差別を利用しながら、金儲けをすることは、断じて許せることではない。ガイドライン案の関連裁判例でも上記趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象とされ、速やかに削除されることを希望する。

【部落解放同盟兵庫県連合会伊丹支部】

1

部落差別に関わる、同和地区の所在地情報、同和地区出身者であると示す情報、同和地区出身者の身元調査につながる情報、同和地区の土地建物の忌避につながる情報、同和地区住民への排斥や差別を呼びかける情報について削除基準に入れていただきたい。

2

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等の人権侵害行為に対し、迅速かつ適切な対応が図られるよう削除基準の策定・公表や削除基準に基づく運用状況の公表を大規模のみならず広くプラットフォーム事業者に促す啓発活動を強化いただきたい。

【三郷市総務部人権・男女共同参画課】

(2)特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務者の義務に関するガイドライン案

プラットフォーム事業者について

大規模プラットフォームが主用となっているが、その他のプラットフォーム事業者も対象にしなければ、ならない。差別・人権侵害情報がの削除を求めても、対応でしない状況がある。これでは、野放し状態である。ぜひ、

全てのプラットフォーム事業者が対象となるよう、検討をお願いしたい。

情報の送信を防止することについて

削除要請を行うのは、当該当事者が基本であることは、理解している。しかし、最近の相談を見ると、その当事者がスマートフォンも、パソコンも持っていない。または、文字が読めない方、削除要請に係る技術がない方などもあり、削除に行きつかない状況もある。そこで、その当事者が、区市町村行政、並びに人権機関に相談・実施を求めた場合、その機関が削除申請を行えるようにしていただきたい。

(3)特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン案

1-1-4「私生活の平穏」について

「部落差別が私生活の平穏を脅かすものであるとの」趣旨を示したガイドライン案に賛同します。「部落探訪」(又はその類似のもの)のように、差別をばらまき差別意識を喚起するよなものも存在しており、平穏に暮らすことができません。私の知り合いは、名前も出され、家族に危害が及ぶのではないかと、不安な毎日を送っています。

ガイドライン案を踏まえて、具体的な部落差別につながる情報(投稿)が削除の対象となるようにしていただきたい。

【部落解放同盟鳥取県連合会】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見述べたい。インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報を流布される問題(識別情報の摘示)だけではない。「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【部落解放同盟智頭町協議会】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上では無法状態とも言える「部落差別」に関し、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望みます。

現在、「同和地区」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽情報や差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている実態があります。地域社会に亀裂と分断を生じさせ、混乱を巻き起こすこのような問題に、しっかりと歯止めをかけ、対処することが強く求められています。私生活の平穩を脅かす重大事案として、削除の対象とすべきです。

ガイドライン案を踏まえ、具体的な部落差別につながる情報が削除の対象となるように、大規模プラットフォーム事業者働きかけ、部落差別が一刻も早く無くなることを強く望みます。

【国鉄労働組合高崎地方本部】

ガイドライン案に基本的に支持しますが、インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)と誹謗中傷や予断・偏見に基づく差別書き込みがあります。

このガイドラインのP27～P28にある東京高判令和5年6月28日判タ1523号143頁にある「差別を受けない権利」は、「不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穩な生活を送ること」を「人格的な利益」として保障するものであり、この権利を実効的に救済するためには、差別を受ける「おそれ」を除去し、差別を受ける恐怖から解放されなければなりません。

そのためには、部落差別そのものが全般的に否定され、排除されなければならないと考えます。「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させています。こうした問題に歯止めをかけることも重要な課題です。

また、現在の自分が直接には差別の対象になっていなかったとしても、同じ境遇にある他者が差別を受けている状況では、差別の矛先がいつ自分に向かわからないという不安と恐怖に怯えながら生活しなければならないといった現実もあります。この問題は、特に人生の節目ともいえる就職や結婚の場面で当事者の多くが持たされるものです。

もちろん上記の趣旨が引用されていると考えますが、当事者からの意見等を踏まえ、削除対象となる権利侵害情報事案を収集してガイドラインを補強し、削除の対象を充実させることを求めます。

【部落解放同盟小郡市連絡協議会】

ガイドライン案に基本的に賛同しますが、インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではありません。

このガイドラインのP27～P28にある東京高判令和5年6月28日判タ1523号143頁にある「差別を受けない権利」は、「不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ること」を「人格的な利益」として保障するものであり、この権利を実効的に救済するためには、差別を受ける「おそれ」を除去し、差別を受ける恐怖から解放されなければなりません。

そのためには、部落差別そのものが全般的に否定され、排除されなければならないと考えます。「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させています。こうした問題に歯止めをかけることも重要な課題です。

また、現在の自分が直接には差別の対象になっていなかったとしても、同じ境遇にある他者が差別を受けている状況では、差別の矛先がいつ自分に向くかわからないという不安と恐怖に怯えながら生活しなければならないといった現実もあります。この問題は、特に人生の節目ともいえる就職や結婚の場面で当事者の多くが持たされるものです。

もちろん上記の趣旨が引用されていると考えますが、当事者からの意見等を踏まえ、削除対象となる権利侵害情報事案を収集してガイドラインを補強し、削除の対象を充実させることを求めます。

【部落解放同盟筑後地区協議会】

このたび示された「ガイドライン案」について、基本的に賛同するものです。しかしながら、インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案に関しては、さらなる対策が必要であると考えます。

特に、被差別部落の所在地情報の流布や識別情報の摘示に留まらず、以下のような問題も深刻です。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報の拡散。

差別的な揶揄や差別的表現を含む情報の流通による偏見や差別意識の助長。

これらの問題により、被害者が差別を受ける「おそれ」から解放されず、日常生活の中で不安や恐怖に怯えながら生活を強いられる状況が続いています。特に、就職や結婚といった人生の節目において、この問題が当事者に大きな影響を及ぼしている現状は見過ごせません。

ガイドライン案P27～P28に記載のある東京高判令和5年6月28日判タ1523号143頁では、「差別を受けない権利」が「不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ること」を「人格的な利益」として保障するものであると解されています。この権利を実効的に救済するためには、差別そのものが全般的に否定され、排除されなければなりません。

したがって、本ガイドラインにおいて以下の点を強化・補足することを強く求めます。

1.

削除対象となる権利侵害情報の拡充 当事者や専門機関からの意見を積極的に取り入れ、削除対象となる情報の具体例を収集し、ガイドラインを補強してください。特に、差別的表現や偽・誤情報による偏見の助長を阻止するための具体的な基準を明示することが必要です。

2.

差別を受ける「おそれ」の除去 被差別部落の所在地情報や特定属性に関連する差別的情報の流通を厳格に規制し、当事者が恐怖や不安から解放されるよう、法的な対応の充実を図ってください。

3.

差別的情報の流通抑止策の明確化 差別意識を助長する情報の流通に歯止めをかけるため、違法性の判断基準や削除依頼の手続きについて具体的な指針を示してください。また、インターネット上の差別問題に対応するための啓発活動や広報の実施も求められます。

インターネット社会の発展に伴い、被差別部落に関連する差別的情報の流通は、これまで以上に広範かつ深刻な影響を及ぼしています。本ガイドラインが、差別を受ける「おそれ」から人々を解放し、平穏な生活を守るために実効的な役割を果たすことを期待しています。

以上の観点を踏まえ、削除対象となる権利侵害情報の充実および対応策の強化をご検討くださいますよう、切にお願い申し上げます。

【部落解放同盟筑後地区協議会久留米市連絡協議会】

悪質な差別情報の投稿を繰り返しているものの中には、海外のネット事業者を使って発信者情報を隠蔽しているものがある。海外の事業者であっても、悪質な投稿をおこなっている者の送信を防止するためには、国際法を活用して削除できるように工夫するべきである。

「大規模特定電気通信役務提供者においては、被侵害者以外の者による削除申出についても、第22条から第25条までの規定に準じて、速やかに対応をおこなうことが望ましい」とあるが、被侵害者に公的機関や民間の人権団体が含まれることを明記し、侵害を受けた個人でなくても、申出の資格があることを明記するべきである。

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

①同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

②同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

③同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

④同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

⑤同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるのですべてを削除の対象としていただきたい。

【部落解放同盟埼玉県連合会】

大規模プラットフォームは、侵害情報送信防止措置の申し出を受けて調査を行う際、専門的な知識や経験を必要とする調査を適正に行うために、侵害情報調査専門員を選任する義務を負うことし、この侵害情報調査専門員には日本の文化・社会的背景に明るい人材を必要最小限配置することがめざされている。大規模プラットフォーム事業者は国内企業でないことが多く、誹謗中傷に該当するかどうかは国民感情や歴史的経緯などによることが大きいことから、部落差別(同和問題)をはじめとする人権課題や誹謗中傷等に関する知識を有する者を選任することを必須とするべきである。

また、侵害情報調査専門員に対して部落差別(同和問題)に関する研修を必ず実施するなど、権利侵害情

報を適切に判断できるような対策を講じることを必須とするべきである。

大規模特定電気通信役務提供者が策定する、送信防止措置の実施に関する基準は、「できる限り具体的に」(第26条第2項第1号)定められるべきであるため、カテゴリに同和問題をはじめとする人権課題に関する事項を記述すべきである。

識別情報をはじめとした部落差別に関する情報が「他人の権利を不当に侵害する情報の送信」として適切に位置づけべきである。

【東かがわ市】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと『同和』という言葉や「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や被差別部落に関する情報であるもの。具体的には「■■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、被差別部落や被差別部落出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

「表現の自由」は尊重されるべきだが、基本的人権の尊重からして、「人権侵害や差別する表現の自由」は決して許されるべきものではない!!こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきである。

昨年11月28日12時に、「旨塩きゅうり」が、「兵庫県西脇市黒田庄町前坂 いにしへの歴史と伝統と、大きな声では言えないいわくのある町」を公開した。

この動画を見た人のコメントで、「お恥ずかしながら『大きな声では言えないいわくのある町』という面は存じておりませんでした。」

また、別の人は、「あー、ここは部落、部落。間違いない、浄土真宗本願寺派と書かれてて、家が密集しているところは、100%部落なのです。」

まさに、「大きな声では言えないいわくのある町」の表記は、被差別部落を表している。「識別情報の摘示」です。西脇市行政は、12/4に神戸地方法務局社支局に、削除要請をし、社支局は、「県法務局に連絡する」とのこと。前坂支部は、12/9に、削除されてないので、西脇市行政に、再度、削除要請の催促を依頼する。今年1/8に、西脇市担当部局に確認すると、「手続きに時間がかかる」とのこと。

今なお晒されている!!差別の拡大・再生産である。「差別されない権利」が侵されている。不法行為責任を許してはいけない。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取組や「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。ぜひ検討されたい。

【部落解放同盟兵庫県連合会前坂支部】

こちらでは対象になりうる情報を、『薬物関係』や『わいせつ関係』など犯罪を助長する項目ごとに分類し、具体例を例示しております。

しかしながら『同和問題や差別』に関する項目が設定されておりません。

同和問題に関する投稿についても同様に情報送信防止措置を講ずるべきではないかと提案します。

現在、被差別地域を無断で撮影し、その様子をアップロードするという行為が発生しております。これは、その地域に居住する人の生活を著しく脅かすものであり、対策を講じるべきものであります。

ガイドラインにおいて同和問題に関することが不適切であると設定していただければ、差別の抑制へとつながることかと思われます。

【香川県仲多度郡琴平町企画防災課人権同和室】

新発田市は、これまで、当市が行っているモニタリング事業を通じ、悪質な投稿を発見するたび、法務省が定めた「人権審判事件調査処理規定」に基づき、法務局に対し、差別書き込み等の削除要請を行っていますが、未だインターネット上には、差別事案が掲載され続けています。

当市としても、ガイドライン案には、基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものですが、関連裁判例の「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見を提出します。

例えば、わざと同和という文言を「童話」に変えたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴

露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為です。当然、「表現の自由」は尊重されるべきありますが、一方で、「人権侵害や差別する表現の自由」は許されるべきではないと考えています。当市としては、このような情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき、権利侵害情報として削除されるべきと考えます。

このような事案への対処等に関しましては、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集のほか、行政機関等からの削除要請事案も併せて分析し、今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望します。

そして、その「協議機関」においては、当事者からの意見等を踏まえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、更にSNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待するものです。

【新発田市】

ガイドライン案には基本的に賛同します。

奈良県では、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が中心となって、2003年から各市町村、県及び人権関係機関がインターネット上の差別書き込みについてモニタリングを行い、部落差別をはじめとする書き込みや動画の削除に取り組んできました。削除が進展しないことに忸怩たる思いを抱いき、実効性のある対応を要望してきたところですが、本法律が、あらゆる人権問題について具体的な削除につながるものとなるよう強く希望するものです。

まず、本ガイドラインには、個別の差別、人権侵害についての表記がありません。女性、外国人、障がい者、高齢者、性的少数者、特に日本固有の人権問題と言える、部落差別、ハンセン病回復者、アイヌの人々への人権侵害について明記することを求めます。

部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

- 1) 特定地域を同和地区であると摘示する動画や画像、地名の投稿。部落差別に関する裁判資料などの公開。
- 2) 特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為
- 3) 雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為
- 4) 同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為
- 5) 同和地区出身者の身元調査につながる投稿

6)同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿
7)学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿

8)明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など

部落差別にかかわる情報は、悪用を考える人を利するものであり、部落問題に関する知識が不十分な人の偏見をあおり、差別意識を醸成しかねません。就職や結婚などの身元調査、土地差別調査や不動産物件忌避、さらには、同和地区出身者へのヘイトクライムなどが危惧されます。確実な対処に結びつくガイドラインの提示を切望します。

本法律の施行によって、インターネット上に横行する部落差別などマイノリティへの人権侵害にかかわる書き込みなどについて、実効性のある削除の取組を強く希望します。

【奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会】

SNS上での人権侵害に関して、ガイドライン案を踏まえて、特に部落差別に関して積極的な取り組みがされま
すよう意見を述べます。

部落差別の固有性として、被差別部落の人、被差別部落地区に住んでいる人及びそこにルーツがある人(また被差別部落の人と結婚している人や子孫たち)、被差別部落とみなされる人(被差別部落にルーツが無くて
もそこに住んでいる人)への差別があります。

現在、SNS上で同和地区(被差別部落)や被差別部落の人名、被差別部落の墓地・個人のお墓、神社、被
差別部落の人が経営する会社(看板・標識)などが「暴露文章」とともに写真・地図・動画などで流布され、偏
見や差別意識を増長させています。私ども長野県内においても同様です。

1. 被差別部落当事者の「了解」や「理解」はまったくなく、一方的に勝手に行っているこうした行為は「部落暴
き」「部落晒し」であり、人権侵害であり被差別部落の人たちの「私生活の平穏を侵害する」行為です。

2. 部落差別の現状は、2016年に施行されました「部落差別解消推進法」第一条に「現在もなお部落差別が
存在する」「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ」と明記しているよ
うに、差別の現状の中で、被差別部落にルーツをもちながら日常生活では「明らかにしない」で被差別部落地
区以外で暮らしている人や、(被差別部落にルーツがあることを知らない)子孫が、SNS上での「部落暴き」「部

落晒し]によって「私生活の平穩を侵害する」事実が増えています。

なお、多くの子どもたちもSNSを利用しているなかで、偏見・差別を助長する情報に対して、国として一定のガイドラインを明記して、削除等より具体的にしていくことは未来に向けて重要なことと考えます。

3. SNS上での「部落暴き」「部落晒し」は、今まで取り組んできた人権啓発や人権教育・同和教育に逆行する行為であり、ガイドラインに削除対象として明確に示すべきと考えます。

4. 「削除されなかった事案」等の収集・分析と合わせて今後「政策審議会」(SNS上での差別の現状は今後さらに変化していくことを考え、そのつど削除対象などを追加審議し「政策」として機能していくための)整備も必要と考えます。

「1-1-2. 名誉感情」

「1-1-5. 肖像権」

「1-1-6. 氏名権」

SNS上での部落差別については、「1-1-2. 名誉感情」、「1-1-5. 肖像権」、「1-1-6. 氏名権」についても、「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を妨害する義務がある場合」の「対象となる権利・利益」に当たると考えます。

【NPO法人人権センターながの】

「日本の風俗・社会問題」は刻々と変化するとともに、地域差も大きいことから、例えば地方公共団体 職員 との定期的な意見交換等侵害情報調査専門員の研鑽、資質向上の必要性について記載する 必要があると考える。

「証拠不足」について、投稿内容が当該措置を講ずる必要性 の証明 と解した場合、被差別部落の識別情報を摘示する情報については、その真偽に関わらず、文字又は画像により、それと推認される場合は、地方公共団体への照会等所要の措置を講じた上で送信防止措置を講じる必要があるため、証拠不足には当たらないことを記載する必要があると考える。

法務省人権擁護局調査救済課長通知

(平成31年3月8日法務省権調第15号)

「やむを得ない理由」により通知を延期した場合、その後の通知期日等の基準を設けるべきと考える。

地方公共団体が不特定多数の者に対する人権侵害を理由として行う削除申出については、被侵害者と同等に扱うべきと考える。その根拠として「部落差別の解消の推進に関する法律(平成 28年法律第 109 号)第2条、第3条」に基づき、地方公共団体に差別解消に向けた努力義務が課されていることによるものであることを示す必要があると考える。

また同様に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成 28年法律第 68 号)第2条、第3条、第4条」についても示すべきである。後述の「第26条に関するガイドライン案」の意見のとおり、列挙されているカテゴリについて「差別の助長・拡散」を追加し、被差別部落識別情報等を位置付ける必要がある。該当箇所には、削除対象となる権利・利益を例示列挙されているが、法務省人権擁護局による「インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理要領について(通知)」の類型にある「不当な差別的言動」について、例えば「1-1-2. 名誉感情(P. 4)」の項目などに、具体例を示すべきでないか。当該類型では、「特定の者に対し、その者の有する人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向の共通の属性を理由とする侮辱、嫌がらせその他の不当な差別的言動を内容とする情報をインターネット上に流通させる 場合」を人権侵犯事件の一つとして定義されており、人権課題が複雑化・多様化している現代において、様々な人権課題に関する権利侵害情報による被害の拡大を防止できると考える。また、「1-1-4. 私生活の平穏」においては、東京高判令和5年6月28日の判決を記載いただいております。同和地区に関する識別情報の摘示事案を、このように示されることについては評価するが、別紙の判例を見ない限り、当該事案が「私生活の平穏」を侵害するものだとわかりづらく、ガイドライン本文(P. 5)においても、当該事案を権利侵害情報として具体例を示すべきと考える。上記2点を含め、該当箇所において例示列挙される情報は「2. その他送信防止措置を講ずる法令上の義務がある場合」と比較して具体的な例示がなく抽象的である。海外の事業者が遵守すべきガイドラインであることや、全体の記載バランスを考慮すると、該当箇所についても、より詳細な例示をいただくことで、当該法律およびガイドラインが、日本の法的根拠としてより明解となることを期待する。

【京都府人権啓発推進室】

今回の法改正の趣旨に照らし合わせれば、特定電気通信役務利用者の範囲を可能な限り広く取るべきであり、“当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となった者”も含めていただきたい。

ガイドライン(案)では、東京高判令和5年6月28日判タ1523号143号を引用し、部落差別が存在することを認め、部落差別を人格的利益を侵害するものとして記載している。

このガイドライン(案)を支持したうえで、下記6項目を要請します。

- ①同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。
- ②同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。
- ③同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。
- ④同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。
- ⑤同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるものですべてを削除の対象としていただきたい。
- ⑥部落差別以外であっても、障がい、病気、性的指向、貧困、国籍、性別などで差別を呼び掛ける情報は、同様に人格的利益を侵害するものであるため、当該内容も1-1-4の例に追記の上、削除対象となることを明確化して頂きたい。

情報の送信を防止する義務が生ずる場合として1-2-1. 人格権侵害その他法令の規定に基づく差し止め請求の記載がなされていることは支持するが、そもそも人格権侵害の差し止め請求がなされる以前に大規模特定電気通信役務提供者によって削除されるべきである。

【埼玉県人権啓発企業連絡会】

「同和地区の識別情報の摘示」については、関連裁判例(27、28ページ)が例示され、部落差別として「私生活の平穏を侵害するもの」としてガイドライン案に記載されていることを評価し、賛同する。その上で、どのような投稿が部落差別投稿にあたるのか、この間、全国の自治体などが実施してきたネット上の部落差別投稿のモニタリング結果などを分析した結果を踏まえ、以下を意見する。部落差別投稿の政令・ガイドラインとして盛り込んでいただきたい。

1, 同和地区の識別情報の摘示

「部落差別解消に資する合理的理由なく、同和地区の所在地一覧文書または映像・地図の作成、配布、提供やインターネット上でこれらを摘示する投稿」

例① 同和地区(被差別部落)であることを摘示する動画や画像、地名の投稿

例② 「B地区」、「童話」、地名の当て字や伏字、「部楽」などを用いた地名の投稿

例③ 学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿

例④ 明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿等

2, 結婚差別・就職差別を助長誘発する行為

「同和地区(被差別部落)出身者の職業選択の自由、結婚の自由を侵害する、侵害することを助長・誘発する投稿」

例① 「同和地区(被差別部落)出身者を雇わない方がよい、雇うとろくなことがない(職業選択の自由)」

例② 「同和地区(被差別部落)出身者と結婚するべきでない、結婚はやめたほうがよい(婚姻の自由)」

3, 特定個人を同和地区出身者と摘示する行為

「実際に特定個人が同和地区(被差別部落)出身であるか否かを問わず、同和地区(被差別部落)出身であると摘示する行為(プライバシー権)」

例①「○○(人物名)は同和地区(被差別部落)出身である」(当て字や伏字を使用されている場合であっても、個人の特定につながる、つながる可能性ある投稿は削除の対象山田太郎→山○太○)」

4, 同和地区出身者の身元調査

「同和地区出身者の身元調査を助長・誘発する投稿(個人情報、プライバシー)」

例① 「特定の人物が同和地区(被差別部落)出身者か否かを調べる必要がある・調べたほうがよい」

例② 「同和地区(被差別部落)や出身者は、○○○(方法)で調べられる」

5, 同和地区出身者に対する攻撃・暴力・排除など助長誘発する投稿

「同和地区(被差別部落)および同和地区(被差別

部落)出身者を対象とした攻撃、暴力、排斥、誹謗

中傷、非人間的扱いに及ぶ投稿、デマ、またこれらを助長・扇動する投稿」

例① 「」

例② 「」

例③ 「」

例④ 「事件の犯人は同和地区(被差別部落)出身者である」

※「穢多(エタ)」や「非人(ひにん)」などの賤称語の使用、「B民」「童話」(部落の隠語)など前後の文脈などから同和地区(被差別部落)や出身者を対象とした投稿であることが明確なものも削除の対象

6, 同和地区の土地差別を助長・誘発する投稿

「同和地区(被差別部落)に関わる物件を忌避する目的あるいは結果へとつながる土地差別を助長・誘発・扇動する投稿」

例① 「同和地区(被差別部落)にある物件は買わないほうがよい」

例② 「同和地区(被差別部落)に住むべきではない」

【一般社団法人山口県人権啓発センター】

ガイドライン案には基本的に賛同します。

奈良県では、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が中心となって、2003年から各市町村、県及び人権関係機関がインターネット上の差別書き込みについてモニタリングを行い、部落差別をはじめとする書き込みや投稿の削除に鋭意取り組んできました。その中で、差別書き込みなどの削除が進まないことに忸怩たる思いをもってきたところです。

本法律の施行によって、インターネット上で野放し状態の部落差別をはじめとする人権侵害にかかわる書き込みなどについて、削除の取り組みが積極的に展開されることを強く希望します。

部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

1) 特定地域を同和地区であると摘示する行為、動画や画像、地名の投稿

2) 特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為

- 3)雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為
- 4)同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為
- 5)同和地区出身者の身元調査につながる投稿
- 6)同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿
- 7)学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿
- 8)明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など

部落差別にかかわる情報は、悪用を考える人を利するものであり、部落問題に関する知識が不十分な人にとってはとても危険な情報です。偏見をあおり、差別意識を醸成し、同和地区出身者の身元調査(就職や結婚など)、土地差別調査や不動産物件忌避、さらには、同和地区出身者へのヘイトクライムなども考えられ大変危惧するものです。確実な対処に結びつくガイドラインの提示を切望します。

加えて、本ガイドラインは、部落差別だけではなく、外国人、障がい者、女性、高齢者、性的少数者など、マイリティへの差別、偏見、ひぼう中傷など、あらゆる人権問題について、具体的な削除につながるものとなるよう、強く希望します。

【三郷町】

ガイドライン案には基本的に賛同します。

大和郡山市では、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会に参加し、2003年から各市町村、県及び人権関係機関がインターネット上の差別書き込みについてモニタリングを行い、部落差別をはじめとする書き込みや投稿の削除に鋭意取り組んできました。その中で、差別書き込みなどの削除が進まないことに忸怩たる思いをもってきたところです。

本法律の施行によって、インターネット上で野放し状態の部落差別をはじめとする人権侵害にかかわる書き込みなどについて、削除の取り組みが積極的に展開されることを強く希望します。

部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

- 1)特定地域を同和地区であると摘示する行為、動画や画像、地名の投稿
- 2)特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為

- 3)雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為
- 4)同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為
- 5)同和地区出身者の身元調査につながる投稿
- 6)同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿
- 7)学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿
- 8)明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など

部落差別にかかわる情報は、悪用を考える人を利するものであり、部落問題に関する知識が不十分な人にとってはとても危険な情報です。偏見をあおり、差別意識を醸成し、同和地区出身者の身元調査(就職や結婚など)、土地差別調査や不動産物件忌避、さらには、同和地区出身者へのヘイトクライムなども考えられ大変危惧するものです。確実な対処に結びつくガイドラインの提示を切望します。

加えて、本ガイドラインは、部落差別だけではなく、外国人、障がい者、女性、高齢者、性的少数者など、マイリティへの差別、偏見、ひぼう中傷など、あらゆる人権問題について、具体的な削除につながるものとなるよう、強く希望します。

【大和郡山市】

「部落差別が私生活の平穩を脅かすものである」との趣旨を示したガイドライン案を基本的に支持・賛同します。

X(旧Twitter)やYouTube等で散見される被差別部落を晒す画像や動画、そこに寄せられた差別的な書き込み(「この地区は、ガラが悪い・やばい・他と雰囲気が違う」)等々、現在ネット上では部落差別が野放しの状態です。私自身そういった内容に対して「差別を助長する」という旨で通報・報告を何度か行いましたが効果がなかったように感じませんでした。

「表現の自由」との線引きが難しいとは思いますが、上記のような部落差別を助長するような内容は「表現の自由」の範囲に収まらない「私生活の平穩」を脅かす明らかな部落差別であり、権利侵害ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべき内容だと考えます。

この法律によって、大規模プラットフォーム事業者が削除申請に対して本当に迅速に対応してくれることを期

待しています。

【部落解放同盟奈良県連合会横井支部】

ガイドライン案には基本的に賛同します。

奈良県では、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が中心となって、2003年から各市町村、県及び人権関係機関がインターネット上の差別書き込みについてモニタリングを行い、部落差別をはじめとする書き込みや動画の削除に取り組んできました。削除が進展しないことに忸怩たる思いを抱いき、実効性のある対応を要望してきたところです。本法律が、あらゆる人権問題について具体的な削除につながるものとなるよう強く希望するものです。まず、本ガイドラインには、個別の差別、人権侵害についての表記がありません。女性、外国人、障がい者、高齢者、性的少数者、特に日本固有の人権問題と言える、部落差別、ハンセン病回復者、アイヌの人々への人権侵害について明記することを求めます。

部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

- 1) 特定地域を同和地区であると摘示する動画や画像、地名の投稿。部落差別に関する裁判資料などの公開。
- 2) 特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為
- 3) 雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為
- 4) 同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為
- 5) 同和地区出身者の身元調査につながる投稿
- 6) 同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿
- 7) 学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿
- 8) 明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など 部落差別にかかわる情報は、悪用を考える人を利するものであり、部落問題に関する知識が不十分な人の偏見をあい、差別意識を醸成しかねません。就職や結婚などの身元調査、土地差別調査や不動産物件忌避、さらには、同和地区出身者へのヘイトクライムなどが危惧されます。確実な対応に

結びつくガイドラインの提示を切望します。本法律の施行によって、インターネット上に横行する部落差別などマイノリティへの人権侵害にかかわる書き込みなどについて、実効性のある削除の取組を強く希望します。

【葛城市市民生活部人権政策課】

大規模プラットフォーム事業者のうち、海外事業者もあるため、我が国固有の同和問題に対する理解がされない。このことから、専門員の選任に当たっては、部落差別(同和問題)の歴史的背景、本質をしっかりと身につけた者のほか、さまざまな人権課題にも理解がある者を選任すべきである。

「弁護士等の法律専門家や日本の風俗・社会問題に十分な知識経験を有する者」に並列し「人権問題」を追記、明文化できないか。誹謗中傷、差別を助長する内容の掲載は、人権に関わるが多くあることから、人権問題の知識が必要であるため。

専門家はもちろんのこと、削除等のコンテンツモデレーションを実施する他の職員も同和問題等の人権問題を見逃さないようカリキュラムを設定し、資質向上研修を必ず実施、受講する。

直接の被害者がガイドラインに沿っての削除の申出ができない場合に自治体が代行する場合や、自治体が差別、差別の助長につながる事案を発見した際に、被害者以外に加えられていると解して良いか。

大規模プラットフォーム事業者が策定する、送信防止措置の実施に関する基準は、「できる限り具体的に」(第26条第2項第1号)定められるべきと規定されている。具体的には、「誹謗中傷」「海賊版」「自殺」などのカテゴリ別に明確に記述されている中に、部落差別(同和問題)を明文化するべきである。現行のカテゴリでは、部落差別(同和問題)が明確化されていないことから、特定の地域の情報を摘示した事案(平成30年12月1日付け法務省権調第123号 法務省人権擁護局調査救済課長 依命通知)が見逃されることを懸念する。

現在も特定の地域の情報(被差別部落を容易に判明させる)を摘示し、インターネット上で拡散し続けている状況が後を絶たない。

このような状況は拡散された地域住民が、新たな差別を恐れて生活をしなければならない状況があり、東京高判令和5年6月28日判タ1523号の判例では、平穏な生活を侵害するものであることに加え、憲法13条の差別されない権利も認められている。併せて、憲法14条の幸福追求権も侵害するものと考えことから、部落差別(同和問題)を助長、誘発する事案は、本項目に該当するため、「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合」として、削除対象とすべきである。

【さぬき市】

本ガイドライン案を支持・賛同したうえで意見を述べる。

平成30年12月27日 法務省権調第123号にて発出された「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について(依命通知)」にもあるように、本邦外出身者、LGBTQ+当事者、障がい者など共通の属性を持つ不特定多数の集団に対する人権侵害を助長・誘発するおそれが高い情報については、削除対象として、本ガイドラインに盛り込んでいただきたい。

また、同和地区に関する情報においては、人権侵害を助長・誘発するおそれが高いものだけでなく、「○○地区は同和地区である。」などといった識別情報の摘示についても削除対象として、本ガイドラインに盛り込んでいただきたい。

なお、大規模特定電気通信役務提供者が具体的な基準を策定できるように本ガイドラインに具体的な事例(文言)を示すなど整備をしていただきたい旨も申し添える。

【高知市】

村上市は、モニタリング事業を通じ、悪質な投稿を発見するたび、法務省が定めた「人権審判事件調査処理規定」に基づき、法務局に対し、差別書き込み等の削除要請を行っていますが、未だインターネット上には、差別事案が掲載され続けています。ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を提出いたします。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではありません。「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させています。こうした問題に歯止めをかけることが重要と考えます。

ガイドライン案の関連裁判例でも上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害されるものとして、削除の対象とすることを要望いたします。

【村上市】

ガイドライン案には基本的に賛同します。

奈良県では、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が中心となって、2003年から各市町村、県及び人権関係機関がインターネット上の差別書き込みについてモニタリングを行い、部落差別をはじめとする書き込みや動画の削除に取り組んできました。削除が進展しないことに忸怩たる思いを抱いき、実

効性のある対応を要望してきたところです。本法律が、あらゆる人権問題について具体的な削除につながるものとなるよう強く希望するものです。

まず、本ガイドラインには、個別の差別、人権侵害についての表記がありません。女性、外国人、障がい者、高齢者、性的少数者、特に日本固有の人権問題と言える、部落差別、ハンセン病回復者、アイヌの人々への人権侵害について明記することを求めます。

部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

- 1) 特定地域を同和地区であると摘示する動画や画像、地名の投稿。部落差別に関する裁判資料などの公開。
- 2) 特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為
- 3) 雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為
- 4) 同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為
- 5) 同和地区出身者の身元調査につながる投稿
- 6) 同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿
- 7) 学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿
- 8) 明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など

部落差別にかかわる情報は、悪用を考える人を利するものであり、部落問題に関する知識が不十分な人の偏見をあい、差別意識を醸成しかねません。就職や結婚などの身元調査、土地差別調査や不動産物件忌避、さらには、同和地区出身者へのヘイトクライムなどが危惧されます。確実な対処に結びつくガイドラインの提示を切望します。

本法律の施行によって、インターネット上に横行する部落差別などマイノリティへの人権侵害にかかわる書き込みなどについて、実効性のある削除の取組を強く希望します。

【曽爾村教育委員会】

ガイドライン案には基本的に賛同します。

奈良県では、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が中心となって、2003年から

各市町村、県及び人権関係機関がインターネット上の差別書き込みについてモニタリングを行い、部落差別をはじめとする書き込みや投稿の削除に鋭意取り組んできました。その中で、差別書き込みなどの削除が進まないことに忸怩たる思いをもってきたところです。

本法律の施行によって、インターネット上で野放し状態の部落差別をはじめとする人権侵害にかかわる書き込みなどについて、削除の取り組みが積極的に展開されることを強く希望します。

部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

- 1) 特定地域を同和地区であると摘示する行為、動画や画像、地名の投稿
- 2) 特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為
- 3) 雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為
- 4) 同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為
- 5) 同和地区出身者の身元調査につながる投稿
- 6) 同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿
- 7) 学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿
- 8) 明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など

部落差別にかかわる情報は、悪用を考える人を利するものであり、部落問題に関する知識が不十分な人にとってはとても危険な情報です。偏見をあまり、差別意識を醸成し、同和地区出身者の身元調査(就職や結婚など)、土地差別調査や不動産物件忌避、さらには、同和地区出身者へのヘイトクライムなども考えられ大変危惧するものです。確実な対処に結びつくガイドラインの提示を切望します。

加えて、本ガイドラインは、部落差別だけではなく、外国人、障がい者、女性、高齢者、性的少数者など、マイリティへの差別、偏見、ひぼう中傷など、あらゆる人権問題について、具体的な削除につながるものとなるよう、強く希望します。

【川西町住民保険課】

ガイドライン案には基本的に賛同します。

奈良県では、本町も参加する奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が中心となっ

て、2003年から各市町村、県及び人権関係機関がインターネット上の差別書き込みについてモニタリングを行い、部落差別をはじめとする書き込みや投稿の削除に鋭意取り組んできました。その中で、差別書き込みなどの削除が進まないことに忸怩たる思いをもってきたところです。

本法律の施行によって、インターネット上で野放し状態の部落差別をはじめとする人権侵害にかかわる書き込みなどについて、削除の取り組みが積極的に展開されることを強く希望します。

部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

- 1) 特定地域を同和地区であると摘示する行為、動画や画像、地名の投稿
- 2) 特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為
- 3) 雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為
- 4) 同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為
- 5) 同和地区出身者の身元調査につながる投稿
- 6) 同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿
- 7) 学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿
- 8) 明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など

部落差別にかかわる情報は、悪用を考える人を利するものであり、部落問題に関する知識が不十分な人にとってはとても危険な情報です。偏見をあまり、差別意識を醸成し、同和地区出身者の身元調査(就職や結婚など)、土地差別調査や不動産物件忌避、さらには、同和地区出身者へのヘイトクライムなども考えられ大変危惧するものです。確実な対処に結びつくガイドラインの提示を切望します。

加えて、本ガイドラインは、部落差別だけではなく、外国人、障がい者、女性、高齢者、性的少数者など、マイリティへの差別、偏見、ひぼう中傷など、あらゆる人権問題について、具体的な削除につながるものとなるよう、強く希望します。

【奈良県磯城郡田原本町】

ガイドライン案には基本的に賛同します。

奈良県では、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が中心となって、2003年から

各市町村、県及び人権関係機関がインターネット上の差別書き込みについてモニタリングを行い、部落差別をはじめとする書き込みや投稿の削除に鋭意取り組んできました。その中で、差別書き込みなどの削除が進まないことに忸怩たる思いをもってきたところです。

本法律の施行によって、インターネット上で野放し状態の部落差別をはじめとする人権侵害にかかわる書き込みなどについて、削除の取り組みが積極的に展開されることを強く希望します。

部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

- 1) 特定地域を同和地区であると摘示する行為、動画や画像、地名の投稿
- 2) 特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為
- 3) 雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為
- 4) 同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為
- 5) 同和地区出身者の身元調査につながる投稿
- 6) 同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿
- 7) 学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿
- 8) 明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など

部落差別にかかわる情報は、悪用を考える人を利するものであり、部落問題に関する知識が不十分な人にとってはとても危険な情報です。偏見をあまり、差別意識を醸成し、同和地区出身者の身元調査(就職や結婚など)、土地差別調査や不動産物件忌避、さらには、同和地区出身者へのヘイトクライムなども考えられ大変危惧するものです。確実な対処に結びつくガイドラインの提示を切望します。

加えて、本ガイドラインは、部落差別だけではなく、外国人、障がい者、女性、高齢者、性的少数者など、マイリティへの差別、偏見、ひぼう中傷など、あらゆる人権問題について、具体的な削除につながるものとなるよう、強く希望します。

【橿原市企画戦略部人権政策課】

ガイドライン案には基本的に賛同します。

奈良県では、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が中心となって、2003年から

各市町村、県及び人権関係機関がインターネット上の差別書き込みについてモニタリングを行い、部落差別をはじめとする書き込みや投稿の削除に鋭意取り組んできました。その中で、差別書き込みなどの削除が進まないことに忸怩たる思いをもってきたところです。

本法律の施行によって、インターネット上で野放し状態の部落差別をはじめとする人権侵害にかかわる書き込みなどについて、削除の取り組みが積極的に展開されることを強く希望します。

部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

- 1) 特定地域を同和地区であると摘示する行為、動画や画像、地名の投稿
- 2) 特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為
- 3) 雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為
- 4) 同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為
- 5) 同和地区出身者の身元調査につながる投稿
- 6) 同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿
- 7) 学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿
- 8) 明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など

部落差別にかかわる情報は、悪用を考える人を利するものであり、部落問題に関する知識が不十分な人にとってはとても危険な情報です。偏見をあいり、差別意識を醸成し、同和地区出身者の身元調査(就職や結婚など)、土地差別調査や不動産物件忌避、さらには、同和地区出身者へのヘイトクライムなども考えられ大変危惧するものです。確実な対処に結びつくガイドラインの提示を切望します。

加えて、本ガイドラインは、部落差別だけではなく、外国人、障がい者、女性、高齢者、性的少数者など、マイリティへの差別、偏見、ひぼう中傷など、あらゆる人権問題について、具体的な削除につながるものとなるよう、強く希望します。

【黒滝村役場住民生活課】

ガイドライン案には基本的に賛同します。

奈良県では、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が中心となって、2003年から

各市町村、県及び人権関係機関がインターネット上の差別書き込みについてモニタリングを行い、部落差別をはじめとする書き込みや動画の削除に取り組んできました。削除が進まないことに忸怩たる思いを抱いき、実効性のある対応を要望してきたところです。本法律が、あらゆる人権問題について具体的な削除につながるものとなるよう強く希望するものです。

まず、本ガイドラインには、個別の差別、人権侵害についての表記がありません。女性、外国人、障がい者、高齢者、性的少数者、特に日本固有の人権問題と言える、部落差別、ハンセン病回復者、アイヌの人々への人権侵害について明記することを求めます。

部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

- 1) 特定地域を同和地区であると摘示する動画や画像、地名の投稿。部落差別に関する裁判資料などの公開。
- 2) 特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為
- 3) 雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為
- 4) 同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為
- 5) 同和地区出身者の身元調査につながる投稿
- 6) 同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿
- 7) 学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿
- 8) 明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など

部落差別にかかわる情報は、悪用を考える人を利するものであり、部落問題に関する知識が不十分な人の偏見をあおり、差別意識を醸成しかねません。就職や結婚などの身元調査、土地差別調査や不動産物件忌避、さらには、同和地区出身者へのヘイトクライムなどが危惧されます。確実な対処に結びつくガイドラインの提示を切望します。

本法律の施行によって、インターネット上に横行する部落差別などマイノリティへの人権侵害にかかわる書き込みなどについて、実効性のある削除の取組を強く希望します。

【上北山村住民課】

ガイドライン案には基本的に賛同します。

奈良県では、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が中心となって、2003年から各市町村、県及び人権関係機関がインターネット上の差別書き込みについてモニタリングを行い、部落差別をはじめとする書き込みや投稿の削除に鋭意取り組んできました。その中で、差別書き込みなどの削除が進まないことに忸怩たる思いをもってきたところです。

安易な書き込みで他の人の人権を傷つけないようにインターネットの特性を踏まえた上で、ルールやモラルを守った利用を呼び掛けることが重要です。

本法律の施行によって、インターネット上で野放し状態の部落差別をはじめとする人権侵害にかかわる書き込みなどについて、削除の取り組みが積極的に展開されることを強く希望します。

部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

- 1) 特定地域を同和地区であると摘示する行為、動画や画像、地名の投稿
- 2) 特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為
- 3) 雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為
- 4) 同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為
- 5) 同和地区出身者の身元調査につながる投稿
- 6) 同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿
- 7) 学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿
- 8) 明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など

部落差別にかかわる情報は、悪用を考える人を利するものであり、部落問題に関する知識が不十分な人にとってはとても危険な情報です。偏見をあまり、差別意識を醸成し、同和地区出身者の身元調査(就職や結婚など)、土地差別調査や不動産物件忌避、さらには、同和地区出身者へのヘイトクライムなども考えられ大変危惧するものです。確実な対処に結びつくガイドラインの提示を切望します。

加えて、本ガイドラインは、部落差別だけではなく、外国人、障がい者、女性、高齢者、性的少数者など、マイリティへの差別、偏見、ひぼう中傷など、あらゆる人権問題について、具体的な削除につながるものとなるよ

う、強く希望します。

【大淀町役場人権住民保険課人権施策推進室】

ガイドライン案には基本的に賛同します。

東吉野村では、県内市町村と奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会を組織し、インターネット上の差別書き込みについてモニタリングを行い、部落差別をはじめとする書き込みや動画の削除に取り組んできました。削除が進展しないことに忸怩たる思いを抱き、実効性のある対応を要望してきたところで、本法律が、あらゆる人権問題について具体的な削除につながるものとなるよう強く希望するものです。

まず、本ガイドラインには、個別の差別、人権侵害についての表記がありません。女性、外国人、障がい者、高齢者、性的少数者、特に日本固有の人権問題と言える、部落差別、ハンセン病回復者、アイヌの人々への人権侵害について明記することを求めます。

部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

- 1) 特定地域を同和地区であると摘示する動画や画像、地名の投稿。部落差別に関する裁判資料などの公開。
- 2) 特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為
- 3) 雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為
- 4) 同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為
- 5) 同和地区出身者の身元調査につながる投稿
- 6) 同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿
- 7) 学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿
- 8) 明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など

部落差別にかかわる情報は、悪用を考える人を利するものであり、部落問題に関する知識が不十分な人の偏見をあい、差別意識を醸成しかねません。就職や結婚などの身元調査、土地差別調査や不動産物件忌避、さらには、同和地区出身者へのヘイトクライムなどが危惧されます。確実な対処に結びつくガイドラインの提示を切望します。

本法律の施行によって、インターネット上に横行する部落差別などマイノリティへの人権侵害にかかわる書き込みなどについて、実効性のある削除の取組を強く希望します。

【東吉野村人権・同和問題啓発活動推進本部】

ガイドライン案には基本的に賛同します。

奈良県では、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が中心となって、2003年から各市町村、県及び人権関係機関がインターネット上の差別書き込みについてモニタリングを行い、部落差別をはじめとする書き込みや動画の削除に取り組んできました。削除が進展しないことに忸怩たる思いを抱いき、実効性のある対応を要望してきたところです。本法律が、あらゆる人権問題について具体的な削除につながるものとなるよう強く希望するものです。

まず、本ガイドラインには、個別の差別、人権侵害についての表記がありません。女性、外国人、障がい者、高齢者、性的少数者、特に日本固有の人権問題と言える、部落差別、ハンセン病回復者、アイヌの人々への人権侵害について明記することを求めます。

部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

- 1) 特定地域を同和地区であると摘示する動画や画像、地名の投稿。部落差別に関する裁判資料などの公開。
- 2) 特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為
- 3) 雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為
- 4) 同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為
- 5) 同和地区出身者の身元調査につながる投稿
- 6) 同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿
- 7) 学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿
- 8) 明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など

部落差別にかかわる情報は、悪用を考える人を利するものであり、部落問題に関する知識が不十分な人の偏見をあい、差別意識を醸成しかねません。就職や結婚などの身元調査、土地差別調査や不動産物件忌

避、さらには、同和地区出身者へのヘイトクライムなどが危惧されます。確実な対処に結びつくガイドラインの提示を切望します。

本法律の施行によって、インターネット上に横行する部落差別などマイノリティへの人権侵害にかかわる書き込みなどについて、実効性のある削除の取組を強く希望します。

【野迫川村役場住民課】

ガイドライン案には基本的に賛同します。

奈良県では、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が中心となって、2003年から各市町村、県及び人権関係機関がインターネット上の差別書き込みについてモニタリングを行い、部落差別をはじめとする書き込みや投稿の削除に鋭意取り組んできました。その中で、差別書き込みなどの削除が進まないことに忸怩たる思いをもってきたところです。

本法律の施行によって、インターネット上で野放し状態の部落差別をはじめとする人権侵害にかかわる書き込みなどについて、削除の取組みが積極的に展開されることを強く希望します。

部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

- 1) 特定地域を同和地区であると摘示する行為、動画や画像、地名の投稿
- 2) 特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為
- 3) 雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為
- 4) 同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為
- 5) 同和地区出身者の身元調査につながる投稿
- 6) 同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿
- 7) 学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿
- 8) 明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など

部落差別にかかわる情報は、悪用を考える人を利するものであり、部落問題に関する知識が不十分な人にとってはとても危険な情報です。偏見をあいり、差別意識を醸成し、同和地区出身者の身元調査(就職や結婚など)、土地差別調査や不動産物件忌避、さらには、同和地区出身者へのヘイトクライムなども考えられ大

変危惧するものです。確実な対処に結びつくガイドラインの提示を切望します。

加えて、本ガイドラインは、部落差別だけではなく、外国人、障がい者、女性、高齢者、性的少数者など、マイリティへの差別、偏見、ひぼう中傷など、あらゆる人権問題について、具体的な削除につながるものとなるよう、強く希望します。

【御所市】

ガイドライン案には基本的に賛同します。

奈良県では、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が中心となって、2003年から各市町村、県及び人権関係機関がインターネット上の差別書き込みについてモニタリングを行い、部落差別をはじめとする書き込みや投稿の削除に鋭意取り組んできました。その中で、差別書き込みなどの削除が進まないことに忸怩たる思いをもってきたところです。

本法律の施行によって、インターネット上で野放し状態の部落差別をはじめとする人権侵害にかかわる書き込みなどについて、削除の取り組みが積極的に展開されることを強く希望します。

部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

- 1) 特定地域を同和地区であると摘示する行為、動画や画像、地名の投稿
- 2) 特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為
- 3) 雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為
- 4) 同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為
- 5) 同和地区出身者の身元調査につながる投稿
- 6) 同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿
- 7) 学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿
- 8) 明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など

部落差別にかかわる情報は、悪用を考える人を利するものであり、部落問題に関する知識が不十分な人にとってはとても危険な情報です。偏見をあいり、差別意識を醸成し、同和地区出身者の身元調査(就職や結婚など)、土地差別調査や不動産物件忌避、さらには、同和地区出身者へのヘイトクライムなども考えられ大

変危惧するものです。確実な対処に結びつくガイドラインの提示を切望します。

加えて、本ガイドラインは、部落差別だけではなく、外国人、障がい者、女性、高齢者、性的少数者など、マイリティへの差別、偏見、ひぼう中傷など、あらゆる人権問題について、具体的な削除につながるものとなるよう、強く希望します。

【香芝市市民協働課】

ガイドライン案には基本的に賛同します。

高取町では、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会と連携し、2003年からインターネット上の差別書き込みについてモニタリングを行い、部落差別をはじめとする書き込みや動画の削除に取り組んできました。削除が進展しないことに忸怩たる思いを抱いき、実効性のある対応を要望してきたところで、本法律が、あらゆる人権問題について具体的な削除につながるものとなるよう強く希望するものです。

まず、本ガイドラインには、個別の差別、人権侵害についての表記がありません。女性、外国人、障がい者、高齢者、性的少数者、特に日本固有の人権問題と言える、部落差別、ハンセン病回復者、アイヌの人々への人権侵害について明記することを求めます。

部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

- 1) 特定地域を同和地区であると摘示する動画や画像、地名の投稿。部落差別に関する裁判資料などの公開。
- 2) 特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為
- 3) 雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為
- 4) 同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為
- 5) 同和地区出身者の身元調査につながる投稿
- 6) 同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿
- 7) 学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿
- 8) 明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など

部落差別にかかわる情報は、悪用を考える人を利するものであり、部落問題に関する知識が不十分な人の

偏見をあおり、差別意識を醸成しかねません。就職や結婚などの身元調査、土地差別調査や不動産物件忌避、さらには、同和地区出身者へのヘイトクライムなどが危惧されます。確実な対処に結びつくガイドラインの提示を切望します。

本法律の施行によって、インターネット上に横行する部落差別などマイノリティへの人権侵害にかかわる書き込みなどについて、実効性のある削除の取組を強く希望します。

【高取町人権・同和問題啓発推進本部】

ガイドライン案には基本的に賛同します。

大和高田市は、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が中心となって、2003年から各市町村、県及び人権関係機関がインターネット上の差別書き込みについてモニタリングを行い、部落差別をはじめとする書き込みや投稿を削除する取組に協力してまいりました。その中で、差別書き込みなどの削除が進まないことに忸怩たる思いをもってきたところです。

本法律の施行によって、インターネット上で野放し状態の部落差別をはじめとする人権侵害にかかわる書き込みなどについて、削除の取組みが積極的に展開されることを強く希望します。

部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

- 1) 特定地域を同和地区であると摘示する行為、動画や画像、地名の投稿
- 2) 特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為
- 3) 雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為
- 4) 同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為
- 5) 同和地区出身者の身元調査につながる投稿
- 6) 同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿
- 7) 学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿
- 8) 明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など部落差別にかかわる情報は、悪用を考える人を利するものであり、部落問題に関する知識が不十分な人にとってはとても危険な情報です。偏見をあおり、差別意識を醸成し、同和地区出身者の身元調査(就職や結婚など)、土地差別調査や不動産物件忌避、さらには、同和地区出身者へのヘイトクライム

なども考えられ大変危惧するものです。確実な対処に結びつくガイドラインの提示を切望します。

加えて、本ガイドラインは、部落差別だけではなく、外国人、障がい者、女性、高齢者、性的少数者など、マイリティへの差別、偏見、ひぼう中傷など、あらゆる人権問題について、具体的な削除につながるものとなるよう、強く希望します。

本市は今後も、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会と連携しながら、部落差別をはじめとする書き込みや投稿の削除に取り組んでまいります。

【大和高田市市民生活部人権施策課】

ガイドライン案には基本的に賛同します。

奈良県では、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が中心となって、2003年から各市町村、県及び人権関係機関がインターネット上の差別書き込みについてモニタリングを行い、部落差別をはじめとする書き込みや動画の削除に取り組んできました。削除が進展しないことに忸怩たる思いを抱いき、実効性のある対応を要望してきたところです。本法律が、あらゆる人権問題について具体的な削除につながるものとなるよう強く希望するものです。

まず、本ガイドラインには、個別の差別、人権侵害についての表記がありません。女性、外国人、障がい者、高齢者、性的少数者、特に日本固有の人権問題と言える、部落差別、ハンセン病回復者、アイヌの人々への人権侵害について明記することを求めます。

部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

- 1) 特定地域を同和地区であると摘示する動画や画像、地名の投稿。部落差別に関する裁判資料などの公開。
- 2) 特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為
- 3) 雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為
- 4) 同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為
- 5) 同和地区出身者の身元調査につながる投稿
- 6) 同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿
- 7) 学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿

8)明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など

部落差別にかかわる情報は、悪用を考える人を利するものであり、部落問題に関する知識が不十分な人の偏見をあおり、差別意識を醸成しかねません。就職や結婚などの身元調査、土地差別調査や不動産物件忌避、さらには、同和地区出身者へのヘイトクライムなどが危惧されます。確実な対処に結びつくガイドラインの提示を切望します。

本法律の施行によって、インターネット上に横行する部落差別などマイノリティへの人権侵害にかかわる書き込みなどについて、実効性のある削除の取組を強く希望します。

【天川村】

ガイドライン案に基本的に賛同します。

本法律があらゆる人権問題について、具体的なインターネット上の差別書き込みの削除につながるものとなるよう明記していただくことを検討いただくよう希望します。

【奈良県広陵町】

ガイドライン案には基本的に賛同します。

奈良県では、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が中心となって、2003年から各市町村、県及び人権関係機関がインターネット上の差別書き込みについてモニタリングを行い、部落差別をはじめとする書き込みや動画の削除に取り組んできました。削除が進展しないことに忸怩たる思いを抱いき、実効性のある対応を要望してきたところです。本法律が、あらゆる人権問題について具体的な削除につながるものとなるよう強く希望するものです。

まず、本ガイドラインには、個別の差別、人権侵害についての表記がありません。女性、外国人、障がい者、高齢者、性的少数者、特に日本固有の人権問題と言える、部落差別、ハンセン病回復者、アイヌの人々への人権侵害について明記することを求めます。

部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

1)特定地域を同和地区であると摘示する動画や画像、地名の投稿。部落差別に関する裁判資料などの公開。

2)特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為

- 3)雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為
- 4)同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為
- 5)同和地区出身者の身元調査につながる投稿
- 6)同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿
- 7)学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿
- 8)明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など

部落差別にかかわる情報は、悪用を考える人を利するものであり、部落問題に関する知識が不十分な人の偏見をあおり、差別意識を醸成しかねません。就職や結婚などの身元調査、土地差別調査や不動産物件忌避、さらには、同和地区出身者へのヘイトクライムなどが危惧されます。確実な対処に結びつくガイドラインの提示を切望します。

本法律の施行によって、インターネット上に横行する部落差別などマイノリティへの人権侵害にかかわる書き込みなどについて、実効性のある削除の取組を強く希望します。

【明日香村住民課】

私たちは「部落差別が私生活の平穩を脅かすものである」との趣旨を示したガイドライン案を基本的に支持・賛同する。

ガイドライン案をふまえて大規模プラットフォーム事業者の自主的な取り組みが積極的に推進されることを期待する。

意見として、例えば「〇〇(比較的広域な地域)の一部に部落(同和地区)がある。ガラ(治安)の悪いところだからすぐわかる」等々という情報がある。投稿された対象地域が広域であったとしても、文脈上からも、当該地域及び被差別部落に対する偏見を流布し、地域社会に亀裂や分析を生じさせかねない。加えて「被差別部落出身者とみなされる差別」も含まれる。

これらは「私生活の平穩」を脅かすものであり削除の対象とすべきである。

ガイドライン案をふまえて、具体的な部落差別につながる情報(投稿)が削除の対象となるように、大規模プラットフォーム事業者に働きかけていただきたい。

【部落解放同盟鳥取市協議会】

私は「部落差別が私生活の平穩を脅かすものである」との趣旨を示したガイドライン案を基本的に支持・賛同します。ガイドライン案をふまえて、大規模プラットフォーム事業者の自主的な取り組みが積極的に推進されることを期待しています。

意見に関して、例えば「〇〇(比較的広域な地域)の一部に部落(同和地区)がある。ガラ(治安)の悪いところだからすぐわかる」等々という情報があります。投稿された対象地域が広域であったとしても、文脈上からも当該地域及び被差別部落に対する偏見を流布し、地域社会に亀裂や分断を生じかねません。加えて「被差別部落出身者とみなされる差別」も含まれます。現に「エタ・ヒニンが…」と暴言をあげたり、差別ラクガキも後を断ちません。部落差別は「私生活の平穩」を脅かすものであり、削除の対象とすべきだと考えます。

ガイドライン案をふまえて、具体的な部落差別につながる情報(投稿)及び、障害者・アイヌ・外国人・性的マイノリティへの差別も削除の対象となるよう、大規模プラットフォーム事業者に働きかけてもらえるよう強く望みます。

【部落解放同盟奈良県連合会東之阪支部】

ガイドライン案に賛同する立場から意見を述べます。

インターネット上での被差別部落に対する差別的記事や書き込み、情報は後を立たず、むしろ拡大しているように見受けられます。「復刻版全国部落調査」のような被差別部落の所在地情報も勿論そうですが、それだけではありません。

「同和地区(被差別部落)や「被差別部落出身者」に対して、誤った情報や悪意のある差別的な揶揄、嫌悪の感情を垂れ流すことによって偏見や差別意識を増長させています。こうした問題に歯止めをかけなければなりません。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の「差別されない権利」の趣旨が引用されていますが、私生活の平穩を侵害するものとして、削除の対象となるよう明記してください。

【部落解放同盟奈良県連合会】

私たちは「部落差別が私生活の平穩を脅かすものである」との趣旨を示したガイドライン案を基本的に支持・賛同する。ガイドライン案をふまえて大規模プラットフォーム事業者の自主的な取り組みが積極的に推進されることを期待する。ネット上の差別書き込みを削除するモニタリングでは、次に記す書き込み(①)(②)は削除の対象とならない。

①「同和」を「童話」に、「部落民」を「B民」にわざと書き換えたりする。さらに、②映像を使った書き込みに関しては、#(ハッシュタグ)を使い、「#隣保館」や「#廃墟」、「#ニコイチ」などの隠語を記し、映像内のテロップには差別書き込みをあえて記さない。

投稿者は、隠語を使用すると削除されないことを熟知しており、あえて①または②などと記すが、同和地区に対する識別情報の適示については、法務省から各法務局に送付された依命通知(法務省権調第123号・平成30年12月27日付)に③「特定の地域が同和地区である、またはあったと指摘する情報を公にすることはその行為がその目的如何に関わらず、人権擁護上供許容しえないものであり、削除の対象とする」と記されている。これらのことをふまえ、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考える。

ただし①や②などの隠語を使用している場合も、③下線(依命通知)が適用されることを記されたい。

【部落解放同盟和歌山県連合会】

ガイドライン案には基本的に賛同します。

奈良県では、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が中心となって、2003年から各市町村、県及び人権関係機関がインターネット上の差別書き込みについてモニタリングを行い、部落差別をはじめとする書き込みや動画の削除に取り組んできました。削除が進展しないことに忸怩たる思いを抱いき、実効性のある対応を要望してきたところです。本法律が、あらゆる人権問題について具体的な削除につながるものとなるよう強く希望するものです。

まず、本ガイドラインには、個別の差別、人権侵害についての表記がありません。女性、外国人、障がい者、高齢者、性的少数者、特に日本固有の人権問題と言える、部落差別、ハンセン病回復者、アイヌの人々への人権侵害について明記することを求めます。

部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

- 1) 特定地域を同和地区であると摘示する動画や画像、地名の投稿。部落差別に関する裁判資料などの公開。
- 2) 特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為
- 3) 雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為
- 4) 同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為

5)同和地区出身者の身元調査につながる投稿

6)同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿

7)学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿

8)明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など

部落差別にかかわる情報は、悪用を考える人を利するものであり、部落問題に関する知識が不十分な人の偏見をあおり、差別意識を醸成しかねません。就職や結婚などの身元調査、土地差別調査や不動産物件忌避、さらには、同和地区出身者へのヘイトクライムなどが危惧されます。確実な対処に結びつくガイドラインの提示を切望します。

本法律の施行によって、インターネット上に横行する部落差別などマイノリティへの人権侵害にかかわる書き込みなどについて、実効性のある削除の取組を強く希望します。

【奈良県吉野郡川上村役場住民課】

識別情報の摘示については、その書き込み内容自体が人権侵害に当たるため、被侵害者だけでなく、地方公共団体等からの削除申出についても、法第22条から25条までの規定に準じて速やかに対応するよう追記すること。

送信防止措置の実施に関する基準に定めるカテゴリについて、大規模特定電気通信役務提供者間で差異が生じないよう具体的に記載すること。

法第26条に関するガイドライン案5ページ1-1-4.私生活の平穏について、関連裁判例の27～28ページ東京高判例令和5年6月28日にあるように、識別情報の摘示は、他人の権利を侵害するものであると例示されていることから、本件地域の出身者等、その属性にある個人が被侵害者として申出の対象となるよう規定を追記すること。

属性に対する権利侵害(部落差別、ヘイトスピーチ等)について、たとえ被侵害者が特定されなくとも、その属性にある個人が被侵害者として申出の手続きができるよう明確にする必要がある。

法務省でこれまで「インターネット上の人権侵害情報による人権侵害事件に関する処理要領について(通知)(平成28年12月21日権調第282号)」にあった「不当な差別的言動」、「識別情報の摘示」の記載がなく、部

落差別に係る不当な差別的言動や差別助長拡散が明白な投稿が、どの「権利・利益」、「情報」に整理されるのか不明。

識別情報の摘示の他、同和地区や同和地区関係者など、特定の属性に対しての賤称語や部落差別に繋がる恐れのある用語を用いた表現、また誤った情報の流布に対しても、差別意識の植え付けや増長の防止を考慮すれば「私生活の平穩を侵害するもの」として他人の権利を不当に侵害する情報として扱うことを検討すべき。

【和歌山県】

ガイドライン案には基本的に賛同します。

奈良県では、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が中心となって、2003年から各市町村、県及び人権関係機関がインターネット上の差別書き込みについてモニタリングを行い、部落差別をはじめとする書き込みや動画の削除に取り組んできました。削除が進展しないことに忸怩たる思いを抱いき、実効性のある対応を要望してきたところです。本法律が、あらゆる人権問題について具体的な削除につながるものとなるよう強く希望するものです。

まず、本ガイドラインには、個別の差別、人権侵害についての表記がありません。女性、外国人、障がい者、高齢者、性的少数者、特に日本固有の人権問題と言える、部落差別、ハンセン病回復者、アイヌの人々への人権侵害について明記することを求めます。

部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

- 1) 特定地域を同和地区であると摘示する動画や画像、地名の投稿。部落差別に関する裁判資料などの公開。
- 2) 特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為
- 3) 雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為
- 4) 同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為
- 5) 同和地区出身者の身元調査につながる投稿
- 6) 同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿
- 7) 学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿
- 8) 明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が

同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など

部落差別にかかわる情報は、悪用を考える人を利するものであり、部落問題に関する知識が不十分な人の偏見をあおり、差別意識を醸成しかねません。就職や結婚などの身元調査、土地差別調査や不動産物件忌避、さらには、同和地区出身者へのヘイトクライムなどが危惧されます。確実な対処に結びつくガイドラインの提示を切望します。

法律の施行によって、インターネット上に横行する部落差別などマイノリティへの人権侵害にかかわる書き込みなどについて、実効性のある削除の取組を強く希望します。

【十津川村】

ガイドライン案には基本的に賛同します。

県内の市町村は、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が中心となって、インターネット上の差別書き込みについてモニタリングを行い、

部落差別をはじめとする書き込みや動画の削除に取り組んできました。削除が進展しないことに忸怩たる思いを抱き、実効性のある対応を要望してきたところです。本法律が、あらゆる人権問題について具体的な削除につながるものとなるよう強く希望するものです。

まず、本ガイドラインには、個別の差別、人権侵害についての表記がありません。女性、外国人、障がい者、高齢者、性的少数者、特に日本固有の人権問題と言える、部落差別、ハンセン病回復者、アイヌの人々への人権侵害について明記することを求めます。

部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

- 1) 特定地域を同和地区であると摘示する動画や画像、地名の投稿。部落差別に関する裁判資料などの公開。
- 2) 特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為
- 3) 雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為
- 4) 同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為
- 5) 同和地区出身者の身元調査につながる投稿

6)同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿
7)学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿
8)明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など部落差別にかかわる情報は、悪用を考える人を利するものであり、部落問題に関する知識が不十分な人の偏見をあい、差別意識を醸成しかねません。就職や結婚などの身元調査、土地差別調査や不動産物件忌避、さらには、同和地区出身者へのヘイトクライムなどが危惧されます。確実な対処に結びつくガイドラインの提示を切望します。

本法律の施行によって、インターネット上に横行する部落差別などマイノリティへの人権侵害にかかわる書き込みなどについて、実効性のある削除の取組を強く希望します。

【安堵町人権・同和問題啓発活動推進本部】

(2)特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン案

【該当箇所】

ガイドライン案本文5ページ

4 被侵害者以外の者による削除申出について

【意見】

ガイドライン案では、「被侵害者以外の者による削除申出についても、……速やかに対応を行うことが望ましい。」となっているが、部落差別に関する書き込みや動画投稿等では地域を特定することで個人の人権侵害や差別を助長する。そのような場合、申出者が自治体や自治体等で組織する団体によって削除要請することも多くある。そのため、ガイドラインでは、「望ましい」を削除し、「被侵害者以外の者による削除申出についても、……速やかに対応を行うこと。」としていただきたい。

(3)特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン案

【該当箇所】

ガイドライン案本文8ページ

2-1. 対象情報

【意見】

インターネット上における部落差別をはじめとする人権侵害にかかわる書き込みや動画投稿等について、速やかな削除が行われることを強く希望します。

①そのため、対象情報について、法務省がホームページ上で公表している「啓発活動強調事項」

(https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00005.html)のように、部落差別、外国人、障がい者、女性、高齢者、性的少数者など、具体的な課題分野の記載をいただきたい。

②また、部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

1)特定地域を同和地区であると摘示する動画や画像、地名の投稿。部落差別に関する裁判資料などの公開。

2)特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為

3)雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為

4)同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為

5)同和地区出身者の身元調査につながる投稿

6)同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿

7)学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿

8)明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など

【奈良県生駒市人権施策課】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望みます。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見します。

例えば、わざと同和という言葉に「童話」に変えたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や

同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民）」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為です。当然「表現の自由」は尊重されるべきだが、「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場です。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えています。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。併せて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して、今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望します。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待します。

ぜひ検討されたい。

【部落解放同盟島根県連合会】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見を述べる。

例えば、同和という文言をわざと「童話」に変えたり、部落民を「B民」と表記するなど、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であると判断させるものや、差別語として機能しているネットスラングがSNS上に多数ある。具体的には「■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民）」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする悪質な行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許されない。こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報としてもらさず削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プ

プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集と行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して、今後の対応に関する「協議機関」の整備を強く要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待している。検討していただきたい。

【新潟県人権・同和センター】

ガイドライン案には基本的に支持・賛同し、インターネット上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取組が積極的に展開されることを強く望むものである。本村においても、インターネット上に、「〇〇〇(名字)は同和地区出身者である」などの情報が流布され、

削除要請しても削除されない現実がある。当事者は不安感を抱き、おそれに怯えるなど平穏な私生活を侵害されている。

ガイドラインを踏まえて、具体的な部落差別につながる情報(投稿)が削除の対象となるよう、大規模プラットフォーム事業者に働きかけていただきたい。

【高山村】

ガイドライン案に関して基本的に賛同します。

その上で、P28にもあるように「インターネット上における識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は増加傾向」にあると思われま。

本来、人の人格的な価値はその生まれた場所や居住している場所等によって左右されるべきではないにもかかわらず、部落差別は依然として残っており、インターネットにより偏見や差別意識が増長されていると言わざるを得ません。

インターネット上の部落差別が一刻も早くなくなることを強く望みます。

【自治労社会保険関係労働組合連合】

情報流通プラットフォーム対処法第26条に関するガイドライン案

本文5ページ 1-1-4私生活の平穏 についての意見を述べる

ガイドライン案本文27.28ページの関連裁判例が例示され、私たちは部落差別が私生活の平穏を侵害するものとうけとめていただいたことを積極的に評価し、ガイドライン案に関して基本的に賛同するものである。

ガイドライン案を踏まえ、意見を述べる。

例えば、●●で起こった事件の犯人は、同和地区(被差別部落)出身者らしい。などと、事実か否かが判明しないまま掲載される部落差別問題に係る情報も削除の対象とされたい。

ガイドラインとして公表される事により、大規模プラットフォーム事業者をはじめとした「権利の侵害情報の削除」が積極的に推進され、部落差別(=私達の生活の平穩の侵害)につながる情報に対する削除等の対応が深化し、インターネット上の部落差別が一刻も早くなくなる事を強く望むものである。

【自治労兵庫県本部】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【自治労愛知県本部】

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン案、本文5ページ「1-1-4. 私生活の平穩」について、ガイドライン案本文27、28ページ 関連裁判例より

要旨:インターネット・SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望む。

関連裁判例(27、28ページ)が例示され、私たちは「部落差別が私生活の平穩を侵害するもの」とうけとめていただいたことを積極的に評価し、ガイドライン案に関して基本的に賛同するものである。ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

1.インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

2.「●●で起こった事件の犯人は、同和地区(被差別部落)出身者らしい」などと、事実か否かが判明しないまま流布される、部落差別問題に係る情報も削除の対象とされたい。

ガイドラインとして公表されることにより、大規模プラットフォーム事業者をはじめとした「権利侵害情報の削除」が積極的に推進され、「部落差別＝私生活の平穩の侵害」につながる情報に対する削除等の対応が深化し、インターネット上の部落差別が一刻も早くなくなることを強く望むものである。

3.ガイドライン案をふまえて大規模プラットフォーム事業者の自主的な取り組みが積極的に推進されることを期待する。

意見に関して、例えば「〇〇(比較的広域な地域)の一部に部落(同和地区)がある。ガラ(治安)の悪いところだからすぐわかる」等々という情報である。投稿された対象地域が広域であったとしても、文脈上からも、当該地域及び被差別部落に対する偏見を流布し、地域社会に亀裂や分断を生じさせかねない。加えて「被差別部落出身者とみなされる差別」も含まれる。私たちは「私生活の平穩」を脅かすものであり削除の対象とすべきである。

ガイドライン案をふまえて、具体的な部落差別につながる情報(投稿)が削除の対象となるよう、大規模プラットフォーム事業者に働きかけていただきたい。

4.関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記したり、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「〇〇(個人名)は童話関係者(あるいは「B民）」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。ぜひ検討されたい。

【立川市職員労働組合】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

関連裁判例(27、28ページ)が例示され、私たちは「部落差別が私生活の平穏を侵害するもの」とうけとめていただいたことを積極的に評価し、ガイドライン案に関して基本的に賛同するものである。ガイドライン案をふまえ、意見を述べる。

「●●で起こった事件の犯人は、同和地区(被差別部落)出身者らしい」などと、事実か否かが判明しないまま流布される、部落差別問題に係る情報も削除の対象とされたい。

ガイドラインとして公表されることにより、大規模プラットフォーム事業者をはじめとした「権利侵害情報の削除」が積極的に推進され、「部落差別＝私生活の平穩の侵害」につながる情報に対する削除等の対応が深化し、インターネット上の部落差別が一刻も早くなくなることを強く望むものである。

【高知県職員連合労働組合】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。ぜひ検討されたい。

【部落解放同盟三木市支部連絡協議会】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態のあらゆる差別的文言について、速やかに削除されることが当然となる社会となることを強く望むものである。

SNSには一方的な思い込みによるもの、差別を助長するもの、単に相手の名誉を傷つけることを目的とする

ようなもの等、放置することが適切でない書き込みが多く見受けられ、「私生活の平穩」を脅かすことから、何らかの規制が必要と思われる。

ガイドライン案をふまえて、プラットフォーム事業者に対する権利侵害事案への対応義務化や公的機関によるチェック機能の確立(プラットフォーム事業者に対し、権利侵害事案が掲載されたSNSの文言削除命令を出しやすくすることを含む)を求めたい。

【全労働省労働組合大阪職安支部】

ガイドライン案を支持・賛同し、意見を述べます。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではありません。

このガイドラインのP27～P28にある東京高判令和5年6月28日判タ1523号143頁にある「差別を受けない権利」は、「不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穩な生活を送ること」を「人格的な利益」として保障するものであり、この権利を実効的に救済するためには、差別を受ける「おそれ」を除去し、差別を受ける恐怖から解放されなければなりません。

そのためには、部落差別そのものが全般的に否定され、排除されなければならないと考えます。「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させています。こうした問題に歯止めをかけることも重要な課題です。

また、現在の自分が直接には差別の対象になっていなかったとしても、同じ境遇にある他者が差別を受けている状況では、差別の矛先がいつ自分に向かわからないという不安と恐怖に怯えながら生活しなければならないといった現実もあります。この問題は、特に人生の節目ともいえる就職や結婚の場面で当事者の多くが持たされるものです。

もちろん上記の趣旨が引用されていると考えますが、私生活の平穩を侵害するものとしての問題性を重視され、削除の対象とすることを求めます。

【部落解放同盟福岡県連合会】

「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン(案)」を支持・賛同したうえで、本ガイドライン(案)の「1-1-4.私生活の平穩」(本文5ページおよび27、28ページ)に関連して意見を述べたい。

インターネット上において大阪府内を含む全国の多くの被差別部落を撮影した動画があげられ、名前や場所が晒され続けてきた。本件地域の出身等であることおよびこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らずとも、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害される。

また、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではない。「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。

こうした問題に歯止めをかけることが重要である。ガイドライン(案)の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【大阪府教職員組合】

ガイドライン(案)には基本的には賛同します。SNS上の部落差別について、具体的な削除の取り組みが行われることを要望します。

SNS上においては同和を童話、部落民をB民と表記するなどをして部落出身者や同和地区が特定されるような情報があふれています。

表現の自由は尊重されるべきですが、「人権侵害や差別する表現の自由」は許されません。こうした情報は、明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づいて権利侵害情報として削除すべきだと考えます。

こうした事案に対して、障害者差別解消法に基づく対指針を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案等の収集、行政機関等からの削除要請事案の分析等を行い、今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望します。

【自治労高知県本部】

「部落差別が私生活の平穏を脅かすものである」との趣旨を示したガイドライン案を基本的に支持・賛同する。

その上で、「同和地区」「被差別部落」などの文言を機械的に排除するだけでは十分とは言えない。

「事件の犯人は同和地区(被差別部落)出身者らしい」などの根拠がない憶測・偽情報や差別的な表現も削除対象とされたい。

同和を「童話」、部落民を「B民」等と代えて表記する、また同様に同和地区(被差別部落)出身者を差別する

表現も削除対象とされたい。

「表現の自由」は尊重されるべきであるが、「人権侵害や差別する表現の自由」は許されない。しかし、個々の案件に関しては、法律ができればさらに法律逃れの表現が出てくることも考えられる。こうした事案への対処等に関して、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや、「削除されなかった事案」等の収集、行政機関等からの削除要請事案の収集分析をし、今後の対応に関する「協議機関」の整備は必須である。また、その機関への当事者が参加し、意見を反映させることをぜひ行っていただきたい。

【部落解放共闘福岡県民会議】

関連裁判例(27, 28ページ)が例示され、「部落差別が私生活の平穏を侵害するもの」とうけとめていることを積極的に評価し、ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べます。

インターネット上での部落差別事案は、野放し状態となっています。それは、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の適示)だけではありません。「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する情報(偽・誤情報、差別的な揶揄、差別的表現)が流通して、偏見や差別意識を増長させています。内容も悪質で、確信犯的かつ差別扇動的に繰り返し行われたりしています。こうした問題に歯止めをかけることは極めて重要なことです。ガイドライン案の関連裁判例でもこうした趣旨が引用されており、私生活の平穏を侵害するものとして、上記のような情報を明確に削除の対象とされたい。

部落差別を助長する情報の流布は、隠語や言い換えの使用、歴史・文化や人権問題に取り組む者(あるいは機関)を装うなどして、さまざまな手法で巧妙に行われています。ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべき事例を、実態を踏まえて、できるだけ様々なパターンのもをより具体的に示されたい。

私たちは、ガイドライン案を踏まえて、大規模プラットフォーム事業者の自主的な取り組みが積極的に推進されることを強く期待しています。部落差別が放置され、これに苦しむ人が増大し放置され続けるようなことを、私たちの社会は許してはなりません。ガイドライン案を踏まえて、ネット上にあふれている部落差別につながる情報(投稿)の削除が実効的に推進されるように、大規模プラットフォーム事業者に強く働きかけていただきたい。同時に、知られないルールは守られないことから、法やガイドラインの内容が広く国民に周知されるようにしていただきたい。

【同和問題・人権政策確立茨木実行委員会】

2023年6月、「全国部落調査」復刻版出版事件の控訴審判決において、いわゆる「差別されない権利」を認める判決が出されました。これは、当該ガイドラインの他人の権利を不当に侵害する情報として保護されるべき

権利である、プライバシー、私生活の平穩、肖像権に該当するものと考えます。

つきましては、同和地区(被差別部落)に関する識別情報の摘示や蔑称、その他部落差別につながるような書き込みが権利侵害情報に該当し、送信が防止されるよう強く要望します。

また、権利侵害情報の削除手続きの迅速化として、一定期間内(省令7日以内)に申請者に削除するか否かを通知しなければならないと明記されています。拡散性などネットの性質上1日でも早く対応する必要があることから、大規模FP事業者にはこの一定期間を必ず守っていただくよう厳格な執行をお願いします。

【国東市人権啓発・部落差別解消推進課】

私たちは部落解放同盟京都府連合会福知山地区協議会です。

「部落差別が私生活の平穩を脅かすものである」との趣旨を示したガイドライン案を基本的に支持・賛同する立場から意見を申し上げます。

まず、私たちの住む福知山では、被差別部落があばきさらされる事件がおきています。また、同和地区かどうかを市役所に問い合わせしてくる事案もみられ、そういった者は同和地区かどうかを様々な手法で入手しようとしていると推測され、まさにネット上の差別情報は意を得たりといったところと思慮します。子どもたちの就職や結婚に使われるのかと思うと、無念で口惜しい気持ちでいっぱいです。それ故に、ガイドライン案をふまえて大規模プラットフォーム事業者の自主的な取り組みが積極的に推進されることと行政の強い指導性に大いに期待するところです。

意見です。例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「誰々(個人名)は童話関係者であるとか「B民」(部落民)といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者に対する偏見等の情報を流布したりする行為があります。

当然「表現の自由」は尊重されるべきですが「人権侵害や差別する表現の自由」は許されません。私たちは、こうした情報は明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきだと考えます。

こうした事案への対処に関しまして、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機

関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望します。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害の情報事案が積み上げられることによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待します。ぜひ御検討をお願いいたします。

【部落解放同盟京都府連合会福知山地区協議会】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(令和5年6月28日)を引用し、「同和地区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下のとおり意見を述べます。

1 部落差別に関し、同和地区の所在地リストや所在地、出身者であることを示す情報、身元調査につながる情報、土地建物の忌避につながる情報、住民への排斥や差別を助長する情報等について全て削除基準に入れていただきたい。

2 インターネット上における個人等に対する誹謗中傷やプライバシーの侵害等のさまざまな人権侵害行為に対し、迅速かつ適切な対応が図れるよう削除基準を策定し公表いただきたい。また、削除基準に基づく運用状況の公表を大規模な事業者に限らず、中小や個人事業者のプラットフォーム事業者も含め、啓発活動を強化いただきたい。

【匿名希望】

関連裁判例(27. 28ページ)が例示され、私たちは「部落差別が私生活の平穏を侵害するもの」と受けとめていただいたことを積極的に評価し、ガイドライン案に関して基本的に賛同するものである。ガイドライン案をふまえ、意見を述べます。

「〇〇で起きた事件の犯人は、同和地区(被差別部落)出身者らしい」などと事実か否かを判明しないまま流布される、部落差別問題に係る情報も削除の対象とされたい。

ガイドラインとして公表されることにより、大規模プラットフォーム事業者をはじめとした「権利侵害情報の削除」が積極的に推進され「部落差別＝私生活の平穏の侵害」につながる情報に対する削除等の対応が深化し、インターネット上の部落差別が一刻も早くなくなることを強く望むものである。

【部落解放同盟黒原本町支部】

ガイドライン案を支持・賛同する立場で意見を述べます。

インターネットで野放しになっている部落差別の事案は、「ここは被差別部落です」といった所在地情報が流布されるだけではありません。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的なからかい、差別的な表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させています。

「あの事件の犯人は同和地区出身者」「こんな事件を起こすのは部落の人間に違いない」
こんな書き込みも散見されます。かつての狭山事件の石川一雄さんへのマスコミの論調もそうでした。

こういった問題に歯止めをかけることが重要です。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象となるように明確にしてもらいたいです。

【部落解放同盟徳島県連合会】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開することを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身者であること及びこれを推知される情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざわざ同和という文言を「童話」に変えたり、部落民を「B民」と表記したりし、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきだと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消推進法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行

政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その期間において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。ぜひ検討されたい。

【北九州人権フォーラム21】

本法においては、権利侵害情報に対する削除対応の迅速化が求められています。「一定期間内(14日)に削除を申し出た者に削除するか否か、その理由を通知しなければならない」と明記されていることは、権利侵害情報の迅速な対応を促進する重要な要素です。この「一定期間」が大規模プラットフォーム事業者に遵守されることが、実効性のある削除対応を実現するための鍵となります。したがって、大規模プラットフォーム事業者には、毅然とした態度でこの規定の執行を行っていただくようお願い申し上げます。

また、昨年6月、全国部落調査復刻版出版事件裁判において、「差別されない権利」を認める判決が出されました。同和地区に関する識別情報の摘示や賤称語、その他部落差別に繋がるような書き込み等の情報が権利侵害情報に該当し、送信が防止されますよう要望します。

それから、大規模プラットフォーム事業者に配置が義務付けられる侵害情報調査専門員におきましては、「我が国の法令や文化的・社会的背景に明るい人材である必要がある」とされておりますが、権利侵害情報の削除に関し適切な判断ができるよう、同和問題(部落差別)をはじめとするあらゆる人権問題に対して、正しい認識・理解を有する人材が配置されますようご尽力の程お願い申し上げます。もしくは、同専門員に対して定期的にあらゆる人権問題の研修を実施するなど、人権意識の高揚を図られますよう重ねてお願い申し上げます。

今後、プラットフォーム事業者がこの法律を遵守し、権利侵害情報に対して迅速かつ適切な対応を行うことで、悪質な差別書き込みや誹謗中傷が一掃されることを願っています。これにより、被害者が出ない社会の実現に向けて、一層の努力を重ねていただきたいと思います。

以上の点を踏まえ、本法の施行が円滑に進むことを期待し、権利侵害情報への対応が一層強化されることを願っております。

【豊後大野市人権・部落差別解消推進課】

御意見

を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題
識別情報の摘示だけではない。

同和地区 被差別部落 や 被差別部落出身者 など、特定の共通した属性に対する偽誤情報や差別的な
揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めを
かけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとし
て、削除の対象とされたい。

【部落解放同盟佐賀県連合会】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが
積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例 本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害する
ものである が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を 童話 にかえたり、部落民を B民 と表記し、前後の文脈から部落出
身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には 誰々

個人名 は童話関係者 あるいは B民 といった 暴露 や、同和地区 被差別部落 や同和地区出
身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然 表現の自由 は尊重されるべきだが 人権侵害や差別する表現の自由 は許さないという立場
である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除さ
れるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針 ガイドライン を参考に、大規模プラ
ットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや

削除されなかった事案 等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の
対応に関する 協議機関 の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによ
りガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。ぜひ検討されたい。

【部落解放同盟佐賀県連合会伊万里支部】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題（識別情報の摘示）だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【部落解放同盟佐賀県連合会鹿島支部】

私たちは「部落差別が私生活の平穩を脅かすものである」との趣旨を示したガイドライン案を基本的に支持・賛同する。

ガイドライン案をふまえて大規模プラットフォーム事業者の自主的な取り組みが積極的に推進されることを期待する。

意見に関して、例えば「〇〇(比較的広域な地域)の一部に部落(同和地区)がある。ガラ(治安)の悪いところだからすぐわかる」等々という情報である。投稿された対象地域が広域であったとしても、文脈上からも、当該地域及び被差別部落に対する偏見を流布し、地域社会に亀裂や分断を生じさせかねない。加えて「被差別部落出身者とみなされる差別」も含まれる。私たちは「私生活の平穩」を脅かすものであり削除の対象とすべきである。

ガイドライン案をふまえて、具体的な部落差別につながる情報(投稿)が削除の対象となるよう、大規模プラットフォーム事業者に働きかけていただきたい。

【部落解放同盟佐賀県連合会相知支部】

該当箇所

「1-1-4 私生活の平穩」について

ガイドライン案本文27、28ページ

関連裁判例より

御意見

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。ぜひ検討されたい。

【部落解放同盟佐賀県連合会北波多支部】

関連裁判例(27、28ページ)が例示され、「部落差別が私生活の平穏を侵害するもの」と受けとめていただいたことについて、私たちは積極的に評価し、ガイドライン案に関して基本的に賛同するものである。

したがって、ガイドライン案を支持・賛同したうえで意見を述べる。

昨年(2024年)末、我々が生活する北九州市において2名の中学生が殺傷されるという大変痛ましい事件が発生した。その事件の犯人について、「5チャンネル」「X」「Youtube」などのSNS上で、実在する地名をあげながら被差別部落(同和地区)やその出身者などに対する誹謗・中傷が流布された。

そうした差別的情報の流通により、被差別部落(同和地区)に対する偏見や差別意識が増長・拡大されているのである。こうした問題に可及的速やかに歯止めをかけることが重要であり、「私生活の平穏(=いわゆる差

別されない権利)」の侵害につながる情報に対する削除等の対応が深化し、インターネット上や実社会での部落差別が早急に解消・撤廃されることを強く望むものである。

【部落解放同盟小倉地区協議会】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態になっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題（識別情報の適示）だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的な表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【部落解放同盟広島県連合会】

本町は、「部落差別が私生活の平穏を脅かすものである」との趣旨を示したガイドライン案を支持いたします。また、このガイドライン案に基づき、大規模プラットフォーム事業者による自主的な取り組みが積極的に推進されることを期待しています。

大規模プラットフォーム事業者の指定基準については、今後総務省令により定められる予定ですが、改正条項によれば「平均月間発信者数」または「平均月間延べ発信者数」によって判定されるとされています。そのため、国民が日常的に利用している事業者では、X(旧Twitter)、Instagram、Facebook、YouTube、Tiktok、Googleなどが該当する可能性が高いと考えられます。

例えば、YouTube上では特定地域を取り上げた動画を多数投稿している投稿者が複数おり、投稿動画の字幕やコメント欄において「かなり優遇されている地区の様だ」「同和利権」「同和のオンパレード」「解放同盟の圧力」などの差別的な書き込みが見受けられます。これにより、当該地区が同和地区であると容易に推測できる内容となっています。

このような情報をインターネット上で公開する行為については、平成30年12月27日付の法務省権調第123号

通知【インターネット上の同和地区に関する識別情報の適示事案の立件および処理について(依命通知)】において、原則として削除要請等の措置の対象とするべきであると明記されています。しかし、本町が事業者に削除依頼を行い、さらに和歌山地方法務局を通じて法務省に依頼したにもかかわらず、現時点で削除は実現していません。このような状況は、部落差別解消に向けた課題の一つであると考えます。

つきましては、ガイドライン案を踏まえ、部落差別につながる情報が削除の対象となるよう、大規模プラットフォーム事業者に対し、適切な働きかけを行っていただきますようお願い申し上げます。

【和歌山県有田郡湯浅町】

昨年6月、全国部落調査復刻版出版事件裁判において、「差別されない権利」を認める判決が出されましたが、これは、当該ガイドラインの他人の権利侵害情報として保護されるべき権利である、「私生活の平穏」に該当するものと考えます。

つきましては、同和地区に関する識別情報の摘示や賤称語、その他部落差別に繋がるような書き込み等の情報の送信が防止されますよう要望します。

また、大規模プラットフォーム事業者に配置が義務付けられる侵害情報調査専門員におきましては、「我が国の法令や文化的・社会的背景に明るい人材である必要がある」とされておりますが、権利侵害情報の削除に関し適切な判断ができるよう、同和問題(部落差別)をはじめとするあらゆる人権問題に対して、正しい認識・理解を有する人材が配置されますようご尽力の程お願い申し上げます。もしくは、同専門員に対して定期的にあらゆる人権問題の研修を実施するなど、人権意識の高揚を図られますよう重ねてお願い申し上げます。

次に、本法の対象は、大規模プラットフォーム事業者であり、中小のプラットフォーム事業者やWEB管理者等は法の対象外となっておりますが、削除基準の内容がプラットフォーム事業者によって異なりますことから、法施行後は運用状況の集約及び検証を行い、将来的には共通した削除基準や規律が、中小プラットフォーム事業者を含む通信業界全体で共有されますよう対策を講じていただければ幸いです。

さらに、本法は、被害者からの申出において、「アカウント非保有者であっても申出を行うことができる」など、削除手続きの迅速化に繋がりますことから、権利侵害情報の拡散抑止に一定の効果があると考えております。しかし、「一定期間内に削除を申し出た者に削除するか否か、その理由を通知しなければならない」と明記されておりますことから、この「一定期間」が大規模プラットフォーム事業者に遵守されますよう、毅然とした態

度で執行されますことをお願い申し上げます。

先日、米メタ社がファクトチェックを廃止すると発表しましたが、これにより真偽不明の情報や誹謗中傷の書き込み等がこれまで以上に拡散してしまうのではないかと心配しております。同様の事案が起こらないよう、今後とも情報流通の適正化を目指し対策を進めていただきたいと思います。

本法律の施行により、健全なインターネット環境が整備されますことを期待しております。

【大分県下人権・同和対策連絡協議会】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べます。

昨年(2024年)12月14日に、北九州市小倉南区のマクドナルド店で発生した、中学生殺傷事件で犯人が捕まるまでの間、「犯人は、同和地区(被差別部落)出身者らしい」など、さまざまな憶測が飛び交いました。これまでも、何等か事件が起きるたびに、同様のことが起きています。事実か否かが判明しないまま流布される、部落差別問題に係る情報も削除対象になるようにしていただきたい。

ガイドラインとして公表されることにより、大規模プラットフォーム事業者をはじめとした「権利侵害情報の削除」が積極的に推進され、「部落差別＝私生活の平穩の侵害」につながる情報に対する削除等の対応が深化し、インターネット上の部落差別が一刻も早くなくなることを強く望みます。

【福岡県人権・同和教育研究協議会】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、削除の対象とされたい

【大分県市町村職員共済組合事務局職員労働組合】

今回の法において、権利侵害情報に対する削除対応の迅速化として、「一定期間内(14日)に削除を申し出た者に削除するか否か、その理由を通知しなければならない」と明記されています。この「一定期間」が大規模プラットフォーム事業者に遵守され、迅速な対応が確実に実行されるよう強く求めます。

また、同和地区に関する識別情報の摘示や賤称語、その他部落差別に繋がるような書き込み等の情報が権利侵害情報として送信が防止されるよう要望します。

さらに先日、米メタ社がファクトチェックを廃止すると発表したことから、真偽不明の情報や誹謗中傷の書き込み等がこれまで以上に拡散してしまう恐れがあると大変懸念しています。今後、国として情報流通の適正化を目指した対策を強く進めてほしいと思います。

本法においては、権利侵害情報に対する削除対応の迅速化として、「一定期間内(14日)に削除を申し出た者に削除するか否か、その理由を通知しなければならない」と明記されているが、この「一定期間」が大規模プラットフォーム事業者に遵守され、迅速な対応がなされるよう毅然とした態度で執行し、権利被害情報の拡散抑止に努めていただきたい。兵庫県のような悲しい事例を出すことのないよう。

【別府市共生社会実現・部落差別解消推進課】

昨年6月の全国部落調査復刻版出版事件裁判において「差別されない権利」が認められました。この権利に係るプライバシーや肖像権等に関連し、同和地区に関する差別的情報や賤称語の送信防止を要望します。

また、大規模プラットフォーム事業者に配置される侵害情報調査専門員が人権問題に対する理解を深める対応を求めるとともに、中小事業者についても共通の削除基準の策定を願います。本法施行により、差別や誹謗中傷の撲滅を期待します。

【佐伯市福祉保健企画課】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。インターネット上での野放しとなっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(個別情報の適示)だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的な表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【北九州市同和教育研究協議会】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べさせていただきます。

インターネット上で野放し状態となっています部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問

題(識別情報の摘示)だけではありません。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させています。こうした問題に歯止めをかけることが重要であります。ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、削除の対象としていただきたい。

ガイドラインとして公表されることにより、大規模プラットフォーム事業者をはじめとした「権利侵害情報の削除」が積極的に推進され、「部落差別＝私生活の平穩の侵害」につながる情報に対する削除等の対応が深化し、インターネット上の部落差別が一刻も早くなくなることを強く望むものであります。

【大阪市水道労働組合】

ガイドライン案を支持・賛同し、意見を述べます。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではありません。

このガイドラインのP27～P28にある東京高判令和5年6月28日判タ1523号143頁にある「差別を受けない権利」は、「不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穩な生活を送ること」を「人格的な利益」として保障するものであり、この権利を実効的に救済するためには、差別を受ける「おそれ」を除去し、差別を受ける恐怖から解放されなければなりません。

そのためには、部落差別そのものが全般的に否定され、排除されなければならないと考えます。「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させています。こうした問題に歯止めをかけることも重要な課題です。

また、現在の自分が直接には差別の対象になっていなかったとしても、同じ境遇にある他者が差別を受けている状況では、差別の矛先がいつ自分に向くかわからないという不安と恐怖に怯えながら生活しなければならないといった現実もあります。この問題は、特に人生の節目ともいえる就職や結婚の場面で当事者の多くが持たされるものです。

もちろん上記の趣旨が引用されていると考えますが、私生活の平穩を侵害するものとしての問題性を重視され、削除の対象とすることを求めます。

【部落解放同盟筑後地区協議会上北島支部】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではない。「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【同和问题・解決(部落解放)・人権政策確立要求千早赤阪村実行委員会】

ガイドライン案には基本的に賛同します。

部落差別はインターネット上で野放し状態であり、学習前の子どもたちにも間違った知識や認識を植え付ける可能性があると思います。たとえば、同和という言葉や「童話」「メルヘン」にかえたり、部落民を「B民」「B地区」と表記する等、ネットスラングとして定着してしまった「差別をするための言葉」が、日常の暮らしの中で、子どもが口にする事態も発生しています。

インターネット上でくり広げられる部落差別をお手本に、「直接的な差別語を使わなければ差別にはならない」という誤った認識が、子どもたちの中に広がっていることの表れではないでしょうか？

子どもたちの正しい学びを保障するためにもインターネット上の部落差別に対して、直接的な差別用語を使用していなくても、ネットスラング等を用いた文脈でも部落差別に該当すること等、一歩踏み込んだ具体的な削除の取り組みを推進していく必要性を強く感じます。

【佐賀部落解放研究所事務局】

侵害情報調査専門員に対しては、部落差別(同和问题)に関する研修を実施するなど、権利侵害情報を適切に判断できるよう必要な対策を講じることとし、その旨を本項目において明示すること。

「東京高判令和5年6月28日判タ1523号143頁参照」と裁判例が示されているが、第26条第2項第1号において、基準は「できる限り具体的に定められていること」とされており、本ガイドラインにおいても、「部落差別(同和问题)」と明快に記述すること。

【三豊市】

(2)

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン案に対する全般的な意見として、ガイドライン案には関連裁判例を例示されているが、事業者に対して、

削除対象となりうる差別事象を例示するとともに、偏見や差別を助長するような内容についても削除対象としていただきたい。

【和歌山市人権同和施策課】

情報流通プラットフォーム対処法 第26条に関するガイドライン(案)について

ガイドライン案において示された、「部落差別が私生活の平穩を脅かすものである」趣旨を評価し賛同する。
今回のガイドライン案では、2023年6月28日に出された、東京高裁の確定判決で認められた「差別されない権利」も引用されている。

その観点から、インターネット上での部落差別事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の適示)だけでなく、偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現が流通することにより差別を助長させているといった問題がある。

また、「同和」を「童話」「部落民」を「B民」といったように、意図的に置き換え情報を流布するといった行為もガイドラインに抵触し削除されるべきである。

ガイドラインが公表されることにより、具体的な部落差別につながる情報が削除の対象となるよう、大規模プラットフォーム事業者に働きかけられたい。

【部落解放同盟大阪府連合会向野支部】

ガイドライン案には基本的に支持・賛同し、インターネット上で野放し状態の部落差別をはじめあらゆる差別に関して、具体的な削除の取組が積極的に展開されることを強く望むものである。

弊市に隣接する自治体においても、インターネット上に「〇〇〇(名字)は同和地区出身者である」などの情報が流布され、削除要請しても削除されない現実があり、当事者は不安感を抱き、恐れに怯えるなど平穩な私生活を侵害されていると聞く。

ガイドラインを踏まえて、具体的な部落差別をはじめあらゆる差別の防止につながるよう実効性のある制度を確立していただきたい。

【長野県須坂市】

ガイドライン案に賛同の上、次の意見を提出します。

インターネット上の部落差別に関する事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘

示)だけではなく「同和地区(被差別部落)」「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報、差別的な揶揄、差別的表現の情報の流通により偏見や差別意識を増長させており、こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例においても上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして削除の対象とされたい。

【阿南市人権・男女共同参画課】

侵害情報調査専門員は弁護士等の法律の専門家や日本の風俗・社会問題に十分な知識経験を有する者に加え「部落差別問題」に十分な知識経験を有する者を選任するべきである。

また、専門員は「部落差別問題」に関する研修を実施し権利侵害情報を適切に判断できるよう必要な対策を講じることとし、その旨を項目に明示すること。

送信防止措置の実施に関する基準をできる限り具体的にシカテゴリに「部落差別問題」を加えるべきである。

基準は「できる限り具体的に定められていること」と記されているが、本ガイドラインにおいても対象情報に「被差別部落の識別情報の摘示関係」を加えるべきである。

【香川県善通寺市】

「情報流通プラットフォーム対処法のガイドライン案(26条・削除基準)

に関し、下記のとおり意見を提出します。

1 部落差別に関わる、被差別部落の所在地情報、被差別部落出身者であると示す情報、被差別部落出身者の身元調査につながる情報、被差別部落の土地建物の忌避につながる情報、被差別部落住民への排斥や差別を呼びかける情報について削除基準に入れていただきたい。

2 インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等の人権侵害行為に対し、迅速かつ適切な対応が図られるよう削除基準の策定・公表や削除基準に基づく運用状況の公表を大規模のみならず広くプラットフォーム事業者に促す啓発活動を強化いただきたい。

【埼玉県杉戸町人権・男女共同参画推進課】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題（識別情報の摘示）だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【部落解放同盟中央本部】

「権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務として総務省令で定めるもの」(第20条1項3号)について、①「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでないもの」として、検索サイトが示されている。しかし、検索エンジンによって検索されるものの中にも、他人の権利を侵害する情報もある。例えば、個人が大規模特定電気通信役務提供者を介さず、自身の専用サイトで公表するものは、法の規律を受けず、簡単に閲覧できてしまう。検索サイトは、権利侵害情報にアクセスする第一歩となることから、安易に除外すべきでないと考えるが如何か。

また、②「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものであって前号の特定電気通信役務に専ら付随的に提供されるもの」として、「コメント欄」が示されている。しかし、コメント欄にも他人の権利を侵害する情報が少なくないことから、安易に除外すべきではないと考えるが如何か。

ここでは、被侵害者以外の者による削除申出についても、第22条から第25条までの規定に準じて、速やかに対応を行うことが望ましいとされている。

部落差別解消推進法では、地方自治体には部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める責務が規定されていることから、本県では、市町と連携し、部落差別を誘発・助長・拡散する情報を確認した場合は、表現の自由等に十分配慮した上で、当該サイトの所定のフォームから管理者に対し、違反報告等を行っているところである。

このため、被侵害者以外の者には、地方公共団体が含まれると解するが如何か。大規模特定電気通信役務提供者は、送信防止措置の実施に関する基準を、「できる限り具体的に」策定することが求められていることから、具体例として、「誹謗中傷、海賊版、自殺など」が例示されている。

一方、部落差別が我が国固有の深刻な人権問題であるにもかかわらず、海外事業者が公表している現行の

「削除に関するポリシー」には部落差別が明記されていない現状を踏まえ、具体例に「部落差別」を追記しては如何か。

「送信防止措置を講ずるかどうかを検討する者のうち日本語を理解する者(中略)に対する訓練の内容」(施行規則18条5項21号)については、日本の風俗・社会に関する問題(差別問題等)について訓練を実施している場合には、その旨も公表することが規定されている。

差別問題等には、我が国固有の人権問題である部落差別が含まれると解するが如何か。

「私生活の平穩」として、令和5年6月28日の東京高裁判決が引用されている。

① 本判決は、同和地区の所在地情報を公表する行為を私生活の平穩を侵害すると断じたものだが、所在地情報を公表する情報(同和地区に関する識別情報の摘示)だけが私生活の平穩を侵害すると解すべきではない。

部落差別が、特定の土地に起因した我が国固有の問題であり、その土地の出身者等という理由のみで十把一絡げに差別するという特殊性に鑑みれば、個別の地域や個人を特定したものでなくても、出身者等を一律に嫌悪し、部落差別を助長する情報も、私生活の平穩を侵害し得るものと解するのが相当と考えるが如何か。

② また、部落差別の特殊性を考慮すれば、法の適用を受けることになる海外事業者に対し、法第26条第1項に基づき、事業者自ら定め、公表する基準に部落差別を誘発・助長・拡散する情報を、送信防止措置を講ずべきものとして位置付けるよう働きかけるべきと考えるが如何か。

部落差別は、特定の土地に起因した我が国固有の問題であり、その土地の出身者等という理由のみで十把一絡げに差別するという不条理性を有する。この点を踏まえ、部落差別を誘発・助長・拡散する情報を条理上、削除義務がある情報と解すべきであると考えが如何か。

【香川県総務部人権・同和政策課】

総務省人権擁護局の通知によると「同和地区に関する識別情報の適示は目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害の恐れが高い、すなわち違法性のあるものであり、原則として削除要請等の措置の対象とすべきものである」となっているため、誹謗中傷、海賊版、自殺などのカテゴリ別の中に部落差別(同和問題)を追加すべきである。

社会通念上受忍すべき限度を超えた精神的苦痛が生じた場合には、私生活の平穩などの人格的利益の侵

害が成立するとなっており、東京高判の判例が示されている。人格的な利益を侵害することは明らかとなっているので、判例を参照するのではなく、本文に部落差別(同和問題)を記述すべきである。

【香川県香川郡直島町】

隣保館を中心に周辺住宅を撮影し、「洪水などの被害が起きやすい地域」「2戸一住宅がある」など、被差別部落(同和地区)を連想させるような表現をした動画が掲載されているが、サイト運営側に削除要請を行っても削除されない。または、明らかに同和問題などの表現が使われているところのみを削除し再掲出されている。

また、掲出者が多数の同和地区の動画をアップしている場合には、掲出者の動画は被差別部落を撮影した動画であるとの認識が閲覧者に植え付けられており、動画単体に明らかな同和地区を示す言葉がなかったとしても、閲覧者は、映っている地域が同和地区であると認識し閲覧している。

外資系の事業者は、日本の歴史上の人権問題に対して理解が十分とはいえないことから、特措法で整備された隣保館、2戸一住宅などの施設をはじめ被差別部落(同和地区)を連想する表現に対する理解を事業者が十分にされているうえで削除基準を設けられることが重要である。

こうした削除基準について事業者によってばらつきが出ないように行っていく必要があり、国が示されるガイドラインには日本特有の人権課題である同和問題について詳細(理解しやすい)な表記をお願いしたい。

悪意を持ち被差別部落(同和地区)を晒そうとしている掲出者は、基準の隙間をぬって動画の掲出や書き込みを行うことが予想されます。いわゆる馳ごっこにならないための対策や、たとえ馳ごっこになっても直ちに対応ができるような対策が必要であると考えます。

国としても、自治体や個人などから寄せられる様々な事例をリアルタイムに受けられる窓口と対応体制の確立を図っていただき、ガイドライン等基準の見直しごまめに図られるようにしていただきたい。

また、対象となる業者の基準が設けられているが、アクセス数が少ない事業者や日本以外の事業者についても、一定の規制を図っていく必要がある。

【綾部市市民環境部人権啓発推進室人権推進課】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題

(識別情報の摘示)だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【同和问题解決(部落解放)・人権政策確立要求太子実行委員会】

私たちは「部落差別が私生活の平穩を脅かすものである」との趣旨を示したガイドライン案を基本的に支持・賛同する。

平成30年12月に法務省から各法務局に発出された依命通知では①同和地区に対する識別情報の適示、②不当な差別的言動、③明らかに差別を助長・拡散させる投稿が削除要請の対象となっている。

にもかかわらず、上記3点については削除要請しても放置された状態のものがほとんどであり、さらに削除されないことをいいことに心無い者が次から次へと差別情報を投稿しているのが現状である。

上記3点に関わる内容は、言うまでもなく部落差別を温存助長させ、被差別部落に対する偏見や差別意識、忌避意識を増長するものであり、被差別の当事者が平穩な私生活を送ることを著しく侵害するものである。

以上に鑑みて、今回制定されるガイドラインには上記依命通知に記された3点を明記してその内容を即効性及び実効性のあるものとするにより、差別情報を投稿してはいけないという意識の醸成と現在掲載されている差別情報の一刻も早い削除を切に願うものである。

「同和」を「童話」、「部落民」を「B民」にわざと書き換えたりするなどの書き込みは、削除の対象となっていないが、投稿者が隠語を使用すると削除されないことを熟知している、悪意のある差別書き込みであるため、権利侵害情報として削除対象とすべきと考えます。

また、「〇〇事件の犯人は同和地区出身らしい」というような事実か否か判明しないまま流布される部落差別問題に係る情報も偏見や差別意識の増長に繋がるため、削除対象にすべきと考えます。

以上のことが改善されない限り、ネット上で蔓延する被差別部落に対する差別書き込みが減ることはないと考えており、ガイドラインにてしっかりと明記することで、深刻化するネット上の差別情報が無くなることを強く望みま

す。

【和歌山県子ども会連絡協議会】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べます。

インターネット上で野放し状態になっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題（識別情報の摘示）だけではありません。

「同和地区（被差別部落）」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することが、偏見や差別意識を増長させることにつながっています。こうした問題に歯止めをかけることが重要と考えます。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されており、私生活の平穏を侵害するものとして、「削除」の対象としてください。

【同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求河内長野実行委員会】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記したりすることは、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるものそうではないとごまかしているだけである。このことは、「■■（個人名）は童話関係者（あるいは「B民）」といった「暴露」や、同和地区（被差別部落）や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

私たちは、「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針（ガイドライン）を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。ぜひ検討された

い。

【部落解放同盟神奈川県連合会】

私たちは「部落差別が私生活の平穩を脅かすものである」との趣旨を示したガイドライン案を基本的に支持・賛同する。

ガイドライン案をふまえて大規模プラットフォーム事業者の自主的な取り組みが積極的に推進されることを期待する。

意見に関して、例えば「〇〇(比較的広域な地域)の一部に部落(同和地区)がある。ガラ(治安)の悪いところだからすぐわかる」等々という情報である。投稿された対象地域が広域であったとしても、文脈上からも、当該地域及び被差別部落に対する偏見を流布し、地域社会に亀裂や分断を生じさせかねない。加えて「被差別部落出身者とみなされる差別」も含まれる。私たちは「私生活の平穩」を脅かすものであり削除の対象とすべきである。

ガイドライン案をふまえて、具体的な部落差別につながる情報(投稿)が削除の対象となるよう、大規模プラットフォーム事業者に働きかけていただきたい。

【部落解放同盟神奈川県連合会伊勢原支部】

侵害情報調査専門員には、前頁に記載の「削除等のコンテンツモデレーションを実施する他の職員が判断に迷った際に、当該職員からの上申を受けて、より専門的な調査を行う」と示されていますので、専門知識を身に付けることは必要です。このため、本該当者を選出する場合、例えば、一定の研修を修了した者を条件とする内容に修正することを要望します。具体的には、外部機関が主催する人権を含む様々な研修を●コマ以上又は●日間受講することなどを加え、一定の研修を修了した者を認定するようして頂きたい。

誹謗中傷、海賊版の間に「差別を助長・誘発する行為」を加えることを要望します。文中の記載にも、できる限り具体的にと記述されているため、カテゴリーの一例を増やすこと。

これまで、各種団体及び地方自治体において人権侵害に関する削除要請を続けてきた中で、発信者の意図は被差別部落等の識別情報の摘示であることが明らかであるにもかかわらず、直接的な表現を避けることで削除を逃れている場合があります。

特に海外に本社を置くプラットフォーム事業者に対しては、日本固有の人権侵害である部落差別(同和問題)とその差別解消に対する取組の歴史を説明するのは難しく、表現の自由を理由に削除されないケースが多々ありました。本ガイドラインにおいては、こうした状況を踏まえ、判例の一覧を付すのではなく、より具体的な削除

基準に関する例示をされるよう要望します。

【多度津町】

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン案

2-2侵害情報調査専門員 第24条関係

→ 侵害情報調査専門員は弁護士等の法律の専門家や日本の風俗・社会問題に十分な知識経験を有する者に加え「部落差別問題」に十分な知識経験を有する者を選任するべきである。

3-1-1「できる限り具体的に」 第26条第2項第1号

→ 送信防止措置の実施に関する基準をできる限り具体的にシカテゴリーに「部落差別問題」を加えるべきである。

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律

第26条に関するガイドライン案

2-1対象情報

→ 対象情報に「被差別部落の識別情報の摘示関係」を加えるべきである。

同町ではインターネットで地区が流れる事件があったため、今後他でもこのよう事件が起らないように「被差別部落の識別情報の摘示関係」加えてほしい。

【土庄町住民環境課】

被侵害者以外の者による削除申出については、対応を行うことが望ましいとの表現では不十分です。あからさまな差別や攻撃的な誹謗中傷などである場合には、その内容が社会に与える影響を総合的に判断し、被侵害者以外の者による削除申出であっても速やかに対応することが求められると考えます。

インターネット上における差別や攻撃的な誹謗中傷は、明確な特定個人ではなく集団に対して行われる場合が多くあります。例えば、被差別部落出身者や在日外国人、障害者、LGBTQなどへの排除や攻撃を呼びかけるような差別です。このような場合は、被侵害者が集団であって明確でないことがあります。また、攻撃のような差別の被害を再び被ることへの恐れなどから、集団に所属する個人がその削除の申出をしにくいということがあります。

このようなことから、被侵害者以外の者による削除の申出についても、あからさまな差別や攻撃的な誹謗中傷などである場合には、その内容が社会に与える影響を総合的に判断し、速やかに対応することが必要です。

列挙されている対象となる権利・利益及び対象情報は例示であってそれに限定されないもので、大規模特定電気通信役務提供者がその他の情報を送信防止措置の実施に関する基準に自主的に盛り込むことを妨げるものではないとの表現では不十分です。その事業の内容や業態などに伴う誹謗中傷や差別その他の権利侵害の内容や態様など様々な要素を総合的・客観的に判断することを、その基準に自主的に盛り込むようにすることを記載すべきであると考えます。

誹謗中傷や差別などの人権侵害は、人種差別撤廃条約においても人権及び自由を行使することを妨げ又は害する「目的又は効果を有するもの」と規定されており、その言動(投稿)の目的や効果など様々な要素を総合的に考慮することが求められます。例えば、差別やハラスメントでは、その言動の目的や状況、その言動の内容や性質、態様、頻度、継続性、被害者の状況、社会に与える影響などについて総合的に判断する必要があります。このことは、職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題(パワーハラスメント)に関する指針(ガイドライン)や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく対応指針などにも示されています。

このようなことから、その他の情報等についても、その目的や効果を総合的・客観的に判断する必要性をその基準に盛り込むようにすることが必要です。

必ずしも被侵害者が同定されない場合や推知されない場合であっても、言動の侮辱性の程度や数が多いなどの判断によって、削除の対象とすることを記載すべきと考えます。

SNSなどではハンドルネームなどの匿名で投稿されることが多く、そこで誹謗中傷がなされていることを考えると、必ずしも被侵害者が同定されない場合や推知されない場合であっても被害者は存在しています。そして、そこで酷い内容の誹謗中傷が多く行われることで精神的な苦痛を被っている例が多くあります。これは、被侵害者が同定されない匿名であっても、その人の人格的利益が侵害されていることに代わりはないのではないかと考えます。

匿名性が担保されることによって、その責任が問われることがなくなり、それが他人に対する誹謗中傷や差別をやりやすくしている面があります。また、発信者情報の開示請求についても、その手続きのために多額の費用がかかったり開示を求める数が多かったりすることで、必ずしもインターネット利用者の誰もが利用できるものとは言えません。

このようなことから、責任あるインターネット社会をつくるためにも、被侵害者が同定されない場合や推知されない場合であっても、誹謗中傷や差別に関わる言動の内容や数などの判断によって削除の対象とすることが必

要です。

私生活の平穏などの人格的利益の侵害に関わって、関連裁判例(東京高判令和5年6月28日判タ1523号)により部落差別に関わる内容が記載されることは必要なことであると考えます。このことから、社会通念上受忍すべき限度を超える精神的苦痛を生じさせるものとして、社会的な差別や悪質な誹謗中傷に関わる言動があり、それらが削除の対象となることを例示として記述してはどうでしょうか。

また、意図的な部落差別の投稿にあつては、差別につながる言葉の一文字を伏せたり置き換えたりして削除対象から免れようとするものもあります。しかし、それによる精神的苦痛が変わるものではありません。このことから、差別や誹謗中傷に関わる投稿にあつては、その要素を総合的に判断し、具体的内容に応じて総合的・客観的に判断することを明記する必要があると考えます。

【一般財団法人大阪府人権協会】

・ガイドライン案を支持・賛同する

・ガイドライン案を踏まえて大規模プラットフォーム事業者の自主的な取組が積極的に推進されることを期待する。同和地区に住んでいる、部落出身であることを理由に差別や偏見意識が解消されていないのが実情であり、差別を受けた者の人生に大きく影響される。インターネットの普及により、情報の流通範囲は格段と広がっており、地域の出身など推知させる情報が公表されると、平穏な生活を侵害されることとなる。部落差別につながる情報が削除対象となるよう検討していただきたい。

【同和問題解決(部落解放)・人権政策確立要求大阪狭山実行委員会】

当該部分について、ガイドライン案では関連裁判例とともに例示されておりますが、以下5点について具体的にガイドラインに掲載していただきたい。

- ①同和地区の所在地情報
- ②同和地区出身者であると示す情報
- ③同和地区出身者の身元調査につながる情報
- ④同和地区の土地建物の忌避につながる情報
- ⑤同和地区住民への排斥や差別を呼びかける情報

【匿名希望】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題

(識別情報の摘示)だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。

こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【和歌山県広川町教育委員会】

「部落差別が私生活の平穩を侵害するもの」との趣旨を示したガイドライン案を支持・賛同します。

インターネット上の差別書き込みに対する削除対象において、隠語を使用したものについても識別情報の適示と捉え、削除の対象となるよう示す必要があると考えます。

【広川町役場】

インターネット上では、識別情報の適示を中心とする部落差別の事案が多く見られる。他にも、地域名等を明確に示さずとも、当該地域を連想・推知させるような文言や映像、地域関係者に対する差別的な揶揄や表現を用いた情報や興味本位による悪質な書き込みも見られる。教育の視点から見ても、発達段階にある児童生徒が容易にこのような情報に触れることにより、部落差別に対する誤った認識や偏見が植え付けられ、より差別が助長される危険性を懸念する。よって、「私生活の平穩を侵害するもの」として権利侵害情報の削除の対象とされることを強く望む。

【和歌山県教育庁教育総務局人権教育推進課】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではない。「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【和歌山県橋本市】

ガイドライン案は基本的に賛同いたします。SNS 上でまだまだ削除されずに残っている部落差別(同和問題)をはじめとする様々な人権課題への書き込み等について法改正によって具体的な削除の取組が積極的に展

開されることを強く望みます。こうした事案への対処等に関しては、人権侵害や差別を助長するような表現は許さないという立場で大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取組を今まで以上に進めていただくとともに、今まで削除を依頼しているのに削除されなかった案件についても再度調査分析を行うことを期待します。

また、施行後も削除要請や削除事例の積み上げにより、法やガイドラインの見直し等、時宜に即した内容にアップデートされることを望みます。

こうした法整備により、あらゆる人権が侵害されるような、差別書き込みがなくなることを期待します。

【和歌山県田辺市人権推進課】

近年のインターネットや携帯端末の普及により、SNSなど個人も手軽にインターネット上で情報発信を行えるようになりましたが、反面、同和地区に関する識別情報の摘示や賤称語、その他部落差別に繋がるような書き込み等が問題となっております。

昨年6月の全国部落調査復刻版出版事件裁判における高裁判決では、「差別されない権利」を認める判決が出されましたが、これは、当該ガイドラインの他人の権利侵害情報として保護されるべき権利である、「プライバシー」「私生活の平穏」「肖像権」に該当するものと考えます。

同和地区に関する識別情報の摘示や賤称語、その他部落差別に繋がるような書き込み等は権利侵害情報に該当すると考えますので、送信が防止されますよう要望します。

今回、大規模プラットフォーム事業者に配置が義務付けられている侵害情報調査専門員につきましては、わが国固有の人権問題である部落差別問題(同和問題)をはじめとする様々な人権問題に対して、正しい認識・理解を有し、権利侵害情報の削除に関して適切な判断が出来る人材の配置についてのご指導をよろしくお願いします。

また、本法は大規模プラットフォーム事業者を対象としており、中小規模のプラットフォーム事業者などの削除基準については、内容が異なることが課題であると考えます。本法施行後の状況を検証し、今後、削除基準などを通信業界全体で標準化していただけるよう施策を進めていただきますようお願いいたします。

なお、本法では被害者からの削除申出手続きの窓口や手続き方法の明示、削除申出に対して期限内での判断や通知など、被害者の救済のための具体的な規定が明記されています。今後、本法に基づき大規模プラットフォーム事業に適切な指導をしていただき、インターネット上の権利侵害情報の拡散防止により誹謗中傷などの被害者の出ない誰もが安心して利用できるインターネット環境の整備をよろしくお願いします。

【臼杵市役所部落差別解消推進・人権啓発課】

「同和地区の識別情報の摘示」については、関連裁判例(27、28ページ)が例示され、部落差別として「私生活の平穩を侵害するもの」としてガイドライン案に記載されていることを評価し、賛同する。その上で、どのような投稿が部落差別投稿にあたるのか、この間、全国の自治体などが実施してきたネット上の部落差別投稿のモニタリング結果などを分析した結果を踏まえ、以下を意見する。部落差別投稿の政令・ガイドラインとして盛り込んでいただきたい。運用にかかる実際の削除事例等はこれまでのモニタリング結果などを参照いただきたい。

1, 同和地区(被差別部落)の識別情報の摘示

「部落差別解消に資する合理的理由なく、同和地区の所在地一覧文書または映像・地図の作成、配布、提供やインターネット上でこれらを摘示する投稿」

例①同和地区(被差別部落)であることを摘示する動画や画像、地名の投稿

例②「B地区」、「童話」、地名の当て字や伏字、「部樂」などを用いた地名の投稿

例③学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿

例④明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿等

2, 結婚差別・就職差別を助長誘発する行為

「同和地区(被差別部落)出身者の職業選択の自由、結婚の自由を侵害する、侵害することを助長・誘発する投稿」

例①「同和地区(被差別部落)出身者を雇わない方がよい、雇うとろくなことがない(職業選択の自由)」

例②「同和地区(被差別部落)出身者と結婚するべきでない、結婚はやめたほうがよい(婚姻の自由)」

3, 特定個人を同和地区(被差別部落)出身者と摘示する行為

「実際に特定個人が同和地区(被差別部落)出身であるか否かを問わず、同和地区(被差別部落)出身であると摘示する行為(プライバシー権)」

例①「〇〇(人物名)は同和地区(被差別部落)出身である」(当て字や伏字を使用されている場合であっても、個人の特定につながる、つながる可能性ある投稿は削除の対象(山田太郎→山〇太〇))

4, 同和地区(被差別部落)出身者の身元調査

「同和地区(被差別部落)出身者の身元調査を助長・誘発する投稿(個人情報、プライバシー)」

例①「特定の人物が同和地区(被差別部落)出身者か否かを調べる必要がある・調べたほうがよい」

例②「同和地区(被差別部落)や出身者は、〇〇〇(方法)で調べられる」

5, 同和地区(被差別部落)出身者に対する攻撃・暴力・排除など助長誘発する投稿

「同和地区(被差別部落)および同和地区(被差別

部落)出身者を対象とした攻撃、暴力、排斥、誹謗

中傷、非人間的扱いに及ぶ投稿、デマ、またこれらを助長・扇動する投稿」

例①「XXXXXXXXXX」「XXXXXXXXXX」

例②「XXXXXXXXXX」

例③「XXXXXXXXXX」

例④「事件の犯人は同和地区(被差別部落)出身者である」

※「穢多(エタ)」や「非人(ひにん)」などの賤称語の使用、「B民」「童話」(部落の隠語)など前後の文脈などから同和地区(被差別部落)や出身者を対象とした投稿であることが明確なものも削除の対象

6, 同和地区(被差別部落)の土地差別を助長・誘発する投稿

「同和地区(被差別部落)に関わる物件を忌避する目的あるいは結果へとつながる土地差別を助長・誘発・扇動する投稿」

例①「同和地区(被差別部落)にある物件は買わないほうがよい」

例②「同和地区(被差別部落)に住むべきではない」

【一般財団法人部落解放・人権研究所「ネットと部落差別」研究会】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではない。「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【河南町住民部人権男女共同社会室】

ガイドライン案に対し基本的に支持・賛同した上で、意見を述べます。

インターネット上で見られる部落差別の事案は、いわゆる識別情報の適示だけではない。「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽った情報・誤った情報や、意図的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を助長・増大させている。こうしたゆゆしき現状に歯止めをかけることが必要です。

ガイドライン案の関連裁判例でも述べられているように、「私生活の平穩」を侵害するものとして、削除の対象としていただくことを求めます。

【大阪同和・人権問題企業連絡会】

部落差別にかかわる情報は、悪用を考える人を利するものであり、部落問題に関する知識が不十分な人にとってはとても危険な情報です。偏見をあおり、差別意識を醸成し、同和地区出身者の身元調査(就職や結婚など)、土地差別調査や不動産物件忌避、さらには、同和地区出身者へのヘイトクライムなども考えられ大変危惧するものです。

被差別部落の所在を特定・推定させる情報の公開は、個人的な権利・利益の侵害に直接つながりなくとも、当該情報に接した者に対し広く差別意識を植え付け、増長するものです。「社会通念上受忍すべき限度を超えた精神的な苦痛が生じた場合」に該当せずとも、道徳的悪意を持ってインターネット上で公開される被差別部落情報は社会一般の権利侵害となすべきであり、確実な対処に結びつくガイドラインの提示を切望します。

部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

- 1) 特定地域を同和地区であると摘示する行為、動画や画像、地名の投稿
- 2) 特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為
- 3) 雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為
- 4) 同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為
- 5) 同和地区出身者の身元調査につながる投稿
- 6) 同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿
- 7) 学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿
- 8) 明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が

同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など

9)裁判資料として表面上合法的に被差別部落情報を公開する行為

加えて、本ガイドラインは、部落差別だけではなく、外国人、障がい者、女性、高齢者、性的少数者など、マイノリティへの差別、偏見、ひぼう中傷など、あらゆる人権問題について、具体的な削除につながるものとなるよう、強く希望します。

【奈良県五條市すこやか市民部人権施策課】

ガイドライン(案)に賛同したうえで下記のとおり意見を述べたい。

1.長野県佐久市ではインターネット上で特定の地域を同和地区であるとして撮影された動画や写真を複数公開され、2021年12月に佐久市長、小諸市長が長野地方法務局佐久支局に対し、削除要請を行った。2022年11月当該動画は削除に至ったものの、投稿者自ら立ち上げた動画サイトに転載され、いまだ掲載されている状況である。早急に削除されるよう実効性のあるものとしていくことを強く要望する。

2.法律第24条および法律第26条に関するガイドライン(案)1-1-4「私生活の平穏」について、部落問題をはじめとする人権課題に関して正しい理解と知識を有する者を「侵害情報調査専門員」に選任し、インターネット上の人権侵害に対し適切な対応をとる体制を構築してもらいたい。さらには、差別的表現のみならず差別を想起させる表現についても削除の対象となるため、より立ち入ったものとなることを強く要望する。

【佐久市】

部落差別が「私生活の平穏」を脅かすものとして権利侵害の対象となることが示されたが、現在、インターネットにおいて、「部楽」等明らかに部落差別となる隠語を使用した書き込みが、削除対象とならない等の問題があることから、これらも含め、権利侵害となる具体的な事例についても示されたい。

ガイドライン案を踏まえて大規模プラットフォーム事業者の自主的な取り組みが積極的に推進されることを希望する。

【海南省総務部市民交流課】

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではない。「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されている

ことから、私生活の平穩を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【同和問題解決(部落解放)・人権政策確立要求河南町実行委員会】

ガイドライン案に賛同し、引き続き差別・人権侵害の解消に向けた法整備をお願いするとともに、下記意見について検討をお願いしたい。

差別の解消は国や地方公共団体の責務であり、必要な教育・啓発活動に取り組んでいるところである。

同和地区の識別情報の適示、特定の属性を対象とした侮蔑、偏見、誤った情報の流布などは、差別を助長・拡散し、住民の平穩な生活を侵害するとともに、教育・啓発活動を阻害するものであることから、国や地方公共団体が行う削除申出については、被侵害者による削除申出と同等の取扱いを行うようガイドラインに明記されたい。

【新宮市】

昨年6月、全国部落調査復刻版出版事件裁判において、「差別されない権利」を認める判決が出されましたが、これは、当該ガイドラインの他人の権利侵害情報として保護されるべき権利である、「私生活の平穩」に該当するものと考えます。

つきましては、同和地区に関する識別情報の摘示や賤称語、その他部落差別に繋がるような書き込み等の情報が権利侵害情報に該当し、送信が防止されますよう要望します。

また、大規模プラットフォーム事業者に配置が義務付けられる侵害情報調査専門員におきましては、「我が国の法令や文化的・社会的背景に明るい人材である必要がある」とされておりませんが、権利侵害情報の削除に関し適切な判断ができるよう、同和問題(部落差別)をはじめとするあらゆる人権問題に対して、正しい認識・理解を有する人材が配置されますようご尽力の程お願い申し上げます。もしくは、同専門員に対して定期的にあらゆる人権問題の研修を実施するなど、人権意識の高揚を図られますよう重ねてお願い申し上げます。

本法律の施行により、悪質な差別書き込みや誹謗中傷が一掃され、被害者が出不明な健全なインターネット環境が整備されますことを期待しております。

【大分市人権・同和対策課】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的

な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例においても上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、部落差別にかかわる情報は削除の対象とされたい。

【部落解放同盟神奈川県連合会川崎支部】

「証拠不足」について、投稿内容が当該措置を講ずる必要性の証明と解した場合、同和地区の識別情報を摘示する情報については、平成31年3月8日法務省権調第15号 法務省人権擁護局調査救済課長通知にもあるとおり、証拠不足には当たらないことを記載する必要があると考える。

地方公共団体が不特定多数の者に対する人権侵害を理由として行う削除申出については、被侵害者と同様に扱うべきと考える。

カテゴリ例について、「誹謗中傷」ではなく「不当な差別的言動(誹謗中傷、差別助長等)」としてはどうか。

該当箇所には、削除対象となる権利・利益を例示列挙されているが、法務省人権擁護局による「インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理要領について(通知)」の類型にある「不当な差別的言動」について、例えば「1-1-1. 名誉権(P. 4)」又は「1-1-2. 名誉感情(P. 4)」などの項目に、具体例を示すべきでないか。当該類型では、「特定の者に対し、その者の有する人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向の共通の属性を理由とする侮辱、嫌がらせその他の不当な差別的言動を内容とする情報をインターネット上に流通させる場合」を人権侵犯事件の一つとして定義されており、人権課題が複雑化・多様化している現代において、様々な人権課題に関する権利侵害情報による被害の拡大を防止できると考える。

また、「1-1-4. 私生活の平穩」においては、東京高判令和5年6月28日の判決を記載いただいております。同和地区に関する識別情報の摘示事案を、このように示されることについては評価するが、別紙の判例を見ない限り、当該事案が「私生活の平穩」を侵害するものだとわかりづらく、ガイドライン本文(P. 5)においても、当該事案を権利侵害情報として具体例を示すべきと考える。上記2点を含め、該当箇所において例示列挙される情報は「2. その他送信防止措置を講ずる法令上の義務がある場合」と比較して具体的な例示がなく抽象的である。海外の事業者が遵守すべきガイドラインであることや、全体の記載バランスを考慮すると、該当箇所についても、より詳細な例示をいただくことで、当該法律およびガイドラインが、日本での法的根拠としてより明解となることを期待する。

【京都市文化市民局共生社会推進室】

関連裁判例(27、28ページ)が例示され、私たちは「部落差別が私生活の平穩を侵害するもの」とうけとめていただいたことを積極的に評価し、ガイドライン案に関して基本的に賛同するものである。

ガイドライン案をふまえ、意見を述べる。

「●●で起こった事件の犯人は、同和地区(被差別部落)出身者らしい」などと、事実か否かが判明しないまま流布される、部落差別問題に係る情報も削除の対象とされたい。

ガイドラインとして公表されることにより、大規模プラットフォーム事業者をはじめとした「権利侵害情報の削除」が積極的に推進され、「部落差別＝私生活の平穩の侵害」につながる情報に対する削除等の対応が深化し、インターネット上の部落差別が一刻も早くなくなることを強く望むものである。

【部落解放同盟神奈川県連合会横須賀支部】

私たちは「部落差別が私生活の平穩を脅かすものである」との趣旨を示したガイドライン案を基本的に支持・賛同する。

ガイドライン案をふまえて大規模プラットフォーム事業者の自主的な取り組みが積極的に推進されることを期待する。

例えば「1市の一部にB落がある。治安の悪いところだからすぐわかる」等々という情報である。投稿された対象地域が広域であったとしても、文脈上からも、当該地域及び被差別部落に対する偏見を流布しようという意図がわかる書き込みである。このような情報は、地域社会に亀裂や分断を生じさせかねない。加えて「被差別部落出身者とみなされる差別」も含まれる。このようなネット上の情報は、私たちの「私生活の平穩」を脅かすものであり削除の対象とすべきであると考える。

ガイドライン案をふまえて、具体的な部落差別につながる情報(投稿)が削除の対象となるよう、大規模プラットフォーム事業者に働きかけていただきたい。

【部落解放同盟神奈川県連合会秦野支部】

令和6年12月4日、「全国部落調査」復刻版出版事件の上告審判決が出されました。憲法第13条及び第14条の規定から差別されない権利が導き出されて、ネット上での公開を含む出版差し止め等を認めた控訴審判決が確定しました。

5ページ本文には、「部落差別」に関する記述がありません。最高裁の判断が出されたので、この問題についても明確に記述をする必要があると考えます。

関係する裁判例の表示について、「東京高判」を「最判」とし、事件の通称名を記載してください(ex.「全国部落調査」復刻版出版事件)。

【奈良県地域創造部人権施策課】

部落差別は、わが国固有の人権問題であり、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に不合理な扱いを受け、日常生活の上で差別を受けている重大な人権問題です。「部落差別の解消の推進に関する法律」では、現在もなお部落差別が存在すると明記されており、本市でも部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消と人権尊重社会の実現に向けたさまざまな施策を展開しているところです。

近年、インターネット上の人権侵害が大きな問題となっており、部落差別に関しては、特定の地域を被差別地域であると指摘するような投稿のみならず、差別的または差別を助長するような投稿もみられ、これらの投稿は本ガイドライン案の「1-1-4. 私生活の平穏」を侵害するものです。

ついては、本ガイドライン案に対し以下のとおり意見を提出しますので、ご検討いただきますようお願いいたします。

1. 部落差別について関連裁判例として掲載されているが、ガイドライン案「1-1-4. 私生活の平穏」の項目では、「部落差別」という言葉が記載されていないため、「部落差別が当該権利の侵害に該当する」と分かりにくいのではないか。2. 法令違反情報の項目では、具体的な事例が示されている。権利侵害情報の項目においても具体的な事例を示すと分かりやすいのではないか。3. 現在、「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について(依命通知)(平成30年12月27日法務省権調第123号)」にて削除要請基準として示されている「地名の識別情報の摘示」だけでなく、部落差別に関する「差別語」や「差別的または差別を助長する表現・発言」などについても「1-1-4. 私生活の平穏」に該当するとして具体的な事例を示すべきでないか。

【京都府福知山市】

「同和」を「童話」、「部落民」を「B民」にわざと書き換えたりするなどの書き込みは、削除の対象となっていないが、投稿者が隠語を使用すると削除されないことを熟知している、悪意のある差別書き込みであるため、権利侵害情報として削除対象とすべきと考えます。

また、「〇〇事件の犯人は同和地区出身らしい」というような事実か否か判明しないまま流布される部落差別問題に係る情報も偏見や差別意識の増長に繋がるため、削除対象にすべきと考えます。

【新宮市教育委員会生涯学習課】

ガイドラインに賛同いたします。

部落差別が私生活の平穩を侵害するものと裁判例によって例示されていることを評価いたします。
要望といたしまして、インターネット内では特有の変換された文言(同和を童話など)が多数見受けられますが、それらを使用した差別情報の内容も削除対象とできるように検討していただきたいです。

【匿名希望】

第26条のガイドライン案では、部落の「識別情報の摘示」で記述があった。特に写真や動画による「識別情報の摘示」の被害は深刻である。差別者による部落の撮影行為そのものが、「差別者が部落にいたこと」を誇示することになる。部落住民の生活空間に差別者が足を踏み入れることとなり、住民に計り知れない恐怖を与えるものだ。現在、多くの「識別情報の摘示」が放置され、部落住民は憤っている。法の施行を待たずとも、すぐに削除すべきである。事業者への研修も必要で、法務省に協力を求めるべきだ。部落差別をなくす省令及びガイドラインとなるよう、研修などの取り組みについても明記されたい。

【部落解放同盟京都市協議会】

社会通念上受忍すべき限度を超えた精神的苦痛が生じた場合には、私生活の平穩などの人格的利益の侵害が成立する。として、日本国憲法第13条及び第14条の1に則り、差別による不当な取り扱いによる人格的な利益の侵害が定められたと考えますが、参照先の判例から、1.被差別部落出身者であることを理由とする不当な取り扱い、2.被差別部落情報のインターネット上での適示については、大規模プラットフォームにおいて削除対応等の対応が実施されると思われま。

一方で、1.インターネット上には、被差別部落(同和地区)の適示だけでなく、被差別部落出身者への差別を助長するような投稿も多く発生していること、2.社会的には、被差別部落の土地を忌避する意識(土地差別)が見られ、インターネット上でも同様の情報が流通していることについても、被差別当事者の権利を侵害しうると考えますので、どういった情報の流通が権利侵害にあたるのかを具体的にお示しされることを検討いただきますようお願いいたします。

また、当該事項については、部落差別(同和問題)だけでなく、障害のある人を自らより低位に置くような投稿も多くみられ、同様の情報の流通は、困難女性、子どもの権利、高齢者、性的少数者、福島県出身者、ハンセン病元患者等の属性を有する人を低位に置いた投稿でも同様の差別的意識の表出がみられます。

これらの差別的意識は、当事者の人格的平等の侵害であること、また、当事者にとっては、私生活の平穩に過ぎず権利の侵害であると考えられます。併せて(2)特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン(案)2-

4に規定される「被侵害者以外の者による削除申出について」において、被侵害者の代理人による削除要請またはインターネットモニタリング等による削除要請を想定されていると考えますので、大規模プラットフォームや削除要請者にとって何が権利侵害に当たるのかを、具体的に示されることについてご検討いただきますよう、意見いたします。

【伊賀地区差別撤廃連協】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べる。

インターネット上で野放し状態となっている被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)について、ガイドライン案で示された東京高裁裁判の「被告」は、「部落探訪(現在、曲輪クエスト)」という名前で全国各地の被差別部落に潜入し、無断で撮影した住居・団地・風景などの動画や写真、記事をネット上で晒している。今もなお、差別行為を続け、被害は拡大している。

昨年5月に大阪地裁は、富田林市の男性が「部落探訪」の削除を求めた仮処分申請に対し、東京高裁判決を追認し、削除の仮処分決定を出した。そして大阪、埼玉、新潟において削除裁判を行っている。

さらに近年、ネット上では「部落探訪」を模倣する行為も散見され、被害が拡大している。

動画や写真に建物、風景などが写り込んだ識別情報の適示は、私生活の平穩をさらに脅かすものとなっている。こうした行為をガイドライン案に基づき権利侵害情報として即座に削除すること。

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べる。

部落差別だけでなく、在日コリアン、障がい者、LGBTなど、さまざまなマイノリティに対するネット上の差別・人権侵害が後を絶たない。こうした行為は、マイノリティの尊厳を著しく傷つけ、私生活の平穩を脅かす深刻な問題だ。

この問題に対処するため、ガイドライン案に、裁判判例を具体的に明記し、定期的に更新することを提案する。

・川崎市内の在日コリアン3世の女性に対する「祖国へ帰れ」などと差別投稿(横浜地裁川崎支部判決:2023年10月)

・フォトジャーナリスト自身と在日コリアン2世の父親に対する差別投稿(東京高裁判決:2024年2月)

・匿名掲示板で身体障がい者の男性に対するヘイト投稿(前橋地裁判決:2023年12月)

・LGBT支援団体に対する名誉毀損の投稿(横浜地裁判決:2024年11月)

【部落解放同盟大阪府民共闘会議】

ガイドライン案には、支援賛同する。

すべての国民は法の下に平等であることを定められており、人は誰も不当な差別を受けることなく守られる権利があるにもかかわらず、日常生活で不安感を抱き怯えて生活を送ることは平穏な生活を侵害されることになるため、削除の対象とされたい。

【個人】

ガイドライン案を支持・賛同したうえで意見を述べます。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題だけではありません。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身」など特定の共通した属性に対する偽・誤情報が流通することによって、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要です。

ガイドライン案の関連裁判例でも上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして削除の対象にしてほしいと思います。

【個人】

ガイドライン案本文27・28ページ関連裁判例の「私生活の平穏」について、部落差別が私生活の平穏を侵害されるもの」として、うけとめていただいたことにことに評価し、ガイドライン案に支持・賛同の立場で意見を述べたい。

「〇〇は同和地区だ。同和地区は・・・である」「〇〇は部落だ。部落は・・・である」など、インターネット上で差別的な情報が偽りや誤情報として流通している。そのことが、差別を助長していることを考えると、この問題に歯止めをかけることが重要です。

ガイドラインが公表され、プラットフォーム事業者が「部落差別＝私生活の平穏の侵害」につながる情報に対し、積極的にインターネット上から削除してほしいと強く望みます。

【個人】

同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み動画などの情報は、部落差別を助長拡散するのですべてを削除の対象としていただきたいと思います。

【個人】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して、今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。

ぜひ検討されたい。

【個人】

インターネット上で野放しとなっている被差別部落の所在地情報や、被差別部落の人々に対する偏見・偽情報などが流布されることは、偏見や差別意識を増長する行為です。

被差別部落出身ということを隠している人もたくさんいます。これまでも自分の出自が周りの人かに気付かれるのではないかと、不安を抱えて生活していましたが、インターネットにより、被差別部落の場所が特定され、自分の住む地域が被差別部落だとしてレポートされるなど、より不安が増大し、平穏な生活を侵害されています。

あと、これまで部落問題などは、部落民という集団や地域に対して権利侵害を行った場合、個人が来章ではないため、対応されなかった事実があります。そういった行為も削除対象にしていただきたい。

ガイドライン案をふまえて、部落差別につながる情報が削除の対象になるよう働きかけていただきたい。

【個人】

インターネット上で野放しとなっている被差別部落の所在地情報や被差別部落の人々に対する偏見・偽情報

などが流布されることは、偏見や差別意識を増長する行為です
私の周りでも、被差別部落出身ということを隠している人も多く、これまでも自分の出身が周りの人かに気付かれるのではないかと不安を抱えて生活していましたが
インターネットの普及によりより不安が増大し平穏な生活が侵害されています
ガイドライン案をふまえて部落差別につながる情報が削除の対象になるよう働きかけていただきたい。

【個人】

インターネット上で野放しとなっている被差別部落の所在地情報や被差別部落の人々に対する偏見・偽情報などが流布されることは、偏見や差別意識を増長する行為です。
私の周りでも、被差別部落出身ということを隠している人も多く、これまでも自分の出身が周りの人かに気付かれない様に不安を抱えて生活していましたがインターネットの普及により、より不安が増大し、平穏な生活が侵害されています。ガイドライン案をふまえて、部落差別につながる情報が削除の対象になるよう働きかけていただきたい。

【個人】

インターネット上野放しとなっている被差別部落の所在地情報や被差別部落の人々に対する偏見偽情報などが流布されることは、偏見や差別意識を増長する行為です
私の周りでも、被差別部落出身とを隠している人も多く、これまでも自分の出身が周りの人かに気付かれるのではないかと不安を抱えて生活していましたが
インターネットの普及により、より不安が増大し、平穏な生活が侵害されています
ガイドライン案をふまえて、部落差別につながる情報が削除の対象になるよう働きかけていただきたい。

【個人】

本文5ページ 「1-1-4 私生活の平穏」について

インターネット上で野放しとなっている被差別部落の所在地情報や、被差別部落の人々に対する偏見、偽情報などが、流布されることは偏見や差別意識を増長する行為です。

本文27、28ページ 関連裁判例より

多くの被差別部落出身者は、自分の出自を隠している人も多く、これまでも自分の出身が周りの人がに気付かれるのではないかと不安を抱えて生活をしていましたが、インターネットの普及により、より不安が増大し、

平穏な生活が侵害されています。

ガイドライン案をふまえて、部落差別につながる情報が削除の対象になるよう働きかけていただきたい。

本文7ページ「1-1-10 営業上の利益」について

行政への情報開示請求により得た情報をインターネット上に公開している人がいます。情報開示制度は国民や市民の知る権利を保障したものではありません。情報開示請求をした人がその情報をそのままインターネットに発信する行為までは、想定していない内容となっています。民間団体や個人が提出した資料も、行政機関に提出すると公文書として扱われ、対象となります。情報も削除の対象としていただきたい。

【個人】

ガイドライン案を支持、賛同した上で意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は被差別部落の所在地情報が流布される問題（識別情報の摘示）だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定共通した属性に対する偽・誤り情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【個人】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報を流布される問題（識別情報の摘示）だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤り情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【個人】

インターネット上で野放しとなっている被差別部落の所在地情報や被差別部落の人々に対する偏見、偽情報などが流布されることは偏見や差別意識を増長する行為です。

多くの被差別部落出身者は、自分の出自を隠している人も多く、これまでも自分の出身が周りの人かに気付かれるのではないかと不安を抱えて生活していましたが、インターネットの普及により、より不安が増大し、平穏な生活が侵害されています。

ガイドライン案をふまえて、部落差別につながる情報が削除の対象になるよう働きかけていただきたい。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを周知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

①同和地区の所在地リストや所在地(位置情報:GPS記録を含む)を知らせる書き込み、音源、画像及び動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、全てを削除の対象としていただきたい。

②同和地区出身者である事を示す情報も部落差別の助長拡散するもので、全てを削除の対象としていただきたい。

③同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、全てを削除の対象としていただきたい。

④同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、全てを削除の対象としていただきたい。

⑤同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるので全てを削除の対象としていただきたい。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを周知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

①同和地区の所在地リストや所在地(位置情報:GPS記録を含む)を知らせる書き込み、音源、画像及び動画

などの情報は、部落差別を助長拡散するので、全てを削除の対象としていただきたい。

②同和地区出身者である事を示す情報も部落差別の助長拡散するもので、全てを削除の対象としていただきたい。

③同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、全てを削除の対象としていただきたい。

④同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、全てを削除の対象としていただきたい。

⑤同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるので全てを削除の対象としていただきたい。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを周知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

①同和地区の所在地リストや所在地(位置情報:GPS記録を含む)を知らせる書き込み、音源、画像及び動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、全てを削除の対象としていただきたい。

②同和地区出身者である事を示す情報も部落差別の助長拡散するもので、全てを削除の対象としていただきたい。

③同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、全てを削除の対象としていただきたい。

④同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、全てを削除の対象としていただきたい。

⑤同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるので全てを削除の対象としていただきたい。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを周知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するもので

ある」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

- ①同和地区の所在地リストや所在地(位置情報:GPS記録を含む)を知らせる書き込み、音源、画像及び動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、全てを削除の対象としていただきたい。
- ②同和地区出身者である事を示す情報も部落差別の助長拡散するもので、全てを削除の対象としていただきたい。
- ③同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、全てを削除の対象としていただきたい。
- ④同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、全てを削除の対象としていただきたい。
- ⑤同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるので全てを削除の対象としていただきたい。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを周知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

- ①同和地区の所在地リストや所在地(位置情報:GPS記録を含む)を知らせる書き込み、音源、画像及び動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、全てを削除の対象としていただきたい。
- ②同和地区出身者である事を示す情報も部落差別の助長拡散するもので、全てを削除の対象としていただきたい。
- ③同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、全てを削除の対象としていただきたい。
- ④同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、全てを削除の対象としていただきたい。
- ⑤同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるので全てを削除の対象としていただきたい。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを周知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

- ①同和地区の所在地リストや所在地(位置情報:GPS記録を含む)を知らせる書き込み、音源、画像及び動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、全てを削除の対象としていただきたい。
- ②同和地区出身者である事を示す情報も部落差別の助長拡散するもので、全てを削除の対象としていただきたい。
- ③同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、全てを削除の対象としていただきたい。
- ④同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、全てを削除の対象としていただきたい。
- ⑤同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるので全てを削除の対象としていただきたい。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを周知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

- ①同和地区の所在地リストや所在地(位置情報:GPS記録を含む)を知らせる書き込み、音源、画像及び動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、全てを削除の対象としていただきたい。
- ②同和地区出身者である事を示す情報も部落差別の助長拡散するもので、全てを削除の対象としていただきたい。
- ③同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、全てを削除の対象としていただきたい。
- ④同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、全てを削除の対象として

いただきたい。

⑤同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるので全てを削除の対象としていただきたい。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを周知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

1. 同和地区の所在地リストや所在地(位置情報:GPS記録を含む)を知らせる書き込み、音源、画像及び動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、全てを削除の対象としていただきたい。
2. 同和地区出身者である事を示す情報も部落差別の助長拡散するもので、全てを削除の対象としていただきたい。
3. 同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、全てを削除の対象としていただきたい。
4. 同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、全てを削除の対象としていただきたい。
5. 同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるので全てを削除の対象としていただきたい。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを周知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

1. 同和地区の所在地リストや所在地(位置情報:GPS記録を含む)を知らせる書き込み、音源、画像及び動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、全てを削除の対象としていただきたい。
2. 同和地区出身者である事を示す情報も部落差別の助長拡散するもので、全てを削除の対象としていただきたい。

3. 同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、全てを削除の対象としていただきたい。

4. 同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するのもで、全てを削除の対象としていただきたい。

6. 同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるので全てを削除の対象としていただきたい。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

①同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

②同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

③同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

④同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

⑤同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるのですべてを削除の対象としていただきたい。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月29日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

①同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するの

で、すべてを削除の対象としていただきたい。

②同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

③同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

④同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

⑤同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるのですべてを削除の対象としていただきたい。

【個人】

情報流通プラットフォーム対処法のガイドライン案(26条、削除基準)に関し、意見を申し上げます。ガイドライン案で2023年6月28日の東京高裁の判決を引用し、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れていただき嬉しく思っています。部落差別をなくし、私たち、子ども、孫たちがあたりまえに安心して暮らせるために、重ねて次のことを強くお願いいたします。

① 同和地区の所在地リスト、所在地を知らせる書き込み、写真・動画などを削除の対象としてください※私たちの街でも、子どもたちがいじめをうけることができました。

② 同和地区出身者であることを示す情報、身元調査につながる書き込みや情報を削除の対象にしてください。

以上、よろしくお願いいたします。

【個人】

ガイドライン案には基本的に賛同しSNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という言葉や「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地域に関する情報であるもの。具体的には「●●(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」といった「暴露」や同和地区に(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為であ

る。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン等に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づき対応指針(ガイドライン)を参考に大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった

事案」等の収集、あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる管理侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強されSNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。ぜひ検討されたい。

インターネット上で野放しとなっている被差別部落の所在地情報や被差別部落の人々に対する偏見・偽情報などが流布されることは、偏見や差別意識を増長する行為です。私の周りでも被差別部落出身ということを隠している人も多くこれまでも自分の出身が周りの人かに気付かれるのではないかと、不安を抱えて生活していましたが、インターネットの普及により、より不安が増大し、平穏な生活が侵害されています。ガイドライン案をふまえて、部落差別につながる情報が削除の対象になるよう働きかけていただきたい。

【個人】

ガイドライン案には賛同しますが、インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の適示)だけではありません。

このガイドラインのP27～28にある東京高判令和5年6月28日判タ1523号143頁にある「差別を受けない権利」は、「不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ること」を「人格的な利益」として保障するものであり、この権利を実効的に救済するためには、差別を受ける「おそれ」を除去し、差別を受ける恐怖から解放されなければなりません。

そのためには、部落差別そのものが全般的に否定され、排除されなければならないと考えます。「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させています。こうした問題に歯止めをかけることも重要な課題です。

当事者から意見等を踏まえ、削除対象となる権利侵害情報事案を収集してガイドラインを補強し、削除の対象を充実させることを求めます。

【個人】

情報流通プラットフォーム対処法の第26条に関するガイドラインの1-1-4、「私生活の平穩」についての意見
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部
を改正する省令案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「私生活の平穩」について今回のガイドラインについては、部落問題当事者に配慮したガイドラインになっている
ことはとても良いことと考えています。さらに下記のをすべての事業者に対象になるようにお願いします。

【個人】

ガイドライン案を基本的に支持・参道する立場から意見を述べます。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題
(識別情報の摘示)だけではないと考える。

「同和地区(被差別部落)や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的
な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止め
をかけることが重要である。ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活
の平穩を侵害するものとして、削除の対象としていただきたい。

【個人】

ガイドライン案を支持・賛同した上で意見を述べます。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布され問題
(識別情報の摘示)だけに留まらず、「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身」など、特定の共通した
属性に対する偽

・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させています。
こうした問題に歯止めをかけることが重要です。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されています。私生活の平穩を侵害するものとして、削
除の対象とされたい。

【個人】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題（識別情報の摘示）だけではない。

「同和地区（被差別部落）」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【個人】

関連裁判例（27、28ページ）が例示され、私たちは「部落差別が私生活の平穩を侵害するもの」とうけとめていただけたことを積極的に評価し、ガイドライン案に関して基本的に賛同します。

ガイドライン案をふまえ、意見を述べる。「●●で起こった事件の犯人は、同和地区（被差別部落）出身者らしい」などと、事実か否かが判明しないまま流布される、部落差別問題に係る情報も削除の対象にしてほしい。ガイドラインとして公表されることにより、大規模プラットフォーム事業者をはじめとした「権利侵害情報の削除」が積極的に推進され、「部落差別＝私生活の平穩の侵害」につながる情報に対する削除等の対応が深化し、インターネット上での部落差別が一刻も早くなくなることを強く望みます。

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望みます。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見します。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■（個人名）は童話関係者（あるいは「B民」）」といった「暴露」や、同和地区（被差別部落）や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為があります。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許されないという立場です。

私は、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えています。

こうした事案への対応等に関して、障害者差別解消に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望します。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げのよりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対応が推進されることを期待します。ぜひ検討をお願いします。

私は「部落差別が私生活の平穩を脅かすものである」との趣旨を示したガイドライン案を基本的に支持・賛同します。

ガイドライン案をふまえて大規模プラットフォーム事業者の自主的な取り組みが積極的に推進されることを期待します。

意見に関して、例えば「〇〇(比較的広域な地域)の地域の一部に部落(同和地区)がある。ガラ(治安)の悪いところだからすぐわかる」等々という情報があります。投稿された対象地域が広域であったとしても、文脈上からも、当該地域及び被差別部落に対する偏見を流布し、地域社会に亀裂や分断を生じかねません。加えて「被差別部落出身者とみなされる差別」も含まれます。私は「私生活の平穩」を脅かすものであり削除の対象とすべきです。

ガイドライン案をふまえて、具体的な部落差別につながる情報(投稿)が削除の対象となるよう、大規模プラットフォーム事業者に働きかけてください。

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べます。

インターネット上では野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではありません。

「同和地区(被差別部落)や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要です。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、削除の対象としてほしい。

【個人】

ガイドライン案に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」に書き変えたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきではあるが「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私は、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。ぜひ検討されたい。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月28日)を引用して、同和地区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。これを支持し、以下の事柄について削除の対象とするよう求めます。

- ・同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報。
- ・同和地区出身者であることを示す情報。
- ・同和地区出身者の身元調査につながる書き込み情報。

- ・同和地区の土地建物の忌避につながる情報。
- ・同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報。

差別されないという当たり前の人権がまっとうに守られる社会であってほしいと思います。

【個人】

ガイドライン案には基本的に賛同します。インターネット上で野放し状態の部落差別(動画や書き込み)に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く希望します。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見を述べます。例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「部楽民」や「B民」と表記したり、同和地区を特定するようにニコイチ住宅の写真を表示して、同和地区や同和地区出身者に対する偏見等の情報を流布し、差別を扇動する行為が後を絶ちません。このような差別情報は、例えば、悪用しようとする人や部落問題に関する知識が不十分な人にとってはとても危険な情報といえます。偏見や差別意識を醸成するおそれもあり、同和地区出身者の身元調査(就職や結婚など)、土地差別調査や不動産物件忌避などにつながることで、同和地区出身者へのヘイトクライムなども考えられ大変危惧するものです。

【個人】

同和地区や被差別部落出身者など、特定の共通した属性に対するニセ・誤情報や差別的表現の情報の削除を対象としてほしい。

【個人】

今回のガイドラインについては「私生活の平穩」について、部落問題当事者に配慮したガイドラインになっていることは承知しているところです。これはとても良いことだと考えます。

そのうえで、下記のをすべての事業者にも対象となるようにお願いします。

意見

同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、「私生活の平穩」を脅かすものであると考えます。

具体的には「私生活の平穩」を脅かす「同和地区出身者であることを示す情報」(同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、および動画など。

また、出身者の身元調査につながる情報、同和地区の土地建物の忌避につながる情報。)は差別の拡大助長、同和地区住民の生活に甚大な影響を与えるものです。

これらは情報発信するすべての役務提供者の責任として、掲載しないよう、また掲載が行われてしまった時にはその内容の全てを削除対象として取り扱うよう求めます。

差別は、時に人の命までも奪う犯罪です。この意識をもって法律の制定をお願いいたします。

【個人】

海外拠点のプラットフォーム事業者が、本国で方針を変更したとしても、日本国内の事業においては、この法律の意義を理解して遵守するべきで、念を推す必要性がある。どのような状況でも対応できるよう、省令に漏れがないか点検されたい。

日本でサービスを提供していない海外拠点のプラットフォーム事業者には、どのように対応するべきか、再考をお願いしたい。

日本でサービスを提供していない海外拠点のプラットフォーム事業者への対策として、アクセスプロバイダが送信防止措置をとる手法もある。今回の情プラ法では、上記のような事業者には効力が及ばないと考えられる。そこで、コンテンツプロバイダだけでなく、アクセスプロバイダにも送信防止措置を申請することができないか、可能性を探ってほしい。

示現舎は、「識別情報の摘示」となる部落の撮影動画を上記の事業者による海外サービスを使って発信している。現在の情プラ法では、大規模事業者が対象で、小規模事業者となる示現舎には適応が難しいと考える。そこで、アクセスプロバイダにも送信防止措置を申請できないかと考えた。アクセスプロバイダにおいての対応も免責とするなど、対策があれば省令やガイドラインで示してほしい。

「悪意ある情報」の発信を抑える対策は、「いたちごっこ」そのものだが、可能な限りの対策を講じられたい。「申出を行おうとする者」について考察する。例えば属性に対する差別では、ネットを使わない乳児や高齢者の場合は、知らない間に権利侵害が起こっている場合も想定される。ネットのアクセスが難しい児童や障害者もいる。また、二次被害を恐れて申し出ることができない場合もある。代理を認めるべきである。

代理を行う申出者については、各地の都道府県や市町村など、住民に寄り添った対応ができる行政機関も認めるべきだ。特に、市町村は「住民にとって一番身近な相談機関」との調査もある。

そのほか、保護者や法的な代理人、成年後見人なども、当事者に代わって発信防止措置を申し出ることもある。

ガイドラインに代理申出者を定め、そのなかに市町村など行政による代理申請を認められたい。

部落の「識別情報の摘示」では、判断に迷うこともあると想定される。例えば事業者と全国人権同和行政促進協議会との意見交換の場を設け、相談できる関係性を模索するなど、できないか。

細かい「地名」、伏字やネットスラングで表現されるなど、判断が難しい場合もある。事業者がそのすべてを網羅して把握することなど、現実的でない。申出者を信じ、疑わしいものをすべて削除する場合もある。こちらの方法を支持するものであるが、直ちに削除すべきか、判断が難しいこともある。それは言葉ではなく、一見すると差別とわからない写真や動画を用いた投稿である。

写真・動画においては、部落を撮影した投稿であっても、タイトルに地名を使わないものや、別の地名を使うものなどあり、手口が巧妙化している。写真・動画による差別投稿は、差別者が部落に入ったことを誇示するものとなる。生活の場に差別者が訪れたことで、住民は恐怖を感じている。住民に「撮影されたことに伴う心理的被害」が発生し、大きな攻撃となる。直ちに削除すべきだ。

侵害情報調査専門委員が確認を必要とする場合に、都道府県単位で質問ができる関係性を構築してはどうか。都道府県に問い合わせ、都道府県から市町村に確認する、というフローが望ましいのではないか。この点は、事業者と全国人権同和行政促進協議会との議論で定めるべきかと思う。

何が「識別情報の摘示」にあたるのか、侵害情報調査専門委員が迷ったときの対策も講じられたい。

被侵害者以外の者の削除申出についても、事業者が積極的に取り組むべきだ。ただ、申出者の情報が流通する危険性もある。情報管理についても徹底するよう指摘したい。

モニタリング団体などは、善意のボランティアとして多数の申出を行うものである。事業者は、モニタリング団体らがどのような申出を行ったのか、どこから申し出をしているのか、といった情報を収集する場面も想定される。これが外部に漏れれば、悪用されかねない。万が一にもこのようなことがないよう、これまで以上に留意すべきだ。

モニタリング団体と事業者は協力関係を築くことも必要である。協力者ととらえ、相互理解を深めて協働できるよう、顔の見える関係を構築されたい。

国際人権法・自由権規約第19条の第3項(B)では、「公の秩序」「道徳の保護」を目的に、表現の自由を規制することができる、とされている。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」では、危害の告知、著しい侮辱、排除の煽動のようなヘイトスピーチが不当な差別的言動とされており、許されない。理念法である

が、このように書かれている以上、プラットフォーム事業者は各自のガイドラインに基づいて削除等の措置をとるべきだ。

ヘイトスピーチはネットでもおこなわれる。そして在日コリアンだけが対象ではない。「悪意ある情報」として明確に、発信防止措置や削除の対象となるよう、ガイドラインに盛り込むべきだ。「個別法の規定」のほか、国際人権法や憲法についても関係性を示し、差別投稿をなくす方向性を示されたい。

属性に対する差別などの「悪意ある情報」を発信防止とする措置は、その情報によって権利侵害を受ける人びとの被害回復の一步である。それを迅速に可能とするのは、申請を受け付ける事業者しかいない。これは「作為の可能性」でも示された通りであり、条理上義務があるならば、事業者は積極的に取り組むべきだ。また、被害回復につながるよう、事業者の取り組みの後押しも必要だ。「第三者委員会」がその助けになると考える。付帯決議にあった「第三者機関」を、省令及びガイドラインに盛り込めないか、検討されたい。

【個人】

(1)1-1-1. 名誉権

・昨今、インターネット上で誹謗中傷や名誉棄損を行う者には、意図的に「学術研究」となりすますことにより、誹謗中傷や名誉棄損ではない、と振る舞う者が存在します。このような者は、不適切な書き込みを続けるために、情プラ法の抜け道を見つけると危惧しています。

「1-1. 対象となる権利・利益」の「1-1-1. 名誉権」中、最後の「ただし」の段落、「また、仮に適時された事実が真実でなくても行為者において真実と信ずるについて相当の理由がある場合には、故意もしくは過失がなく、名誉棄損は成立しない(最判昭和41年6月23日、以下略)」の部分の悪用を危惧します。

「学術研究」を標榜することにより「行為者において真実と信ずるについて相当な理由がある」かのように装い、「故意もしくは過失がなく、名誉棄損は成立しない」と認定させることで、削除を回避する行為が発生しないよう、容易く自称し得る「学術研究」のような標榜については「真実と信ずるについて相当の理由」と認定されることがないような措置をお願いしたいです。

(2) 私生活の平穩

① 部落差別に関わる投稿を削除基準に入れること

「全国部落調査」復刻版差止裁判の東京高裁判決より、ガイドライン案を支持します。

②同和問題に精通した専門調査委員を設置すること

外国の会社の場合でも日本固有の差別に対して適切に対応できるよう、同和問題に精通した専門調査委員の設置が必要と考えますので、ガイドライン案を支持します。

③削除の迅速化を確保すること

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部を改正する省令」案の第16条に、申出者に対する通知の期間を7日間とすることがしめされているため、ガイドライン案を支持します。

また、現行では、「ヌード画像などの『リベンジポルノ』のような書き込みは比較的早く削除されるのに対し、『部落差別』の書き込みが削除に至る率が低い、又は遅いといった差が見受けられるようです。案件によって削除に至るまでの期間に大きな差が生じないようなガイドラインにしていきたいと思えます。

以上よろしくお願ひします。

【個人】

ガイドライン案に基本的に賛同しますが、インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではありません。

このガイドラインのP27～ P28にある東京高判令和5年6月28日判タ1523号143頁にある「差別を受けない権利」は、「不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ること」を「人格的な利益」として保障するものであり、この権利を実効的に救済するためには、差別を受ける「おそれ」を除去し、差別を受ける恐怖から解放されなければなりません。

そのためには、部落差別そのものが全般的に否定され、排除されなければならないと考えます。「同和地区(被差別都落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させています。こうした問題に歯止めをかけることも重要な課題です。

また、現在の自分が直接には差別の対象になっていなかったとしても、同じ境遇にある他者が差別を受けている状況では、差別の矛先がいつ自分に向くかわからないという不安と恐怖に怯えながら生活しなければならな

いといった現実もあります。この問題は、特に人生の節目ともいえる就職や結婚の場面で当事者の多くが持たされるものです。

私にも、大学に通う子どもがおり、今後の進路や結婚の場面を想像すると、その不安を払拭することはできません。

もちろん上記の趣旨が引用されていると考えますが、当事者からの意見等を踏まえ、削除対象となる権利侵害情報事案を収集してガイドラインを補強し、削除の対象を充実させることを求めます。

【個人】

群馬県に在住していますが、示現社による「曲輪クエスト」を見ました。安中市や高崎市の部落の町の中の様子や教育集会所、近くのお墓に記された名字や白山神社の位置等について暴露および撮影者の自分なりの説明がなされていました。

このような「識別情報の摘示」が「私生活の平穩」を脅かすのはもちろんですが、そこに住んでいる人で、自分の住む地区が同和地区であり、自分がその対象者であることを知らなかった人がそれを見て知ってしまうというのも、「私生活の平穩」を脅かす行為だと考えます。私は正しく知ってそれに立ち向かえるような部落の人の在り方がよいと考えていますが、そんな簡単な問題ではなく、運動体で盛んに活動している人も大人になるまで知らなかったという人も多く、当事者が「知らないままでの権利」もあってよいのではないかと思います。

次に、平穩を脅かす行為は「識別情報の摘示」だけではありません。日常生活の中で、身近な壁や電柱、公衆トイレなどに落書きとして、「えた」などの賤称語を見たことは私はありません。しかし、インターネット上では、「穢多」や「被差別部落出身」という言葉はよく見ますし、有名人をさらすということも普通に行われています。このような、「えた」「非人」「部落民」などといった賤称語を使った表現も、使われた側にとって「私生活の平穩」を脅かされる行為です。対象となった有名人のみならず、その記事を見た被差別部落の人にとっても、そのようなことがネットで堂々と行われていることは、「私生活の平穩」を脅かされる行為となります。

もうひとつ、「悪意ある差別的表現」も含めるべきです。「悪意ある」としたのは、現在では日常よく使われる言葉でも、差別的な表現とされる場合があります。例えば「一般」という言葉の反対語が「特殊」であるため、「一般地区」という言葉も使わない方がよいとされます。しかし、「特殊部落」は明らかに差別的な表現ですが、それに対して「一般地区」と言った場合、悪意は感じられません。杓子定規に行くことは、言葉狩りに過ぎないので、「悪意がある」ものにかぎるのでよいと思います。

最後に、どんなによい法律や規則ができて、それを人々に周知できれば守られませんか、使えません。

広報活動もよろしくお願いたします。

【個人】

部落差別解消法に基づき、削除ガイドラインに「同和地区の識別情報の摘示」を盛り込むよう意見します

【個人】

昨今、部落差別を助長し、個人情報をインターネットでばらまく悪質な人が増えています。1-1-3プライバシーの侵害にあたります。ぜひ以下のような情報に関しては削除基準として、規定に入れてください。

同和地区の所在地情報

同和地区出身者であることを示す情報

出身者の身元調査につながる情報

地区の土地などへの忌避を示す情報

地区やその住民の排斥や差別を呼びかける情報

具体的な削除内容が記載されることで、差別解消につながります。ぜひよろしくお願いたします。

【個人】

ガイドライン案に賛成の立場で意見を述べます。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではありません。「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させています。こうした問題に歯止めをかけることが重要と考えます。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象とされることを強く望みます。

【個人】

情報流通プラットフォーム対処法の第26条(削除基準)に関するガイドラインの「1-1-4 私生活の平穏」について」に関して以下の通り意見を述べたいと思います。ガイドライン案では鳥取ループ・示現舎による「全国部落調査」復刻版の出版差し止めと同和地区WIKIによる被差別部落に関わる情報をインターネット上にアップすることの差し止めを求めた裁判で、昨年末確定した東京高裁の判決を引用し「同和地区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘し、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支

持したうえで、以下の意見を述べます。

同和地区の所在地リストおよび所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

同和地区出身者であることを示す一方的なアウトティング情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや動画、画像等の情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

同和地区の土地建物に関わる動画、画像等の情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるものですべてを削除の対象としていただきたい。

以上こうしたことを迅速に判断できる体制をプロバイダに構築すべく指導をお願いいたします。

【個人】

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関し意見

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記したり、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為です。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えています。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案も分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望します。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げに

よりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待します。

【個人】

私はガイドライン案については基本的には賛同しておりますが、さらに具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望んでおります。現状、同和という文言を「童話」に替えたり、部落民を「B民」と表記したりして、同和地区や同和地区出身者に対する偏見等の情報を流布したりする行為がされています。このような差別行為にも対応できるように、具体的な例として上記のことについても盛り込んでいただきたいと思います。

【個人】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。ぜひ検討されたい。

【個人】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落差別者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、対規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。ぜひ検討されたい。

【個人】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【個人】

「部落差別が私生活の平穏を脅かすものである」との趣旨を示したガイドライン案を基本的に支持・賛同する。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問

題(識別情報の摘示)だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増幅させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

昨年7月24日から8月4日まで訪日調査をした国連「ビジネスと人権」作業部会の日本報告書でもリスクに晒されているグループとして「部落」と指摘されていることも踏まえ、対応されたい。

【個人】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べます。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではありません。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させています。こうした問題に歯止めをかけることが重要であります。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象としてください。

【個人】

私は部落差別をなくするために、日々活動をしている地方議員の立場から、本ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものであります。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていますので、いわゆる同和地区の識別情報の摘示は本ガイドライン案に盛り込まれる前提で意見します。

例えば、わざと同和という言葉を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの、具体的には「■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である

と考えます。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えています。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集も必要であり、また行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望します。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待します。ぜひ検討していただきたいと思います。

【個人】

・昨年6月、全国部落調査復刻版出版事件裁判において、「差別されない権利」を認める判決が出されたが、これは、当該ガイドラインの他人の権利侵害情報として保護されるべき権利である、「プライバシー」「私生活の平穩」「肖像権」に該当するものと考えます。

ついては、同和地区に関する識別情報の摘示や賤称語、その他部落差別に繋がるような書き込み等の情報が権利侵害情報に該当し、送信が防止されるよう要望します。

【個人】

私たちは「部落差別が私生活の平穩を脅かすものである」との趣旨を示したガイドライン案を基本的に支持・賛同する。

ガイドライン案をふまえて大規模プラットフォーム事業者の自主的な取り組みが積極的に推進されることを期待しますが、ある程度国が何が差別か・人権侵害にあたるのかを示さなければ、表現の自由との兼ね合いもあり自ら自主規制を行うのは非常に難しいと思われます。

意見に関して、例えば「〇〇(比較的広域な地域)の一部に部落(同和地区)がある。ガラ(治安)の悪いところだからすぐわかる」等々という情報である。投稿された対象地域が広域であったとしても、文脈上からも、当該地域及び被差別部落に対する偏見を流布し、地域社会に亀裂や分断を生じさせかねない。加えて「被差別部落出身者とみなされる差別」も含まれる。私たちは「私生活の平穩」を脅かすものであり削除の対象とすべきである。

ガイドライン案をふまえて、具体的な部落差別につながる情報(投稿)が削除の対象となるよう、大規模プラットフォーム事業者に働きかけていただきたい。

【個人】

私は「部落差別が私生活の平穩を脅かすものである」との趣旨のガイドライン案を支持します。

私自身、被差別部落の出身者であり、現実の社会における部落差別の厳しさを身を持って痛感しています。ただでさえ、このような状況であるなか、インターネット上での部落差別・人権侵害情報は枚挙にいとまがありません。2016年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されましたが、今もってネット上での部落差別は無駄状態となっています。

ガイドライン案をふまえてプラットフォーム事業者自らが、「表現の自由」を尊重しつつ、差別・人権侵害情報については、厳しい自主規制が積極的に推進されることを期待するものです。

先日、偶然見かけたYahoo知恵袋での投稿では、「□□(地名)の治安について教えてください」との質問に対し、ベストアンサーに選ばれたのは、「□□(地名)地区には、○○(地名)と▲▲(地名)という同和地区があり、暴走族なども多く、行ってはいけないところ」というものでした。治安を尋ねる質問に対し、このようなデマに加え、部落差別が付随したベストアンサーは、当該地域及び被差別部落に対する偏見を流布し、部落差別を増長させかねない非常に危険な情報で、私たちの「私生活の平穩」を脅かすものであり削除の対象とすべきと考えます。

具体的な部落差別につながる情報(投稿)が削除の対象となるように、このガイドライン案で国としてお手本を示して頂きたい。

【個人】

ガイドライン案に賛同の立場からご意見を述べさせていただきます。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、同和地区の識別情報の摘示のみが問題ではないと思います。当然、「識別情報の摘示」は当ガイドライン案に盛り込んでいただけという前提で意見を述べますが、それ以外にも、2016年に施行された、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」、さらには、2019年に施行された「アイヌ施策推進法」、2023年に施行された「LGBT理解増進法」などを踏まえると、このガイドライン案には、少なくとも、同和地区の識別情報の摘示はもちろんのこと、部落、在日、障害者、アイヌ、LGBTなど、被差別という共通の属性を持つ不特定多数の集団(一個人にとどめないこと)が反映されなければならないというのが、私の立場です。

特定の共通した属性に対するデマや偏見、差別的な揶揄、差別的表現の情報を流通させることにより、差別意識を増長させています。こうした問題に歯止めをかけることが重要であると考えております。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、一個人にとどめることなく、被差別の対象となりうる少数派集団がこの法律によって守られることを期待しながら、「表現の自由との兼ね合いは総務省が責任を持つ」という覚悟で、ガイドライン案のさらなる充実をお願いいたします。

【個人】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題（識別情報の摘示）だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【個人】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べさせていただきます。

インターネット上で放置状態となっている部落差別は、特に被差別部落の所在地情報が垂れ流されている問題（識別情報の摘示）が大きな問題であると考えます。

私は父方の祖父も祖母も、母方の祖父も祖母も、全員が被差別部落出身者で私自身も当然のことながら、被差別部落の人間です。私個人は、被差別部落出身者ということを隠して生活はしていませんが、私の仲間や親戚、知人の多くが、被差別部落出身者ということを隠して、バレることに極端に怯えながら生活をしています。こうした現実からお分かりいただけるように、現実の社会での部落差別は非常に根強いものがあり、結婚など、人生の大きな決断・選択の場合に、部落差別によって、引き裂かれてきた多くの人々を見てきました。このように部落差別の問題はまだまだ解決したとは言えず、多くの人々が、「我がふるさとを隠す」生活を送っている現実をまずは訴えておきたいと思います。

さらに近年では、インターネットの発達により、部落差別の問題はネット上では無法地帯と化しています。したが

って、強調しておきたいのは、このガイドライン案に必ず、識別情報の摘示が削除の対象である旨、明確に盛り込んでいただきたい。

法務省は平成30年12月27日付で、インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件 及び処理について(依命通知)を出していますが、これとて、本省と地方法務局との間に温度差があり、必ずしもこの依命通知通りの運用がなされてはいません。さらには、地方法務局職員レベルでは、「表現の自由」を隠れ蓑に、「いったい何が差別であって、どのようなことが人権侵害に当たるのか」ということすら、わかっていない職員も多いのが現状です。このガイドライン案に識別情報の摘示が明確に盛り込まれることは、この依命通知をさらに補完し、具体化するものであると考えています。

さらには、「同和地区」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する誤った認識や、悪意を持つ書き込み、差別的な表現を用いた情報が、偏見や差別意識を増幅させ、正しい知識、認識を持っていない人々の間で、まことしやかに拡散している。このような悪循環は、ただちになくするべきと考えます。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、また、確定判決となった「差別されない権利」を守るため、同和地区の識別情報の摘示については削除の対象である旨、明確に謳っていただきたい。

もう一点、この法律をさらに充実させる観点から、「〇〇(個人名)は部落民だ」などの一人の人間を対象にするのではなく、「被差別部落」であったり、「障害者」であったり、「LGBT」などの、同じ属性のグループに対しても、その投稿内容が前後の文章から差別・人権侵害であると判断できる投稿については、いくら「表現の自由」が保障されていても、削除の対象になるようにしていただきたい。

このガイドライン案が、インターネット上から、一日も早く、「差別・人権侵害」をなくする柱として、大規模電気通信事業者自らの自主規制の見本となるように、より具体的で、より即効性のあるガイドラインとなるよう、識別情報の摘示はもちろんのこと、差別を受けている集団に対しても適用されるように、総務省の皆さんの英知を結集して、よりよいガイドラインを作成していただくことを切に希望します。

【個人】

情報流通プラットフォーム対処法の第26条に関するガイドライン 私生活の平穩 について

同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい

同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい

同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい

同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい

同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるのですべてを削除の対象としていただきたい

【個人】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題（識別情報の摘示）だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【個人】

私は「部落差別が私生活の平穏を脅かすものである」との趣旨を示したガイドライン案を基本的に支持・賛同します。

ガイドライン案をふまえて大規模プラットフォーム事業者の自主的な取り組みが積極的に推進されることを期待します。

意見に関していえば、例えば「〇〇(比較的広域な地域)の一部に部落(同和地区)がある。ガラ(治安)の悪

いところだからすぐわかる」等々という情報であります。投稿された対象地域が広域であったとしても、文脈上からも、当該地域及び被差別部落に対する偏見を流布し、地域社会に亀裂や分断を生じさせかねない。加えて「被差別部落出身者とみなされる差別」も含まれる。私は「私生活の平穩」を脅かすものであり削除の対象とすべきであると考えます。

ガイドライン案をふまえて、具体的な部落差別につながる情報(投稿)が削除の対象となるよう、大規模プラットフォーム事業者に働きかけていただきたいと思います。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穩な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

- 1.同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。
- 2.同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。
- 3.同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。
- 4.同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。
- 5.同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるのですべてを削除の対象としていただきたい。

【個人】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。ぜひ検討されたい。

【個人】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【個人】

昨年6月、全国部落調査復刻版出版事件裁判において、「差別されない権利」を認める判決が出されましたが、これは、当該ガイドラインの他人の権利侵害情報として保護されるべき権利である、「プライバシー」「私生活の平穏」「肖像権」に該当するものと考えます。

つきましては、同和地区に関する識別情報の摘示や賤称語、その他部落差別に繋がるような書き込み等の

情報が権利侵害情報に該当し、送信が防止されるよう要望します。

【個人】

1. 被差別部落の所在地情報がインターネット上で流布されること(「識別情報の適示」)は、ガイドライン案でも判例として示されている通り、「人間としても尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益」を侵害する行為であり、「識別情報の適示」に関わる情報は明確に削除対象として明記していただきたい。

2. 被差別部落出身であるということを理由に、侮辱、嫌がらせその他の不当な差別的言動を内容とする情報をインターネット上に流通させる場合も明確に削除対象として明記していただきたい。

3. 「識別情報の適示」や「不当な差別的言動」を削除対象として明記することに関して、被差別部落出身者という属性のみならず、人種、民族、信条、性別、障害、疾病又は性的指向等あらゆる被差別マイノリティを対象とすることを明記していただきたい。

【個人】

私たちは「部落差別が私生活の平穏を脅かすものである」との趣旨を示したガイドライン案を基本的に支持・賛同する。

ガイドライン案をふまえて大規模プラットフォーム事業者の自主的な取り組みが積極的に推進されることを期待する。

意見に関して、例えば「〇〇(比較的広域な地域)の一部に部落(同和地区)がある。ガラ(治安)の悪いところだからすぐわかる」等々という情報である。投稿された対象地域が広域であったとしても、文脈上からも、当該地域及び被差別部落に対する偏見を流布し、地域社会に亀裂や分断を生じさせかねない。加えて「被差別部落出身者とみなされる差別」も含まれる。私たちは「私生活の平穏」を脅かすものであり削除の対象とすべきである。

ガイドライン案をふまえて、具体的な部落差別につながる情報(投稿)が削除の対象となるよう、大規模プラットフォーム事業者に働きかけていただきたい。

【個人】

ガイドライン案本文5ページ「私生活の平穏」について

個人情報等をインターネット上で拡散するような悪質な人がいます。差別されず平穏に生活していくために、以

下のような情報に関しては削除基準として規定に入れてください。

- ・同和地区の所在地に関する情報
- ・同和地区出身者であることについての情報
- ・同和地区出身者の身元調査につながるような情報
- ・地区や土地などを避けるような情報
- ・同和地区やその住民の排斥や差別につながる情報

【個人】

情報流通プラットフォーム対処法第26条に関するガイドライン案において、対象となる権利「1-1-4. 私生活の平穩」を侵害する次に掲げる部落差別に関わる投稿を、大規模特定電気通信役務提供者が策定する削除基準に盛り込むべき違法情報として例示していただきたい。

- (1)同和地区の所在地に係る全ての情報
- (2)同和地区出身者であると示す全ての情報
- (3)同和地区出身者の身元調査につながる全ての情報
- (4)同和地区の土地建物の忌避につながる全ての情報
- (5)同和地区住民への排斥や差別を呼びかける全ての情報

【個人】

情報流通プラットフォーム対処法の第26条に関するガイドライン 私生活の平穩 について

同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい

同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい

同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい

同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい

同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるのですべてを削除の対象としていただきたい

【個人】

情報流通プラットフォーム対処法の第26条に関するガイドライン「私生活の平穏」について

・同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい

・同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい

・同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい

・同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい

・同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるのですべてを削除の対象としていただきたい

【個人】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題（識別情報の摘示）だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとし

て、削除の対象とされたい。

【個人】

ガイドライン案を支持・賛同した上で意見を述べたい。インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、非差別部落の所在地情報が流布される問題だけではないと考える。同和地区や非差別部落出身者など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や非差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、削除の対象とされたい。以上、お願いいたします。

【個人】

ガイドライン案本文5ページ「私生活の平穩」について以下の点をお願いします。

「同和地区の所在地情報」「同和地区出身者であると示す情報」「出身者の身元調査につながる情報」「地区の土地建物の忌避につながる情報」「地区住民の排斥や差別を呼びかける情報」についての投稿など、同和地区等や個人が限定されるものについても削除基準に盛り込んでいただければ幸いです。また、プラットフォーム事業者以外にも、個人のサイトでも悪質なものは適用の対象としてくださるようお願いいたします。

【個人】

関連裁判例(27, 28ページ)が例示され、私たちは「部落差別が私生活の平穩を侵害するもの」と受け止めていただいたことを評価します。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではありません。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている現実があり、こうした問題に歯止めをかけることが重要であると考えます。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、削除の対象とされることを強く望みます。

【個人】

関連裁判例が例示され、私は部落差別が私生活の平穩を侵害するものとして、受け止めていただいたことを積極的に評価し、

ガイドライン案に関して基本的に賛同したい。ガイドライン案をふまえ、意見をのべます。〇〇で起こった事件の犯人は、非差別部落出身者らしいなどと、事実か否かが判明しないまま流布される、部落差別問題に係る情報も削除の対象とされたい。ガイドラインとして公表されることにより、大規模プラットフォーム事業者をはじめとした「権利侵害情報の削除」が積極的に推進され、「部落差別=私生活の平穩の侵害」につながる情報に対する削除等の対応が深化し、インターネット上の部落差別が一刻も早くなくなることを強く望むものです。よろしく願いいたします。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穩な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

1. 同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。
2. 同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。
3. 同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。
4. 同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。
5. 同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるのですべてを削除の対象としていただきたい。

【個人】

同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい

同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい

同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい

同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい

同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるのですべてを削除の対象としていただきたい

【個人】

私は、「部落差別が私生活の平穩を脅かすものである」との趣旨を示したガイドライン案に賛成します。ガイドライン案を踏まえた上で該当する大規模プラットフォーム事業者の自主的な取り組みにより権利侵害等への対処が積極的に推進されることを期待します。

意見を述べると、被差別部落を示唆する内容やその地域の誤った情報等の投稿がインターネット上でなされた場合、その対象地域が広域であったとしても、文脈上当該地域及び被差別部落の特定につながり、また、抽象的な表現であったとしても偏見を助長する情報が流布され、地域社会に亀裂や分断を生じさせる可能性があります。結果として、「被差別部落出身者とみなされる差別」が生じることになりかねません。そのことは私たちにとってまさに、「私生活の平穩」を脅かすものであり、削除の対象とすべきものであると考えます。

ガイドライン案をふまえて、具体的な部落差別につながる情報(投稿)が削除の対象となるよう、大規模プラットフォーム事業者に働きかけていただきたいと考えます。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(東京高判令和5年6月28日判タ1523号143頁)を引用して、「同和地

区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

- ① 同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としてください。
- ② 同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としてください。
- ③ 同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としてください。
- ④ 同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としてください。
- ⑤ 同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるので、すべてを削除の対象としてください。
- ⑥ 部落差別以外であっても、障がい、病気、性的指向、貧困、国籍、性別などで誹謗、中傷、または差別を呼び掛ける情報は、前述、東京高判令和5年6月28日判タ1523号143頁で認められた「不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益」を侵害するものとして、すべてを削除対象としてください。 以上、ご確認、お取り計らいのほど、お願いします。

【個人】

・第26条に関するガイドライン案については、不当に侵害される権利として、「私生活の平穏」をはじめ、「名誉権」、「プライバシー権」等が例示列挙されており、裁判例としても人権上の課題に関するものが取り上げられています。このガイドライン案に示していただいているように、広く人権上の課題に関わるような諸権利に係る誹謗中傷等について削除対象とすることを要望します。

・大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドラインにおける、侵害情報調査専門員については、我が国の文化的・歴史的背景に関する知識も必要であると考えられることから、ガイドライン案の「法令の知識または文化的・社会的背景の理解の観点から、弁護士等の法律専門家や日本の風俗・社会問題に十分な知識経験を有する者」という内容を支持します。

・省令案について、インターネットの即時性や拡散性という特性を考慮すれば、誹謗中傷等の迅速な削除は非

常に重要であるため、省令第16条における「申し出者に対する通知の期間を7日間とする」ことを支持します。

【個人】

私達は同和地区に生まれ差別の対象として社会の人々から意識されています。一般の人達にはなかなか理解できない差別現象かと思いますが過去に於いては結婚差別に悩み自らの命を絶った人もいます。

表現の自由を盾にインターネットに所在地を知らせる書き込みや住宅の表札など

をアップしている現状を差別を助長拡散する以外何物でもありません。

部落差別を助長拡散するもので全てを削除の対象として戴きたくお願い致します。

【個人】

ガイドライン案を支持・賛同した上で意見を述べたい。インターネット上での野放しとなっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(個別の適示)だけではなく、「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的な表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【個人】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開することを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身者であること及びこれを推知される情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざわざ同和という文言を「童話」に変えたり、部落民を「B民」と表記したりし、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきだと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消推進法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その期間において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。ぜひ検討されたい。

【個人】

情報流通プラットフォーム対処法第26条に関するガイドライン案において、対象となる権利「1-1-4. 私生活の平穏」を侵害する次に掲げる部落差別に関わる投稿を、大規模特定電気通信役務提供者が策定する削除基準に盛り込むべき違法情報として例示していただきたい。

- (1)同和地区の所在地に係る全ての情報
- (2)同和地区出身者であると示す全ての情報
- (3)同和地区出身者の身元調査につながる全ての情報
- (4)同和地区の土地建物の忌避につながる全ての情報
- (5)同和地区住民への排斥や差別を呼びかける全ての情報

【個人】

ガイドライン案には賛同で、近年のSNSなどの、部落差別に関して削除の取り組みを積極的に展開されることは良いと思う。

表現の自由は尊重されるべきだが、人権侵害や差別する表現など他者の権利を脅かすことは如何だろうかと思う。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判例(23年6月28日)を引用し「同和地区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を入れており、このガイドライン案を支持します。

なお、以下について部落差別を助長拡散するものであり、全てを削除の対象とするよう御配慮いただきました

い。

- (1)同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込みや動画などの情報。
- (2)同和地区出身であることを示す情報。
- (3)同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報。
- (4)同和地区の土地建物の忌避につながる情報。

また、同和地区住民の排除や差別を呼びかける情報は同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与える恐れがあるので、全てを削除の対象としていただきたい。

【個人】

・私は以前大分市内の同和地区がある小学校に校長として勤務していました。同和地区に住む小学生は、他の小学生と何ら変わりがなく、無邪気で好奇心旺盛で微笑ましい子どもたちです。そうした子どもたちが将来差別をされたり、「差別をされるかもしれない」と不安・心配になるような世の中は、決して許されるものではなく一刻も早く是正しなければならぬと考えています。一方で情報の発達により、インターネット上での同和地区のアウトティングなど逆に差別が助長されていることに危惧と憤りを感じています。こうしたことから下記のことについて強く要望いたします。どうぞよろしく願いいたします。

・大規模プラットフォーム事業者に配置が義務付けられる侵害情報調査専門員においては、我が国の法令や文化的・社会的背景に明るい人材である必要があるとされているが、権利侵害情報の削除に関し適切な判断ができるよう、同和問題(部落差別)をはじめとするあらゆる人権問題に対して正しい認識・理解を有する人材が配置されるよう努めていただきたい。もしくは、同専門員に対して定期的にあらゆる人権問題の研修を実施するなど、人権意識の高揚を図られるよう要望します。

・昨年6月、全国部落調査復刻版出版事件裁判において、「差別されない権利」を認める判決が出されたが、これは、当該ガイドラインの他人の権利侵害情報として保護されるべき権利である、「プライバシー」「私生活の平穏」「肖像権」に該当するものと考えます。

ついては、同和地区に関する識別情報の摘示や賤称語、その他部落差別に繋がるような書き込み等の情報が権利侵害情報に該当し、送信が防止されるよう要望します。

・本法においては、権利侵害情報に対する削除対応の迅速化として、「一定期間内(14日)に削除を申し出た者に削除するか否か、その理由を通知しなければならない」と明記されているが、この「一定期間」が大規模プラットフォーム事業者に遵守され、迅速な対応がなされるよう、毅然とした態度で運用していただきたい。

・本法の対象は、大規模プラットフォーム事業者であり、中小のプラットフォーム事業者やWEB管理者等は法の対象外となっている。また、削除基準の内容がプラットフォーム事業者によって異なることから、法施行後は運用状況の集約及び検証を行い、将来的には共通した削除基準や規律が、中小プラットフォーム事業者を含む通信業界全体で共有されるよう努めていただきたい。

・本法律の施行により、悪質な差別書込みや誹謗中傷が一掃され、被害者が出ないようになることを期待しています。(削除への実効性が発揮できることを願っています)

・被害者からの申出において、「アカウント非保有者であっても申出を行うことができる」ことを評価したい。権利侵害情報に対してより迅速な対応が可能となり、情報拡散の抑止に繋がると思います。

・先日、米メタ社がファクトチェックを廃止すると発表したことから、真偽不明の情報や誹謗中傷の書き込み等がこれまで以上に拡散してしまうのではないかと心配しています。今後、同様の事案が起らないよう、情報流通の適正化を目指し対策を進めてほしい。

【個人】

関連裁判例(27-28ページ)が例示され、私たちは 部落差別が私生活の平穏を侵害するもの とうけとめていただいたことを積極的に評価し、ガイドライン案に関して基本的に賛同するものである。

ガイドライン案をふまえ、意見を述べる。

●●で起こった事件の犯人は、「同和地区(被差別部落)出身者らしい」などと、事実か否かが判明しないまま流布される、部落差別問題に係る情報も削除の対象とされたい。

ガイドラインとして公表されることにより、大規模プラットフォーム事業者をはじめとした 権利侵害情報の削除が積極的に推進され、 部落差別＝私生活の平穏の侵害 につながる情報に対する削除等の対応が深化しインターネット上の部落差別が一刻も早くなくなることを強く望むものである。

【個人】

情報流通プラットフォーム対処法第26条に関するガイドライン案において、対象となる権利「1-1-4. 私生活の平穩」を侵害する次に掲げる部落差別に関わる投稿を、大規模特定電気通信役務提供者が策定する削除基準に盛り込むべき違法情報として例示していただきたい。

- (1)同和地区の所在地に係る全ての情報
- (2)同和地区出身者であると示す全ての情報
- (3)同和地区出身者の身元調査につながる全ての情報
- (4)同和地区の土地建物の忌避につながる全ての情報
- (5)同和地区住民への排斥や差別を呼びかける全ての情報

【個人】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。ぜひ検討された

い。

【個人】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。ぜひ検討されたい。

【個人】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為であ

る。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。ぜひ検討されたい。

【個人】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。ぜひ検討された

い。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

(1)同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象とさせていただきたい。

(2)同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

(3)同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

(4)同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

(5)同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるのですべてを削除の対象としていただきたい。

【個人】

私は「部落差別が私生活の平穏を脅かすものである」との趣旨のガイドライン案を支持します。

現実の社会における部落差別は結婚や就職の際に今なお根強く残っています。このような状況のなか、インターネット上での部落差別・人権侵害情報の拡散は歯止めがかからない実態があります。さらに一度ネット上に出回ったものは、完全に削除することが不可能と思います。

2016年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されましたが、今もってネット上での部落差別は無法状態となっています。

ガイドライン案をふまえてプラットフォーム事業者が、「表現の自由」を尊重しつつ、差別・人権侵害情報に対し、厳格な自主規制が積極的に推進されることを期待するものです。

一方で、やはり「表現の自由」との兼ね合いで、プラットフォーム事業者の対応は非常に難しいことが予測されることから、総務省がある程度、「具体的事例」を示すことが必要だと考えます。

この法律をより良い形で施行するために、このガイドラインを上記の趣旨も踏まえ、充実させていただきたいと切に願うものです。

以上、ご意見とします。

【個人】

1. 被差別部落の所在地情報がインターネット上で流布されること(「識別情報の適示」)は、ガイドライン案でも判例として示されている通り、「人間としても尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益」を侵害する行為であり、「識別情報の適示」に関わる情報は明確に削除対象として明記していただきたい。

2. 被差別部落出身であるということを理由に、侮辱、嫌がらせその他の不当な差別的言動を内容とする情報をインターネット上に流通させる場合も明確に削除対象として明記していただきたい。

3. 「識別情報の適示」や「不当な差別的言動」を削除対象として明記することに関して、被差別部落出身者という属性のみならず、人種、民族、信条、性別、障害、疾病又は性的指向等あらゆる被差別マイノリティを対象とすることを明記していただきたい。

【個人】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【個人】

同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、

すべてを削除の対象としていただきたい

同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい

同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい

同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい

同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるのですべてを削除の対象としていただきたい

【個人】

ガイドライン案では、東京高等裁判所の判決(令和5年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。

このガイドライン案を支持したうえで、以下のとおり意見を述べます。

1. 部落差別に関し、同和地区の所在地リストや所在地、同和地区出身者であることを示す情報、同和地区出身者の身元調査に繋がる書き込みや情報、同和地区の土地建物の忌避に繋がる情報、同和地区住民の排除や差別を呼びかける情報等につ

いて、削除基準に入れていただきたい。

2. インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等の人権侵害行為に対し、迅速かつ適切な対応が図られ

るよう削除基準を策定し公表いただきたい。また、削除基準に基づく運用状況の公表を大規模プラットフォーム事業者に限らず、中小プラットフォーム事業者も含め、啓発活動を強化いただきたい。

【個人】

昨年6月、全国部落調査復刻版出版事件裁判において、「差別されない権利」を認める判決が出されたが、これは、当該ガイドラインの他人の権利侵害情報として保護されるべき権利である、「プライバシー」「私生活の平穩」「肖像権」に該当するものと考えます。

ついては、同和地区に関する識別情報の摘示や賤称語、その他部落差別に繋がるような書き込み等の情報が権利侵害情報に該当し、送信が防止されるよう要望します。

【個人】

ガイドライン案に賛同し、SNSを含むインターネット上で散見されかつ適切な対応がなされていない部落差別に関して、具体的な削除の取り組みを進める法的制度の整備及びそれに関連する実効性のある取り組みを強く要望するものである。日本国憲法では「表現の自由」が保障されている。SNSを含むインターネット上の誹謗中傷に関わる議論においては、常に「表現の自由」の権利の尊重と、その表現の自由をどこまで規制してよいものかという議論が続いてきた。しかし、近年のSNS上などで度を越えた人権侵害については、表現の自由という議論で済まされるものではなく、断固として対応していく必要があると考える。特に、P.27～28の判例でも述べられているが、インターネット上の部落差別の事案は増加傾向にあり、これらに対応する法整備が必要である。「人権侵害や差別する表現の自由」は許容できない。P.27～28に掲載されている「東京高判 令和5年6月28日判タ1523号143頁」においては、憲法13条がすべて国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有していること、憲法14条1項は、すべて国民は法の下に平等であることをそれぞれ定めていることを述べている。また、これらの趣旨等に鑑みると、人は誰も、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穩な生活を送ることができる人格的な利益を有しており、これは法的に保護された利益であるとしている。そのうえで、この判決においても、インターネットの普及に伴い、ったものの、その便宜さの反面において、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったこと、そして、それらに接することによって差別意識が植え付けられる恐れがあり、それにより不安感を抱き平穩な生活を侵害される可能性が述べられている。

憲法で保障されている「表現の自由」は尊重されるべきだが、同様に憲法においては「幸福追求権」「法の下

の平等」も保証されている。そのため、幸福追求権や法の下

の平等が侵害される表現の自由は許容できるも

のではない。そのため、近年、増加傾向であるインターネット上での人権侵害や差別表現については、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきである。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集の取り組みを進めていただきたい。あわせて行政機関等からの削除要請事案の分析を行い、今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。その機関において、積極的な意見交換により、ガイドライン等の強化、そして、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるので、すべてを削除の対象としていただきたい。

【個人】

「部落差別が私生活の平穩を脅かすものである」との趣旨を示したガイドライン案を基本的に支持します。ガイドライン案を踏まえ大規模プラットフォーム事業者の自主的な取り組みが積極的に推進されることを期待します。

事件など発生した時、容疑者の出自に関する情報が流布される、部落差別や外国人差別に係る情報も策所の対象としていただくようお願いします。

インターネット上のあらゆる差別が一刻も早くなくなることを強く期待します。

【個人】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。ぜひ検討されたい。

【個人】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが

積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。ぜひ検討されたい。

【個人】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべ

きと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。ぜひ検討されたい。

【個人】

情報流通プラットフォーム対処法第26条に関するガイドライン案において、対象となる権利「1-1-4. 私生活の平穩」を侵害する次に掲げる部落差別に関わる投稿を、大規模特定電気通信役務提供者が策定する削除基準に盛り込むべき違法情報として例示していただきたい。

- (1)同和地区の所在地に係る全ての情報
- (2)同和地区出身者であると示す全ての情報
- (3)同和地区出身者の身元調査につながる全ての情報
- (4)同和地区の土地建物の忌避につながる全ての情報
- (5)同和地区住民への排斥や差別を呼びかける全ての情報

【個人】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という言葉に「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。

私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。ぜひ検討されたい。

【個人】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。ぜひ検討されたい。

【個人】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。私たちは、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えている。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。ぜひ検討されたい。

【個人】

昨年6月、全国部落調査復刻版出版事件裁判において、「差別されない権利」を認める判決が出されたが、これは、当該ガイドラインの他人の権利侵害情報として保護されるべき権利である、「プライバシー」「私生活の平穏」「肖像権」に該当するものと考えます。

ついては、同和地区に関する識別情報の摘示や賤称語、その他部落差別に繋がるような書き込み等の情報が権利侵害情報に該当し、送信が防止されるように強く要望します。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁判決(2023年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を

支持したうえで、以下の意見を述べます。

- 1 同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報のすべてを削除の対象としていただきたい
- 2 同和地区出身者であることを示す情報のすべてを削除の対象としていただきたい
- 3 同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報のすべてを削除の対象にしていきたい
- 4 同和地区の土地建物の忌避につながる情報のすべてを削除の対象としていただきたい
- 5 同和地区住民の排除や差別を呼びかける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるので、すべてを削除の対象としていただきたい。

【個人】

私たちは「部落差別が私生活の平穩を脅かすものである」との趣旨を示したガイドライン案を基本的に支持・賛同する。

ガイドライン案をふまえて大規模プラットフォーム事業者の自主的な取り組みが積極的に推進されることを期待する。

意見に関して、例えば「〇〇(比較的広範な地域)の一部に部落(同和地区)がある。ガラ(治安)の悪いところだからすぐわかる」等々という情報である。投稿された対象地域が広範であったとしても、文脈上からも、当該地域及び被差別部落に対する偏見を流布し、地域社会に亀裂や分断を生じさせかねない。加えて「被差別部落出身者とみなされる差別」も含まれる。私たちは「私生活の平穩」を脅かすものであり削除の対象とすべきである。

ガイドライン案をふまえて、具体的な部落差別につながる情報(投稿)が削除の対象となるよう、大規模プラットフォーム事業者に働きかけていただきたい。

【個人】

情報流通プラットフォーム対処法第26条に関するガイドライン案において、対象となる権利「1-1-4. 私生活の平穩」を侵害する次に掲げる部落差別に関わる投稿を、大規模特定電気通信役務提供者が策定する削除基準に盛り込むべき違法情報として例示していただきたい。

(1)同和地区の所在地に係る全ての情報

- (2)同和地区出身者であると示す全ての情報
- (3)同和地区出身者の身元調査につながる全ての情報
- (4)同和地区の土地建物の忌避につながる全ての情報
- (5)同和地区住民への排斥や差別を呼びかける全ての情報

【個人】

同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい

同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい

同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい

同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい

同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるのですべてを削除の対象としていただきたい

【個人】

私は「部落差別が私生活の平穏を脅かすものである」との趣旨を示したガイドライン案を基本的に支持・賛同する。その上で、本法律をさらに実効あるものとするために次の点に留意していただきたく、意見を述べる。

・「同和地区(被差別部落)名」「被差別部落出身者」など特定の属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的な表現の情報が流通することにより、差別・偏見意識を増大させている。こうした問題に歯止めをかけるために、これらの情報を削除の対象とされたい。

・「事件の犯人が被差別部落出身者らしい」などの情報が事実かどうか判明しないままに流布され被差別部落に対する差別意識を増大させている。これらに情報も削除の対象とされたい。

・わざと「同和」を「童話」とかえたり「被差別部落」を「B地区」と表現したり、「被差別部落出身者」を「B民」と表記したりして、前後の文脈から部落出身者や同和地区を暴露している情報を流布する行為は、明らかな人権侵害であり削除されるべきである。こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案も分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望する。その機関において、当事者の意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。

・「〇〇市の一部に部落がある、ガラの悪いところである」等々の情報がある。対象地域が広域であったとしても、文脈上から被差別部落や当該自治体に対する偏見を流布し、地域社会に亀裂や分断を生じさせ、さらに当該地域住民を「被差別部落出身者とみなされる差別」も生まれ、「私生活の平穩」を脅かすことにつながる。これらの情報は削除の対象とすべきである。具体的な部落差別につながる情報が削除の対象となるよう、大規模プラットフォーム事業者に働きかけていただきたい。

【個人】

ガイドラインの内容に基本的に賛同した上で、意見を述べます。

当該本文3ページでは「侵害情報調査専門員は、(中略)わが国の法令や文化的・社会的背景に明るい人材である必要がある」とされています。

あらためて、わが国固有の人権問題である「部落差別問題」「アイヌ民族問題」「元ハンセン病回復者及びその家族の問題」等に関して、精通した侵害情報調査専門員を配置することを強く要望いたします。

上記に関連して、本文8ページでは「送信防止措置を講ずるかどうかを検討する者のうち日本語を理解する者(中略)に対する訓練の内容」(施行規則第18条第5項第21号)については、日本の風俗・社会に関する問題(差別問題等)について訓練を実施している場合には、その旨も公表することとする」としています。

この趣旨に賛同いたしますが、訓練には研修も含まれるものと解した上で意見を述べます。

公表については、上記の者だけでなく、侵害情報調査専門員に対する訓練も含めること。

そして「旨」とどまらず、訓練のプログラム内容及びテーマ、今後の計画も含めて公表すべきではないかと考えます

大規模プラットフォーム事業者が率先して高い人権意識を有し、自主的な取り組みをさらに推進していただくこと。そのことが法の対象となっていない中小のプラットフォーム事業者をリードしていくことにもつながるものと考え

えております。

中でも『(1)「できる限り具体的に」(第26条第2項第1号)』の趣旨に賛同した上で意見を述べます。

対象となる大規模プラットフォーム事業者においては、率直に申し上げて「部落差別問題」というカテゴリーを設けて「送信防止措置の実施の基準」を公表していただきたいというのが意見です。

「検討を要する案件」ということであれば、現在、別途「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン(案)」についても意見募集が行われています。そのガイドライン案の中で「1. 他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合 1-1. 対象となる権利・利益」の中で示されたカテゴリーごとに公表していただきたい。

案の段階ではありますが「識別情報の摘示」など部落差別問題は「1-1-4. 私生活の平穏」に位置づけられる方向性が示されています。私たち被差別当事者にとっても対象となるプラットフォーム事業者の「送信防止措置の実施の基準」がわかりやすくなると考えます。

以上の旨に関して、ぜひ大規模プラットフォーム事業者に働きかけを要望いたします。

基本的には記載内容に賛同した上で、意見を述べます。

末尾に「被侵害者以外の者による削除申出についても、第22条から第25条までの規定に準じて、速やかに対応を行うことが望ましい」としています。被侵害者が二次被害、三次被害を受けることのないよう、被侵害者以外からの削除申出の対応につとめていただけることは、被害者救済・支援の取り組みを一段階、前進させたことにもつながるものと考えていて、大いに評価いたしております。

現在、全国各地のいくつかの自治体では、当該自治体の人権関係条例等に基づいて「インターネットモニタリング活動」を実施。当該自治体の住民や関係地域に係るインターネット上での不当な差別や誹謗中傷等の情報を監視する取り組みが推進されています。貴省が示された「情報流通プラットフォーム対処法第26条に基づくガイドライン案」が参考にされることにより、差別的な書き込みをチェックするモニタリング活動がより進むものと大いに期待しているところです。

先日、モニタリング活動している団体等からお話を伺う機会がありました。その中で、個人を対象とした問題事案のケースで、その被害に気付いていない当事者に「被害を受けている」旨を連絡することもできず、本人の同意を得ることができないために、当該の権利侵害情報等にどう対処するのが望ましいか、懸案課題となっているとのことでした。

一般に、各地方方法務局の人権擁護機関はもとより、行政サービスの手続きは「本人申請(あるいは相談)」が原則であることは理解しています。しかし、結局のところ、問題のある事案(権利侵害情報)が放置されてしまっている実情もあるのではないかと懸念するところです。

SNS上では被害者が気づかないところで誹謗中傷されたり、権利侵害されたりしているケースも散見されます。本人の同意が得られない場合であっても被侵害者以外の第三者からの削除申出に、対応の迅速化を図るための一定のルールづくりも必要かと考えています。

前述のモニタリング活動を通じて発見した「個人を対象とした権利侵害情報(誹謗中傷等含む)」に関して、被侵害者に伝えないままでも、被侵害者の救済を目的に「被侵害者以外の者」が代理して削除を申し出た場合でも、対応の迅速化の取り組みが進められるようお願いしたい。

ガイドライン案の内容に賛同した上で、あらためて意見を述べます。

人種差別的なヘイトスピーチなどの攻撃で授業を妨害された京都朝鮮学園が「在日特権を許さない市民の会(在特会)」に損害賠償を求めた訴訟で、最高裁第3小法廷は2014年12月10日までに在特会側の上告を棄却。大阪高裁判決が確定判決となりました。

については、関連裁判例の一覧に「大阪高等裁判所平成25年(ネ)第3235号」の4～5ページを引用していただくことを要望いたします。

中でも「一般に私人の表現行為は憲法21条1項の表現の自由として保障されるものであるが、私人間において一定の集団に属する者の全体に対する人種差別的な発言が行われた場合には、上記発言が、憲法13条、14条1項や人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、合理的理由を欠き、社会的に許容しうる範囲を超えて、

他人の法的利益を侵害すると認められるときは、民法709条にいう「他人の権利又は法律上保障される利益を侵害した」との要件を満たすと解すべきであり、(中略)人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨を私人間においても実現すべきものである」と示されています。

他方、2016年に成立したヘイトスピーチ解消法は理念法であり、民法709条の不法行為に基づく損害賠償請求権においては違法性を問うものではないとされています。であるならば「SNS上において不当な差別的言動」を行う行為に対し、法律より上位となる人種差別撤廃条約の趣旨をふまえた、削除等の対策が講じられるべきと考えます。

事実、SNS上では特定の属性に対して偽・誤情報を流布し、偏見・差別を煽る言動等が繰り返されています。この間、人権教育・啓発に係る取り組みがないがしろにされた上に、当該属性の者は「私生活の平穏」が脅かされるのは間違いありません。

「差別する表現の自由は許さない」という私たちの立場から、上記の人権課題への対応の在り方を検討していくために、削除の申出がより一層促進されることにより、さらに法制度の整備に向けた「立法事実」が蓄積されるのではないのでしょうか。ぜひご検討をお願いします。

ガイドライン案に基本的に賛同するとともに、インターネット上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものです。

そこで、関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関わって意見を述べます。

一例ですが「同和」という文言を「童話」に、「部落民」を「B民」と表記し、前後の文脈からみても明らかに同和地区や被差別部落出身者に関する情報(偏見や偽・誤情報、差別的言動等)が流されている事実があります。

「表現の自由」は尊重されるべきと理解していますが、私たちは「人権侵害や差別につながる表現の自由」は

許さないという立場であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきであります。

「表現の自由」とも関わって、上記のような情報の流布が「私生活の平穩」として削除の対象となるのか否か一。今後、意見募集(2)のガイドライン案に基づき、大規模プラットフォーム事業者による自主的な取り組みに委ねられることとなります。については「削除されなかった事案及びその理由」を中心に収集し、「立法事実」を蓄積する観点からも、それら事案等の分析がとても重要になるものと考えます。

「情報流通プラットフォーム対処法」成立過程での附帯決議を具体化する「第三者機関の設置の検討」にもつながります。検討をお願いしたい。

【個人】

令和6年12月、最高裁は全国部落調査復刻版出版事件裁判に係る上告を退け、令和5年6月の東京高裁の判決が確定しました。これは、当該ガイドラインの他人の権利侵害情報として保護されるべき権利である、「プライバシー」「私生活の平穩」「肖像権」に該当するものと考えます。

つきましては、同和地区に関する識別情報の摘示や賤称語、その他部落差別に繋がるウェブ上での書き込み等の情報が権利侵害情報に該当し、送信が防止されるよう要望します。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穩な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

- 1.同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。
- 2.同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

3.同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

4.同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

5.同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるのですべてを削除の対象としていただきたい。

【個人】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べます。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案については、被差別部落の所在地情報が流布される問題や識別情報の摘示ではありません。

同和地区や被差別部落出身者など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させています。こうした問題に歯止めをかけることが重要です。

また、ガイドライン案の関連する裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象とされよう求めておく。

【個人】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べます。

インターネット上では野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)ではありません。

「同和地区(被差別部落)や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要です。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象としてほしい。

【個人】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べます。

インターネット上では野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではありません。

「同和地区(被差別部落)や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要です。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象としてほしい。

関連裁判例(27、28ページ)が例示され、私たちは「部落差別が私生活の平穏を侵害するもの」とうけとめていただけたことを積極的に評価し、ガイドライン案に関して基本的に賛同します。

ガイドライン案をふまえ、意見を述べる。「●●で起こった事件の犯人は、同和地区(被差別部落)出身者らしい」などと、事実か否かが判明しないまま流布される、部落差別問題に係る情報も削除の対象にしてほしい。

ガイドラインとして公表されることにより、大規模プラットフォーム事業者をはじめとした「権利侵害情報の削除」が積極的に推進され、「部落差別＝私生活の平穏の侵害」につながる情報に対する削除等の対応が深化し、インターネット上での部落差別が一刻も早くなくなることを強く望みます。

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望みます。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見します。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為があります。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許されないという立場です。

私は、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えています。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラット

フォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する「協議機関」の整備を要望します。

その機関において、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げのよりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待します。ぜひ検討をお願いします。

私は「部落差別が私生活の平穩を脅かすものである」との趣旨を示したガイドライン案を基本的に支持・賛同します。

ガイドライン案をふまえて大規模プラットフォーム事業者の自主的な取り組みが積極的に推進されることを期待します。

意見に関して、例えば「〇〇(比較的広域な地域)の地域の一部に部落(同和地区)がある。ガラ(治安)の悪いところだからすぐわかる」等々という情報があります。投稿された対象地域が広域であったとしても、文脈上からも、当該地域及び被差別部落に対する偏見を流布し、地域社会に亀裂や分断を生じかねません。加えて「被差別部落出身者とみなされる差別」も含まれます。私は「私生活の平穩」を脅かすものであり削除の対象とすべきです。

ガイドライン案をふまえて、具体的な部落差別につながる情報(投稿)が削除の対象となるよう、大規模プラットフォーム事業者に働きかけてください。

【個人】

役務提供者の指定基準は、平均月間発信者数や平均月間延べ発信者数が基準となっています。いずれも高数値であり、現実的には指定される役務提供者は巨大企業に限定されます。法改正時点ではやむを得ない面もありますが、違法・有害情報は事業者の規模を問わず発信されます。既に中小事業者や個人が発信している情報において人権侵害事案も散見されます。5年後に法の見直しが予定されていますが、指定基準については前倒しで検討し、早期にすべての情報発信役務提供者を対象とすべきと考えます。

侵害情報調査専門員の選任に当たっては、ガイドライン指摘のとおり「我が国の法令や文化・社会的背景に明るい人材である必要がある」ことに賛同します。

我が国特有の人権侵害については、アイヌ差別やハンセン病回復者、被差別部落、在日コリアン等々他国にはない事象が多く存在します。しかしながら、これらすべての差別事象について「社会的背景に明るい人材」は極めて少数であると言わざるを得ません。

つきましては、一部の専門員については外部委員の選任を了とすべきと考えます。また、外部精通者(とりわけ被差別当事者)からの意見聴取、助言を求めるなど連携することを可とすべきと考えます。

被害者救済を速やかに行うために、申し出を受けた日から14日以内(総務省令により7日)に、措置を講じた場合(講じなかった場合)の理由を通知することに賛同します。

一方、「やむを得ない理由」については、(第2項第3条)で「調査を専門員に行わせることとしたとき」が明記されています。おそらく多くの専門員は弁護士が担うことが予想されており、多忙を理由として期限内措置を延期する事案が多発することが懸念されます。ガイドラインにおいて、「多忙」は「やむを得ない理由」には該当しない旨を明記すべきと考えます。

人権侵害の区分において、名誉権やプライバシー、商標等は比較的理解しやすい権利です。それらに加えて、「私生活の平穏」項目を別記し、高裁判決(令和5年6月)「最高裁確定確定令和6年12月」を例示したことは大いに賛同します。

SNS上において、在日コリアンに対するヘイト投稿は後をたちません。「祖国へ帰れ」は差別であること(横浜地裁令和5年10月)、また出自に関するヘイト投稿(東京高裁令和6年2月21日)についても関連判例一覧に記載していただきたいと考えます。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

1 同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

2 同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

3 同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の

対象としていただきたい。

4同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

5同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるのですべてを削除の対象としていただきたい。

【個人】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望むものである。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見する。

例えば、わざと同和という文言を「童話」にかえたり、部落民を「B民」と表記したり、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの。具体的には「■■(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為である。

当然「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許されない行為である。こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考える。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集。あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応の整備を要望する。

そして、当事者からの意見等をふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待する。

【個人】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【個人】

ガイドライン案を支持した上で、意見を述べます。

インターネット上では野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではありません。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増幅させています。こうした問題に歯止めをかけることが重要です。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、削除の対象としていただきたい。

私は「部落差別が私生活の平穩を脅かすものである」との趣旨を示したガイドライン案を基本的に支持します。

ガイドライン案をふまえて大規模プラットフォーム事業者の自主的な取り組みが積極的に推進されることを期待します。

意見に関して、例えば「〇〇(比較的広域な地域)の地域の一部に部落(同和地区)がある。ガラ(治安)の悪いところだからすぐわかる」等々という情報があります。投稿された対象地域が広域であったとしても、文脈上からも、当該地域及び被差別部落に対する偏見を流布し、地域社会に亀裂や分断を生じかねません。加えて「被差別部落出身者とみなされる差別」も含まれます。私は「私生活の平穩」を脅かすものであり削除の対象とすべきと考えます。

ガイドライン案をふまえて、具体的な部落差別につながる情報(投稿)が削除の対象となるよう、大規模プラットフォーム事業者に働きかけてください。

【個人】

ガイドライン確認しました。

ガイドライン案本文5ページ「私生活の平穩」について、同和地区や被差別部落出身者などに対する偏見や誤

った情報が流布されていることについて、歯止めをかけることが重要とする関連裁判例を取り上げられたこと、部落差別をはじめとする様々な人権問題の解消に向けて取り組んでいる私たちの思いを汲み取っていただけた法になるものと、期待し感謝しております。

しかしながら、このことについて、2点要望もあります。

1点目。「識別情報の摘示」について。

具体的にどのような文言や画像等による表現が削除の対象となるのか。

被差別地区出身者や、障害など様々なハンディキャップを持った人が、「特定される」「貶められる」「誤った情報を流される」といったことについて、明示していただければと考えます。

2点目。「事前周知期間」について。

2週間の周知期間とは長すぎではないか。

生命、財産、プライバシー、生活の平穏といった大事な権利が脅かされているとわかってから、2週間もの間待ち続けなければならないことは、相当な苦痛を伴うことだと考えます。もっと短い期間で対応できるようお願いしたいと思います。

以上2点について、ご配慮よろしく申し上げます。

【個人】

改正案に賛同し、迅速な施行を支持する。

侵害情報専門員の選任基準として「日本の風俗・社会問題に十分な知識経験を有する者」とあるが、ここに「部落差別(同和問題)に関する十分な知識経験」と追記し、権利侵害情報を正確・迅速に削除できるようにすべきである。

部落差別(同和問題)に関する情報を「私生活の平穏などの人格的利益の侵害が成立する」ものとして明確に規定し、対象情報の項目として「部落差別(同和問題)関係」と明記するべきである。

【個人】

関連裁判例(27・28ページ)が例示され、「部落差別が私生活の平穏を侵害するもの」と受け止めていただいた内容であることを評価し、ガイドライン案に関して基本的に賛同し、次の意見を提出します。

「〇〇で起こった事件の犯人は、同和地区(被差別部落)出身者らしい」などと事実か否かが判明しないまま流布される部落差別問題に係る情報も削除の対象とされたい。

ガイドラインとして公表されることにより、大規模プラットフォーム事業者をはじめとした「権利侵害情報の削除」が積極的に推進され、「部落差別＝私生活の平穩の侵害」につながる情報に対する削除等の対応が深化し、インターネット上の部落差別が一刻も早くなることを強く望む。

【個人】

ガイドライン案に関して基本的に賛同します。

ガイドライン案をふまえ、「事件の犯人は、同和地区出身らしい」など、部落差別問題に係る情報も削除の対象としてほしい。

「権利侵害情報の削除」が積極的に推進され、「部落差別＝私生活の平穩の侵害」につながる情報に対する削除等の対応が深化し、インターネット上の部落差別が一刻も早くなることを望みます。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穩な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

- 1 同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。
- 2 同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。
- 3 同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。
- 4 同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

5 同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるのですべてを削除の対象としていただきたい。

【個人】

私たちは「部落差別が私生活の平穩を脅かすものである」との趣旨を示したガイドライン案を基本的に支持・賛同する。

ガイドライン案をふまえて大規模プラットフォーム事業者の自主的な取組が積極的に推進されることを期待する。

意見に関して、「例えば、〇〇の地域に部落がある。そこはガラが悪い。」等という情報である。投稿された対象地域が広域であったとしても、文脈上からも、当該地域及び被差別部落に対する偏見を流布し、地域社会に亀裂や分断を生じさせかねない。加えて「被差別部落出身者とみなされる差別」も含まれる。私たちは「私生活の平穩」を脅かすものであり削除の対象とすべきである。

ガイドライン案をふまえて、具体的な部落差別につながる情報が削除の対象となるよう、大規模プラットフォーム事業者に働きかけていただきたい。

【個人】

「1-1-4私生活の平穩」について ガイドライン案では、東京高裁の判決(和5年6月28日)を引用し、「同和地区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穩な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下のとおり意見を述べます。

1 部落差別に関し、同和地区の所在地リストや所在地、出身者であることを示す情報、身元調査につながる情報、土地建物の忌避につながる情報、同和地区住民の排斥や差別を助長する情報等について全て削除基準に入れていただきたい。

2 インターネット上における個人等に対する誹謗中傷やプライバシーの侵害等のさまざまな人権侵害行為に対し、迅速かつ適切な対応が図れるよう削除基準を策定し公表いただきたい。また、削除基準に基づく運用状況の公表を大規模な事業者に限らず、中小や個人事業者のプラットフォーム事業者も含め、啓発活動を強

化いただきたい。

【個人】

現在、インターネット上やSNS上で被差別部落の所在地を晒す画像や動画の投稿が続いている。昨年最高裁判決で確定した判決文の中にも、このようなさらし行為は平穏な生活を送る権利を侵害するものとして書き込まれている。このことから部落差別に関わって所在地をさらしたり、B地区や童話などの隠語を使い差別を助長するようなものについては削除対象とすべきではないか。

【個人】

26条に関するガイドライン案については、私生活の平穏に係る裁判例で、部落差別に関する判決が取り上げられていることから、同和問題をはじめ人権課題に関する差別表現を削除対象とすることを要望します。大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン案については、専門調査委員について、日本の風俗や社会問題に十分な知識経験を有する者としていることから、支持します。省令案については、第16条において、申出者に対する通知の期間を7日間としている点を支持します。

【個人】

本ガイドラインが示すとおり、人権上の諸課題について広く対象とすることを要望します

【個人】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べさせていただく。インターネット上で野放し状態である部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布されているという問題(識別情報の摘示)だけではない。「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽または誤った情報や差別的な揶揄、差別的な表現の情報が流通することにより、特に部落問題(同和問題)にあまり詳しく知らない人が、この情報によって間違った認識や価値観を持ち、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象にしていただきたい。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するもので

ある」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

1 同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

2 同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

3 同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

4 同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

5 同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるのですべてを削除の対象としていただきたい。

【個人】

ガイドライン案に対し基本的に支持・賛同した上で、意見を述べます。

インターネット上で見られる部落差別の事案は、いわゆる識別情報の適示だけではない。「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽った情報・誤った情報や、意図的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を助長・増大させている。こうしたゆゆしき現状に歯止めをかけることが必要です。

ガイドライン案の関連裁判例でも述べられているように、「私生活の平穏」を侵害するものとして、削除の対象としていただくことを求めます。

【個人】

・被差別地区に関する識別情報の適示や賤称語、その他部落差別に繋がるような書き込み等の情報が権利侵

害情報に該当し、送信が防止されますよう要望します。また、削除対応の迅速化として「一定期間」が大規模プラットフォーム事業者に遵守され、悪質な差別書き込みや誹謗中傷が一掃されることを期待します。

【個人】

現代の日本社会において、インターネット上における誹謗中傷、差別的な言葉や書き込みによる人権侵害の状況は目に余るものがあります。

そのようななか、新たなガイドライン案において「私生活の平穩」という項目を設け、インターネット上の人権侵害に一定の歯止めをかけようとしていることについては、意義あるものとして大いに賛成したいと思います。

しかし近年の状況を見るに、インターネット上の差別的状況は「私生活の平穩」という言葉ではくれないものがあると思います。

2016年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定された背景にインターネット上の部落差別が無法地帯とも言える状況があったことが想起されるべきです。そのことを考えれば、ガイドラインにおいて「差別解消」という観点からさらに一步踏み込んだ取り組みがなされる必要があることは、火を見るより明らかです。

現在、様々な自治体においてインターネット上のSMSや掲示板を見回り、差別的な書き込みについてインターネット管理者に削除要請を行うという取り組みが行われています。そのような取り組みに学び、当事者を含めた協議委員会を設けて、差別を解消するという目的に向けてガイドラインを補強する取り組みを進めることを強く求めます。

【個人】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題（識別情報の摘示）だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを推

知らせる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

- 1 同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。
- 2 同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。
- 3 同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。
- 4 同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。
- 5 同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるのですべてを削除の対象としていただきたい。

【個人】

ガイドライン案を支持・賛同した上で意見を述べたい。
インターネット上には、部落差別を助長するような投稿が数多くある。例をあげると引っ越しにともない引っ越し先の治安を尋ねる投稿に対するアンサーが部落差別を助長する内容だったこともある。

【回答アンサー】

〇〇駅にも近いし、そういった意味で便利です。ただ、□□近辺には、ちょっと「…」な地域があるのも事実です。こういうことを言うことが差別助長につながるといけないのですが、はっきりいって、「部落(同和)地区」があります。(中略)□□近辺の〇〇区〇〇や〇〇区〇〇(実在する地名)などの一部は、いわゆる部落地域であ

ったことは間違いありません。(中略)旧部落地域は治安にやや問題があったりしますので、避ける人もいらっしやいます。

このような回答のアンサーがベストアンサーだったりしている。

親切に相談にのっているようなアンサーだが、部落差別を助長している。

このような内容は私生活の平穩を侵害するもとして削除されたい。また、このようなインターネット上の部落差別をはじめ、様々な差別が一刻も早くなくなることを強く望む。

【個人】

同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい

同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい

同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい

同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい

同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるのですべてを削除の対象としていただきたい

【個人】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取組が積極的に展開されることを強く望む。「表現の自由」は尊重されるべきだが、「人権侵害や差別する表現の自由」は許さないという立場である。「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させて

いる。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。ガイドライン案をふまえて、具体的な部落差別につながる情報(投稿)が削除の対象となるよう、大規模プラットフォーム事業者に働きかけていただきたい。

【個人】

26条のガイドライン案については、私生活の平穩に係る裁判例で、部落差別に関する判決が取り上げられていることから、同和問題など人権課題に関する差別表現を削除対象とすることを要望します。

大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン案では、専門調査委員を、日本の風俗や社会問題に十分な知識経験を有する者としていることから、支持します。

省令案では、申出者に対する通知の期間を7日間としているため、支持します。

【個人】

26条のガイドライン案では、私生活の平穩に係る裁判例で、部落差別に関する判決が取り上げられていることから、同和問題をはじめ人権課題に関する差別表現を削除対象とすることを要望します。

大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン案では、専門調査委員を日本の風俗や社会問題に十分な知識経験を有する者としていることから、支持します。

省令案については、第16条で申出者に対する通知の期間を7日間としている点を支持します。

【個人】

私生活の平穩に係る裁判例で、部落差別に関する判決が取り上げられているため、同和問題等、人権課題に関する差別表現を削除対象とすることを支持します。

大規模事業者の義務に係るガイドライン案では、専門調査委員を、日本の風俗や社会問題に十分な知識経験を有する者としていることから、この案を支持します。

総務省令案では、第16条で、申出者に対する通知の期間を7日間としているので支持します。

【個人】

ガイドライン案本文5ページ「私生活の平穩」についての意見です。ガイドライン案には基本的に賛成ですが、案文に是非「同和地区の所在情報」や「同和地区出身者であると示す情報」、さらに「地域住民に排斥や差別を

呼びかける情報」などについての投稿も削除基準に盛り込んでほしいと思います。さらにプラットフォーム事業者以外にも、自前のサイトでも悪質なものは適用対象としていただきたいと思います。

【個人】

関連裁判例(27、28ページ)が例示され、私たちは「部落差別が私生活の平穩を侵害するもの」とうけとめていただいたことを積極的に評価し、ガイドライン案に関して基本的に賛同するものである。

ガイドライン案をふまえ、意見を述べる。

「○△□で起こった事件の犯人は、同和地区(被差別部落)出身者らしい」などと、事実か否かが判明しないまま流布される、部落差別問題に係る情報も削除の対象とされたい。

ガイドラインとして公表されることにより、大規模プラットフォーム事業者をはじめとした「権利侵害情報の削除」が積極的に推進され、「部落差別＝私生活の平穩の侵害」につながる情報に対する削除等の対応が深化し、インターネット上の部落差別が一刻も早くなくなることを強く望むものである。

【個人】

本ガイドライン案を支持・賛同したうえで意見を述べる。

平成30年12月27日 法務省権調第123号にて発出された「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について(依命通知)」にもあるように、本邦外出身者、LGBTQ+当事者、障がい者など共通の属性を持つ不特定多数の集団に対する人権侵害を助長・誘発するおそれが高い情報については、削除対象として、本ガイドラインに盛り込んでいただきたい。

また、同和地区に関する情報においては、人権侵害を助長・誘発する恐れが高いものだけでなく、「○○地区は同和地区である。」などといった識別情報の摘示についても削除対象として、本ガイドラインに盛り込んでいただきたい。

なお、大規模特定電気通信役務提供者が具体的な基準を策定できるように本ガイドラインに具体的な事例(文言)を示すなど整備をしていただきたい旨も申し添える。

【個人】

削除対象に部落差別に関する識別情報を含めるガイドラインを支持するとともに、一層の実行力を持たせられ

<p>ることを求めます</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>
<p>差別情報が拡散する前に対処するため、迅速な削除がなされるよう求めます。 また、26条に関するガイドライン案が示す通り、同和問題をはじめとする人権課題に関する識別情報を含められることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>
<p>関連裁判例(27、28ページ)が例示され、私たちは「部落差別が私生活の平穩を侵害するもの」とうけとめていただいたことを積極的に評価し、ガイドライン案に関して基本的に賛同するものである。 ガイドライン案をふまえ、意見を述べる。 「●●で起こった事件の犯人は、同和地区(被差別部落)出身者らしい」などと、事実か否かが判明しないまま流布される、部落差別問題に係る情報も削除の対象とされたい。 ガイドラインとして公表されることにより、大規模プラットフォーム事業者をはじめとした「権利侵害情報の削除」が積極的に推進され、「部落差別＝私生活の平穩の侵害」につながる情報に対する削除等の対応が深化し、インターネット上の部落差別が一刻も早くなくなることを強く望むものである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>
<p>ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。 インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではない。 「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。 ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、削除の対象とされたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>
<p>ガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。</p> <p>1. 被差別部落(同和地区)の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助</p>

長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

2. 被差別部落(同和地区)出身者であることを示す情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

3. 被差別部落(同和地区)出身者の身元調査につながる書き込みや情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

4. 被差別部落(同和地区)の土地建物の忌避につながる情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

5. 被差別部落(同和地区)住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるので、すべてを削除の対象としていただきたい。

【個人】

本ガイドラインは大規模プラットフォーム事業者に向けたものであるが、削除申出に対する対応の迅速化や削除基準の公表がなされることで、人権侵害に係る情報の投稿・流布などに歯止めが掛けられることを期待する。

また、削除基準としても、例えば部落差別については、判例を引用し、「被差別部落地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表」が、私生活の平穏などの人格的利益の侵害に該当するものと明記されるなど、実効性のあるものであると考える。

本ガイドラインを踏まえ、大規模プラットフォーム事業者が、一層、人権侵害に対する自主的な取り組みの推進、適切な運用がなされることを望む。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するもので

ある」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

1 同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

2 同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

3 同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

4 同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

5 同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるのですべてを削除の対象としていただきたい。

【個人】

情報流通プラットフォーム対処法第26条に関するガイドライン案において、対象となる権利「1-1-4. 私生活の平穩」を侵害する次に掲げる部落差別に関わる投稿を、大規模特定電気通信役務提供者が策定する削除基準に盛り込むべき違法情報として例示していただきたい。

- (1) 同和地区の所在地に係る全ての情報
- (2) 同和地区出身者であると示す全ての情報
- (3) 同和地区出身者の身元調査につながる全ての情報
- (4) 同和地区の土地建物の忌避につながる全ての情報
- (5) 同和地区住民への排斥や差別を呼びかける全ての情報

【個人】

ガイドライン案に基本的に賛成の上で意見を述べさせていただきます。

部落差別に関する事案がインターネット上で野放し状態にあると感じています。被差別部落の所在地情報が流布され、さらには、同和地区(被差別部落)や被差別部落出身者などの属性に対する「偽情報・御情報」や差別的な「揶揄・表現」の情報が流されることにより偏見や差別を助長し増長させることになると思います。こうした問題に歯止めをかけることが重要です。

つきましては、ガイドライン案の関連裁判例でも上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして削減の対象としていただきたいと思います。

「権利侵害情報の削除」が進み、インターネット上の差別が一刻も早くなくなるのを望んでいます。そのことが日常生活の中における差別解消につながると思います。

【個人】

ガイドライン案には基本的に賛同の立場で意見します。SNS上で野放し状態の部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く希望します。

関連裁判例として「本件地域の出身等であること及びこれを推察させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに関して意見します。例えば、わざと同和という文言を「童話」に変えたり、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるものが極めて多く存在します。具体的には「〇〇(個人名)は童話関係者(あるいは「B民」)」といった「暴露」や、同和地区(被差別部落)や同和地区出身者全般に対する偏見等の情報を流布したりする行為です。当然「表現の自由」は尊重されるべきですが「人権侵害や差別する表現の自由」は許されるものではないと考えます。私は、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドラインに基づき権利侵害情報として削除されるべきだと考えます。こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集についても盛り込むべきだと考えます。また、行政機関等からの削除要請事案等も併せて分析し、今後の対応等に関する「協議機関」が整備されることを要望します。さあに、その協議機関において、当事者からの意見等を踏まえながら、削除対象となる権利侵害事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを強く期待いたします。ぜひご検討願います。

【個人】

当該部分について、ガイドライン案では関連裁判判例とともに例示されておりますが、以下5点について具体的にガイドラインに掲載していただきたい。

1. 同和地区の所在地情報
2. 同和地区出身者であると示す情報
3. 同和地区出身者の身元調査につながる情報
4. 同和地区の土地建物の忌避につながる情報
5. 同和地区住民への排斥や差別を呼びかける情報

【個人】

本ガイドライン案では「被害者以外の者による削除申出についても第22条から第25条までの規定に準じて、速やかに対応を行うことが望ましい。」とされている。

この「望ましい」という記載では、自治体等公的機関が同和地区(被差別部落)の写真や動画、情報の書き込みの削除申請を行ってもサイト管理者は削除に応じない可能性がある。

また、インターネット上には、「〇〇で起こった事件の犯人は、同和地区(被差別部落)出身者らしい」といった被害者が特定しづらいが、差別を助長するような書き込みも見られる。このため、近年、多くの自治体等公的機関がインターネットモニタリングを実施し、人権侵害又は差別を助長すると判断した書き込み等を発見した場合、サイト管理者へ削除依頼を行っているが、削除されないケースが多いという状況にある。

上記のことから、自治体等公的機関からの削除要請については、サイト管理者が第22条から第25条までの規定に準じて、確実に対応されるようガイドラインに明記すべきである(例:速やかに対応を行うことが適当である。)

(P8の「Ⅲ 大規模特定電気通信役務提供者の運用状況の透明化に係る規律関係『3 措置の実施状況等の公表(第28条)関係』」において、公的機関からの削除要請件数や削除件数を公表することとなっておりますが、そもそも公的機関の削除要請に真摯に応じてもらえなければ意味がありません。)

東京高裁判決(令和5年6月28日半タ1523号)で、「人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益である」ということが示された。

一方、近年、興味本位で被差別部落(同和地区)の写真や動画をインターネット上に投稿する事例が見受け

られる。

これらの投稿の中には、地名等、地域を特定する情報が掲載されていないものもあるが、たとえ地名等の情報がなくても、当該地域が存する市町村に居住する者であれば地域が特定できる等、実質的にはどこが被差別部落(同和地区)」をウェブ上に掲載することと同様の行為となっており、当該地域に居住する者の私生活の平穩を脅かしている。

しかしながら、自治体等公的機関が上記で示した投稿の削除要請をサイト管理者に申請しても、削除されないケースが多いという現状にある。

また、障がい者、高齢者、外国人、同和地区(被差別部落)出身者等への誤った情報(例:〇〇で起こった事件の犯人は、同和地区(被差別部落)出身者らしい。)により、平穩な生活が脅かされている現状もある。

このことから、ガイドライン「1-1-4 私生活の平穩」については、上記の問題が解決するような運用としてもらいたい。

【個人】

ガイドライン案を支持・賛同した上で、意見を述べたい。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題(識別情報の摘示)だけではない。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要である。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【個人】

部落差別の識別情報については、直接的なものに限定せず、広く削除対象とするように求めます

【個人】

ガイドラインに、「私生活の平穩」にかかわって、「差別されない権利」を認めた東京高裁判決を掲載したことは評価できる。ガイドラインによって法を機能的なものにするためにも、「〇〇には被差別部落があってガラが悪い」といった部落差別を助長する書き込みも削除対象とすることが必要である。

【個人】

「被害者以外の者による削除申出についても第22条から第25条までの規定に準じて、速やかに対応を行うことが望ましい。」とされている。

しかしながら、この記載では、公的機関(法務局、地方自治体等)からの削除申請に対して、サイト管理が応じない可能性がある。

近年、インターネット上には、「〇〇で起こった事件の犯人は、同和地区(被差別部落)出身者らしい」といった被害者が特定しづらいが、差別を助長するような書き込みも見られる。

このため、多くの公的機関がインターネットモニタリングを実施し、人権侵害又は差別を助長すると判断した書き込み等を発見した場合、サイト管理者へ削除依頼を行っている。

上記のことから、公的機関からの削除要請については、第22条から第25条までの規定に準じて対応するよう、ガイドラインに明記すべきと考える。

また、P8の『Ⅲ 大規模特定電気通信役務提供者の運用状況の透明化に係る規律関係「3 措置の実施状況等の公表(第28条)関係」では、公的機関からの削除要請件数や削除件数の公表を求めることとなっていることを踏まえると、公的機関からの削除要請については、第22条から第25条までの規定に準じて対応するよう、ガイドラインに明記すべきと考える。

東京高裁判決(令和5年6月28日半タ1523号)で、「人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益である」ということが示された。

一方、近年、興味本位で被差別部落(同和地区)の写真や動画をインターネット上に投稿する事例が見受けられる。

これらの投稿の中には、地名等、地域を特定する情報が掲載されていないものもあるが、たとえ地名等の情報がなくても、当該地域が存する市町村に居住する者であれば地域が特定できる等、実質的にはどこが被差別部落(同和地区)」をウェブ上に掲載すること同様の行為となっており、当該地域に居住する者の私生活の平穏を脅かしている。

しかしながら、上記で示した投稿の削除要請をサイト管理者に申請しても、削除してもらえないというケースがある。

また、障がい者、高齢者、外国人、同和地区(被差別部落)出身者等への誤った情報(例:〇〇で起こった

事件の犯人は、同和地区(被差別部落)出身者らしい。)により、平穏な生活が脅かされている現状もある。

このことから、ガイドライン「1-1-4 私生活の平穏」については、上記の問題が解決するような運用としてもらいたい。

【個人】

1. 被差別部落の所在地情報がインターネット上で流布されること(「識別情報の適示」)は、ガイドライン案でも判例として示されている通り、「人間としても尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益」を侵害する行為であり、「識別情報の適示」に関わる情報は明確に削除対象として明記していただきたい。

2. 被差別部落出身であるということを理由に、侮辱、嫌がらせその他の不当な差別的言動を内容とする情報をインターネット上に流通させる場合も明確に削除対象として明記していただきたい。

3. 「識別情報の適示」や「不当な差別的言動」を削除対象として明記することに関して、被差別部落出身者という属性のみならず、人種、民族、信条、性別、障害、疾病又は性的指向等あらゆる被差別マイノリティを対象とすることを明記していただきたい。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

1 同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

2 同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

3 同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

4同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

5同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるのですべてを削除の対象としていただきたい。

【個人】

・同和地区に関する識別情報の摘示や賤称語、その他部落差別に繋がるような書き込み等の情報が権利侵害情報に該当し、送信が防止されるよう要望します。

・本法においては、権利侵害情報に対する削除対応の迅速な対応がなされるよう、毅然とした態度で運用していただきたい。

・本法の対象を将来的には中小プラットフォーム事業者を含む通信業界全体に適応されるよう努めていただきたい。

・本法律の施行により、悪質な差別書き込みや誹謗中傷が一掃され、被害者が出ないようにすることを期待したい。

・被害者からの申出において、「アカウント非保有者であっても申出を行うことができる」ことは非常に良いことだと考える。権利侵害情報に対してより迅速な対応が可能となり、情報拡散の抑止に繋がることを期待したい。

・真偽不明の情報や誹謗中傷の書き込み等がこれまで以上に拡散してしまうのではないかと危惧している。情報流通の適正化を目指し対策を進めていただきたい。

【個人】

昨年6月、全国部落調査復刻版出版事件裁判において、「差別されない権利」を認める判決が出されたが、これは、当該ガイドラインの他人の権利侵害情報として保護されるべき権利である、「プライバシー」「私生活の平穩」「肖像権」に該当するものと考えます。

については、同和地区に関する識別情報の摘示や賤称語、その他部落差別に繋がるような書き込み等の情報が権利侵害情報に該当し、送信が防止されるよう要望します。

大規模プラットフォーム事業者に配置が義務付けられる侵害情報調査専門員においては、「我が国の法令や文化的・社会的背景に明るい人材である必要がある」とされているが、権利侵害情報の削除に関し適切な判断ができるよう、同和問題(部落差別)をはじめとするあらゆる人権問題に対して正しい認識・理解を有する人材が配置されるよう努めていただきたい。もしくは、同専門員に対して定期的にあらゆる人権問題の研修を実施するなど、人権意識の高揚を図られるよう要望します。

本法の対象は、大規模プラットフォーム事業者であり、中小のプラットフォーム事業者やWEB管理者等は法の対象外となっている。また、削除基準の内容がプラットフォーム事業者によって異なることから、法施行後は運用状況の集約及び検証を行い、将来的には共通した削除基準や規律が、中小プラットフォーム事業者を含む通信業界全体で共有されるよう努めていただきたい。

本法においては、権利侵害情報に対する削除対応の迅速化として、「一定期間内(14日)に削除を申し出た者に削除するか否か、その理由を通知しなければならない」と明記されているが、この「一定期間」が大規模プラットフォーム事業者に遵守され、迅速な対応がなされるよう、毅然とした態度で執行していただきたい。

先日、米メタ社がファクトチェックを廃止すると発表したことから、真偽不明の情報や誹謗中傷の書き込み等がこれまで以上に拡散してしまうのではないかと心配しています。今後、同様の事案が起らないよう、情報流通の適正化を目指し対策を進めてほしい。

被害者からの申出において、「アカウント非保有者であっても申出を行うことができる」ことを評価したい。削除手続きの迅速化に繋がることから、権利侵害情報の拡散抑止に一定の効果があると思います。

本法律の施行により、悪質な差別書き込みや誹謗中傷が一掃され、被害者が出ないようにすることを期待しています。(削除への

【個人】

インターネット社会になって部落差別が蔓延している。
被差別部落の所在地情報が新たに流布されている。
私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象とされたい。

【個人】

部落差別にかかわるあらゆる情報がすみやかに削除されるべきだと考えている。
権利侵害等を理由に差別情報が野放しにされることのないよう、削除などの対応を積極的に進められたい。

【個人】

ガイドライン案では、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

- 1.同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。
- 2.同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。
- 3.同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。
- 4.同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。
- 5.同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるのですべてを削除の対象としていただきたい。

【個人】

ガイドライン案を指示・賛同したうえでの意見です。

インターネット上で野放し状態の部落差別事案は、被差別部落の所在地情報が流布される問題だけではありません。

「被差別部落(同和地区)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させています。こうした問題に歯止めをかけることが重要です。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、削除の対象としていただきたい。

【個人】

ガイドライン案には基本的に賛同します。SNS上での部落差別に関して、具体的な削除の取り組みが積極的に展開されることを強く望みます。関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示・引用されていることに対して意見があります。

同和を「童話」に、部落民を「B民」と表記し、前後の文脈から部落出身者や同和地区とわかるものにして、個人情報暴露や偏見等の情報を流布したりする行為がある。

「表現の自由」は尊重されるべきだが「人権侵害や差別する表現の自由」は許されません。私は、こうした情報も明らかに部落差別であり、ガイドライン案に基づき権利侵害情報として削除されるべきと考えます。

こうした事案への対処等に関して、障害者差別解消法に基づく対応指針を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みや「削除されなかった事案」等の収集、あわせて行政機関等からの削除要請事案もあわせて分析して今後の対応に関する協議機関の整備を要望します。

当事者からの意見などをふまえながら、削除対象となる権利侵害情報事案の積み上げによりガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待します。ご検討をよろしく願います。

【個人】

ガイドライン案を支持・賛同する立場から、意見を述べます。

インターネット上で野放し状態となっている部落差別の事件は、被差別部落の所在地情報が流布される問題（識別情報の摘示）だけではありません。

「同和地区(被差別部落)」や「被差別部落出身者」など、特定の共通した属性に対する偽・誤情報や差別的な揶揄、差別的表現の情報が流通することにより、偏見や差別意識を増長させている。こうした問題に歯止めをかけることが重要と考えます。

ガイドライン案の関連裁判例でも、上記の趣旨が引用されていることから、私生活の平穩を侵害するものとして、削除の対象にしてください。

また、SNSによる個人への脅迫的な攻撃により、追い詰められ自殺する事件がたえません。即時に削除され、また被害者を救済する制度も必要と思います。

【個人】

ガイドライン案を賛同する立場で意見を述べたい。昨今のインターネット・SNS上で、部落差別に関わる事案が非常に流布されている。特に、被差別部落の所在地の情報が散見される。また、同和地区や被差別部落出身者に対しての誤った情報や嘘の情報が発信されたり、悪質性をもった差別的な文章がネット上でばらまかれたりして、偏見や差別意識が増幅されている。被差別当事者にとって、これらの情報に触れるたびに、常にきつい思いをしている。ガイドライン案の関連裁判案にも、書かれているように私生活の平穏を侵害するものとして、削除の対象とお願いしたい

【個人】

ガイドライン案には概ね賛同いたします。

数多にあるコンテンツを利用すれば散見できるものばかりなので、今回は具体例は記さないが、昨今のインターネットやSNS上では、匿名性が高い分節度のない書込みであふれかえっている状態である。

特定の固有名詞などはリスト等により検閲することも可能だと思うが、造語・隠語・当て字等によるものまでは判断に時間がかかり取りこぼしてしまうことが推定できる。

日々新しい造語等による表現が出てくる世であり、有識者や法の下で都度判断する必要がある。

特に性表現や同和問題等触れにくい事項に関して根深く残り散見される。

また一度世に出た物の削除や足取りを掴むことも容易でなく不可能に近いため、厳罰対応とCM等での周知徹底し、元を出させない環境づくりも必要と考える。

しかし捉える側の解釈の相違により意図していない場合もあり、善悪の判断が難しい側面もある。

一定の枠組みは必要であるが、柔軟な対応が出来るよう取り計らうべきと考える。

難しい問題であるが、私生活の平穏を侵すようなものについては、早急に差押えや削除の対象および情報開示ができる体制づくりをお願いしたい。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるのですべてを削除の対象としていただきたい。

【個人】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態となっている部落差別に関して、削除されるような取り組みが進むことを強く望みます。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示、引用されていることに関して意見します。

例えば、同和という文字を「童話」に変えたり、部落民を「B民」と表現したり、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの、具体的には「誰だれはB民」といったような暴露や、被差別部落や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為について、こうした情報は明らかに部落差別であり、「ガイドライン案」に基づいて権利侵害情報として削除されるべきと考えます。

こうした事案の対処等に関しては、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みの中で削除されたもの、「削除されなかった事案」等の収集を行うとともに、行政機関等からの削除要請事案なども合わせて分析し、今後の対応に関して協議し、具体的に対応を行っていく組織の整備を要望します。

その機関においては、当事者からの意見等を踏まえながら削除対象となる権利侵害情報事案が積み上げられ、ガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待しています。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(23年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害するものである」と指摘したうえで、部落差別の助長につながる情報を削除基準に入れました。このガイドライン案を支持したうえで、以下の意見を述べます。

同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み、動画などの情報は、部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

同和地区出身者であることを示す情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報も部落差別を助長拡散するので、すべてを削除の対象としていただきたい。

同和地区の土地建物の忌避につながる情報も部落差別を助長拡散するもので、すべてを削除の対象としていただきたい。

同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報は、同和地区住民の人権を侵害し、甚大な被害を与えるのですべてを削除の対象としていただきたい。

【個人】

ガイドライン案には基本的に賛同し、SNS上で野放し状態となっている部落差別に関して、削除されるような取り組みが進むことを強く望みます。

関連裁判例「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、人格的な利益を侵害するものである」が例示、引用されていることに関して意見します。

例えば、同和という文字を「童話」に変えたり、部落民を「B民」と表現したり、前後の文脈から部落出身者や同和地区に関する情報であるもの、具体的には「誰だれはB民」といったような暴露や、被差別部落や同和地区出身者一般に対する偏見等の情報を流布したりする行為について、こうした情報は明らかに部落差別であり、「ガイドライン案」に基づいて権利侵害情報として削除されるべきと考えます。

こうした事案の対処等に関しては、障害者差別解消法に基づく対応指針(ガイドライン)を参考に、大規模プラットフォーム事業者による自主的な削除の取り組みの中で削除されたもの、「削除されなかった事案」等の収集を行うとともに、行政機関等からの削除要請事案なども合わせて分析し、今後の対応に関して協議し、具体的に対応を行っていく組織の整備を要望します。

その機関においては、当事者からの意見等を踏まえながら削除対象となる権利侵害情報事案が積み上げられ、ガイドライン等が補強され、SNS上の権利侵害等への対処が推進されることを期待しています。

【個人】

ガイドライン案には概ね賛同いたします。

数多にあるコンテンツを利用すれば散見できるものばかりなので、今回は具体例は記さないが、昨今のインターネットやSNS上では、匿名性が高い分節度のない書込みであふれかえっている状態である。

特定の固有名詞などはリスト等により検閲することも可能だと思うが、造語・隠語・当て字等によるものまでは判断に時間がかかり取りこぼしてしまうことが推定できる。

日々新しい造語等による表現が出てくる世であり、有識者や法の下で都度判断する必要がある。

特に性表現や同和問題等触れにくい事項に関して根深く残り散見される。

また一度世に出た物の削除や足取りを掴むことも容易でなく不可能に近いため、厳罰対応とCM等での周知徹底し、元を出させない環境づくりも必要と考える。

しかし捉える側の解釈の相違により意図していない場合もあり、善悪の判断が難しい側面もある。

一定の枠組みは必要であるが、柔軟な対応が出来るよう取り計らうべきと考える。

難しい問題であるが、私生活の平穏を侵すようなものについては、早急に差押えや削除の対象および情報開示ができる体制づくりをお願いしたい。

【個人】

ガイドライン案では、東京高裁の判決(令和5年6月28日)を引用して、「同和地区の出身であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、平穏な生活を侵害され、人格的利益を侵害す

るものである。」と指摘した上で、削除基準に部落差別の助長につながる情報を入れました。このガイドライン案を支持した上で、以下の意見を述べます。

次の情報及び書き込みについては、部落差別を助長又は拡散するおそれがあるため、全てを削除の対象としていただきたい。

- (1)同和地区の所在地リストや所在地を知らせる書き込み
- (2)同和地区出身者であることを示す情報
- (3)同和地区出身者の身元調査につながる書き込みや情報
- (4)同和地区の土地建物の忌避につながる情報
- (5)同和地区住民の排除や差別を呼び掛ける情報

【個人】

ガイドライン案には基本的に賛同します。

奈良県では、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が中心となって、2003年から各市町村、県及び人権関係機関がインターネット上の差別書き込みについてモニタリングを行い、部落差別をはじめとする書き込みや動画の削除に取り組んできました。削除が進展しないことに忸怩たる思いを抱き、実効性のある対応を要望してきたところです。本法律が、あらゆる人権問題について具体的な削除につながるものとなるよう強く希望するものです。

まず、本ガイドラインには、個別の差別、人権侵害についての表記がありません。

女性、外国人、障がい者、高齢者、性的少数者、特に日本固有の人権問題と言える、部落差別、ハンセン病回復者、アイヌの人々への人権侵害について明記することを求めます。

部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

- 1) 特定地域を同和地区であると摘示する動画や画像、地名の投稿。部落差別に関する裁判資料などの公開。
- 2)特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為
- 3)雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為
- 4)同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為
- 5)同和地区出身者の身元調査につながる投稿
- 6)同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿

7) 学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿

8) 明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など

部落差別にかかわる情報は、悪用を考える人を利するものであり、部落問題に関する知識が不十分な人の偏見をあおり、差別意識を醸成しかねません。就職や結婚などの身元調査、土地差別調査や不動産物件忌避、さらには、同和地区出身者へのヘイトクライムなどが危惧されます。確実な対処に結びつくガイドラインの提示を切望します。

本法律の施行によって、インターネット上に横行する部落差別などマイノリティへの人権侵害にかかわる書き込みなどについて、実効性のある削除の取組を強く希望します。

【個人】

ガイドライン案には基本的に賛同します。

奈良県では、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が中心となって、2003年から各市町村、県及び人権関係機関がインターネット上の差別書き込みについてモニタリングを行い、部落差別をはじめとする書き込みや動画の削除に取り組んできました。削除が進展しないことに忸怩たる思いを抱いき、実効性のある対応を要望してきたところです。本法律が、あらゆる人権問題について具体的な削除につながるものとなるよう強く希望するものです。まず、本ガイドラインには、個別の差別、人権侵害についての表記がありません。女性、外国人、障がい者、高齢者、性的少数者、特に日本固有の人権問題と言える、部落差別、ハンセン病回復者、アイヌの人々への人権侵害について明記することを求めます。部落差別に関するガイドラインについては、次のことを削除対象とするよう求めます。

- 1) 特定地域を同和地区であると摘示する動画や画像、地名の投稿。部落差別に関する裁判資料などの公開。
- 2) 特定個人を同和地区出身者であると摘示する行為
- 3) 雇用や結婚、不動産売買にあたって同和地区出身者や同和地区を忌避・排除するよう扇動する行為
- 4) 同和地区や同和地区出身者を特定する方法を示唆したり、教示したりする行為

- 5) 同和地区出身者の身元調査につながる投稿
- 6) 同和地区(被差別部落)について、B地区、童話、地名の当て字や伏字、部楽などを用いた地名の投稿
- 7) 学術・研究などが記載されている場合であっても、学術倫理に反し、差別を助長・扇動する表現を含む地名の投稿
- 8) 明確に同和地区(被差別部落)を示唆するような説明等がなくても、過去の投稿において、特定の地域が同和地区(被差別部落)であると示唆してきたことが明確なアカウントによる、同和地区(被差別部落)を示唆する地名の投稿など
- 部落差別にかかわる情報は、悪用を考える人を利するものであり、部落問題に関する知識が不十分な人の偏見をあおり、差別意識を醸成しかねません。就職や結婚などの身元調査、土地差別調査や不動産物件忌避、さらには、同和地区出身者へのヘイトクライムなどが危惧されます。確実な対処に結びつくガイドラインの提示を切望します。本法律の施行によって、インターネット上に横行する部落差別などマイノリティへの人権侵害にかかわる書き込みなどについて、実効性のある削除の取組を強く希望します。

【個人】

削除対象として、ガイドラインにあるように、部落差別に関する投稿など、人権問題に関わる差別的言動は対象としていただきたいです

【個人】

当該部分について、ガイドライン案では関連裁判判例とともに例示されておりますが、以下5点について具体的にガイドラインに掲載していただきたい。

1. 同和地区の所在地情報
2. 同和地区出身者であると示す情報
3. 同和地区出身者の身元調査につながる情報
4. 同和地区の土地建物の忌避につながる情報
5. 同和地区住民への排斥や差別を呼びかける情報

【個人】

インターネット上の差別的投稿については、部落差別に関する差別をはじめ、人を傷つけるような書き込みを削除対象とするとともに、日本の歴史的背景に精通する調査官を置くなど、実効性のある法律の運用をお願い

いします

【個人】

「識別情報の適示」や「不当な差別的言動」を削除対象として明記することに関して、被差別部落出身者という属性のみならず、人種、民族、信条、性別、障害、疾病又は性的指向等あらゆる被差別マイノリティを対象とすることを明記していただきたい。

【個人】

5. その他

意見 5-1 権利侵害の有無とはその性質上、本来司法が判断するものであり、その役割をプラットフォームに委ねるのは適切でない

考え方 5-1

侵害情報の定義は当該法律第2条2項6号に「特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとするものが当該権利を侵害したとする情報をいう」と記載がありますが、権利侵害の有無とはその性質上、本来司法が判断するものです。その役割をプラットフォームに委ねるのは適切でないと考えます。

【X Corp.Japan株式会社】

頂いた御意見については、本意見募集の対象外です。

意見 5-2 著作権侵害コンテンツについて、更なる対応が必要

考え方 5-2

- ・ 著作権等侵害があった際に、侵害情報送信防止措置として当該コンテンツの表示停止のみの対応をとるプラットフォーム事業者がありますが、動画等のコンテンツ自体を削除することを要望します。
- ・ 放送局が違法動画によって被っている損害規模と、違法動画によってプラットフォーム事業者が得ている収益を比較して、罰則が非常に軽く、プラットフォーム事業者に積極的な対応を促す状況となっていないことを危惧します。さらに実効性のある罰則を設けることが必要と考えます。
- ・ 侵害コンテンツにつけた広告等から、侵害コンテンツに関わる一部の権利者らが収入を得ていた場合でも、他の権利者から削除の要請を受けた時には、速やかに対応することを要望します。また、侵害コンテンツによって利益を得る者が発生しないような仕組みを構築する必要があると考えます。
- ・ 侵害コンテンツを利用して大規模特定電気通信役務提供者や侵害者等が収入を得ていた場合には、当該収入についても公表の対象とするべきと考えます。(再掲)
- ・ 法第二十三条における「必要な調査」は、侵害コンテンツの削除対応後に発信者から異議申立て等が行われた場合にも、さらなる不要な異議申立て等を避けるために、大規模特定電気通信役務提供者から当該発信者へその削除理由等の説明を可能とするものであるべきと考えます。

【一般社団法人日本民間放送連盟】

頂いた御意見については、本意見募集の対象外です。

- ・ 著作権侵害があった場合、プラットフォーム事業者が侵害情報送信防止措置として当該コンテンツの表示停止のみという対応をとることがありますが、動画等のコンテンツ自体を削除することが必要であると考えます。

<p>・ 違法動画によってプラットフォーム事業者が得ている収益を考慮すると、罰則が軽いためにプラットフォーム事業者に積極的な対応を促す状況となっていないことが懸念され、実効性のある罰則を設けることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>	
<p>意見 5-3 違法・有害なコンテンツを発信・拡散する者が、付随するデジタル広告等によって収入を得ることが無いような仕組みを構築すべき</p>	<p>考え方 5-3</p>
<p>・ 違法・有害なコンテンツを発信・拡散する者が、付随するデジタル広告等によって収入を得ることが無いような仕組みを構築する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>	<p>頂いた御意見については、本意見募集の対象外です。</p>
<p>意見 5-4 情報流通の適正化を目指し、対策を進めていくべき</p>	<p>考え方 5-4</p>
<p>先日、米メタ社がファクトチェックを廃止すると発表したことから、真偽不明の情報や誹謗中傷の書き込み等がこれまで以上に拡散してしまうのではないかと心配しています。今後、同様の事案が起こらないよう、情報流通の適正化を目指し対策を進めて欲しいと思っています。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>頂いた御意見については、本意見募集の対象外です。</p>
<p>意見 5-5 国(法務局)にインターネットによる差別的な投稿について削除依頼をしているが、その結果について通知をいただきたい</p>	<p>考え方 5-5</p>
<p>人権担当部署としては、串本町部落差別の解消の推進に関する条例・串本町人権を尊重する町づくり条例を性定しており、インターネット等による差別表現、差別発言その他の人権侵害当たる行為を早期に解決ができることが期待される法整備がされることについては、反対意見はございません。</p> <p>現在、国(法務局)にインターネットによる 差別的な投稿について削除依頼をしています。その結果について通知をいただけるよう取り入れていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【和歌山県串本町住民課】</p>	<p>頂いた御意見については、本意見募集の対象外です。</p>
<p>意見 5-6 その他</p>	<p>考え方 5-6</p>
<p>本件、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等」に関し、ネットの無秩序で、高齢者等が認識できない、詐欺的事案や、国外からの日本への攻撃に関し、規制を掛ける、いわゆる”ネット規制”には、賛同する。</p> <p>しかし乍ら、ここ数年の「コロナワクチン騒動」に於ける、政府とマスゴミの、日本国及び日本人への、</p>	<p>頂いた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

<p>1、真実の情報の不開示 2、死者多数発生している、ワクチン接種の危険性放置、否その推進。 3、貴重な国民の税金を、外国(ウクライナ、太陽光・風力の中国、外国観光客等々)へばら撒き、日本人(能登地震被害者、ワクチン被害者、賃金の抑制等々)を行ってきた、売国・亡国の自公政権には、全く信頼が無くなった。</p> <p>故、今回の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等」に、何らかの日本国と日本人への詐欺的・欺瞞的陰謀が内在している事は明らかだと、考えざるを得ない。</p> <p>故、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等」には反対である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>この法案では、細かなレベルでのアウトティングの防止にはなっていないのではないかと感じます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>頂いた御意見については、本意見募集の対象外です。</p>
<p>フジテレビの停波、報道しない自由を駆使する会社であり停波が相応しい状態です。フジテレビ内部での人権侵害行為を上司が隠蔽していて機能しない会社にまともな報道は出来ないと思います、また、更にコロナワクチン健康被害の実態も国民の命すら蔑ろにしています。政府が発表している900名以上死亡認定を報道しない。紅麴はたったの5人でさわいだフジテレビはもっと周知すべき事案の優先順位の分からない報道時点で停波するのに相応しくこれを許している総務省の管理能力も疑わしいと言わざるをえない。国民に対し賠償責任があると思います。万人単位の死亡増加を検証もしない国民の生命を守れない放送局など害悪でしかない。その実態を把握できない総務省職員。東大を出ていれば優秀で国益を考える集団でなくてはならない誇りを持ちテレビ局の停波、賠償責任を明確にして欲しい</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	